

国民税制研究[®]

《ISSN 2188-6970》

第8号（2022年12月）

Japan Tax Journal No.8

《目次》

- ◎巻頭言：なぜ憲法の租税法律主義は重要なのか？ …… 1
辻村祥造
- 【論説】タックスインデクセーションと租税法律主義 …… 3
～アメリカでは常識の「物価スライド税制」
石村耕治
- 【論説】アメリカ連邦電子帳簿書類保存規制 …… 91
～自発的納税協力と帳簿書類等の電子化
石村耕治
- 【研究ノート】通達による「業務に係る雑所得」区分の明確化と租税法律主義 …… 163
～シェアリングエコノミー対応での「所得税基通 35-2 改正案」とは
本村大輔／石村耕治
- 【時流を読む】 …… 176
- 《編集後記》
中村克己

なぜ憲法の租税法律主義は重要なのか？

税の実務家にとっては、毎年、役所がつくり議会がシャンシャンして新たに世に出てくる改正税法をいかに実務に反映するかが重要である。言いかえると、税の実務家は、今ある税法、あるいは新たにつくられた税法が、憲法に定める「租税法律主義」とぶつかるのかどうかは二の次の状態で仕事をしている。

若かりし頃に、石村代表の導きもあり、税務の視察で、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、欧州諸国などを訪れた。コロナ禍や円安に悩まされる昨今とは異なり、まさに外国税務をリアルで見聞きできる異次元の時代であったのかもしれない。

アメリカやカナダを訪れたところから、「租税法律主義」とは、米語では、「No taxation without representation」、つまり「代表なければ課税なし」というのかなあ、と考えてきた。しかし、何かすっきりしないところもあった。「租税法律主義」という言葉は、英語、ヨーロッパ圏などではどう表現するのか長らく考えをめぐらしてきた。石村代表から、英語、ヨーロッパ圏などでは、「tax legality principle」、もう少しフォーマルには「the legality principle of taxes」と言うのだと聞かされて、なるほどと納得できた。「日本国憲法が定める租税法律主義」は、「the legality principle of taxes in the constitution of Japan」と表記すれば、グローバルに伝わるのだろう。

今号では、租税法律主義 (tax legality principle) を高度の規範にし、現実の租税政策に大きな疑問符を投げかける研究論文が掲載されている。

1つは、石村代表の【論説】「タックスインデクセーションと租税法律主義～アメリカでは常識の『物価スライド税制』」である。

高インフレで物やサービスの価格が上がり、消費税負担が急増している。いわゆる「インフレ税」問題だ。解決には、所得減税や消費税率引下げが必須である。だが、政府は、税の自然増収万歳で、所得減税や消費税率引下げの声には耳を貸さない。ところが、アメリカでは、物価が上がったら毎年必ずその分を調整する、「物価スライド税制」、「物価自動調整税制」、「タックスインデクセーション」を早くから導入している。今回の高インフレにも対峙できる仕組みが整備されている。

この論説では、物価スライド税制導入は、憲法 84 条「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と記した租税法律主義の原則に資すると説く。アメリカでは連邦所得税制では 62 もの項目を毎年物価スライドする仕組みを構築している。わが国の野党は何をしているのだろうか？財務省忖度大好きな財政学者だけが問題ではないと思う。

もう 1 つは、本村大輔会員／石村代表の【研究ノート】「通達による『業務に係る雑所得』区分の明確化と租税法律主義～シェアリングエコノミー対応での『所得税基通 35-2 改正案』とは」である。

シェアリングエコノミー（共有経済）／デジタルエコノミーが活発化している。政府も、サラリーマンに副業／兼業を奨励する政策を打ち出している。また、組織に縛られずに自由な働き方をしたい人達も増え

ている。デジタルプラットフォームであるウーバーイーツなどが提供するスマホアプリを活用して食事宅配のような雇用類似の働き方をするギグワーカーが典型である。こうした働き方をする人たちにフィットする所得区分が必要だということで国税庁が動きだした。雑所得に新たに「業務に係る雑所得」、いわゆる「副業／兼業に係る所得」区分を創設するという。

「事業所得」か「業務に係る雑所得」かのいずれに該当するかは、形式基準で判断できるようにしようという提案である。すなわち、原則として「その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうか」で判定することにする。そのうえで、「その所得がその者の主たる所得でなく、かつ、その所得に係る収入金額が300万円を超えない場合には、記帳と帳簿保存がない限り、業務に係る雑所得として取り扱うことにする」というわけだ。

今般のシェアリングエコノミー／デジタルエコノミー対応の納税環境整備に先立ち、2020（令和2）年度に税制が改正され、「現金主義の特例」（所得税法67条の2）が設けられ、前々年の副業・兼業の収入が300万円以下の場合、現金の動きに基づいた経理方法である現金主義を取ることができるようになった（同法施行令196条の2）。

また、2021（令和2）年分所得税確定申告書様式では、この通達改正を先取り、すでに織り込み済みとした形で、雑所得のカテゴリーを、⑦「公的年金等」、⑧「業務」、⑨「その他」に3区分している。⑧「業務」とは「原稿料、講演料またはシェアリングエコノミーなどの副収入による所得」と説明されている。外貨（FX）取引、暗号資産取引に係る収入などがある場合には、⑨「その他」に記入することとされている。

所得の種類についての本法（所得税法）そのものは改正されていない（所得税法23～35条）。ということは、今回の通達改正案は、新たな所得区分を通達で定めようと

するものとみてよい。租税法律主義に反するのではないか。また、「2022（令和4）年分以後の所得税について適用」とするのは、遡及適用ではないか。この遡及適用で損益通算ができず不利益を被る納税者も出てくる。税法の不利益な遡及適用を禁止する租税法律主義の原則に反する。

石村代表【論説】「アメリカ連邦電子帳簿書類保存規制～自発的納税協力と帳簿書類等の電子化」では、アメリカの電帳規制について詳しく紹介している。とりわけ、アメリカの場合は、課税処分のための税務調査とリンケージする形で電帳規制が実施されている。税務は「議会主導」が確立されているアメリカでは珍しく、いわゆる「行政主導」ですすめられていることがわかる。もっとも、行政に行き過ぎがあれば、議会が直接介入し、電子帳簿書類保存規制の交通整理にあたっていることがわかる。

アメリカの場合は、連邦は、付加価値税／消費税を導入していない。このことも手伝ってか、「インフレ税」対策での物価スライド税制も、電帳規制／帳簿書類のデジタル化も、所得課税に傾斜する形で議論が展開されている。これに対して、わが国は、所得課税のみならず、消費課税にまで及ぶ形で議論が展開されている。まさに「Tax legality principle matters／租税法律主義は重要である」。この原則は、所得課税だけでなく、消費課税でも、厳しく問われないといけない。

国民税制研究所（JTI）事務局長
辻村祥造（税理士）

2022年12月20日

タックスインデクセーションと租税法律主義

● 論 説 ●

— アメリカでは常識の「物価スライド税制」 —

Why Tax Indexing Matters: Taxation to Fix Inflation and Tax legality principle in the US

石村 耕 治 (JTI代表・白鷗大学名誉教授)

【内容目次】

●はじめに

～いわゆる「物価スライド税制」の所在

I インフレーションと所得課税

- 1 所得課税における「インフレ税」とは何か
- 2 インフレ税退治手法の選択
- 3 インフレ税の影響は稼得する所得により異なる
- 4 インフレ税退治を求める理論の萌芽
 - (1) 個人の所得の質的要素からみたインフレ税対策の対象
 - (2) フリードマンが想定したインフレ税対策の対象
 - (3) 物価スライド税制の色分け
- 5 物価スライド税制の対象範囲をめぐる議論
- 6 連邦個人所得税制からみた生活者向け物価スライド税制の所在
 - (1) 連邦個人所得課税の基礎
 - (2) 連邦個人所得税の課税の仕組み
 - (3) 連邦個人所得税の申告資格と適用される税率表
 - (4) 生活者向け物価スライド税制の所在
- 7 アメリカは物価スライド税制を早くから導入
 - (1) レーガン政権による連邦物価スライド税制の導入
 - (2) 守旧派の抵抗と財務長官のアナウンスメント
- 8 適正なインフレ指標選択の課題
 - (1) 連邦税法に定める「インフレ指数」算定方式とは

- (2) 「CPI / CPI-U」と「C-CPI-U」の定義
- (3) 連邦税法上の物価スライド調整の方法
- (4) 消費者物価指数の選択をめぐる課題

II アメリカ連邦個人所得税上のインフレ調整の仕組み

- 1 連邦所得税上のインフレ調整項目とは
 - (1) インフレ税退治装置は自動的に発動される
 - (2) 毎年整然と実施されるインフレ税退治スケジュール
- 2 連邦個人所得税上のインフレ税退治スケジュール表を読む

III 連邦のインフレ税退治スケジュール表に盛られた調整実例分析

- 1 総合課税の場合の連邦の税率表 / 課税所得金額
- 2 子供税 / 年少子供の不労所得課税
- 3 キャピタルゲイン税率適用額
- 4 養子税額控除
- 5 子ども税額控除
- 6 勤労所得税額控除
- 7 適格健康プランに適用される還付つき税額控除額
- 8 低所得者用住宅税額控除額算定上資本的支出扱いとなる改修費限度額
- 9 低所得者用住宅控除額
- 10 小規模雇用主向け従業者健康保険税額控除での平均年俸支払額
- 11 代替ミニマム税の基礎控除額
- 12 子ども税の対象となる子どもに対する代替ミニマム税の基礎控除額

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 13 小学校や中学校教師にかかる一定の費用 14 輸送用主要パイプライン建設業のアカウントプランのもとで選択的証明ルールに基づく従業者への経費払戻支払額 15 標準（定額）控除額 16 カフェテリアプラン 17 適格通勤費給付額 18 高等教育授業料や納付金に使われる合衆国国債から得た所得 19 養子支援プログラム 20 私的活動債の免税上限額 21 農業債を原資とした融資額の制限額 22 一般的なサヤ取り収益払戻ルール 23 利率保証契約（GIC）等にかかるプロカー手数料セーフハーバー・ルール 24 適格親族の総所得制限額 25 一定の減価償却資産にかかる費用化の特例 26 省エネ事業用建築物控除 27 適格事業所得 28 適格介護保険料 29 医療費積立口座 30 教育ローンの利子 31 現金主義会計の利用制限額 32 過大事業損失のしきい値 33 農業団体または園芸団体の会費取扱い 34 慈善募金活動に応じて寄附した際に受けなかったとみなせる給付限度額 35 税額控除および所得控除の特例 36 生命保険会社以外の保険会社に対する課税 37 租税回避のための出国 38 出国にかかる納税義務 39 外国勤労所得への課税除外額 40 譲渡または交換にかかる債務証書 41 遺産税にかかる統一基礎控除額／生涯非課税枠 42 故人の総遺産における適格不動産価額 43 贈与における年間の非課税額 44 アロー・シャフトに対する個別消費課税 45 航空運輸乗客への個別消費税 | <ul style="list-style-type: none"> 46 一定の免税団体に対する控除対象とならない政治工作費の報告義務の免除 47 外国人から受けた多額贈与の報告 48 連邦租税先取特権に対抗できる者 49 差押え禁止財産 50 賃金、給与その他の所得への差押禁止額 51 一定額の遺産税延納のかかる利子 52 納税申告書の提出義務違反 53 情報申告書、登録書類等の提出義務違反 54 他の者に対する納税申告書の作成者に対するその他の制裁 55 パートナーシップ申告書の提出義務違反 56 S 法人申告書の提出義務違反 57 正確な情報申告書の提出義務違反 58 正確な支払調書の交付義務違反 59 一定の滞納の場合に旅券の発給拒否または失効 60 弁護士費用裁定額 61 適格長期介護契約または一定の生命保険契約のもとで受領した定期的支払 62 適格小規模雇用主医療費払戻口座 <p>IV アメリカ諸州の所得税上のインフレ調整項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 諸州の所得税上のインデクセーション概要 2 州所得税上のインデクセーションの個別的点検 <ul style="list-style-type: none"> (1) アリゾナ州の物価スライド税制の特質 (2) アーカーソー州の物価スライド税制の特質 (3) カリフォルニア州の物価スライド税制の特質 (4) イリノイ州の物価スライド税制の特質 (5) オハイオ州の物価スライド税制の特質 <p>V わが国での物価調整減税論議</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 物価スライド税制と租税法律主義の展開 2 物価スライド税制の必要性 3 わが国で「幻」に終わった物価スライド税制の導入 <p>●むすびにかえて
～タックス・インデクシング・マターズ</p> |
|--|--|

●はじめに ～いわゆる「物価スライド税制」の所在

個人所得税 (individual income tax) は、超過累進税率 (progressive tax rates structure) を採用し、かつ、納税者の個人的事情を加味してさまざまな人的控除の仕組みを盛り込んでいる。しかも、わが国のように、所得控除 (personal exemptions) や税額控除 (tax credits) の額、税率表 (tax rate tables) / 税率区分 (tax brackets) [ただし、百分率 (%) 表記の税率ではなく、課税所得金額] などが固定されている仕組みを採ることが多い。こうした仕組みのもとでは、消費者物価が上昇し、それに対応する形で賃上げその他社会保障給付が増え、所得の増加につながると、それに連動し税負担の増加につながる。

ある世帯の所得が物価上昇の埋め合わせに必要なだけ名目所得 (nominal income) の増加があったとしても、実質所得 (real income) には変化は生じない。にもかかわらず、名目所得が増加した分だけ各種控除額や税率表 / 税率区分 [ただし、百分率 (%) 表記の税率ではなく、課税所得金額] などが調整されないと、納税者はより多くの税金を負担することになる。なぜならば、名目所得の増加で、納税者は「ブラケットクリープ / 隠れた高い税率区分への誘導 (bracket creep)」から逃げられない構図にあるからである。場合によっては、納税義務は物価上昇 (インフレーション / インフレ) 率以上に増加し、これにより実質所得は納税額増加分だけ目減りすることになる。こうした現象は、「インフレ増税 (inflation tax increases)」、「隠れたインフレ税 (creeping inflation tax / bracket creep)」などと呼ばれる (以下、たんに「インフレ税 (inflation tax)」という)。

インフレ税は、必ずしも所得課税 (income

taxation) に特有のものではない。消費課税 (consumption taxation)¹ や資産課税 (wealth taxation) でも生じうる。消費課税では、納税義務者は、原則として事業者である。しかし、実際に税を負担するの (担税者 / tax bearers) は最終消費者 (final consumers) である。言いかえると、最終消費者は担税者としてインフレ税を負担することになる。なぜならば、課税対象物品やサービスの購入価格が上がると、負担する消費税額も増えるからである²。

また、インフレ税で影響を受けるのは、個人納税者に限らない。企業納税者 (法人や事業性所得稼得者³) も影響を受ける。

ただ、企業納税者の場合、所得課税面において、一般的に課税所得算定の際の収益費用の額はインフレ率に応じて増大することから自動的に調整される。しかし、事業用資産の減価償却費については別である。インフレがある場合、実質的な減価償却額が低下し、その結果、税負担が増加する。すなわち、インフレがある場合、収益費用の額はインフレ率に応じて増大するものの、事業用資産の減価償却費についてはインフレ前の購入価額に基づいて計上されるので、他の費用と異なりインフレ率の影響を受けないまたはインフレ率がしっかりと反映されない。このことから、費用計上額の水準が現在の物価に比べて低くなり、課税所得が増大するという問題がある。企業納税者向けのインフレ税退治策が重要なポイントとして指摘される理由である。所得課税にタックスインデクセーション / 自動物価調整税制、いわゆる「物価スライド税制 / インフレ対策税制 (Taxation to fix inflation)」の導入をはかる必要がある。

一方、消費課税についても、課税対象となる付加価値算定の際の前段階控除 (仕入税額控除) などでインフレ調整が可能な仕組みになっている。消費税 (消費型の付加価値税 / multi-

¹ 具体的には、最終消費者を担税者とした単段階型の小売売上税 (single-stage retail sales tax) や消費型の付加価値税 / multi-stage consumption-type VAT / GST、個別消費税 (excise) などあげることができる。

² 対応策として、軽減税率 (reduced rates)、非課税取引 (exemptions)、ゼロ税率 (zero-rate) などを採用する。今般のコロナ禍やウクライナ戦争に伴う消費課税 (VAT / GST) 面からのインフレ税対策として、多くの諸国では、生活必需品やサービスに対する暫定的な付加価値税の税率引下げを実施している。See, Ruediger Bachmann, A Temporary VAT Cut as Unconventional Fiscal Policy (National Bureau of Economic Research Working Paper 29442, Oct. 2021) .

³ 事業性所得稼得者 (business oriented income earners) とは、わが所得税法に即していえば、事業所得、不動産所得、山林所得、公的年金等以外の雑所得があてはまる。

stage consumption-type VAT / GST) では、税は、事業者 (enterprise) ではなく、最終消費者 (ultimate consumers) が負担する仕組みになっているからである。すなわち、消費税の納税義務者 (taxpayer) は事業者であり、最終消費者が担税者 (tax bearer) となる仕組みにある。

ただ、消費税については、企業納税者でも、公定価格に支配されている種類の事業を営む者や、市場での競争的な地位が弱い事業者の場合には仕入価格の上昇分を販売価格に転嫁できない場合も少なくないのも事実である。しかし、税法学固有の視角からは、物価上昇分を価格に転嫁できるかどうかの問題と、インフレ税への対応問題とを分けて検討する必要がある⁴。

加えて、インフレ税への対応については、「企業納税者」と「生活者」(給与所得者や年金受給者など)⁵に分けて点検する必要がある⁶。

I インフレーションと所得課税

インフレーション (インフレ) とは、一般的かつ継続的に物価が上昇する現象である。インフレ税が発生し、それを放置すれば、政府の税

収が増え財政赤字解消につながり、インフレ放置策は望ましいとの意見がある。また、インフレ放置は、住宅ローン額の実質的な目減りにつながるから、生活者のなかから歓迎の声もあがる。その一方で、インフレやインフレ税放置で、生活必需品や光熱費が高騰し、かつ税負担も増加し、生活者は、二重の意味で被害を受けることから正義／公正に反するとの批判もある。

租税原則は、時代とともに移り変わる。今日、税制は、公平 (equality) ・中立 (neutral) ・簡素 (simplicity) ・公正 (fairness) であることが求められる。誤解をおそれずにいえば、個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにしようというのが、公平・中立の原則である。また、納税者の自発的納税協力 (tax compliance) を仰ぐためには、税制の仕組みをできるだけ簡素にし、分かりやすくしようというのが、簡素・公正の原則である。

インフレで所得税制に歪みが生じ、こうした歪みにより恩恵を得る、逆に損をするものがあるのでは、租税原則にマッチしない。また、インフレ税で政府の赤字財政が解消されるのも、政府には好都合かも知れないが、財政中立の観点 (revenue neutral way) から問題であり、

⁴ 消費課税上のインフレ税対策／インフレ対策税制としては、廃止や税率引下げも考えられるが、「ゼロ税率 (zero-rating)」の活用も一案である。石村耕治編『現代税法入門塾 (第11版)』(清文社、2022年) 310頁以下、拙論「消費税の今後：複数税率化と仕入税額控除」白鷗大学法科大学紀要 8号 file:///C:/Users/ishim/Downloads/KJ00009610779.pdf、石村耕治「オーストラリアの物品サービス税 (GST) 法制の分析」白鷗法学 22巻2号。http://jti-web.net/wordpress/wp-content/uploads/2019/01/ca6d6ec90bb1403b147a848e90846a59.pdf 参照。

⁵ 「生活者」、「庶民」という言葉は、さまざま定義されている。しかし、ここでは常識に委ね、深く探求しない。

⁶ 経済学ないし財政学では、インフレ税対策については、経済の自動安定調整機能 (automatic macroeconomic stabilizer) に委ねられるべきであり、政府は介入すべきではないとする意見もある。インフレ税放置論が根強い。しかし、本稿では、タックスインデクセーション導入の賛否に関する経済学／財政学上の論争についてはふれない。なぜならば、アメリカではすでに「物価スライド税制／インフレ対策税制 (Taxation to fix inflation)」が、連邦・諸州の税法に幅広く導入され、恒久的な制度として確立を見ているからである。なお、経済学あるいは財政学での論争について詳しくは、See, e.g., James L. Pierce & Jared J. Enzler, "The Implication for Economic Stability of Indexing the Individual Income Tax," in Henry J. Aaron ed., *Inflation and the Income Tax* 173-4 (1976, Brookings Institution). なお、邦文での研究としては、例えば、松本征夫「インデクセーションの類型と効果」政経論叢 (広島大学) 25巻5号 (1975年) 参照。

⁷ 租税原則 (tax principles) から、タックスインデクセーションを正当化することには大きな困難が伴う。レーガン政権は、1970から80年代にかけたインフレの猛威に立ち向かうために、1981年の税制改正法である経済再建税法 (ERTA = Economic Recovery Tax Act of 1981) を成立させた。このなかで、1985年から生活者向けのタックスインデクセーション／物価スライド税制を実施することになった。ところが、ERTA通過直後から、インフレ増税で歳入増を目指す議会共和・民主両党の議員による物価スライド税制潰し、85年実施阻止の動きがはじまった。物価スライド税制反対派も、物価スライド税制賛成派と同様に、その根拠を税制の「公正 (fairness)」原則に求めたのである。社会科学分野での「公正 (fairness)」、「租税正義 (tax justice)」のような不確定原則は、とかく「言葉の遊び」、さらには政治力学に基づく「言葉の便宜的利用」などにつながるおそれがある。納税者は、その使われ方をよく吟味する必要がある。See, Thomas M. Humbert, "Tax Indexing: At Last A Break for the Little Guy," Background No. 255 (Heritage Foundation, March 22, 1983) .

租税原則ともぶつかるのではないか。

このように、各種の租税原則を徹底するためにも、インフレ税をただすまたは取り除く必要があるのではないか⁷。

1 所得課税における「インフレ税」とは何か

所得課税における「インフレ税 (inflation tax)」とは何かを探るには、まず「所得 (income)」の定義を明確にしておく必要がある。

アメリカにおける伝統的な「所得」の定義は、1920～1930年代のシャンツァー・ヘイグ・サイモンズ (Schanz-Haig-Simons) の考え方にまで遡ることができる⁸。この伝統的な考え方では、一言でいえば、個人所得課税のベース (personal income tax base) となる「所得」とは、一定期間における「消費 (consumption) + 増加した純資産 (net worth) の合計金額」であるとされる。

【表1】 伝統的な「所得」概念

$I=C+NW$	I (income) 所得 C (consumption) 消費 NW (net worth) 増加した純資産 【機首と期末の差額】
----------	---

この「所得」に関する基本的な定義は、今日まで引き継がれている。一般に「包括的所得概念 (comprehensive income concept)」と呼ばれる。財政学 (theories of public finance) や税法学 (theories of tax law) に共通の概念である。

しかし、こうした伝統的な所得概念のもとでは、消費者物価が上昇し、それに対応する形で賃上げその他社会保障給付が増え、所得の増加につながると、それに連動し税負担の増加につながる。

ある世帯の所得が物価上昇の埋め合わせに必要なだけ名目所得 (nominal income) の増加があったとしても、実質所得 (real income) には変化は生じない。にもかかわらず、税法上の各種控除額や税率表／税率区分 [ただし、百分率 (%) 表記の税率ではなく、課税所得金額] などが調整されないと、名目所得が増加した分

だけ納税者はより多くの税金を負担することになる。場合によっては、納税義務は物価上昇率以上に増加し、これにより実質所得は納税額増加分だけ減少することになる。こうした現象は、「インフレ税」と呼ばれる。

2 インフレ税退治手法の選択

所得課税にあたり、物価上昇による名目所得の上昇、それに伴う税負担の自然増加を防ぐには「調整」が必要となる。インフレ税対策 (インフレ税退治策) として調整、すなわち減税が要る。インフレ税対策／物価調整減税には、大きく分けると、次の2つの方法がある。

【表2】 インフレ税退治での2つの選択肢

- | |
|---|
| ① アドホック／裁量方式
(ad hoc/voluntary / discretionary method) |
| ② タックスインデクセーション方式
(tax indexation / automatic method) |

アメリカは、1970年代から②の方式によっている。わが国は、減税は①アドホック／裁量方式によってきている。①アドホック／裁量方式によると、物価調整減税とは、政府が裁量的または恩恵的に実施するものであるとされる。このことから、仮に一定の物価上昇があったとしても、政府は、同率またはそれ以下もしくは以上の調整減税を行おうと行うまいとまったく自由であるということになる。こうした考え方のもと、納税者は、政府が行う意図的なインフレ増税に論ばくし得るだけの根拠を容易に提示しがたい。

後に詳しくふれるように、わが国の憲法は、国民の生存権を保障する (憲法 25 条)。こうした憲法構造のもとでは、物価中立的な所得税制の確立または物価上昇に見合うだけの調整減税を求めることは、租税法律主義もとの納税者の生存権に根差した当然の権利と解する考え方もなりたつ。

また、政府の実施する物価調整減税とは、物

⁸ See, Georg von Schanz, "Der Einkommensbegriff und die Einkommensteuergesetze," Finanzarchiv 13, at 1-87 (1896); Robert M. Haig, "The Concept of Income: Economic and Legal Aspects," The Federal Income Tax. (Columbia U.P. 1921) at 1-28; Henry C. Simons., Personal Income Taxation: the Definition of Income as a Problem of Fiscal Policy (U. of Chicago Press, 1938) .

価上昇率以下である限り名目的な意味での減税に過ぎない。納税者にとっては、実質的に、減税というよりは政府の失政に対する当然の補償措置とみることができる。ましてや実質増税を相殺するだけ、または、それ以下の規模の所得減税は、真の意味での減税とみることには大きな疑問符がつく。アメリカでは、「インフレ税が合衆国納税者の敵ナンバーワン (creeping inflation tax / bracket creep becomes U.S. taxpayers' enemy No 1)」とみる向きもある。

こうした納税者から大きな疑問符がつく①アドホック／裁量方式による物価調整減税に代えて、政府に年次の物価上昇分の所得減税を義務づける方式は、税制にインデクセーション／自動物価スライド税制を織り込むもので、②「タックスインデクセーション方式」と呼ばれる。和風の言い回しでは、いわゆる「物価スライド税制／インフレ対策税制 (Taxation to fix inflation)」とも呼べる。インフレ税を放置しないという意味では、タイムラグのない「インフレ税退治策」、「恒久的な物価調整減税策」といえる。

タックスインデクセーション方式は、物価上昇率に比例する形での税負担の増加を防ぐべく、タイムラグのない形で、所得控除、税額控除および税率表／税率区分 [ただし、百分率 (%) 表記の税率ではなく、課税所得金額] など項目に対して自動調整 (automatic adjustment) できるという意味で、自動物価調整税制とも呼ばれる。

この自動物価調整税制の導入により、納税者は名目所得ではなく実質所得で納税額を算定できることになる。こうした意味では、納税者に責任のない物価上昇に伴うインフレ税退治については政府が最終的に責任を負うという結果を導き出すことにつながる。

3 インフレ税の影響は稼得する所得により異なる

個人所得税では、(1) 超過累進税率 (progressive tax rates) を採用する場合と、(2) 比例税率／単一税率 (flat / single tax rate) をする場合とがある。

【表 3】 日米の個人所得税における税率の仕組みを比べる

日本	◎国税 【所得税／総合課税の場合／超過累進税率】 5%～45%の7段階 ◎地方税 【住民税／総合課税の場合／比例税率】 [所得割] 都道府県 4%、市町村 6% [均等割] 都道府県 1,500円、市町村 3,500円
アメリカ	◎連邦税 【個人所得税／総合課税の場合／超過累進税率】 10%～37%の7段階 ◎諸州 (22年7月現在) ⁹ ①州の総数：ワシントン D.C. を含む 51 州 ②州所得税導入していない州の数：7 州【アラスカ、フロリダ、ネバダ、サウスダコタ、テキサス、ワシントン、ワイオミング】 ③州所得税を導入する州の数：44 州 ④、③のうち単一税率 (flat rate) を採用する州：11 州【コロラド、イリノイ、インディアナ、ケンタッキー、マサチューセッツ、ミシガン、ニューハンプシャー、ノースカロライナ、ペンシルバニア、テネシー、ユタ】 ⑤、③のうち超過累進税率を採用する州：33 州 ⑥、⑤のうちタックスインデクセーションを採用する州：17 州 ⑦、⑤のうち「税率表」にタックスインデクセーションを採用しない州：16 州【アラバマ、コネチカット、デラウエア、DC、ジョージア、ハワイ、カンザス、ルイジアナ、メリーランド、ミシシッピ、ニュージャージー、ニューメキシコ、ニューヨーク、オクラホマ、バージニア、ウエストバージニア】

(1) 超過累進税率を採用する、(2) 比例税率／単一税率を採用する、いずれの場合も、所得控除や税額控除などは固定されている。このことから、所得の増加は物価上昇率とは関係なく、税負担の増加につながる。すなわち、ある世帯の所得が物価上昇の埋め合わせに必要なだけ増加する場合、名目所得 (nominal income) の増加があったとしても実質所得 (real income) には変化は生じない。にもかかわらず、名目所得が増加した場合、各種所得控除や税額控除、さらには (1) 超過累進税率を採用する場合は増加額によっては、税率表／税率区分 [ただし、百分率 (%) 表記の税率ではなく、課税所得金額]

⁹ See, Jared Walczak, "Inflation Adjusting State Tax Codes: A Primer," FISCAL FACT No. 673 (Oct. 2019, Tax Foundation). 後記【表 76】(82 頁) 参照。

が調整されない限り高い税率区分に誘導され、納税者はより多くの税金を負担することになる。場合によっては、納税義務は物価上昇(インフレ)率以上に増加する。そして、これにより実質所得は納税額増加分だけ目減りすることになる。

インフレ税はあらゆる所得階層に影響を与える。しかし、その影響は、いわゆる「逆進的」(regressive)、であり、富裕層／高所得層よりも中所得層、中所得層よりも低所得層への影響が大きい。

また、税率表／税率区分に表記された課税所得金額、さまざまな基礎控除額／非課税枠、さらには、定額・概算控除 (standard deduction) のような法令で金額が固定されている場合には、インフレ／物価上昇による負担増分をしっかりと吸収するのは容易ではない。これは、わが国の給与所得者に適用される給与所得控除や年金受給者の公的年金等の雑所得にかかる公的年金等控除 [定額・概算控除 (standard deduction)] の計算式に記載された収入金額を見ればわかる。すなわち、定額・概算控除でアバウト課税される給与所得者や年金受給者は、実額控除／必要経費控除の適用ある事業所得者などに比べ、物価上昇 (インフレ) で受ける打撃が大きいといえる。

4 インフレ税退治を求める理論の萌芽

かつて、ミルトン・フリードマン (Milton Friedman) は、「インフレは税である。しかも代表なければ課税なしのルール (taxation without representation) とぶつかる税である」と批判した¹⁰。すなわち、インフレが起きると、国民が選んだ議員で構成される議会が税制改正をすることなく、本来支払うべき租税に加えて、生活者か富裕層かを問わず、隠れた税の支払いを強要されることになることから、インフレ税は租税法律主義に抵触する、と指摘した。1974年に、物価の自動調整 (automatic adjustment for inflation) を可能にするタックスインデクセーション (tax indexation) を導入するなどして、対応策を実施するように求

めた¹¹。

それでは、新自由主義者であるミルトン・フリードマンがインフレ税対策としてタックスインデクセーション (tax indexation) 導入を示唆することは、どのような意味を持っているのであろうか。この問いに対する回答は、フリードマンが考えるインフレ税対策の範囲は、個人納税者については、「富裕層も生活者も」であるとするところに見出すことができる。

(1) 個人の所得の質的要素からみたインフレ税対策の対象

個人納税者が稼得する所得は、質的要素からみた場合、大まかに、次のように分けることができる。

【表 4】 質的要素からみた所得分類

① 資産性所得
② 資産プラス勤労所得
③ 勤労所得

すなわち、①「資産性所得」とは、資産の運用・譲渡から見た所得である。実質的

な意味での「勤労」の要素に欠ける所得である。わが国の所得税制を参考にすれば、利子所得 (所得税法 23 条)、配当所得 (同 24 条)、不動産所得 (同 25 条)、譲渡所得 (同 33 条) である。不労所得という意味では一時所得 (同 34 条) もこのカテゴリーに含めてよい。これらの種類の所得のなかでも、譲渡所得、いわゆるキャピタルゲイン (資本利得) が、資産性所得の代表格といえる。次に、②「資産プラス勤労所得」とは、資産と勤労の 2 つの要素の結合によって得られる所得である。事業所得 (同 27 条)、山林所得 (同 32 条)、公的年金等以外の雑所得 (同 35 条) である。さらに③「勤労所得」とは、①の不労所得とは対をなす所得である。給与所得 (同 28 条、57 条の 2)、退職所得 (同 30 条) である。

生活者に対象を絞ってインフレ税対策を講じるとする。この場合、主な対象は③勤労所得、さらには②資産プラス勤労所得に絞られる。一方、富裕層も含めてインフレ税対策を講じるとする。この場合、①資産性所得も含めて検討す

¹⁰ See, Milton Friedman, "Monetary Correction: A Proposal for Escalator Clauses to Reduce the Costs of Ending Inflation," IEA Occasional Paper, no.41 (1971).

¹¹ See, Milton Friedman, "Inflation, Taxation, Indexation," In Inflation: Causes, Consequences, Cures, IEA Readings, No. 14 (Institute of Economic Affairs, 1974), at 71-88.

る必要がでてくる。その一方で、各種人的控除に関するインフレ税対策については、富裕層も生活者もあえて差別化して検討する必要がないようにも見える。

(2) フリードマンが想定したインフレ税対策の対象

フリードマンは、インフレ税で犠牲者が出る場合、救済の対象は「富裕層も生活者も」だといふ。このことは、彼が考えるインフレ税対策の対象は、②資産プラス勤労所得や③勤労所得だけでなく、①資産性所得も含むことも意味する。言いかえると、キャピタルゲインも物価調整の対象とすることを意味する¹²。

しかし、インフレ税の救済対象に①資産性所得も含むことには、強い異論または反対がある¹³。その理由は、長期キャピタルゲインにはすでに課税の繰り延べや優遇税率が適用されていることである。確かに、キャピタルゲインを物価調整の対象とすることは、概して富裕層のさらなる優遇につながり、さらに税制における不公平感を助長することになるのも事実である。

しかし、キャピタルゲインを物価調整の対象から外すことは、税制の中立性という観点からは問題なしとはしない、との指摘もある。その一方で、キャピタルゲインへの優遇税制を残したままゲインを物価調整する方が、むしろ税制の中立性とぶつかるのではないか、との反論もある¹⁴。

このように、企業のキャピタルゲイン、さらには事業用資産の減価償却費などの物価調整については、いまだしっかりとしたコンセンサスが得られているとはいえない。また、税制を複雑にし、税務執行上の困難さもある。このため、諸国の所得課税におけるインフレ税対策の範囲は、③勤労所得 (earned income) や人的控除 (personal deductions / exemptions)、税率表 (tax rate tables) / 税率区分 (tax rate brackets) [ただし、百分率 (%) 表記の税率で

はなく、課税所得金額] など「生活費調整 (COLA = cost-of-living adjustments)」に留まっているのが実情である。

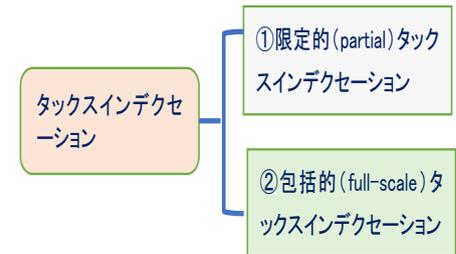
(3) 物価スライド税制の色分け

さらに、フリードマンは、タックスインデクセーション、いわゆる「物価スライド税制」は、企業納税者に対しても拡大すべきであるとする。すなわち、対象に、事業用資産の減価償却費や在庫／棚卸

資産などの項目も含めるべきと示唆する。

アメリカでは、タックスインデクセーション／物価スライド税制の対象を、おおむね生活費調整 (COLA) に限定する①「限定的 (partial) タックスインデクセーション」か、それとも、②企業のキャピタルゲインや事業用資産の減価償却費や在庫／棚卸資産などの項目を含めた「包括的 (full-scale) タックスインデクセーション」か、つまり「物価スライド税制の対象範囲」をめぐる争いのあるところである。この点については、後にもう少し詳しくふれる。

【表 5】 タックスインデクセーションの色分け



ン／物価スライド税制の対象を、おおむね生活費調整 (COLA) に限定する①「限定的 (partial) タックスインデクセーション」か、それとも、②企業のキャピタルゲインや事業用資産の減価償却費や在庫／棚卸資産などの項目を含めた「包括的 (full-scale) タックスインデクセーション」か、つまり「物価スライド税制の対象範囲」をめぐる争いのあるところである。この点については、後にもう少し詳しくふれる。

5 物価スライド税制の対象範囲をめぐる議論

そもそもインデクセーション／物価スライドの対象とすべき分野／類型は、多岐にわたる。

これらのうち (次頁、【表 6】)、この報告で取り上げるのは、主に⑥租税 (taxes) である。もちろん、これらすべての分野／類型は、課税 (taxation) という切り口から見る限りでは相互に関連している。

例えば、③債券・預貯金など金融資産の元本や利子 (interests) の分野／類型について見

¹² アメリカ連邦議会には、早くから、共和党議員からキャピタルゲインの物価調整法案が提出されてきている。See, Shimon B. Edelstein, "Indexing Capital Gains for Inflation: The Impacts of Recent Inflation Trends, Mutual Fund Financial Intermediation, and Information Technology," 65 Brook. L.Rev.783 (1999) .

¹³ See, John T. Plecnik, "Abolish the Inflation Tax on the Poor & Middle Class," 29 Quinnipiac L. Rev. 925 (2011) .

¹⁴ See, CRS Report, Indexing Capital Gain Taxes for Inflation, R45229 (June 18, 2018) .

【表6】 インデクセーション／物価スライド対象分野／類型

- ①年金をはじめとした各種社会保障給付 (social security benefits)
- ②賃金・給与 (wage and salary)
- ③債券・預貯金など金融資産の元本や利子 (interests)
- ④株式配当 (dividends)
- ⑤家賃や生命保険など民間の一般的な長期契約 (long term contracts)
- ⑥租税 (taxes)
- ⑦その他

てみても、タックスインデクセーションの観点からは、次のような争点が浮き彫りになる。

【表7】 利子のインフレ税調整の課題

・利子 (interest)

個人が金融収益として稼得する利子所得については、現在、名目的な額をベースに課税される。税務執行上や政策上の理由などから、非課税や軽減税率での分離課税措置がとられることも多い。利子所得に対するインフレ税の調整は、現行税法では行われていない。この背景には、利子に対するインフレ調整は、租税のレベルではなく、経済／財政のレベルで検討すべきであるとの見方が強いこともある。

インフレは概して、資金の借り手に有利に働く。すなわち、例えばインフレの前に借入金で不動産を取得した人は、その後インフレがあれば、借入金の元本や利子の返済にかかる実質的負担が軽くなる。他方で、インフレの影響を受け預貯金が目減りし損失をこうむる人も出てくる。この損失の補償だけを対象にインデクセーションを導入するのは公平とはいえない。当然借入金の元利支払いをしている人も考慮されるべきである。預貯金の利子(金利)は貸付金利にリンクしてその体系が成り立ち、資源配分機能が果たされているからである。もっとも、保有資産のうち預貯金(金融資産)の割合が高いのは概して生活者／高齢者層である。不動産を借入金で購入し、購入時の基準額で元利を支払っている人は概して富裕層である。

このように、利子については、インフレによって損失をこうむる人たちと利益にあずかる人たちの利害が対立する。すなわち、前者が「預貯金の目減り補償」を理由にインデクセーションによる預金金利の引上げを求め、政策的

にそれに応じると、貸出金利の引上げにつながり後者は不利益をこうむることになる。

利子に対するインデクセーションの導入は、同じ人が、一方で利益にあずかり、他方で損失をこうむるという状況も容易に想定できる。金利体系の整合性・公平性をどのように確保するかは難しい課題である。利子に対するインデクセーション導入をためらう理由でもある¹⁵。

以上のような例示からもわかるように、タックスインデクセーション／物価スライド税制を導入するとしても、どのような項目を制度の対象とすべきかをめぐっては、難しい論点をかかえていることがわかる。

タックスインデクセーションは、インフレによって不利益をこうむる生活者に対する救済を主たる政策目的であるとする。この場合は、その対象項目を絞る必要がある。しかし、中立的な資源配分機能を重視するのであれば、生活者に資するか富裕層の資するかを問わず、タックスインデクセーションをできるだけ幅広い対象項目に適用する必要があるが出てくる。そうでないと、不公平が生じるからである。

現在、タックスインデクセーション(案)の対象とすべきであるとされる項目を一覧にすると、次のとおりである。

【表8】 タックスインデクセーション／物価スライド税制の対象とすべき項目一覧

- ①個人所得税における物価スライド調整対象項目一覧
 - ・人的控除額および課税最低限度額を消費者物価指数(CPI)に応じて調整すること。
 - ・税率表／税率区分[ただし、百分率(%)表記の税率ではなく、課税所得金額]を調整すること。
 - ・キャピタルゲインの計算の際に税務基準額(the basis)は、購入年次の物価指数に対する売却年次の物価指数の比率を乗じた現在基準で再調整されたものによること¹⁶。
 - ・事業用償却資産の減価償却費を計算する税務基準額(the basis)も、前記のケースと同じような方法で調整する¹⁷。
- ②企業(事業所得や法人)課税における自動物価調整対象項目一覧
 - ・普通税と付加税の区分ラインを、物価指数の伸びを乗じた金額に置き換える。

¹⁵ 加えて、サヤ取り(arbitrage／アービトラージ／裁定取引)にかかるタックスインデクセーション問題もある。See, Mitchell L. Engler, "Partial Basis Indexation: Tax Arbitrage and Related Issues," 55 Tax L. Rev. 69 (2001) .

- ・棚卸資産／在庫 (inventory) のコストは、仕入れと販売との間の価格の変動から生ずる帳簿上の名目的利益（または損失）を除くように調整すること。
- ・企業のキャピタルゲインや償却資産の減価償却費の計算の基準額などを、個人所得税のケースと同様に調整すること。

ちなみに、アメリカを例にしても、連邦所得税上の自動物価調整／物価スライド調整の対象に、企業のキャピタルゲイン、さらには事業用資産の減価償却費や在庫／棚卸資産などの項目にまで拡大すべきかどうかについては活発な議論がなされている。しかし、現行連邦所得税制では、これらの項目は、原則的には物価調整の対象にはなっていない。

6 個人所得税制からみた生活者向け物価スライド税制の所在

税法的な視点からアメリカのタックスインデクセーション／物価スライド税制を理解するには、アメリカの個人所得税制に関する基礎的な知見が必要である。財政学のようなファジーな視点から論じる場合と異なる。

ひとくちに個人所得税制といっても、州の自治権の強いアメリカでは、連邦と諸州の仕組みが同じでない。とりわけ、州財政に競争原理が持ち込まれているアメリカでは、所得税制を導

入していない州もある。また、導入していても、単一税率の州もあれば、累進税率を採用する州もある。加えて人的控除の仕組みも州により異なる。このことから、ここでは、連邦の個人所得課税の仕組みをモデル（素材）にし、生活者向け物価スライド税制がどのように稼働しているのかを探ってみることにする。

(1) 連邦個人所得課税の基礎

アメリカ連邦個人所得税の課税期間は暦年、つまり1月1日から12月31日までであり、様式1040〔連邦個人所得税申告書 (Form 1040)〕の提出期限は、原則として、翌年の1月1日から4月15日¹⁸である (IRC 6072条a項)。

一般に、個人所得課税は、課税標準 (tax base) として課税所得 (taxable income) の金額を用いる。しかし、課税所得の計算方法は、国により大きく異なる。アメリカの場合、個人も法人も、課税所得の計算方法は、総所得総算入方式 (all-inclusive income approach, all-inclusive income concept) を基本としている。言い換えると、わが国のような、所得の類型 (区分) ごとに算出した所得額を総計する分類所得課税の考え方を明確に採り入れた形の総合課税の仕組みにはなっていない¹⁹。

また、個人納税者の申告資格 (filing status) を5つに分けており²⁰、税率表／税率区分も申告資格別のものが用意されている。

¹⁶ このような調整は、名目的なキャピタルゲイン (譲渡益／資本利得) を基準額として課税されることのないようにすることが狙いである。例えば、家屋を10年前に20万ドルで購入し、それを30万ドルで売却したとする。この場合、最大で10万ドルのキャピタルゲインが発生する。しかし、この期間における物価上昇率が50%であったとすると、10万ドルのキャピタルゲインはたんに名目的なものに過ぎない。このことから、タックスインデクセーションを導入し基準額を物価スライド調整できるようにすれば、課税はないことになる。

¹⁷ 機械や設備などの減価償却の金額計算を、インフレーション後の高騰した金額 (再評価) 基準で行うことを指す。詳しくは、G・ウィットェントン著／辻山栄子訳『会計測定の基本—インフレーション・アカウントティング』(2003年、中央経済社) 参照。

¹⁸ ただし、提出期限日が、土曜、日曜または祝日となる場合は、その次の営業日が申告書の提出期限となる (IRC7503条)。

¹⁹ わが国のような、所得の類型 (区分) ごとに算出した所得額を総計する形の総合課税は採っていない。周知のように、わが国の個人所得課税においては、総合課税方式 (comprehensive income tax system) を採る一方で、所得の性質に応じて10種類の所得に区分 (所得税法23条～30条) し、区分ごとに所得金額を計算する分類所得課税の仕組みを組み込んでいる。詳しくは、石村耕治『アメリカ連邦所得課税法の展開』(2017年、財経詳報社) 4頁以下参照。

²⁰ 連邦税法 (IRC) は、個人所得税の申告資格 (filing status) として、個人 (single)・夫婦 (couple)・世帯 (household) を制度化している。現行税法は、各種人的控除等や給付 (還付) つき税額控除などでは、`家族、`世帯、単位を採り入れている。このことから、現行税法がどのような課税単位を採用しているのかを、申告資格のみから判断する考え方には異論もある。See, Frederick R. Schneider, `Which Tax Unit for the Federal Income Tax,` 20 Dayton L. Rev. 93 (1994); Stephanie Hoffer, `Adopting the Family Taxable Unit,` 76 U. Cin. L. Rev. 55 (2007) .

人的控除（基礎控除や配偶者控除）所得金額（調整総所得金額）に応じて逡減・消失する仕組みになっている。

応能負担原則を（ability to pay principle）を反映させるために、連邦税法（IRC）では、超過累進税率（progressive tax rates）を採用する。個人の通常所得に対しては10～37%の7段階の累進税率で課税する一方で、一定の投資所得（配当・長期純資本利得／キャピタルゲインなど）には、軽減税率（0～20%の3段階）で課税している。

ちなみに、連邦所得課税では、個人のみならず、法人についてもかつては超過累進税率（15%～35%の8段階）で課税していた。しかし、トランプ政権の誕生後、2017年の税制改正法である「減税及び雇用法（TCJA = Tax Cuts and Jobs Act）」の施行により、法人については21%の単一税率になった。

経済的弱者対策には、所得控除（income exemption deduction）に加え、各種税額控除（tax credit）～とりわけ、負の所得税（negative income）の考え方をベースとした勤労所得税額控除（EITC）のような還付（給付）つき税額控除（refundable tax credit）～を幅広く採用しているのも特徴である。税率表／税率区分〔ただし、百分率（%）表記の税率ではなく、課税所得金額〕や各種控除額に対して、毎年、物価調整（indexing for inflation）が行われているのも特徴といえる。

（2）連邦個人所得税の課税の仕組み

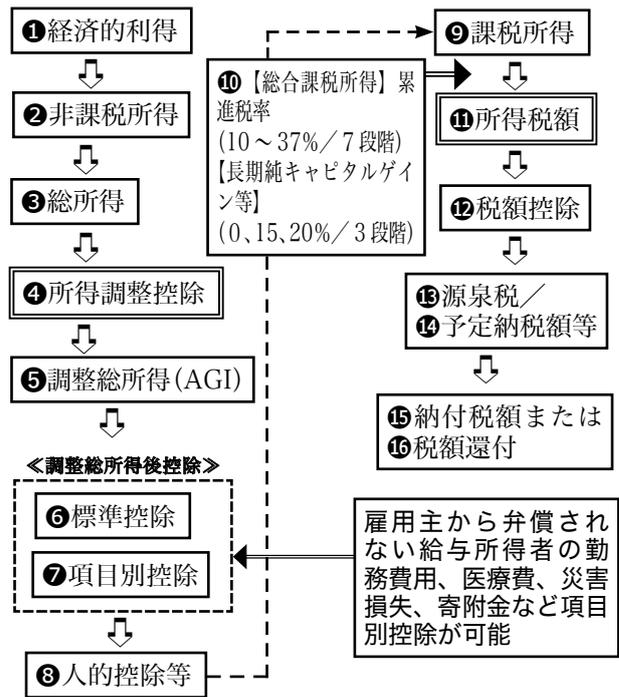
こうした特徴を採り入れたアメリカ連邦個人所得税の計算構造を一目で分かるように、その仕組みを簡潔なチャートにしてみると、【表9】のとおりである。

（3）連邦個人所得税の申告資格と適用される税率表

連邦個人所得税では、個人（single）・夫婦（couple）・世帯（household）など複数の「申告資格（filing status）」を設けている。申告資格の種類は、【表10】のとおりである。

連邦税法（IRC）は、夫婦に対しては選択的に「二分二乗方式」の申告を認めるなど、5種類の申告資格を定めている（IRC 1条a項～d項）。また、それぞれ（ただし夫婦合算申告（MFJ）と適格寡婦（夫）は同税率表）に適用される4

【表9】 アメリカ連邦個人所得税の課税の仕組み



【備考】

- ① 経済的利得（economic gains）、② 非課税所得（exclusions）、③ 総所得（GI = gross income）、④ ≪調整総所得前控除（above-the-line deductions）≫、⑤ 調整総所得（AGI = adjusted gross income）、≪調整総所得後控除（below-the-line deductions）≫
- ⑥ 標準控除（定額控除／standard deductions）、⑦ 項目別控除（実額控除／itemized deductions）、⑧ 人的控除等（exemptions: deductions for personal and dependency exemptions）、⑨ 課税所得（taxable income）、⑩ 超過累進税率（progressive tax rates）、⑪ 所得税額（income tax）、⑫ 税額控除（tax credits）、⑬ 源泉税（withhold tax）、⑭ 予定納税（estimated tax）、⑮ 納付税額（tax payment）、⑯ 還付税額（tax refund）

【表10】 現行の連邦個人所得税の申告資格の種類

- ① 夫婦合算申告
（MFJ = married filing jointly）年末時点（ただし配偶者が年中に死亡した場合にはその時点）において婚姻関係にある場合で、夫婦の所得を合算して確定申告するとき（IRC 1条a項1号・7703条a項）。
- ② 夫婦個別申告
（MFS = married filing separately）年末時点（ただし配偶者が年中に死亡した場合にはその時点）において婚姻関係にある場合で、夫婦がそれぞれ個別に確定申告するとき（IRC 1条d項・7703条a項）。
- ③ 適格寡婦／寡夫

(qualified Widower, surviving spouse) 寡婦／寡夫の場合で、一定の要件を充足しているときには、配偶者の死後2年間、この適格で、夫婦合算申告に適用される税率表で確定申告できる (IRC 2条a項・財務省規則 1.2-2 (a))。

④特定世帯主

(head of household) 単身者の場合で、適格寡婦／寡夫の要件を充たしていないが、扶養親族などに対して課税年の半分を超える期間、家計維持費を負担しているときは、この適格で確定申告できる (IRC 2条b項・財務省規則 1.2-2 (b))。

⑤単身者

(single) 前記①～④に当てはまらない者 (IRC 1条c項)

種類の税率表 (tax rate schedules) が用意されている。

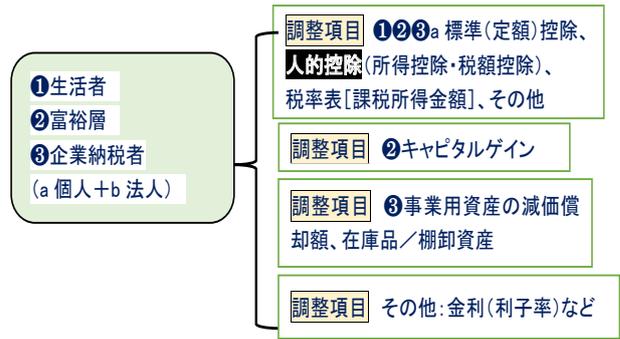
【表 11】 申告資格の種類と適用される税率表

申告資格の種類	税率表の種類
①夫婦合算申告 (MFJ=married filing jointly) (IRC 1条a項)	別表 Y-1
②夫婦個別申告 (MFS=married filing separately) (IRC 1条d項)	別表 Y-2
③適格寡婦／寡夫 (qualified widow (er), surviving spouse) (IRC 1条a項)	別表 Y-1
④特定世帯主 (head of household) (IRC 1条b項)	別表 Z
⑤単身者 (single) (IRC 1条c項)	別表 X

(4) 生活者向け物価スライド税制の所在

すでにふれたように、アメリカ連邦議会では、タックスインデクセーション／自動物価調整／物価スライド税制の範囲について、久しく議論が続いている。議会民主党は、対象を「生活者向け項目 (Cost-of-Living items)」、つまり「生活費調整 (COLA = cost-of-living adjustments)」に限定すべきだと主張する²¹。一方、議会共和党は、富裕層向けの長期キャピタルゲインなどにも拡大すべきだと主張する²²。論点を一覧にすると、次のとおりである。

【表 12】 所得課税面からみたインフレ税対策の調整項目



50余年前は、タックスインデクセーション／物価スライド税制は、ミルトン・フリードマンら経済／財政学者が唱える机上の理論であった。しかし、今日では、制度導入したアメリカをはじめとした多くの諸国においてもはや動かしがたいものとして確立している。

「税は政治」といわれる。とりわけ、アメリカの場合は、連邦も州も「税制改正は政治主導」、「租税法律主義 (Principle of tax legality / No taxation without representation)」のルールが確立している。わが国のような「税制改正は行政主導」のスタンスにはない。アメリカの場合、憲法違反が問われるなどで行政が異議を唱える場合は別として、政治が決めた税制改正に財当局は協力することはあっても、潰しにかかることはない。

諸国でのタックスインデクセーション／物価スライド税制導入はおおむね、生活者からのインフレ懸念に政治が呼応したことが契機である。言いかえると、生活者向け項目、生活費調整 (COLA)、に対象を絞ったタックスインデクセーション (以下「生活者向けタックスインデクセーション (cost-of-living items tax indexation)」または「生活者向け物価スライド税制」ともいう。) の導入である。

生活者向けタックスインデクセーション／生活者向け物価スライド税制において調整の対象となるのは、①「税率表 (tax rate tables) / 税率区分 (tax brackets)」 + ②「各種ベース (bases)」、つまり所得控除額、課税除外額、税額控除額など (deductions, exemptions, credits

²¹ アメリカでは、社会保障分野でのインデクセーション／物価調整では「社会保障生活費調整 (social security cost-of-living adjustments)」という言葉が使われている。税法分野でのインデクセーション、物価スライド税制に関して特別の用語はない。ここでは、便宜的に「生活者向け」という言葉を用いる。

²² See, Roger W. Dorsey and Kathryn Kisska-Schulze, 'Indexing Capital Gains for Inflation: 'Phase Two' of Tax Reform,' 128 J. of Taxation 33 (June, 2018) .

and other provisions)、生活費調整 (COLA) 項目である。言いかえると、「限定的 (partial) タックスインデクセーション」にあたる。

アメリカを例に点検してみる。すでに【表 3】(8 頁) でふれたように、連邦は、累進税率の所得税を導入する。一方、州 (50 州+ワシントン D.C. 以下「51」とする。) のうち 44 州が所得税を導入し、そのうち 33 州が累進税率の仕組みを採用する。残り 11 州が、比例税率/単一税率の仕組みを採用する。累進税率を採用する 33 州のうち、17 州が生活者向けに、生活費調整 (COLA) を中心にタックスインデクセーション/物価スライド税制を採用する。しかし、それらのうち 16 州は「税率表」にタックスインデクセーション/物価スライド税制を採用していない (詳しくは、後記【表 76】《82 頁》参照)。

こうしたアメリカ諸州の状況は、しばしば「タックスインデクセーション/物価スライド税制の実験場」と揶揄される。州権が強く、州税制のデザインは州の最大の独立した権限だからである。

のちに【表 18】(22 頁) で詳しくふれるように、連邦は、生活費調整 (COLA) 項目が、税率表/税率区分、標準 (定額) 控除、各種人的控除 (所得控除・税額控除) に加え、贈与税の非課税額や個別消費税の課税除外枠、民事制裁額などを含め、広範にわたり物価スライドの対象とする。ちなみに、刑事制裁については罪刑法定主義 (legality principle in criminal law) の立場から、レベニュープロシージャー (法規命令) による物価スライド調整はできない。

7 アメリカは物価スライド税制を早くから導入

北米では、1970 年代後半から 1980 年代前半に、二桁台のインフレを体験した。インフレは、税制に適切な対応策を講じないと、納税者の税負担の増加につながる。こうした増税は、「インフレ税 (inflation tax)」とも呼ばれる。また、

インフレが政府債務の削減に活用されているとすると、インフレは実質的に「課税 (tax)」として機能する。

猛威のインフレを機に、カナダでは、1974 課税年から連邦個人所得税にタックスインデクセーション/自動物価調整税制/物価スライド税制を導入した²³。また、アメリカでは、当初、所得税制を導入する州でのタックスインデクセーション/自動物価調整税制導入に積極的な姿勢が目立った。1987 年にアリゾナ、カリフォルニア、コロラド州が、そして 1979 年にアイオワ、ミネソタ、ウイスコンシン州が、タックスインデクセーション/物価スライド税制を導入した。

(1) レーガン政権による連邦物価スライド税制の導入

連邦議会では、1970 年当初から、タックスインデクセーション/自動物価調整税制/物価スライド税制導入の議論が沸騰し出した。連邦財務省や税財政の研究者やシンクタンクなども、インフレ税を放置しておいてはならないとの声をあげた。すなわち、連邦税法典である内国歳入法典 (IRC = Internal Revenue Code) を「リアルタイム」で生活者向けの物価の自動調整ができるように抜本的見直しが必要である主張をした。

こうした大合唱に応じて、連邦議会は、1975 課税年に個人所得税制に限定的な (partial) タックスインデクセーション/自動物価調整税制を導入した²⁴。その後、1981 年 1 月に発足した共和党のロナルド・レーガン (Ronald Wilson Reagan) 政権は、高インフレと生産性の低下によって経済パフォーマンスが悪化していたアメリカ経済を建て直しに取りかかった²⁵。このために、レーガン政権は、1981 年に経済再建税法 (ERTA = Economic Recovery Tax Act of 1981) と名付けた同年の税制改正法を成立させた。ERTA においては、個人所得税の限界税率の引下げで個人所得税減税、加速度償却・投資税額控除で投資減税を行った。また、タッ

²³ See, June M. Probyn, "What Indexing Income Taxes Produced for Canada," New York Times (Aug. 23, 1981) .

²⁴ See, Reed Shuldiner, "Indexing Tax Code," 48 Tax L. Rev. 537 (1993); Daniel Hemel, "Indexing, Unchanged," 83 Law & Contemp. Probs. 83 (2020) .

²⁵ See, The President's Tax Proposals to the Congress for Fairness, Growth, and Simplicity (May 29, 1985) .

クスインデクセーション／物価スライド税制の対象項目を拡大し、85年から施行した。これにより、個人所得税の税率表、人的控除および定額控除、さらには勤労所得税額控除 (EITC = earned income tax credit) にかかる項目などは自動的に物価調整される仕組みを拡大し、よりフルスケールなものになった²⁶。もう少し具体的にいえば、連邦議会は、1981年経済再建税法 (ERTA) の施行に伴い1985課税年から、連邦税法典である内国歳入法典 (IRC) に定める税率表／税率区分や人的控除などを対象にタックスインデクセーション／物価スライド調整を開始した (IRC1条1項、151条d項4号など)。その後、さらに連邦議会は、1986年の税制改正法 (TRA of 1986) を制定し、標準 (定額) 控除 (standard deduction) や給付つき税額控除 (EITC = Earned Income Tax Credit) にもタックスインデクセーション／自動物価調整措置を拡大した (IRC32条j項、63条c項)。

経済再建税法 (ERTA) 制定にあたり、当時の連邦議会上下両院租税合同委員会 (Joint Committee of Taxation) は、10%のインフレがあれば、16%の棚ぼた税収増 (tax windfall) につながるとの調査結果を公表している²⁷。すなわち、タックスインデクセーション／物価スライド調整をしなければ、インフレ率を大幅に上回るインフレ税の負担を生活者に強いる結果になることを明らかにした。

言いかえると、前カーター政権は、明確な経済再生計画を打ち出すことを怠り、インフレ税を放置することにより、生活者へのインフレ税負担を強いて、財政赤字を減らそうとする意図も見え隠れしていたともいえる。そこで、レーガン政権は、タックスインデクセーション／物価スライド税制を導入し、変革を怠り財政赤字のつけを生活者におしつけてきた前政権の経済／財政政策ときっぱり決別したわけである。

このように、アメリカでは、究極のインフレ税退治策として、早くから個人所得税制へのタッ

クスインデクセーション／自動物価調整税制／物価スライド税制を導入している。個人所得税の生活費項目、生活費調整 (COLA) をし、中間所得層 (middle income class) や働いても貧しい人たち (the working poor) が、失政ともいえる「インフレ税」のつけを払わされることのないようにするためである。連邦税制に恒久的かつ「リアルタイム」のインフレ税退治策を制度化することにより、選挙民・納税者の要望に真摯に応えたといえる。言いかえると、与野党を問わず、連邦議会議員の間では「納税者が主役」の姿勢が強いことがわかる。もちろん、どの国の議会にも、守旧派／抵抗勢力はいる。

(2) 守旧派の抵抗と財務長官のアナウンスメント

1981年に1985年から生活者向けのタックスインデクセーション／物価スライド税制を実施することになった。ところが、ERTA通過直後から、インフレ増税で歳入増を目指す守旧派の連邦議会共和・民主両党の議員の一部が、物価スライド税制潰し、85年実施阻止に積極的に動き出した。「抵抗勢力」に向けて、1984年1月23日に、当時のドナルド・T・リーガン (Donald T. Regan) 財務長官 (Secretary of Treasury) 【第66代連邦財務長官／1918-2003】は、ニューヨークタイムズ (New York Times) のオピニオン (Opinion) 欄に、次のようなメッセージを寄稿した。

物価スライド税制のはしごを外してはならない
ドナルド・T・リーガン (合衆国財務長官)

1984年1月23日

所得税の物価スライド制は、1981年経済再建税法 (ERTA) の最も重要な目玉の1つである。今から11か月に施行されることになっている。物価スライド条項は、公正で財政責任に資するものである。議会は、物価スライド税制を廃止または改正して、連邦財政赤字の削減につなげようという誤った試みを止めないといけない。一部の議員は、物価

²⁶ 内国歳入法典 (IRC) にタックスインデクセーションが導入された経緯などについて詳しくは、See, Reed Shuldiner, "Indexing Tax Code," 48 Tax L. Rev. 537 (1993); Charles O. Galvin, "Indexing the Internal Revenue Code," 48 Tax L. Rev. 661 (1993) .

²⁷ See, Staff of Joint Comm. on Tax' n, 97th Cong., 1st Sess., General Explanation of the Economic Recovery Tax Act of 1981, at 38 (Comm. Print 1981) .

²⁸ See, Donald T. Regan, "Opinion: Don' t Derail Indexing," New York Times (Jan. 23, 1984) .

スライド税制の施行を好まず、真に赤字の原因である過剰歳出の追跡を止め、引き続きインフレーションからあがる収入に期待し、納税者に負担を押し付けようとしている。

物価スライド税制がないと、私たちは「ブラケットクリープ／隠れた高い税率区分への誘導 (bracket creep)」によって、引き続き自動的に立法に基づかない増税に付き合わされることになる。つまり、納税者は、インフレーションにより、想定しないところで、上の税率区分へ誘導され、実質的な所得が増加していないにもかかわらず所得額に応じて納税義務は増加することになる。現在、この国では超過累進税制を採用する。このため、統計上の価格や賃金が10%増加すれば、納税者の連邦所得税は17%上昇する。

物価スライド税制は、インフレーションに応じて税率を調整することによりブラケットクリープに対応しようとするものである。これを導入すれば、実質的な所得が増加したときのみより高い税率が適用されることになる。この制度のもと、すべての税率表（ゼロ税額適用額を含む。）は、消費者物価指数 (CPI) の増加を反映されるために毎年12月15日までに調整される。1,000ドルの人的控除も、指数の増加を反映されるために調整される。

物価スライド税制実施が近づくにつれて、この政策を改正するまたは廃止しようとかかなり神経質になっている議員も見受けられる。その理由は極めて明瞭である。物価スライド税制は、ブラケットクリープによって自動的に増税ができなくなることを危惧しているのである。

これら一部の議員が反対するのは、予定通り物価スライド税制が施行されれば、新たな増税には選挙民の判断を仰ぐ必要があり、記録に残る投票なしに自由にできる歳出方法を変えることを余儀なくされるからである。【中略】物価スライド税制は、経済にとっても重要であるとともに、「公正 (fair)」という点からも望ましい。世論調査によると、納税者は、税負担の増加に対して強い関心を持っており、加えて、税制の公平に対して疑問を感じていることがわかる。とりわけ、物価スライド税制は、低所得階層に重要である。【略】

8 適正なインフレ指数選択の課題

タックスインデクセーション／物価スライド税制を導入・運用する場合、適正なインフレ指数を算定する方式の選択は重い課題である。ア

メリカの例を参考に簡潔に検証してみる。

連邦の場合、財政当局、つまり財務省と課税庁である内国歳入庁 (IRS = Internal Revenue Service) は、毎年、納税者が前年分のインフレ率 (CPI / CPI-U + C-CPI-U) を翌年分の所得税の計算・申告に反映できるように、あらかじめ決められた調整項目にかかる数値を公表する仕組みになっている。その場合、財政当局は、インフレ指標は、調整項目により異なるが、いずれの場合も、連邦税法に指定する方法によるように求められる。

(1) 連邦税法に定める「インフレ指数」算定方式とは

連邦税法は、インフレ指数を算定する2種類の方式を法定する。それらをかみ砕いていうと、次のとおりである。

【表 13】インフレ指数の算定

- ① 内国歳入法典 (IRC) の定めに従い、調整項目により、1986 暦年の「消費者物価指数 (CPI)」をもとに、その CPI の改定によるものとする (IRC 1 条 f 項 5 号)、または、
- ② 内国歳入法典 (IRC) の定めに従い、調整項目により、2016 年に決定した額をもとに、「前暦年の連鎖式都市部消費者物価指数 (C-CPI-U)」のパーセンテージ (ただしある場合) があれば、その分について生活費調整 (COLA = cost-of-living adjustment) を行うものとする (IRC 1 条 f 項 3 号 A)。

(2) 「CPI / CPI-U」と「C-CPI-U」の定義

また、連邦税法は、「CPI / CPI-U」および「C-CPI-U」を定義する規定をおいている。それらをかみ砕いていうと、次のようになる。

【表 14】①「CPI」および②「C-CPI-U」の定義

- ① 「CPI (Consumer Price Index)」とは 連邦労働省 (Department of Labor) が公表した全都市部消費者物価指数 (Consumer Price Index for all-urban consumers) を指す (IRC 1 条 f 項 5 号)
- ② 「C-CPI-U」とは、(連邦労働省・労働統計局が公表した) 連鎖式都市部消費者物価指数 (Chained Consumer Price Index for All Urban Consumers (as published by the Bureau of Labor Statistics of the Department of Labor)) を指す (IRC 1 条 f 項 6 号 A)。

(3) 連邦税法上の物価スライド調整の方法

アメリカ連邦所得課税の場合、タックスインデクセーション／税制の物価スライド調整は、議会の承認を待たずに、あらかじめ決められた項目について財政当局が技術的に算定・調整した数値をもとに毎年実施される。

タックスインデクセーション／物価スライド税制といっても、さまざまな類型がある。これは、アメリカ諸州の例【表 76】(82 頁)を見れば一目瞭然である。詳しくは後にふれる。

しかし、調整対象となる一番大事な項目としては、超過累進構造になっている税率表 (tax rate tables) / 税率区分 (tax bracket) のなかの課税所得金額があげられている。言いかえると、生活費調整 (COLA) の主なターゲットは税率表 / 税率区分になっている。加えて、各種人的控除 (base) の据置きに起因するインフレ税 (bracket creep) 退治に最大の関心が払われている。

その理由は、最高税率の適用のある高所得者は別として、生活者は、税率表 / 税率区分 (課税所得金額) にインフレ調整が行われないと、インフレに伴う賃上げで名目的な所得が増加すると高い税率構造に誘導され、インフレ税の負担を強いられ、可処分所得が目減りすることになるからである。

(4) 消費者物価指数の選択をめぐる課題

アメリカ連邦所得税制では、個人の税率表 / 税率区分 [百分率 (%) 表記の税率ではなく、課税所得金額] の調整を重視しているが、各種人的控除に加えて、インフレで影響を受ける個別消費税 (excise) の調整を含む多様な項目が年次の調整対象となっているのが特徴である²⁹。

タックスインデクセーション／物価スライド税制を適正に運用するには、物価の動きを「適正 (accuracy)」に測れる方式の選択が必要不可欠である。アメリカの例を参考に簡潔に検証してみる。

アメリカでは、連邦税制にタックスインデク

【表 15】 消費者物価指数の 2 つの測定方式

伝統的・標準的な消費者物価指数 (CPI/CPI-U)

連鎖式都市部消費者物価指数 (C-CPI-U)

セーショ
ン／物価
スライド
税制を導
入して以

降、連邦税法は久しく、指数測定に、1919 年以降連邦労働省・労働統計局 (BLS = Bureau of Statistics, DOL = Department of Labor) が採用してきた伝統的・標準的 (traditional / standard) 「消費者物価指数 (CPI / CPI-U = consumer price index)」を採用してきた。

その後、1987 年に連邦議会は、労働統計局 (BLS) に新たな指数を検討するように求めた。議会の求めに応じて、労働統計局 (BLS) は、2002 年 8 月の新たな指数として「連鎖式 CPI (Chained CPI / C-CPI-U)」を使い出した³⁰。連鎖式 CPI (Chained CPI / C-CPI) は、正式には「連鎖式都市部消費者物価指数 (C-CPI-U = consumer price index for all urban consumers)」と呼ばれる。

2013 年に、オバマ大統領 (当時) が、2014 年の予算教書 (Budget Message) で、インフレ度を測る方法として「連鎖式 CPI (Chained CPI / C-CPI-U)」を採用する旨を明らかにした³¹。

オバマ政権誕生後、連邦労働省・労働統計局 (BLS, DOL) は、連鎖式 CPI (C-CPI-U) を連邦のインフレ対策のコアな物価スライド指数測定方法の 1 つに採用した。

もっとも、連鎖式 CPI (C-CPI-U) は、実は「完全代替 (full substitution)」というトリックを用いて、実際のインフレをなかったように装うことにもつなげられる技法である。物価が上昇しステーキを買えなくなってもハンバーグを買えていれば、国民の生活水準には変化なしとみる連鎖式 CPI (C-CPI-U) はカラクリ (gimmick) ではないか、との厳しい批判を浴びた。実際、連鎖的 CPI (C-CPI-U) は、伝統的な CPI よりもインフレ率を低めに誘導し、「代替バイアス (substitution bias)」を招くとの分析もある³²。

どの指数が「適正 (accuracy)」かを問うて、

²⁹ 諸州の多様なタックスインデクセーション制度のなかで選択される消費者物価指数測定方式について詳しくは、後記【表 76】(82 頁) 参照。

³⁰ See, Robert Cage *et al.*, Introducing the Chained Consumer Price Index, 1 (2003) .

³¹ See, OMB, Fiscal Year 2014 Budget of the U.S. Government, 46 (2013) .

³² See, Rob McClelland, "Differences Between the Traditional CPI and the Chained CPI," Congressional Budget Office (April 19, 2013) . <https://www.cbo.gov/publication/44088>

批判的に検証することは重要である。そこで、参考までに、連邦労働統計局 (BLS) が公表しているデータ (2000 年 12 月～2015 年 12 月) をあげておく。平均インフレ率は、伝統的な CPI-U によると 2.2 (2.16) %、一方、連鎖式 CPI (C-CPI-U) で 1.9 (1.89) %になる。連鎖式 CPI (C-CPI-U) の方が、インフレ率が低めに出てくるのがわかる³³。

ちなみに、平均化していない 12 か月間のインフレ率の対比は、次のとおりである³⁴。

【表 16】 C-CPI-U と CPI-U とのインフレ率対比

年月	C-CPI-U	CPI-U
2000 年 12 月	2.6	3.4
2001 年 12 月	1.3	1.6
2002 年 12 月	2	2.4
2003 年 12 月	1.7	1.9
2004 年 12 月	3.2	3.3
2005 年 12 月	2.9	3.4
2006 年 12 月	2.3	2.5
2007 年 12 月	3.7	4.1
2008 年 12 月	0.2	0.1
2009 年 12 月	2.5	2.7
2010 年 12 月	1.3	1.5
2011 年 12 月	2.9	3
2012 年 12 月	1.5	1.7
2013 年 12 月	1.3	1.5
2014 年 12 月	0.5	0.8
2015 年 12 月	0.4	0.7
平均	1.9	2.2

項 3 号)³⁵。この結果、2016 年を基準年として、特例税率の適用がある 2018 年から 2025 年までの間、一定の COLA 項目に対しては連鎖

式 CPI (C-CPI-U) が適用される³⁶。

当時の連邦議会両院合同租税委員会 (Joint Committee on Taxation) は、このインフレ調整指数の変更 (alternative inflation measure) で、2018 年から 2027 年までの 10 年間で累計 1,340 億ドルの税取増につながるの推計を出している³⁷。

トランプ税制改革 (TCJA) では、金持ち優遇の共和党カラーを鮮明にした。法人減税に加え、個人所得税の最高税率の引下



(Public use)

げで高所得者を優遇した。その一方で、物価スライド指数の算定方式を変更することで、生活者へのインフレ調整減税額を密かに削減 (増税) することを画策した³⁸。

しかし、その後の政権交代でのバイデン政権の誕生、予期せぬコロナ禍経済 (COVID economy)、それに追い打ちをかけるようなウクライナ戦争に伴う供給制限で高インフレ、歴史的な急変動となった。

高インフレで、市民の生活パターンは大きく変化している。また、連鎖式 CPI (C-CPI-U) は、むしろ伝統的な CPI よりもインフレ率を高めに誘導することにつながった、との想定外の分析結果³⁹が出てきたのである。トランプ前政権がもくろんだ生活者へのインフレ税調整幅縮小のための指数変更は思惑が外れた。1979 年～80 年代に匹敵するような想定外のパイパーインフレで、上振れの要因につながったといえる。

³³ See, Daniel Hemel, “Indexing, Unchained,” 83 Law & Contemp. Probs. 83 (2020) .

³⁴ <https://www.bls.gov/news.release/cpi.t05.htm>

³⁵ See, “IRS reminds taxpayers of key inflation adjustments under Tax Cuts and Jobs Act,” RIA Federal Tax Update (April 16, 2018) .

³⁶ See, Comment, “Inflation Adjustments: Complete Analysis of the Tax Cuts and Jobs Act,” 2017 CATA 201.

³⁷ Estimated Revenue Effects Of The “Tax Cuts And Jobs Act,” As Ordered Reported By The Committee On Finance On November 16, 2017. JCX-59-17 | Joint Committee on Taxation (jct.gov) .

³⁸ Howard Gleckman, “The Hidden Tax Increase in the Big Six Tax Outline,” TaxVox (Oct.3, 2017, Tax Policy Center) .

³⁹ See, Robert McClelland, “How the Pandemic Affected the TCJA’ s Shift to A Chained CPI Index,” TaxVox (Feb.4, 2022, Tax Policy Center) .

コラム① 租税法律主義から見たタックスインデクセーションの所在

連邦税法（IRC）や諸州の所得税法では、タックスインデクセーション／物価スライド税制（taxation to fix inflation）を幅広く導入している。アメリカにおいて、租税法律主義（tax legality principle）は、憲法上の普遍的な原理である。このことから、タックスインデクセーション／物価スライドする項目については、あらかじめ連邦税法や州税法の条文に自動物価調整する旨規定されている必要がある。こうした規定があれば、調整対象項目の数値については、インフレ税退治策の実施にあたり、連邦議会や州議会の事前の議決を必要としない。連邦の場合は、現行規定を改正するのではなく、条文はそのまま、レベニュープロシージャー（わが国でいう法規命令に相当）で修正（amendment）する形をとる。

**◎連邦の場合の自動物価調整規定の1例を紹介する
内国歳入法典（IRC）第1条【課税（tax imposed）】**

第f項 [[一部邦訳略] インフレーションが増税の結果とならないようにするための調整（Adjustments in tax tables so that inflation will not result in tax increases）]

第1号 [総則]

1993年12月15日以内に、かつ、その後の暦年について、財務長官は、その後の暦年の当初に当該課税年に関し、第a項、第b項、第c項、第d項および第e項に含まれる「税率」表に代えた表を規定するものとする。

第2号 [表の規定方法]

第1号にいう表は、第a項、第b項、第c項、第d項および第e項の場合に応じて、各暦年に関して暦年のはじめに、次のようなことを規定するものとする。

第A 第8号の規定する場合を除き、租税が課されている各税率区分の各表のなかに当該暦年の生活費調整をすることにより最低ドル額および最高ドル額を増加すること。

第B 第Aのもとで調整されるいかなる税率区分にある税率には変更を加えることなく、かつ、

第C 税率区分に記載されている金額に調整を加えること。

第3号 [生活費調整 [Cost-of-living adjustment]]

本f項のもとでは、

第A [総則 (In general)]

いかなる暦年における生活費調整とは、前暦年のC-CPI-Uが、2016暦年のCPIをこえている百分率／パーセント（%）（ただし、ある場合に第Bのもとで決定された額を掛けたものとする。

第B [決定された額 (Amount determined)]

本条項のもとで決定された額とは、2016暦年のC-CPI-Uを2016暦年のCPIで割った額である。

第C [邦訳略]

第4号 [暦年のCPI (CPI for any calendar year)]

第3号にいう暦年のCPIとは、各暦年の8月31日に終了する過去12か月の期間の終結時の消費者物価指数（Consumer Price Index）の平均を指す。

第5号 [消費者物価指数 (Consumer Price Index)]

消費者物価指数とは、連邦労働省（Department of Labor）が公表した連鎖式都市部消費者物価指数（Chained Consumer Price Index for All Urban Consumers）を指す。前条文において、ほとんどの場合、消費者物価指数の改定とは、1986暦年の消費者物価指数に相応するとして使用するものとする。

第6号 [連鎖式都市部消費者物価指数 (C-CPU-U)]

本f項において、

第A [総則 (In general)]

「C-CPU-U」とは、（連邦労働省・労働統計局が公表した）連鎖式都市部消費者物価指数（Chained Consumer Price Index for All Urban Consumers (as published by the Bureau of Labor Statistics of the Department of Labor)）を指す。本条のもとでの各暦年における生活費調整の決定のために使われる連鎖式都市部消費者物価指数とは、労働統計局が前暦年の8月の連鎖式都市部消費者物価指数の当初の日付で公表した直近の数値とする。

第B [暦年のための決定 (Determination for calendar year)]

各暦年のC-CPU-Uとは、各暦年の8月31日に終了する過去12か月の期間の終結時のC-CPU-Uの平均値を指す。

第7号 [端数処理 (Rounding)] *

第A [総則 (In general)]

第2号A、第63条c項4号、第68条b項2号、または第151条d項4号のもとで決定される増額が50ドルの倍数にならないとする。この場合には、次の最も低い50ドル内に端数処理するものとする。

第8号 [邦訳略]

* 「端数処理 (rounding)」とは、切り捨て、切り上げ、四捨五入など。

前記の条文邦訳は1例である。各インフレ調整項目についてそれぞれ個別の規定がある。

いずれにしろ、自動物価調整税制／物価スライド税制は、とりわけインフレ上昇率が高い時期において生活者へのインフレ税波及を「タイムラグなし」で防げる。バッファ／衝撃緩和策として重要な役割を担っている。

II アメリカ連邦個人所得税上のインフレ調整の仕組み

アメリカは、前回の猛烈なインフレを機に、議会の守旧派／抵抗勢力を押しつけて、1981年に連邦所得税にタックスインデクセーション／物価スライド税制を導入し、1985年から生活者向けのタックスインデクセーション／物価スライド税制の実施にこぎつけた。大胆なインフレ税への「備え」をしたことが、今般の新型コロナウイルス禍やウクライナ戦争を契機とした高インフレでも、インフレ税から生活者を護れる仕組みがうまく機能する結果となっている。

失政でインフレがさらに加速し、政治がそれを放置しても、生活者はほぼ「リアルタイム」でインフレ税から保護されるタックスインデクセーション／物価スライド税制導入は、「納税者が主役」税制の原点である。まさに、忘れた頃に突然襲ってくるインフレ税災害から生活者を保護するには、タックスインデクセーション／物価スライド税制のような大胆なインフレ税退治策の「備え」が要る。

それでは、タックスインデクセーション／物価スライド税制では、具体的にどのような項目が調整の対象となるのであろうか。

1 連邦税制上のインフレ調整項目とは

アメリカ連邦個人所得税では、わが国と同様に超過累進税率で課税する。しかし、個人単位で課税することを原則とするわが国とは異なり、夫婦合算課税制度を採用する。このため、申告資格 (filing status) に応じて適用される税率表／税率区分 (課税所得金額) が異なるなど、税制は概して複雑である。また、連邦個人所得税制では、数多くの特別な人的控除がある。しかも人的控除は、所得控除方式から税額控除方式 (tax credit) 方式へ切り替えが進む傾向にある。

加えて、「負の所得税 (negative income tax)」、還付 (給付) つき税額控除 (refundable tax credit) の理論をベースとした勤労所得税額控除 (EITC = earned income tax credit)

など、わが国にはない「働いても貧しい人たち (the working poor) をターゲットとした税制の仕組みを採用する⁴⁰。本来社会保障制度を通じてやるべきことを、税制を通じてやるのはいいが、その結果、税制は迷路のように複雑になる⁴¹。タックスインデクセーション／物価スライド税制を生活者向けに限って実施するとしても、当然、調整項目はかなりの数にのぼる。また、全員確定申告をする国であることから、毎年のインフレ調整について「速さ」が求められる。

(1) インフレ税退治装置は自動的に発動される

すでにふれたように、わが国では、インフレ税退治に、アドホック／裁量方式 (*ad hoc* / *voluntary* / *discretionary method*) を採用する。このため、国会その国会を懐柔する財政当局が減税にうんといわない限り、国民・納税者がインフレ税にストップをかけることは至難である。「納税者が主役」税制からは程遠い常態である。そもそもわが国の与野党の議員の大半は、「タックスインデクセーション／物価スライド税制」を知らない。

これに対して、アメリカは、連邦個人所得税にタックスインデクセーション／物価スライド税制を採用する。納税者は、インフレ税退治に、優柔不断の議会や議員の決断を待つ必要がない。インフレ調整は、議会の承認を待たずに、あらかじめ決められた項目について財政当局が技術的に算定・調整した数値をもとに毎年機械的に実施する仕組みになっているからである。もっとも、租税法律主義の原則があることから、すでにふれたように、物価スライドする項目については、連邦税法や州税法の条文に、例えば「〇〇限度額については●●●●年を基準として毎年インフレ調整するものとする。」といった表記で、自動物価調整する旨が規定されている必要がある。連邦の場合、インフレ率を測る期間 (基準期間) としては、9月から翌年8月までの12か月が採用されている。

(2) 毎年整然と実施されるインフレ税退治スケジュール

暦年分 (1月1日から12月31日まで) の

⁴⁰ 詳しくは、石村耕治『アメリカ連邦所得課税法の展開』(2017年、財経詳報社) 560頁以下参照。

⁴¹ 還付 (給付) つき税額控除では、税務調査など「事実行為」に対するしっかりした税務援助が受けられない働いても貧しい納税者が毎年の確定申告やその後の税務調査などで一番の苦渋を強いられることになる。還付 (給付) つき税額控除は、無償の潤沢な民間の税務援助がないと、働いても貧しい納税者を痛めつける制度である。わが国のような税務援助業務の民間開放が遅れている国にはなじまない。

連邦個人所得税については、原則として翌年4月15日が申告期限となる。つまり、2022暦年分の連邦所得税納付または還付については、23年4月15日が申告期限になる。これに合わせて、財政当局が機械的に算定し、毎年スケジュールとして各種調整項目についてのインフレ調整額を、レベニュープロシージャで公表する仕組みになっている。

2010課年から2022課税年用のインフレ税退治策を盛ったレベニュープロシージャを一覧にすると、次のとおりである。

すでにふれたように、連邦財務省は、現行の内国歳入法典（IRC）に規定する調整項目について

【表 17】 インフレ調整のためのレベニュープロシージャ一覧

課税年	レベニュープロシージャ
・2010 課税年用	Rev. Proc. 2009-50
・2011 課税年用	Rev. Proc. 2010-40
・2012 課税年用	Rev. Proc. 2011-52
・2013 課税年用	Rev. Proc. 2012-41
・2014 課税年用	Rev. Proc. 2013-35
・2015 課税年用	Rev. Proc. 2014-61
・2016 課税年用	Rev. Proc. 2015-53
・2017 課税年用	Rev. Proc. 2016-55
・2018 課税年用	Rev. Proc. 2017-58 ⁴²
・2019 課税年用	Rev. Proc. 2018-57 ⁴³
・2020 課税年用	Rev. Proc. 2019-44 ⁴⁴
・2021 課税年用	Rev. Proc. 2020-45
・2022 課税年用	Rev. Proc. 2021-45
・2023 課税年用	Rev. Proc. 2022-38

その年分の物価上昇指数をCPI-UまたはC-CPI-Uに基づき8月31日現在で決定し、翌年分への調整額を挿入した税額表や人的控除額、定額控除額などを遅くとも12月15日までに公表することになっている（例えば、

IRC1条f項）。したがって、現行の調整項目の範囲内であれば、物価の測定時期に遅れが生じる以外、税務執行上は大きな問題は生じていない。

2 連邦個人所得税上のインフレ税退治スケジュール表を読む

連邦個人所得税上のインフレ税退治スケジュール表を読んでみよう。2022年暦年分について、IRSは、2021年11月10日に、レベニュー

プロシージャ 2021-45 で公表している。23年1月から始まる申告に間に合わせるためである。62項目にわたるインフレ調整／物価スライド項目一覧を示すと、次のとおりである。⁴⁵。

【表 18】 連邦個人所得税上のインフレ調整／物価スライド項目一覧

	インフレ調整項目	該当条文
1	総合課税の場合の連邦の税率表／課税所得金額 (Tax Rate Tables)	1条j項2号A～D
2	年少子供の不労所得 (Unearned Income of Minor Children) (「子供税 (Kiddie Tax)」)	1条g項
3	キャピタルゲイン税率適用額 (Maximum Capital Gains Rate)	1条h項
4	養子控除 (Adoption Credit)	23条
5	子ども税額控除 (Child Tax Credit)	24条
6	勤労所得控除 (Earned Income Credit)	32条
7	適格健康プランに適用される還付つき税額控除額 (Refundable Credit for Coverage Under a Qualified Health Plan)	36条のB第f項2号B
8	低所得者用住宅税額控除額算定上資本的支出扱いとなる改修費限度額 (Rehabilitation Expenditures Treated as Separate New Building)	42条e項
9	低所得住宅控除額 (Low - Income Housing Credit)	42条h項
10	小規模雇用主向け従業者健康保険税額控除での平均年俸支払額 (Employee Health Insurance Expense of Small Employers)	45条のR
11	代替ミニマム税の基礎控除額 (Exemption Amounts for Alternative Minimum Tax)	55条
12	子ども税の対象となる子どもに対する代替ミニマム税の基礎控除額 (Alternative Minimum Tax Exemption for a Child Subject to the `Kiddie Tax`)	59条j項

⁴² rp-17-58.pdf (irs.gov)

⁴³ rp-18-57.pdf (irs.gov)

⁴⁴ rp-19-44.pdf (irs.gov)

⁴⁵ <https://www.irs.gov/pub/irs-drop/rp-21-45.pdf> なお、2022年10月18日に、IRSは、2023課税年用の連邦個人所得税上のインフレ調整／物価スライド項目一覧 (Revenue Procedure 2022-38) を公表している。<https://www.irs.gov/newsroom/irs-provides-tax-inflation-adjustments-for-tax-year-2023> 本稿は、2022課税年用の一覧に基づいて執筆した。

	インフレ調整項目	該当条文
13	小学校や中学校教師にかかる一定の費用 (Certain Expenses of Elementary and Secondary School Teachers)	62条a項2号D
14	輸送用主要パイプライン建設産業のアカウントブルプランのもとで選択的証明ルールに基づく従業者への経費支払額 (Transportation Mainline Pipeline Construction Industry Optional Expense Substantiation Rules for Payments to Employees Under Accountable Plans)	62条c項
15	標準 (定額) 控除額 (Standard Deduction)	63条
16	カフェテリアプラン (Cafeteria Plans)	125条
17	適格通勤費給付額 (Qualified Transportation Fringe Benefit)	132条f項
18	高等教育授業料や納付金に使われる合衆国国債から得た所得 (Income from United States Savings Bonds for Taxpayers Who Pay Qualified Higher Education Expenses)	135条
19	養子支援プログラム (Adoption Assistance Programs)	137条
20	私的活動債の免税上限額 (Private Activity Bonds Volume Cap)	146条d項
21	農業債を原資とした融資額の制限額 (Loan Limits on Agricultural Bonds)	147条c項2号
22	一般的なサヤ取り収益払戻ルール (General Arbitrage Rebate Rule)	148条f項
23	利率保証契約 (GIC) 等にかかるブローカー手数料セーフハーバー・ルール (Safe Harbor Rules for Broker Commissions on Guaranteed Investment Contracts or Investments Purchased for a Yield Restricted Defeasance Escrow)	148条
24	適格親族の総所得制限額 (Gross Income Limitation for a Qualifying Relative)	152条d項1号B
25	一定の減価償却資産にかかる費用化の特例 (Election to Expense Certain Depreciable Assets)	179条
26	省エネ事業用建築物控除 (Energy Efficient Commercial Buildings Deduction)	179条のD

27	適格事業所得額 (Qualified Business Income)	199条のA
28	適格長期介護料 (Eligible Long-Term Care Premiums)	213条d項10号
29	医療費積立口座 (Medical Savings Accounts)	220条
30	教育ローンの利子 (Interest on Education Loan)	221条
31	現金主義会計の利用制限額 (Limitation on Use of Cash Method of Accounting)	448条
32	過大事業損失のしきい値 (Threshold for Excess Business Loss)	461条1項
33	農業団体または園芸団体の会費取扱い (Treatment of Dues Paid to Agricultural or Horticultural Organizations)	132条f項
34	慈善募金活動に応じて寄附した際に受けなかったとみなせる給付限度額 (Insubstantial Benefit Limitations for Contributions Associated With Charitable Fund-Raising Campaigns)	513条h項
35	税額控除および所得控除の特例 (Special Rules for Credits and Deductions)	642条
36	生命保険会社以外の保険会社に対する課税 (Tax on Insurance Companies Other than Life Insurance Companies) IRC831	831条
37	租税回避のための出国 (Expatriation to Avoid Tax)	877条
38	出国にかかる納税義務 (Tax Responsibilities of Expatriation)	877条のA
39	外国勤労所得への課税除外額 (Foreign Earned Income Exclusion)	911条
40	譲渡または交換にかかる債務証券 (Debt Instruments Arising Out of Sales or Exchanges)	1274条のA
41	遺産税にかかる統一税額控除額 / 生涯非課税枠 (Unified Credit Against Estate Tax)	2010条
42	故人の総遺産における適格不動産価額 (Valuation of Qualified Real Property in Decedent's Gross Estate)	2032条のA

	インフレ調整項目	該当条文
43	贈与における年間の非課税額 (Annual Exclusion for Gifts)	2503 条、 2523 条
44	アロー・シャフトに対する個別消費課税 (Tax on Arrow Shafts)	4161 条
45	航空運輸乗客への個別消費税 (Passenger Air Transportation Excise Tax)	4261 条
46	一定の免税団体に対する控除対象とならない政治工作費の報告義務の免除 (Reporting Exception for Certain Exempt Organizations with Nondeductible Lobbying Expenditures)	6033 条 e 項 31 号
47	外国人から受けた多額贈与の報告 (Notice of Large Gifts Received from Foreign Persons)	6039 条の F
48	連邦租税先取特権に対抗できる者 (Persons Against Whom a Federal Tax Lien Is Not Valid)	6323 条
49	差押え禁止財産 (Property Exempt from Levy)	6334 条 a 項
50	賃金、給与その他の所得への差押禁止額 (Exempt Amount of Wages, Salary, or Other Income)	6334 条 d 項
51	一定額の遺産税延納のかかる利子 (Interest on a Certain Portion of the Estate Tax Payable in Installments)	6601 条 j 項
52	納税申告書の提出義務違反 (Failure to File Tax Return)	6651 条
53	情報申告書、登録書類等の提出義務違反 (Failure to File Certain Information Returns, Registration Statements, etc.)	6652 条
54	他の者に対する納税申告書の作成者に対するその他の制裁 (Other Assessable Penalties With Respect to the Preparation of Tax Returns for Other Persons)	6695 条

55	パートナーシップ申告書の提出義務違反 (Failure to File Partnership Return)	6698 条
56	S 法人申告書の提出義務違反 (Failure to File S Corporation Return)	6699 条
57	正確な情報申告書の提出義務違反 (Failure to File Correct Information Returns)	6721 条
58	正確な支払調書の提出義務違反 (Failure to Furnish Correct Payee Statements)	6722 条
59	一定の滞納の場合の旅券の発給拒否または失効 (Revocation or Denial of Passport in Case of Certain Tax Delinquencies)	7345 条
60	弁護士費用裁定額 (Attorney Fee Awards)	1 条 h 項
61	適格長期介護契約または一定の生命保険契約のもとで受領した定期的支払 (Periodic Payments Received Under Qualified Long-Term Care Insurance Contracts or Under Certain Life Insurance Contracts)	7702 条の B 第 d 項
62	適格小規模雇用主医療費払戻口座 (Qualified Small Employer Health Reimbursement Arrangement)	9831 条

以上のように、連邦個人所得税上のインフレ税退治スケジュール表を見ると、生活者あるいは生活費に関連する項目に傾斜する形で⁴⁶、インフレ税退治策としてのタックスインデクセーション／物価スライド税制が極めて広範に実施されていることがわかる⁴⁷。加えて、個別消費税や各種民事制裁などの金額についても実施されている。

2021 年 11 月 10 日に公表されたレベニュープロシージャー 2021-45 では、連邦税上の 62 のインフレ調整項目【表 18】を掲げている。しかし、連邦税制に関するある程度の知見がない

⁴⁶ 連邦個人所得税上の所得控除は人的控除と物的控除という分け方もできる。物的控除の 1 つに雑損控除 (casualty losses deduction) がある (IRC165 条 h 項 1 項・2 項)。連邦税法 (IRC) 上の雑損控除の適用要件は、①基礎控除額 (100 ドル) を超え、かつ②調整総所得 (AGI) の 10% を超える額に限り控除が認められる。しかし、IRC は、前者①については物価スライド／インフレ調整を認めていない。なお、後者②については、そもそも百分率 (%) 表記であり、物価スライド／インフレ調整の対象とならない。このように、生活者向けタックスインデクセーションの対象項目の範囲については、議論のあるところである。See, Reed Shuldiner, "Indexing Tax Code," 48 Tax L. Rev. 537, at 543 *et seq.* (1993) .

⁴⁷ See, Note, "Inflation Adjustment of the Income Tax Brackets, General Rules-Tax Rate Schedules Used to Determine Individuals' Tax," Fed. Tax Coordinator (June 2022) .

とわかりにくい。

そこで、以下においては、読者の理解を後押しすることにしたい。

各調整項目を1つずつ取り上げて、金額が毎年どう調整されるのかをひもといて見る。連邦課税の仕組みは複雑である。しかし、分かりやすくまとめるには、あまり仕組みに深入りせずに、ファジーな表記にならざるを得ないことが多々あることを断っておく。

なお、税法学の観点からインフレ調整項目の所在を検証可能なように、できるだけ連邦税法(IRC)上の準拠法令をあげておく。

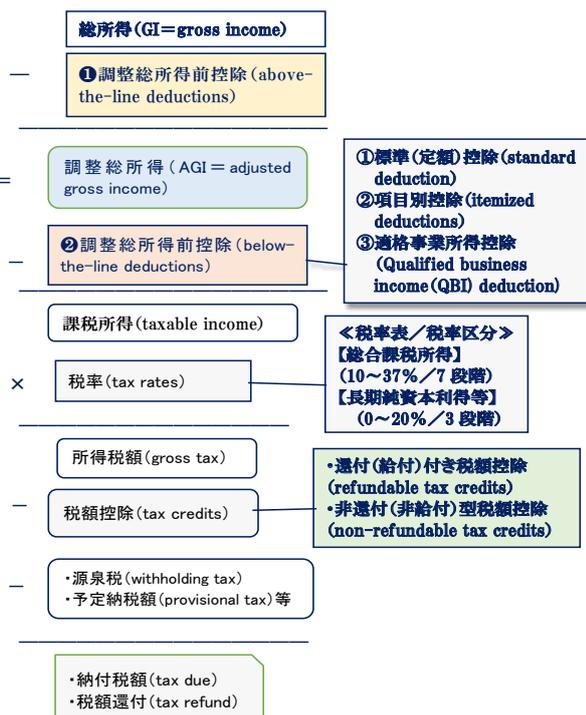
III 連邦のインフレ税退治スケジュール表に盛られた調整実例分析

連邦税法(IRC = Internal Revenue Code / 内国歳入法典) (以下「内国歳入法典」、「IRC」という。)上のインフレ調整項目(tax indexing items)は、62項目にも及び多彩である。

これらの項目を理解するには、通常税(regular individual income tax) [代替ミニマム税(AMT = alternative minimum tax)ではない所得課税]の納税申告における所得控除(tax deductions)や税額控除(tax credits)などの所在をしっかりと確認しておく必要がある。

個人所得課税の基本的な仕組みをおおまかに図説すると、次のとおりである。

【表 19】 個人所得課税の基本的な仕組み



I 総合課税の場合の連邦の税率表/課税所得金額

内国歳入法典(IRC)1条に規定する総合課税の場合の税率表(Tax Rates Tables)の課税所得金額[条文記載法定額]は毎年、インフレ調整される。2022課税年について、調整された金額は、以下の【表 20-A、20-B】のとおりである。

《解説》

トランプ前政権は、2017年の税制改正法(減税・雇用法/TCJA = Tax Cuts and Jobs Act)を制定したが、サンセット条項(時限条項)を置き、2018課税年から2025課税年末まで暫定的に、修正した税率表を採用した。また、扶養控除(dependency exemption)を停止し、かつ項目別控除(itemized deductions)の制限を強化した。ただ、これでは増税につながるということで、埋め合わせのために標準(定額)控除(standard deduction)を2倍近くに増額した。この時限条項は、再度更新されない限り、2025課税年末まで効力を有する。また、TCJAは、連邦個人所得税のインフレ調整項目(COLA)の一部の指標算定を、連鎖式CPI(C-CPI-U)に変更した(IRC1条f項3号)。

こうした経緯で、現在、連邦所得税の超過累進構造は、2018年から2025年までの時限特例(IRC1条j項)で、10%から37%の7段階になっている。

また、内国歳入法典(IRC)は、インフレが認識される場合、毎年、税率表/税率区分[百分率(%)表記の税率ではなく、課税所得金額]を調整することになっている。

この点について、内国歳入法典(IRC)は、「各歴年における生活費調整は、2016課税年を基準年として、連鎖式CPI(C-CPI-U)方式のより、前暦年分の超過分の比率で行うものとする。」旨規定する(IRC1条f項3号以下)。

こうした規定のもと、税率表内の課税所得金額[条文記載法定額]に物価上昇率がどのように反映されるのであろうか。以下に、2課税年分の課税所得金額を比べてみる。

(1) 2021課税年の連邦個人所得税税率表

まず、2021課税年の数値をあげておくと、次のとおりである。

【表 20-A】 2021 課税年連邦個人所得税税率表
(2022 年 4 月 15 日申告期限/単位:ドル)

税率	課税所得金額		課税所得金額
	a) 単身者/b) 夫婦個別申告	夫婦合算申告/寡婦(夫)*	世帯主
10%	0-9,550	0-19,900	0-14,200
12%	9,551-40,525	19,901-81,050	14,201-54,200
22%	40,526-86,375	81,051-172,750	54,201-86,350
24%	86,376-164,925	172,751-329,850	86,351-164,900
32%	164,926-209,425	329,851-418,850	164,901-209,400
35%	a) 209,426-523,600	418,851-628,300	209,401-523,600
	b) 209,426-314,150		
37%	a) 533,601-	628,301-	523,601-
	b) 314,151-		

(2) 2022 課税年の連邦個人所得税税率表

次に、2022 年 1 月 1 日からはじまる課税年で適用される税率表内の課税所得金額をあげる。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、物価上昇率が反映・調整され、かなり細かな数字になるが、次のおとりである。

【表 20-B】 2022 課税年連邦個人所得税税率表
(2023 年 4 月 15 日申告期限/単位:ドル)

税率	課税所得金額		課税所得金額
	a) 単身者/b) 夫婦個別申告	夫婦合算申告/寡婦(夫)*	世帯主
10%	0-10,275	0-20,550	0-14,650
12%	10,276-41,775	20,551-83,550	14,650-55,900
22%	41,776-89,075	83,551-178,550	55,901-89,050
24%	89,076-170,050	178,550-340,100	89,051-170,050
32%	170,051-215,950	340,101-431,900	170,050-215,950
35%	a) 215,951-539,900	340,901-647,850	215,950-539,900
	b) 215,951-323,925		
37%	a) 539,901-	647,851-	539,901-
	b) 323,926-		

* 税率は 2018 年から 2025 年の特例 (IRC 1 条 j 項)
 * 実際には、キャピタルゲイン税に加え、3.8% のオバマメディカル税 (3.8% Obama Medical levy) が課される。すなわち、税率が 10% の場合は、13.8% となる。
 * 適格寡婦 (夫) は、夫婦合算申告の税率表を適用できる。
 【参照条文】 IRC 1 条 a 項・1 条 b 項・1 条 c 項・1 条 d 項・1 条 j 項、3 条

2 子供税/年少子供の不労所得課税

内国歳入法典 (IRC) 1 条 g 項に規定する子供税/年少子供の不労所得課税 (Kiddie Tax / Unearned Income of Minor Children) が課

税除外となる所得金額 [条文記載法定額] は毎年、インフレ調整される。2022 課税年について、調整された金額は、1,150 ドル以下である。

《解説》

「子供税 (kiddie tax)」とは通称である。正式には「年少子供の不労所得 (Unearned Income of Minor Children) への課税」措置である。適格子ども (qualified child) の不労所得 (unearned income) に課される⁴⁸。1986 年に創設された (IRC 1 条 g 項)。

適格子どもが稼得した利子・配当・キャピタルゲインの不労所得が子ども税の対象である。ただし、当該子どもが稼得した給与や賃金は対象外である。両親が子ども名義の投資口座などを使って節税をはかることを防止するための課税措置である。すなわち、両親が、子どもに株その他の投資資産を贈与し子どもがその果実を得た場合、両親の所得に適用される高い税率ではなく子どもの所得に適用される低税率で課税されることになる。こうした抜け穴を封じるために、子どもの不労所得に対して高い税率で課税するのが、子ども税である。

18 歳以下の扶養家族である子どもまたは 18 歳以上 24 未満であり、自ら生活費の半分以上を充足できないフルタイムの学生である子どもに適用される。一定額を超える子どもの不労所得には、両親の税率で課税される。

両親は、子どもの不労所得を含めて確定申告ができる (ただし、2021 課税年では、当該所得が 1,100 ドルから 11,000 ドル以内であり、かつ利子・配当・キャピタルゲインに限定される。)。子どもの不労所得 11,000 ドルを超えた場合には、当該子どもが確定申告をしなければならない。この場合、最初の 1,100 ドルまでは非課税である。次の 1,100 ドルまでは子供税率で課税される。2,201 ドルからは両親の税率で課税される。2021 課税年分について表にすると、次のとおりである。

【表 21-A】 2021 課税年の子ども税 (単位:ドル)

子どもの不労所得	税率
0-1,100	0%
1,101-2,300	子どもの適用税率
2,301-	両親の適用税率

⁴⁸ IRS Topic No. 553 Tax on a Child's Investment and Other Unearned Income (Kiddie Tax) (As of 19-May-2022) .

これが、2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022年1月1日からはじまる課税年からは、金額はインフレ調整され、1,150ドルから11,500ドルになる。2022課税年分について表にすると、次のとおりである。

【表 21-B】 2022 課税年の子ども税 (単位:ドル)

子どもの不労所得	税率
0-1,150	0%
1,151-2,200	子どもの適用税率
2,201-	両親の適用税率

3 キャピタルゲイン税率適用額

内国歳入法典 (IRC) 1 条 h 項のもと、個人が実現した一般的なキャピタルゲインに対しては、現在、0%、15%、20%の税率で課税される。2018年のキャピタルゲイン課税特例法(時限法)により、2018課税年から2025課税年については、毎年、キャピタルゲイン税率表の課税所得金額 [条文記載法定額] はインフレ調整される。2021課税年および2022課税年については、【表 24-A、24-B】 のとおりである。

《解説》

アメリカ連邦個人所得税制では、キャピタルゲイン (資本利得/譲渡所得) は、【表 22】 のように算定される。

また、キャピタルゲインは、その保有期間が

【表 22】 キャピタルゲインの算定方式

キャピタルゲイン (資本利得/譲渡所得) = 純売却額 (売却額 + 売却費用) - 税務基準額 / tax basis (取得費 * + 譲渡費用) ⁴⁹

*取得費 = 購入価額 (- 減価償却費 / depreciation + 改良費 / improvements) + 購入にかかった諸費用

・資本資産の処分の結果、プラスが出れば「キャピタルゲイン」、マイナスになれば「キャピタルロス」

1年以上か、1年未満かにより、短期と長期に分けて、次のような課税取扱いがされている⁵⁰。

ちなみに、アメリカでは議会共和党や富裕層への課税強化を嫌うウイング (党派) は、インフレ税退治策としてしきりにキャピタルゲインをインフレ調整/物価スライドの対象項目に加えるように求めている。ここでいうインフレ調整/物価スライドとは、資本資産 (capital asset) の「税務基準額 (tax basis)」への物価調整を意味する。つまり、資本資産の購入時の価額をインフレ調整し、名目的なキャピタルゲイン (nominal capital gains) ではなく、現実的なキャピタルゲイン (real capital gains) を基準に課税するように求める主張である⁵¹。

その理由は、投資資産を保有し、処分した場合に得られるゲインは、実はインフレによる部分が多いことから、キャピタルゲイン税の計算

⁴⁹ 「tax basis」とは、キャピタルゲイン額を決定する際に、売却その他処分額から控除できる額 (cost) を指し、「税務基準額」、「取得費」、「購入価額」などと邦訳される。

⁵⁰ 「キャピタルゲイン」とは、納税者が所有する「資産の売却その他処分 (sale or other disposition of property)」、すなわち資産の売却はもちろんのこと、交換、被災等に伴う非自発的な買換えなどを含む「処分」で実現され、かつ、認識された利得 (ゲイン) を指す。原則として実現した時点で総所得金額に含まれ、課税される (IRC 1001 条 c 項)。連邦税法は、資産の取引から認識される損益を「資本損益 (capital gains and losses)」と「通常損益 (ordinary gains and losses)」に分けて課税取扱いをする。「資本損益」とは、資本資産 (capital assets) を処分した場合に認識されることになる特別な損益を指す (IRC 1222 条)。これに対して、「通常損益」とは、資本損益以外のあらゆる取引を指す (IRC 64 条および 65 条)。しかし、連邦税法 (IRC) は、「資本的資産」とは何かについて、積極的・直接的に定義していない。しかし、一般的には、不動産や個人口座の保有する株式・公社債、美術品、古い通貨をはじめとした収集品 (collectibles) など投資目的で保有する資産 (investment property) や、住宅や家財など個人的な利用目的で保有する資産 (personal-use property) などを指す。ただし、棚卸資産、事業用の固定資産、著作権者保有の権利、事業上の受取債権などは、資本資産から除外される。また、収集品など特定の長期資本利得 (長期キャピタルゲイン) には特別な税率が適用になる。これらの資本資産を処分したときに発生する資本損益は短期 (保有期間が1年未満) か、長期 (1年以上) かの基準で分けられる (IRC 1222 条)。長期資本損益 (long-term capital gain and loss) については、通常損益から分離した形で、優遇税率で課税される。すなわち、保有期間の起算は、納税者による資産の取得日の翌日から起算し、処分日までの日数で計算する。1年ジャスト (以内) の場合は、短期となる (IRC 1222 条・1223 条、財務省規則 § 1.1223-1)。

⁵¹ See, e.g., Stephen J. Entin, 'Getting 'Real' with Capital Gains Taxes by Adjusting for Inflation,' Fiscal Fact No. 577 (Tax Foundation, May, 2018) .

にあたっては、取得費 (tax basis) をインフレ調整したうえで課税しないと「隠れたインフレ税」を認めるに等しく不公平な課税にあたることである。「インフレ中立税制」の確立には、生活費調整 (COLA) のみならず、キャピタルゲインの取得費や、減価償却の計算におけるインフレ調整なども不可欠であると主張する。

【表 23】 連邦個人所得税上のキャピタルゲインの課税取扱い

短期キャピタルゲイン 保有期間が1年未満 総合課税 (10%~最高税率 37%)
長期キャピタルゲイン 保有期間が1年以上 分離課税 (0%、15%、最高税率 20%) ⁵²
【例:2021年2月1日に資産を取得したとする。この場合、保有期間は、2021年2月2日に始まる。そして、2022年2月1日に保有期間が1年となり、個人所得課税上長期キャピタルゲインとして取り扱われる。】

特殊なものを除き、一般の長期キャピタルゲインは、申告資格および課税所得金額に応じて、インフレ調整された課税所得金額をもとに現在、3段階の税率 (0%、10%、15%) で、分離課税される (IRC1 条 h 項 1 号)。

2017年トランプ税制改革 (TCJA) 後、2018年にキャピタルゲイン課税特例法 (An Act to Provide for Reconciliation Pursuant to Titles II and V of the Concurrent Resolution on the Budget for Fiscal Year 2018) が制定された。この特例法は、2018課税年から2025課税年に適用される時限法 (サンセット法) である。内国歳入法典 (IRC) 1 条 J 項 1 号 B・i および ii などの形で編入された。内容的には、暫定的に、内国歳入法典 (IRC) 1 条 h 項 1 号 B [0%適用キャピタルゲイン額] (IRC1 条 J 項 1 号 B・i) および 1 条 h 項 1 号 C [15%適用キャピタルゲイン額] (IRC1 条 J 項 1 号 B・ii)、遺産やトラストの適用キャピタルゲイン額 ((IRC1 条 J 項 1 号 B・ii・III) を

修正するものである。

加えて、これら 0%や 15%適用キャピタルゲイン額などについて、2018 課税年以降の生活費調整は、2016 課税年を基準年として、前暦年分の超過分の比率で行う旨規定する (IRC1 条 J 項 1 号 C)。

(1) 2021 課税年のキャピタルゲイン税率表での課税所得金額

まず、2021 課税年における連邦個人キャピタルゲイン税率表内の課税所得金額の数値をあげておくと、次のとおりである。

【表 24-A】 2021 課税年連邦個人キャピタルゲイン税率表での課税所得金額

(2022年4月15日申告期限/単位:ドル)

税率	課税所得金額	課税所得金額	課税所得金額
	a) 単身者/b) 夫婦個別申告	夫婦合算申告/寡婦(夫) *	世帯主
0%	0-40,400	0-80,800	0-54,100
15%	a) 40,401-445,850 b) 40,401-250,850	80,801-501,600	54,101-473,750
20%	a) 445,851- b) 250,851-	501,601-	473,751-

(2) 2022 課税年のキャピタルゲイン税率表での課税所得金額

2022 課税年における連邦個人キャピタルゲイン税率表内のインフレ調整された課税所得金額の数値は、2021年11月10日に発出されたレバニュープロシージャ 2021-45 によると、次のとおりである。

【表 24-B】 2022 課税年連邦個人キャピタルゲイン税率表での課税所得金額

(2023年4月15日申告期限/単位:ドル)

税率	課税所得金額	課税所得金額	課税所得金額
	a) 単身者/b) 夫婦個別申告	夫婦合算申告/寡婦(夫) *	世帯主
0%	0-41,675	0-83,350	0-55,800
15%	a) 41,676-459,750 b) 41,676-258,600	83,351-517,200	55,801-488,600
20%	a) 459,751- b) 258,601-	517,201-	488,601-

* キャピタルゲインは 2018 課税年から 2025 課税年の特例 (IRC 1 条 j 項)

* 適格寡婦 (夫) は、夫婦合算申告の税率表を適用できる。【参照条文】 IRC 1 条 h 項・j 項

⁵² オバマケア法 (Patient Protection And Affordable Care Act) のもとで、高所得者【調整総所得金額が 20 万ドルを超える単身者または 25 万ドルを超える夫婦合算申告者など】の不労所得に対して 3.8% のオバマメディカル税 (3.8% Obama Medicare tax) が課された。このため、高所得者が得たキャピタルゲインなどの投資所得には、連邦個人所得税に 3.8% が追加して課税される。See, e.g., IRS, Basics of the Net Investment Income Tax (NIIT) <https://www.irs.gov/newsroom/questions-and-answers-on-the-net-investment-income-tax>

4 養子税額控除

内国歳入法典（IRC）23条に規定する養子税額控除（adoption tax credit）の金額〔条文記載法定額〕や消失控除額は毎年、インフレ調整される。2022課税年から、調整された養子税額控除は14,890ドルである。また、消失控除にかかる修正調整総所得（MAGI）額は、開始額が223,410ドルであり、263,410ドルで完全消失する。

《解説》

納税者は、養子縁組（adoption）にかかった費用の一部を、養子税額控除（adoption tax credit）の形で算定税額から差し引くことができる（IRC 23条）⁵³。

「適格子ども（eligible child）」とは、18歳未満の個人または年齢に関係なく自己管理ができない知的もしくは肉体的な障害のある個人を指す。

納税者は、養子縁組仲介料、弁護士費用、旅費、裁判費用など、2021課税年では、①各養子につき14,400ドルまで税額控除ができる（IRC 23条a項3号）。ただし、納税者の配偶者の子どもの養子縁組にかかった費用は含まない。

養子税額控除は、消失控除になっている（IRC 23条b項2号A）。②2021課税年では、修正調整総所得（MAGI = modified adjusted gross income）が、216,600以上ドルから消失がはじまり、256,600ドル以上で完全に消失する。

【表 25】 養子税額控除にかかるインフレ調整（引上げ額）

<p>①養子税額控除額（1人あたり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022課税年：14,890ドル ・【参照】2021課税年：14,400ドル
<p>②消失控除にかかる修正調整総所得（MAGI）額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022課税年： <ul style="list-style-type: none"> 【開始額】223,410ドル 【完全消失】263,410ドル ・2021課税年： <ul style="list-style-type: none"> 【参照】【開始額】216,600ドル 【完全消失】256,600ドル

以上の点につき、2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー20-2145では、2022課税年について、インフレ調整

された①各養子につき税額控除できる額は、14,890ドルである。また、消失控除についても調整され、AMGIは223,410ドルで消失がはじまり、263,410ドル以上で完全消失する。

5 子ども税額控除

連邦税法（IRC）24条に規定する子ども税額控除（child tax credit）の金額〔条文記載法定額〕は、税額を超える部分の還付額（ACTC = Additional Child Tax Credit）の上限〔条文記載法定額〕は、毎年インフレ調整される、2022課税年からは、調整された上限は、対象となる子1人あたり1,500ドルである。

《解説》

納税者は、同居する適格子どもがいる場合に、確定申告の際に「子ども税額控除（CTC = child tax credit）を受けることができる（IRC 24条）。「適格子ども（qualifying child）」とは、実子のみならず、継子、養子、兄弟姉妹、孫などを含む。2021課税年では、1人あたり3,000ドル（6歳～17歳未満は3,600ドル）の税額控除が受けられる。なお、CTCは、消失控除となっており、両親や保護者の所得により控除額が異なる。

CTCは、1997年に導入された。2001年に、勤労所得税額控除（EITC = earned income tax credit）の導入に伴い、それまで還付なし（non-refundable）であったCTCも、還付つき税額控除（refundable tax credit）に変わった。

トランプ政権は、2017年の税制改正法（減税・雇用法／TCJA = Tax Cuts and Jobs）にサンセット条項（時限条項）を置き、2018課税年から2025課税年末まで暫定的に扶養控除（dependency exemption）を停止し、かつ項目別控除（itemized deductions）の制限を強化したため、そのままでは増税につながる。そこで、埋め合わせのために、標準控除（standard deduction）を2倍近くに増額した（後記15参照）。加えて、子ども税額控除額を1人あたり2,000ドルに引き上げるとともに、還付税額を1,400ドルに制限した。

その後、バイデン政権は、2021年の税制

⁵³ See, IRS, Topic No.607 Adoption Credit and Adoption Assistance Program (As of 19-May-2022) .

改正法（アメリカ人救済計画法／ARPA = American Rescue Plan Act of 2021）で、暫定的に税額控除額を1人あたり3,000ドルに引き上げるとともに、消失控除額の引き上げも行った。

CTCは、所得税額から控除されるが、①子ども税額控除の控除額のうち所得税額から引き切れなかった額と、②勤労所得が3,000ドルを超過する分に15%を乗じた額との、いずれか小さい方が還付される。税額を超える部分の還付額（ACTC = Additional Child Tax Credit と呼ばれる。）の上限は、対象となる子1人あたり1,400ドルである。

2021課税年現在1,400ドルである還付税額は毎年、インフレ調整される。2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャ2021-45によると、2022課税年について、調整された上限は、対象となる子1人あたり1,500ドルである。

【表 26】 子ども税額控除のACTCにかかるインフレ調整(引上げ額)

2022 課税年：1,500 ドル
【参考】 2021 課税年：1,400 ドル

6 勤労所得税額控除

内国歳入法典（IRC）32条に規定する勤労所得税額控除（EITC = earned income tax credit, EIC = earned income credit）の金額【条文記載法定額】は、2022課税年からは、対象者の上限額内での年間勤労所得額の数値【条文記載法定額】を以下の【表 27-B】のとおりインフレ調整する。

《解説》

アメリカでは、働いても貧しい人たち（the working poor）を対象とした勤労所得税額控除（EITC = earned income tax credit, EIC = earned income credit）を導入している。

連邦所得税上のEITC制度では、一定額以上の勤労性の強い所得（勤労所得）のある世帯に対して税額控除が適用され、所得が増加するにつれて控除額が逡減・消失し、所得が低すぎて控除しきれないときにはその分を還付（戻し税）する仕組みになっている（IRC 32条）。

連邦のEITCの適用対象は、給与所得者（salaried income earner）や自営業者（the self-employed）など実質的に勤労性の強い所得（earned income）を得てくらししており、所得が法定基準より低い人たちに対する所得補償制度である。したがって、働いていない個人を適用対象としていない。いかえると、失業中、求職中、などで緊急を要する人たちや、利子・配当のような不労所得などでくらししている人⁵⁴たち向けの所得補償制度ではない⁵⁵。

連邦所得税上の勤労所得税額控除（EITC）制度は、1975年に、社会保障を埋め合わせると同時に額に汗して働くことにインセンティブを与えることをねらいに導入された。導入後、この制度は拡大の一途をたどり、2019年統計によると、2019課税年におけるEITC関連申告数は2,670万件で還付額は645億ドルにのぼる。

EITCの適用要件は複雑である。まず、大きく3つのタイプの所得が判定基準となる。①勤労所得（earned income）、②調整総所得（AGI = adjusted gross income）および③投資所得（investment income）である。次に、適格子ども（qualifying children）の有無、数などである。さらに、納税者の申告資格（filing status）などである。これらの適格要件を充足することを前提に、EITC還付額は、対象者の上限額内での年間勤労所得額により算定される⁵⁶。

(1) 2021 課税年勤労所得税額控除（EITC）の概要

2021課税年における勤労所得税額控除（EITC）対象者の上限額内での年間勤労所得額の数値は、次のとおりである。

⁵⁴ 「勤労所得」には、課税対象とされるか否かを問わず、休業補償、雇用保険給付その他各種の社会保障給付は含まない。

⁵⁵ EITC適用の消極要件として、一定額以上の投資所得を有する人（2021課税年では10,000ドルが上限）は除外されている。投資所得には、課税対象利子や配当などが含まれる（IRC 32条i項）。ただし、自営に供していた事業の譲渡からのゲインなど、投資目的ではないものは、勤労所得に含まれる。詳しくは、石村耕「勤労所得税額控除（EITC）と税務コンプライアンス」『アメリカ連邦所得課税法の展開』（2017年、財経詳報社）560頁以下参照。

⁵⁶ See, IRS, Who Qualifies for the Earned Income Tax Credit (EUTC) (as of 12-July-22) .

【表 27-A】 2021 課税年勤労所得税額控除 (EITC) の概要
2022 年 4 月申告

適格子ども の数	最大 EITC 額	最大 AGI: 単身者/ 特定世帯主	最大 AGI: 夫婦合算申告者
0 人	1,502ドル	21,430ドル	27,380ドル
1 人	3,618ドル	42,158ドル	48,108ドル
2 人	5,980ドル	47,915ドル	53,865ドル
3 人以上	6,728ドル	51,464ドル	57,414ドル

*納税者の投資所得上限: 10,000ドル

(2) 2022 課税年勤労所得税額控除 (EITC) の概要

インフレ調整された 2022 課税年における勤労所得税額控除 (EITC) 対象者の上限額内の年間勤労所得額の数値 [条文記載法定額] は、2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、次のとおりである。

【表 27-B】 2022 課税年勤労所得税額控除 (EITC) の概要
2023 年 4 月申告

適格子ども の数	最大 EITC 額	最大 AGI: 単身者/ 特定世帯主	最大 AGI: 夫婦合算申告者
0 人	560ドル	16,480ドル	22,610ドル
1 人	3,733ドル	43,492ドル	49,622ドル
2 人	6,164ドル	49,399ドル	55,529ドル
3 人以上	6,935ドル	53,057ドル	59,187ドル

*納税者の投資所得上限: 10,300ドル

7 適格健康プランに適用される還付つき税額控除額

内国歳入法典 (IRC) 36 条の B 第 f 項 2 号 B に規定する適格健康プランに適用される還付つき税額控除額 (Refundable Credit for Coverage under a Qualified Health Plan) [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される。2023 年 4 月が申告期限になっている 2022 課税年についての過大控除額にかかる納付限度額 (最大納付限度額 / maximum repayment limitation amount) は、以下の【表】のとおりである。

《解説》

アメリカには久しく、わが国のような国民皆保険制度がなかった。公的健康 (医療) 保険や職域健康 (医療) 保険に加入できない人たちは、

個人として任意に民間医療保険に加入する仕組みであった。こうした仕組みが、無保険者がなくならない主な原因にもなっていた。そこで、オバマ大統領 (当時) は、国民皆保険制度づくりに懸命に取り組んだ。

2010 年 3 月に、国民皆保険を目指すオバマケア法 (Obama Care Act) 【「アフォーダブルケア法 (ACA = Affordable Care Act)」ともいう。正式名称は「患者保護・医療費負担適正化法 (PPACA = Patient Protection and Affordable Care Act)】が成立し、2014 年 1 月 1 日から施行された。オバマケア法の施行により、公的健康 (医療) 保険や職域健康 (医療) 保険に加入できない人は、民間の医療保険への加入が義務付けられた。加入を促すために、加入を怠った場合にはペナルティ (罰金) が科せられた (IRC5000A 条 b 項 3 号)。(その後、皆保険制度を嫌うトランプ政権はこのペナルティを廃止した。)

その一方で、オバマ政権は、2010 年に、皆保険制度を促進するための税制上の措置を講じた。連邦税法 (内国歳入法典 / IRC) に [適格健康プランのもとで適用される還付つき控除 (Refundable Credit for Coverage under a Qualified Health Plan)] (IRC36 条の B) の表題で導入された新たな還付 (給付) 型の税額控除である。

通称で「QHP 税額控除 (QHP tax credit)」または「保険料税額控除 (PTC = premium tax credit) と呼ばれる。また、実質的に納税者が自己負担する保険料 (premium) を政府が助成することにつながることから「オバマケア補助金 (Obamacare subsidy)」とも呼ばれる。

(1) オバマケアとは

オバマケアのもと、民間の医療保険への加入は、連邦または州政府が公的健康保険制度を用意しているのではなく、国民が民間保険を選んで加入する形になっている⁵⁷。

ちなみに、オバマケア法 (ACA) が成立してから 10 年後の 2020 年統計では無保険者は、人口の 8% に減少した。成立直後 2010 年の統計では、無保険者は人口全体の 16.3% にも達し

⁵⁷ 詳しくは、拙論「財産権の保障と課税の限界」国民税制研究 6 号 (2020 年) 60 頁以下、拙論「問われるタンポン課税と納税者の権利」国民税制研究 7 号 (2021 年) 46 頁以下参照。

【表 28】 アメリカの医療保険の種類と加入状況⁵⁸

2020 年の健康保険加入状況(連邦統計局)	
■健康保険非加入者(無保険者)[人口の 8%]	
■健康保険加入者 [人口の 92%]	
①民間保険加入者 [人口全体の 68.0%]	
①職域 [人口全体の 56.4%]	
②個人 [人口全体 10.2%]	
③国防厚生管理本部 (TRICARE)[人口全体の 2.6%]	
②公的保険加入者[全体の 43.1%]	
①メディケア [全体の 34.1%]	
②メディケイド [全体の 18.1%]	
③その他 [全体の 1.0%]	

*重複加入があり、トータルで 100%にはならない

【表 29】 アメリカの医療保険の種類と加入状況

医療保険の種類	2010 年	
公的健康保険	メディケア	14.5%
	メディケイド	15.9%
	軍関係保険	4.2%
	《合計》	34.6%
民間健康保険	団体医療保険	55.3%
	個人医療保険	9.6%
	《合計》	64.0%
無保険	16.3%	

*重複加入があり、トータルで 100%にはならない⁵⁹

保障 (MEC = minimum essential coverage) を確保する旨を規定する (IRC5000 条の A 第 b 項 1 項)。

また、民間保険会社に、安価で加入し易い保険商品の提供を促し、かつ、既往症や現在治療中の人などの保険加入の差別／排除しないように、法的規制を強化した。

加えて、連邦が主導して、州に対して、「健康給付あつ旋所 (Health Benefit Exchange)」（法令上の正規の名称）【通称では「エクスチェンジ」、健康保険あつ旋所 (Health Insurance Exchange)」、「マーケットプレイス (Health Insurance marketplace)」。以下「エクスチェンジ／「マーケットプレイス」ともいう。】を設置するための権限を附与するとともに、州知事が共和党員で連邦に協力しないことも想定し、オンライン加入ができる「連邦 e エクスチェンジ (HealthCare.gov.)」の仕組みが用意された (財務省規則 § 1.36-1 (k))。

オバマケアでは、加入希望者が、水準以上の

ていた。無保険者は 10 年でほぼ半減したとみてよい。

オバマケア (ACA) および ACA の改正を盛り込んだ現行内国歳入

法典 (IRC36 条の B) では、原則として、すべてのアメリカ市民である個人納税者に、当該個人およびその扶養親族を対象とする「健康 (医療) 保険への強制加入 (individual mandate)」を義務づけ、「水準以上の必要不可欠な健康 (医療) 保険を保

健康 (医療) 保険の保障内容を容易に比較できるように、各社が販売する保険商品を次の 4 つのメタルレベル (タイプ) に分けている。

【表 30】 オバマケアで保険料税額控除 (MTC) 対象保険商品のタイプ

- ①ブロンズ (銅) レベル
自己負担 4 割、保険会社保障 6 割
- ②シルバー (銀) レベル
自己負担 3 割、保険会社保障 7 割
- ③ゴールド (金) レベル
自己負担 2 割、保険会社保障 8 割
- ④プラチナ (白金) レベル
自己負担 1 割、保険会社保障 9 割

*ほかに、カタストロフィックプラン (catastrophic plan) : 30 歳未満の若者または人的適用除外 (exemptions) 者向けの自己負担が大きい割に保険料が格安のプランがある。しかし、このプランは、保険料税額控除 (MTC) の対象外である。

オバマケアでの保険料税額控除 (MTC) は、基本的には、納税者が②シルバー (銀) レベル (自己負担 3 割、保険会社保障 7 割) の保険商品を購入することを前提に、仕組みが構築されている。つまり、②シルバー (銀) レベルの保険商品が「標準 (benchmark)」とされる (IRC36 条の B 第 b 項 2 号)。したがって、納税者が①ブロンズ (銅) レベル (自己負担 4 割、保険会社保障 6 割) の保険商品を購入する場合には、保険適用が限定されるのにもかかわらず、自己負担額が大きくなる。

ちなみに、民間保険会社から健康 (医療) 保険を購入する場合には、必ずしもメタルレベル表示はされていない。しかし、保険会社は、各種保険商品を、このレベル分けに基づいて企画・販売している。

(2) オバマケア促進のための税制支援

オバマ政権 (当時) は、オバマケア促進のために、税制支援を強化した。内国歳入法典 (IRC) に、このエクスチェンジ／マーケットプレイスが取扱う適格健康プラン (QHP = Qualified Health Plan) に加入にして

⁵⁸ See, U.S. Census Bureau, Health Insurance Coverage in the United States : 2019 Current Population Reports (Sep.2020) . Health Insurance Coverage in the United States: 2019 (census.gov) .

⁵⁹ See, U.S. Census Bureau, Income, Poverty, and Health Insurance Coverage in the United States: 2011 (Issued September, 2011) .

支払った保険料 (premium) について、「還付 (給付) つきの適格健康プラン税額控除額 (Refundable Credit for Coverage Under a Qualified Health Plan)」、通称「QHP 税額控除 (QHP tax credit)」または「保険料税額控除 (PTC = premium tax credit)」、を設けた (IRC 36 条の B 第 b 項 2 号 A)。

この QHP 税額控除 / PTC では、納税者は、①年分の確定申告で税額の還付 (給付) を受けてもよいが、②前々年の所得額を基準にして計算したその年分の概算税額を課税庁 (IRS) が前払保険料として納税者が選択した保険会社へ支払い、確定申告で精算する方法も選択できる仕組みになっている (IRC 36 条の B 第 f 項 2 号 B)。このことから、QHP 税額控除 / PTC は、通称で、「前払保険料税額控除 (advanced premium tax credit)」、「前払保険料 (advance premium payment)」、あるいは「オバマケア補助金 (Obamacare subsidy)」とも呼ばれる。

QHP 税額控除 / PTC は、連邦貧困水準 (FPI) に基づき健康 (医療) 保険加入者である納税者個人または世帯の収入水準が比較的低い場合に限り認められる (IRC 36 条の B 第 d 項 3 号)。所得が低いほど、PTC の額が高くなる仕組みになっている。

ちなみに、連邦貧困水準 / フェデラル・ポバティ・レベル (FPL = Federal poverty level) とは、連邦保健福祉省 (HHS = Department of Health and Human Services) が、毎年公表する収入水準を判断するための指標 (ガイドライン) である。特定の福祉プログラムやベネフィット、税額控除を受ける資格があるかどうかなどを判断するのに使われる。

現在、QHP 税額控除 / PTC は、連邦貧困水準 (FPI) が 100% から 400% の範囲にあるエクステンジを通じて適格健康 (医療) 保険プランに加入した納税者に限り、その所得額に応じて認められる。

400% 以上の納税者は、QHP 税額控除 / PTC は受けられない (ただし、新型コロナウイルス

ルス禍の事情を勘案して、2021 課税年および 2022 課税年は F P I が 500% まで適用が拡大されている。) ⁶⁰。

ちなみに、アメリカの税額控除は、大きく①「還付 (給付 / refundable) タイプ」と、②「非還付 (非給付 / non-refundable) タイプ」に分けられる。QHP 税額控除 / PTC は、①還付 (給付 / refundable) タイプの税額控除である。税額控除するだけの所得税額がない納税者には税額が還付 (給付) される。ただし、納税者が望めば、翌課税年に繰り越すこともできる。

所得水準が高いなどの理由で QHP 税額控除 / PTC の適用のない納税者は、職域保険や公的保険に加入している場合と同様に、原則としてエクステンジ / マーケットプレイスを通じて健康 (医療) 保険プラン (オン・エクステンジ・プラン / on-exchange plan) に加入する必要がない。

(3) 保険料税額控除 (PTC) の適用要件

納税者は、確定申告で、保険料税額控除 (PTC) を受けるには、すでにふれたものを含め、まとめてみると、次のような要件を満たす必要がある (IRC36 条の B) ⁶¹。

【表 31】 保険料税額控除 (PTC) の適用要件

<p>《適用要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得要件 (income requirements) 世帯員数を基準とした世帯所得が、連邦貧困水準 (FPL) が法定限度内 [原則として 100% から 400% の範囲] にあること。(ただし、バイデン政権が通過させたアメリカ人救済計画法 (ARP = American Rescue Plan Act of 2021) により、2021 年と 2022 年は 500% の範囲までのコロナ禍特例の適用がある。 ⁶²) ・ オン・エクステンジ・プランを通じて各保険会社が販売する適格健康 (医療) 保険プラン (QHP) に加入していること。 ・ 納税者が、既婚の場合、夫婦合算申告をすること。 ・ 納税者は他の者の被扶養者でないこと。 ・ 職域保険や公的保険 (メディケア、メディケ
--

⁶⁰ See, IRS, About Form 8962, Premium Tax Credit (as of 10-May-2022) .

⁶¹ See, IRS, Reconciling Your Advance Payments of the Premium Tax Credit (as of 08-February-2022) ; IRS, Instructions for Form 8962 (2021) .

⁶² See, Fact sheet: American Rescue Plan and the Marketplace (March 12, 2021) Centers for Medicare & Medicaid Services CMS.Gov.

イドなど) に加入していないこと。

《適用手順》

- ・ 税額控除 (PTC) を受けるには、エクステンジ/マーケットプレイスに申請書を提出すること。この手続により、納税者は、その課税年に受けられる税額控除 (PTC) の概算が得られる。税額控除額は、次の要素を基準に算定される。

- ・ 納税者の世帯員の数
- ・ その課税年に得られる世帯所得の概算
- ・ シルバー (銀) レベルの保険商品を「標準 (benchmark)」として、納税者が住む地域における同じ規模の世帯の適格健康 (医療) 保険プラン (QHP) の平均価格。シルバー (銀) レベルの保険商品を選択した場合、バイデン改正 (ARP) 前までは、納税者は、保険料の自己負担が世帯所得の 9.83% の範囲内になるように保険料税額控除 (PTC) の還付 (給付) が受けられるように制度設計されていた。改正 (ARP) 後は、コロナ禍に対応する医療サービス需要が高まりを受けて、世帯所得に占める保険料の自己負担の割合が 8.5% 内になるように見直され、保険料税額控除 (PTC) の還付 (給付) 額が拡大された。
- ・ ちなみに、納税者は 4 つのメタルレベル (タイプ) を選択できる。このことから、標準タイプの適格健康 (医療) 保険プラン (QHP) を選ばない場合、納税者が自己負担する保険料も、保険料税額控除 (PTC) の還付 (給付) も変わる。

- ・ 次に、納税者は、税額控除 (PTC) の利用方法を選択しなければならない。なぜならば、納税者は、望めば税額控除 (PTC) の全額または一部を、確定申告を待たずに、保険料の一部として、直接政府から保険会社に充当する方法 (保険料の前払方式) を選べるからである。
- ・ すなわち、エクステンジ/マーケットプレイスが、納税者の税額控除概算額を納税者が契約した保険会社に通知し、毎月支払/年払の形の前払方法を選べる。
- ・ この場合、保険会社は、毎月、納税者の保険料に概算税額控除額を充当することから、納税者の保険料負担額は少なくなる。また、納税者が選択する保険のタイプ
- ・ もっとも、課税年中に、離婚・死亡・職場保険への加入など変更事項 (life changes) が生じることも多く、エクステンジ/マーケットプレイスへの通知などを含め、手続はしばしば煩雑になる。
- ・ また、変更があった場合、確定申告時に「精算 (reconciling)」により調整することになっている (IRC36 条の B 第 f 項)。精算により、還付ではなく、過大控除分 (excess advance

Premium Tax Credit payment (excess ATCP) の納税が必要になるケースも出てくる (IRC 36 条の B 第 f 項 2 号)。

- ・ ちなみに、過大控除分 (excess ATCP)、すなわち税額控除額を使った前払額が少額の場合には「補填的な税額控除 (additional tax credit)」を受け、帳消しにできる (IRC 36 条の B 第 f 項 2 号 B)。
- ・ 加えて、納税者は保険料負担の高騰を避けるために、免責金額 (deductible) が高く、毎月の保険料が安い健康 (医療) 保険プランに加入し、医療費貯蓄口座 (HSA) に資金を貯めて、保険適用にならない初診料/再診料 (copay) や自己負担分 (out-of-pocket maximums) に備えるなど入念な資金計画が要る。
- ・ 一方、納税者は、月々の保険料の全額を自己負担し、後に還付を受ける方法も選択できる (the-end-of reconciliation of excess ATCP)。
- ・ この場合、納税者は、確定申告書 (Form1040) に様式 8961 [保険料税額控除 (Form 8962: Premium Tax Credit)] を添付して申告をし、税額控除 (PTC) 額の還付を受けることになる。

【表 32】 様式 8961 [保険料税額控除]

(総 2 頁中の 1 頁目)

納税者やその世帯員が、適格健康 (医療) 保険プラン (QHP) への加入手続において、QHP 税額控除/ PTC を賢く活用し、保険料の自己負担を少なくしたうえで、効率的かつ良質な医療サービスを楽しむには、周到な計画が必要となる。しかし、その手続は、確定申告書 (Form1040) や複雑な様式 8961 [保険料税額控除] の作成など、税務の素人である納税者には必ずしも容易ではない。

にもかかわらず、2020 年には、適格健康 (医

療) 保険プラン (QHP) に 1,070 万人が加入している。その 87% が、様式 8961 [保険料税額控除] を退出し、QHP 税額控除 / PTC の適用を受けている。PTC (保険料税額控除) は、還付 (給付) 型であり、所得が低いほど還付 (給付) 額が多くなり、納税者が自己負担する保険料が少なくなる仕組みになっている。このことから、無保険者の解消に大きく貢献しているといえる⁶³。

(4) 所得要件と物価スライド

納税者は、連邦所得税上の保険料税額控除 (PTC) を受けるには「所得要件」を満たす必要がある。すなわち、世帯員数を基準とした世帯所得が、連邦貧困水準 (FPL) が法定限度内 [原則として 100% から 400% の範囲] になければならない。(ただし、バイデン改正 (ARP) で、2021 年と 2022 年は、コロナ禍特例として、500% の範囲まで適用があることについてはすでにふれた。)

連邦貧困水準 (FPL) は、毎年、連邦保健福祉省 (HHS = Department of Health and Human Services) がインフレ調整のうえ公表している。言いかえると、この事項のインフレ調整は、連邦財務省・IRS の仕事ではない。

納税者は、2022 課税年分の確定申告にあたり保険料税額控除 (PTC) の対象となるかどうかを判断する場合には、連邦保健福祉省 (HHS) が公表した 2021 年の連邦貧困水準 (FPL) ガイドラインに示された金額に注目する必要がある。

また、納税者は、2023 課税年分の確定申告にあたっては、2021 年 11 月 10 日に発出さ

れたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、インフレ調整された以下の 2022 年の HHS の連邦貧困水準 (FPL) ガイドラインに示された金額に注目する必要がある。

(5) 過大控除分納付限度額への物価スライド

納税者は、暦年終了後の確定申告で、保険料税額控除 (PTC) 過不足を「精算 (reconciling)」することになる。暦年中の変更事項 (life changes) があり、その結果、還付ではなく、過大控除分 (excess advance Premium Tax Credit payment (excess ATPC) が生じ、その納税が必要になるケースもある (IRC 36 条の B 第 f 項 2 号)。もっとも、過大控除 (excess ATPC) が生じ、前払税額控除額が過大になっても、その額が少額の場合には、「補填的な税額控除 (additional tax credit)」を受けることができ、事実上帳消しにできる特例もある (IRC 36 条の B 第 f 項 2 号 B)。

とはいえ、納税者は、過大控除分 (excess ATPC) を納付するのが原則である。この原則を維持しながらも、納税者の負担が重くならないように、限度額を定めて特例措置を講じているわけである。

ちなみに、この特例措置に盛り込まれた限度額は、HHS が毎年公表する連邦貧困水準 (FPL) の 100% から 400% 枠に応じて、物価調整される (IRC36 条の B 第 f 項 2 号 B・i)。

2022 年 4 月が申告期限になっている 2021 課税年についての過大控除額にかかる納付限度額 (最大納付限度額 / maximum repayment limitation amount) は、2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、次のとおりである。

【表 33-A】 所得要件: 連邦貧困水準 (FPI) ガイドライン (2021 年)

世帯員数	100%FPI	400%FPI
1 人	12,880 ドル	51,520 ドル
2 人	17,420 ドル	60,680 ドル
3 人	21,960 ドル	87,840 ドル
4 人	26,500 ドル	106,000 ドル
5 人	31,040 ドル	124,160 ドル
6 人	35,580 ドル	142,160 ドル
7 人	40,120 ドル	160,480 ドル
8 人	44,660 ドル	178,640 ドル

* 100% FPI 段階において 8 人以上の場合は、1 人につき 4,540 ドル加算

【表 33-B】 所得要件: 連邦貧困水準 (FPI) ガイドライン (2022 年)

世帯員数	100%FPI	400%FPI
1 人	13, 590 ドル	54, 360 ドル
2 人	18, 310 ドル	73,240 ドル
3 人	23,030 ドル	92,120 ドル
4 人	27,750 ドル	111,000 ドル
5 人	32,470 ドル	129,880 ドル
6 人	37,190 ドル	148,760 ドル
7 人	41,910 ドル	167,640 ドル
8 人	46,630 ドル	186,520 ドル

* 100% FPI 段階において、8 人以上の場合は、1 人につき 4,720 ドル加算

【表 34-A】 2021 課税年の過大税額控除額にかかる納付限度額

世帯所得の FPL 率 (%)	単身者向け納付限度額	他の納税者向け
FPL200%未済	325 ドル	650 ドル
FPL200%以上~300%未済	800 ドル	1,600 ドル
FPL300%以上~400%未済	1,350 ドル	2,700 ドル
FPL400%以上	全額	全額

⁶³ なお、保険税務実務では、計算モデルに基づいた具体的なタックスプランニング (事例分析) が重要である。また、その方が、リーダーフレンドリーである。しかし、本稿は、連邦税法上のタックスインデクセーション / 物価スライド制の分析が主たる目的である。また、紙幅の都合もあることから、事例分析は省略する。

2023年4月が申告期限になっている2022課税年について、インフレ調整された過大控除額にかかる納付限度額（最大納付限度額／maximum repayment limitation amount）は、2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、次のとおりである。

【表 34-B】 2022 課税年の過大税額控除額にかかる納付限度額

世帯所得の FPL 率 (%)	単身者向け納付限度額	他の納税者向け
FPL200%未満	325ドル	650ドル
FPL200%以上～300%未満	825ドル	1,650ドル
FPL300%以上～400%未満	1,400ドル	2,800ドル
FPL400%以上	全額	全額

8 低所得者用住宅税額控除額算定上資本的支出扱いとなる改修費限度額

内国歳入法典（IRC）42条e項に規定する低所得者用住宅税額控除（LIHTC）額の計算において、既存住宅の改修費用（rehabilitation expenditures）は、一定限度内であれば、「適格基準額（Qualified Basis）」に含めるべき費用（expenditures）にあたるが、住宅の各ユニットにつき適用限度額〔条文記載法定額〕を超えると、「改修費（rehabilitation expenditures）」ではなく、資本的支出（separate new building）として取り扱われる。2022課税年について、インフレ調整されたその適用限度額は、7,400ドルである。

《解説》

連邦は、1986年に低所得者用住宅税額控除（LIHTC = Low Income Housing Tax Credit）を導入した（IRC42条）。個人や法人が、低所得者向けのアフォードブルな⁶⁴「適格賃貸住宅（qualified low-income building）」

の新規建設（development）、既存住宅の取得（acquisition）、既存住宅の改修（rehabilitation）をする形で「投資」した場合に利用できる税額控除（投資減税）である⁶⁵。その後、2008年に、連邦議会は、改正法（HERA = Housing and Economic Recovery Act of 1008）で、LIHTCを大幅に改正し、今日にいたっている。（なお、LIHTCの適用申請者の95%はパートナーシップやLLCを含む法人である。）

(1) 低所得者用住宅税額控除の執行体制

低所得者用住宅税額控除（LIHTC）は、連邦税法（IRC）で導入している。しかし、その執行は、連邦課税庁（IRS）と連携して、州の住宅税額控除に関する権限ある機関（state credit agency / クレジットエージェンシー / 州により名称が異なる）が担当する仕組みになっている。

連邦は、毎年、連邦税法に基づき、各州に一定範囲の「住宅税額控除枠（volume cap）」〔州住宅税額控除上限（state housing credit ceiling）ともいう。〕を割り当てる。9%税額控除につき連邦から毎年州に配賦される枠は、LIHTC導入当初は一人あたり1ドル25セント（この額は毎年連邦課税庁（IRS）がインフレ調整したうえで公表）に州の人口数をかけた金額に一定の付加額を足して算出する（IRC 42条h項3号C）⁶⁶。

各州は、毎年「適格低所得住宅計画（qualified low-income housing project）」を立て、その州のクレジットエージェンシーが、その計画に従って連邦から付与された住宅税額控除枠を公募し、審査の上、納税者に分配する。

(2) 低所得者用住宅税額控除への申請手続

低所得者用住宅税額控除（LIHTC）の分配を受けるには、納税者が、適格賃貸住宅が所在する州の適格低所得住宅計画を読んで、その州のクレジットエージェンシーに自己申請する形に

⁶⁴「アフォードブル住宅（affordable housing）」とは「収入に応じた適正な家賃や価格の住宅」という意味である。

⁶⁵アメリカの住宅供給助成策においては、従来、政府補助金（直接歳出）が多用されてきた。クリントン政権では、住宅供給助成策を、直接歳出（direct expenditures）から、租税歳出（tax expenditures）に軸足を移し、低所得者用住宅供給に対する税額控除（投資減税 / LIHTC）を導入した。LIHTCは、経済的には、税制を通じた補助金にあたる。

⁶⁶See, IRS, Notice 2022-12: 2022 Calendar Year Resident Population Figures (March 21, 2022); Dirk Wallace, `IRS Publishes Population Figures for CY 2022 LIHTC, PAB、, (March 22, 2022, Affordable Housing Resource Center) .

なっている。納税者は、その際に、内国歳入法典（IRC）42条に規定する「低所得者用住宅税額控除（LIHTC）」上の要件を充足している旨を、証明する必要がある。低所得者用住宅税額控除（LIHTC）には、住宅税額控除枠（volume cap）があることから、納税者は申請したとしても、必ずしも全額認められるわけではない。

納税者にLIHTCが認められたとする。この場合、納税者は、法定された期間（通例「コンプライアンス期間（compliance period）」と呼ばれる。）にわたり、毎年、その州のクレジットエージェンシーに対して入居者情報などを含め報告をして認証（certification）を受ける必要がある。コンプライアンス違反があるとされた場合、納税者は、その期間のLIHTC本税に利子を加えた額の取戻（credit recapture）処分を受ける（IRC42条j項2号B）。

（3）低所得者用住宅税額控除の適用要件

投資家である納税者は、①連邦政府の補助を受けない賃貸住宅の新規建設・既存住宅の取得・既存住宅の改修に要した（投資した）費用の場合は70%（IRC 42条b項1号A）、②連邦政府の補助を受けた賃貸住宅の新規建設・既存住宅の取得・既存住宅改修のために要した（投資した）費用の場合は30%まで（IRC 42条b項1号B・i）、最大で10年間、税額控除が認められる。この期間は、「税額控除期間（credit period）」と呼ばれる。賃貸物件が実際に貸し出された時から始まる。

税額控除額を算定するための費用（投資）の基準額は、連邦財務省によって、毎月、現在価値に修正され、連邦官報（Federal Register）で公表される。単年に換算すると、①は当初費用のおおむね9%、②はおおむね4%となる。なお、算入される費用は、「住宅（building）」そのものの開発や居住者が用いる設備のための費用であり、土地の取得や資金調達、マーケティングのための費用などは含まない。

また、低所得者用住宅税額控除（LIHTC）の適用がある「適格賃貸住宅」とは、居住用であれば、集合住宅、戸建、ホームレス向けシェルターでもよい。一部は一般向けの集合住宅であってもよい。ただし、ホテル、病院、高齢者ホーム、コーペラティブ形態の住宅などはあてはまらない。

この税額控除（LIHTC）の適用を受けるには、投資家（所有者）である納税者は、少なくとも

【表 35】 9%税額控除と4%税額控除の概要

① 9%税額控除

税額控除期間にわたり適格基準額（Qualified Basis）の現在価値の70%を所有者に補償するものである。加えて、住宅の賃貸水準に応じて所有者を補償するために追加的な給付も行うものである。競争原理を入れた税額控除制度（competitive tax credit）である。政府補助金を得ていない賃貸住宅の新規建設・既存住宅の取得・既存住宅の改修のケースが対象である。既存住宅の改修のケースでは、所有者は、各低所得住宅ユニットに6,500ドルか、住宅の調整基準額（adjusted basis）の20%か、いずれか大きい方の基準を満たしていなければならない。

② 4%税額控除

税額控除期間にわたり適格基準額（Qualified Basis）の現在価値の70%を所有者に補償するものである。政府補助金を得た賃貸住宅の新規建設・既存住宅の取得・既存住宅の改修のケースが対象である。加えて、住宅の賃貸水準に応じて所有者を補償するために追加的な給付も行うものである。

30年間州の住宅当局と低所得者向け適格賃貸住宅の提供に合意しないとイケない。また、賃貸住宅の一定率以上のユニットを定額の賃料で最低15年間低所得者に供給するなどの連邦税法（IRC）上の要件を満たさないとイケない（ただし、各州が州所得税にLIHTCを導入している場合には、州の権限ある当局の同意も必要となる）。

こうした要件を満たせば、納税者は、自己の連邦所得税計算上、負担または発生した一定の費用について、法定割合まで、確定申告で最長で10年間、連邦の税額控除（LIHTC）を受けすることができる。

（4）低所得者用住宅税額控除（LIHTC）額の算定の仕方

①新規建設または②既存住宅を改修したうえで、「適格賃貸住宅」を提供する納税者が確定申告で連邦課税庁（IRS）に請求できる低所得者用住宅税額控除（LIHTC）額は、次頁【表 36】のように算定される。

なお、低所得者用住宅税額控除（LIHTC）額の計算において、既存住宅の改修費用（rehabilitation expenditures）は、一定の限度内であれば、「適格基準額（Qualified Basis）」に含めるべき費用（expenditures）にあたる（IRC 42条e項3号A・ii・II）。しかし、住宅の各ユニットにつき

【表 36】 低所得者用住宅税額控除 (LIHTC) 額の算定の仕方

<p>○適格基準額 (Qualified Basis) = 対象金額 (Eligible Basis) × 適用部分 (A / F = Applicable Fraction / Occupancy Percentage)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象基準額 (Eligible Basis) とは、原価償却の対象となる居住用賃貸住宅にかかる総費用である。 ・適用比率 (A / F = Applicable Fraction) とは、居住用賃貸住宅数のうち適格低所得者に供される部分である。 <p>○年間の税額控除額 (Annual Credit Amount) = 適用割合 / 低所得者入居比率 (A / F = Applicable Fraction / Occupancy Percentage) × 適用割合 (Applicable Percentage)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用割合 (Applicable Percentage) とは、住宅の性格 (連邦の補助を得た住宅か否か) に応じて、適格基準額 (Qualified Basis) の年間の税額控除額を現在の価額 70% または 30% に引き直した係数である。

適用限度額を超えると、「改修費 (rehabilitation expenditures)」ではなく、資本的支出 (separate new building) として取り扱われる。

この適用限度額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される。LIHTC を導入した 1989 年当時は、3,000 ドルまでであった。連邦は 1985 年からタックスインデクセーション / インフレ調整を実施している。その後適用限度額は上げられ、2021 課税年では、6,000 ドルまでであった。2022 課税年については、2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、調整された適用限度額は、7,400 ドルである。

9 低所得者用住宅控除額

内国歳入法典 (IRC) 42 条 e 項に基づき低所得者用住宅税額控除 (LIHTC) の州に配賦する州住宅税額控除上限 (state housing credit ceiling) [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される。2022 課税年については、2 ドル 60 セントに州の人口をかけた額か、297 万 500 ドルか、いずれか大きい方の額である。

《解説》

連邦は、毎年、連邦税法に基づき、各州に一定範囲の「住宅税額控除枠 (volume cap)」 [「州住宅税額控除上限 (state housing credit ceiling)」ともいう。] を割り当てる。9% 税額控除につき連邦から毎年州に配賦される枠は、一人あたり ●ドル●●セントの州の人口数をかけた金額に一定の付加額を足して算出する (IRC 42 条 h 項 3 号 C)⁶⁷。低所得者用住宅税額控除 (LIHTC) を導入当初の 1986 課税年では、一人当たりの税額控除上限金額 [条文記載法定額] は 1 ドル 25 セントであった。この限度額は毎年インフレ調整される。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、2022 課税年は 2 ドル 60 セントである。

【表 37】 9% 税額控除の州への配賦枠



【出典】 Nvogradac

10 小規模雇用主向け従業者健康保険税額控除での平均年俸支払額

内国歳入法典 (IRC) 45 条の R に基づく小規模雇用主向け従業者健康保険税額控除 (Employee Health Insurance Tax Credit of Small Employers) において、雇用主が受けられる最高税額控除額は、平均年俸支払額 (expense) を基準に上下する。平均年俸支払額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される。2022 課税年については、調整された額は、28,700 ドルである。

《解説》

転職社会でもあるアメリカでは、小規模企業の雇用主は、従業者の永続的雇用で悩みが尽き

⁶⁷ See, IRS, Notice 2022-12: 2022 Calendar Year Resident Population Figures (March 21, 2022) ; Dirk Wallace, "IRS Publishes Population Figures for CY 2022 LIHTC, PAB," (March 22, 2022, Affordable Housing Resource Center) .

ない。オバマケアは実施されたものの国民皆保険制度は道半ばにあることから、雇用の安定化には、職域健康（医療）保険の充実も永続雇用のカギとなっている。

連邦税法（IRC）は、職域健康（医療）保険を充実し従業員の雇用を確保しようという小規模雇用主向け従業員健康保険税額控除（Employee Health Insurance Tax Credit of Small Employers）制度を設けている（IRC45条のR）。その概要は、次のとおりである。

【表 38】 小規模雇用主用従業員健康保険税額控除の概要

- ・常勤の従業員が25人以下であること（IRC45条のR第b項）。
- ・常勤従業員の年俸が56,000ドル以下であること。（この基準は、当初は50,000ドルであったが、2014年から毎年インフレ調整されている。）
- ・適格健康（医療）保険プラン（qualified health insurance plan）は、エクステンジ／ショップ（SHOP = Small Business Health Options Program）マーケットプレイスを通じて加入（enrolling）していること（IRC45条のR第b項1号）。
- ・雇用主は、従業員が選択した保険の保険料の50%以上を負担していること。（ただし、雇用主が非営利公益団体の場合は、30%以上負担していること。）（IRC45条のR第b項）

この小規模雇用主向け従業員健康保険税額控除限度額は、従業員の数や平均年俸額により上下する。従業員が10人以下、または平均年俸が27,000ドル以下（2021課税年）の雇用主が最高限度額の税額控除を受けることができる（IRC45条のR第d項3号B・ii）⁶⁸。ちなみに、平均年俸の基準〔条文記載法定額〕は、毎年インフレ調整される。2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022課税年について、調整された限度額は、28,700ドルである。

11 代替ミニマム税の基礎控除額

内国歳入法典55条は、法人以外の納税者（taxpayer other than a corporation）に対

して、代替ミニマム税（AMT = Alternative Minimum Tax）を課す。AMTの計算にあたっては、納税資格に応じて基礎控除額（Exemption Amounts for Alternative Minimum Tax）が認められる。基礎控除額〔条文記載法定額〕は、毎年インフレ調整される。2022課税年については、以下の【表】のとおりである。

＜解説＞

連邦税法（IRC）は、非課税（exclusions）、免税（exemptions）、所得控除（deductions）、税額控除（tax credits）などを活用した課税繰延（tax deferrals）項目や租税優遇項目（tax preferential／租税特別措置）（以下「租特項目」ともいう。）を盛り込んでいる。納税者は、納税申告にあたり、これら税制上の課税繰延項目や租特項目を利用することにより、実質的経済所得（substantial economic income）がありながら、租税負担（tax liability）を極端に抑えることも可能な仕組みになっている。

1969年に導入された⁶⁹代替ミニマム税（AMT = alternative minimum tax）は、納税者が連邦所得税を負担する能力（担税力／ability to pay income tax）があるにもかかわらず、これら税制上の課税繰延項目や租特項目を利用し、納付税額を極端に抑えていると判断される連邦納税者を対象に追加的に課税することをねらいとした租税である（IRC55条～59条）。

代替ミニマム税（AMT）の納税義務者（以下「納税者」ともいう。）は、大きく、次のように分けられることができる。

【表 39】 代替ミニマム税（AMT）の納税義務者

- ・非法人（non corporation）
個人（individuals）、各種財団（foundations）、信託（trusts）
- ・法人／会社（corporations）
2018課税年から廃止 2026年まで廃止

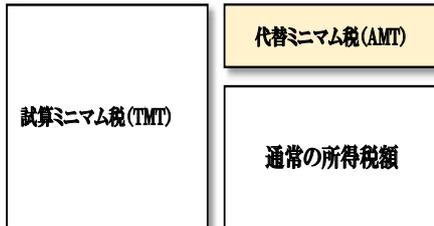
2017年12月に、当時のトランプ政権は、2017年税制改正法である減税雇用法（TCJA = Tax Cuts and Jobs Act of 2017）を成立させた。TCJAは、法人税率を35%から21%

⁶⁸ The Small Business Health Care Tax Credit, HealthCare.gov <https://www.healthcare.gov/small-businesses/provide-shop-coverage/small-business-tax-credits/>

⁶⁹ 石村耕治『アメリカ連邦所得課税法の展開』（財経詳報社、2017年）86頁以下参照。

へと大幅に引き下げるとともに、法人に対する20%税率のAMT (AMT = Alternative Minimum Tax / 代替ミニマム税) を、2018課税年から2026課税年まで停止させた (サンセット条項のよる時限停止)。加えて、2018課税年から2025課税年まで、個人対象の代替ミニマム税の基礎控除額 (AMT emption amount / Phase-out exemption amount) を大幅引上げた。

【表 40】 代替ミニマム税 (AMT) の仕組み



各課税年における代替ミニマム税 (AMT) の計算においては、まず、納税者は、通常の

所得税 (regular income tax) の計算とは別途、特別な計算方法により試算ミニマム税額 (TMT = tentative minimum tax) を仮計算する。次に、試算ミニマム税額 (TMT) が、通常の所得税計算で算定された通常の所得税額 (regular income tax) の金額を超過しているかどうかを精査する。そのうえで超過した金額があれば納税する。

だが、実務的には、通常の課税所得の計算結果を調整 (adjustment) し、試算ミニマム税所得を算定し、その金額に応じて26% (175,000ドル未満の所得) および28% (175,000ドル以上の所得) の税率をかけて試算ミニマム税額 (TMT) を出す (IRC 55条b項)。

ちなみに、通常の所得税額 (Regular Tax) と代替ミニマム税 (AMT) の計算における控除項目をおおまかに比較してみると、次のとおりである。

【表 41】 通常税とAMT税の控除項目を比べる

通常税計算上の控除項目	AMT税計算上の控除項目
各種人的税額控除あり	各種人的税額控除なし
標準控除 (standard deduction) あり	標準控除なし
各種項目別控除 (itemized deductions) あり	通常税で認められる各種項目別控除のうち、一定範囲の医療費控除などに制限
AMT基礎控除 (AMT exemption)、AMT消失基礎控除 (phase-out AMT exemption) なし	AMT基礎控除やAMT消失基礎控除あり
所得額に応じて、個人所得税率 (10% ~ 37%) で超過累進課税	175,000ドル未満の試算ミニマム所得額 (TMT) に対しては26% + 175,000以上のTMTには28%で課税

【表 42】 AMT 関連基礎控除の内訳

◀ AMT 税率 ▶

AMT 税率は、AMT 控除後の AMT 課税所得の金額が 175,000 ドル未満は 26% (IRC55 条 b 項 1 号 A・i) + 175,000 ドル以上は 28% である (IRC55 条 b 項 1 号 A・ii)。

◀ AMT 基礎控除 (AMT exemption) ▶

トランプ税制改革で、2018 年から AMT 基礎控除は、大幅に引上げられた。この金額は、毎年インフレ調整される (IRC55 条 d 項 1 号)。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、2022 課税年については、次のとおりである。

- ・夫婦合算申告・生存配偶者 118,100 ドル
- ・単身者 (生存配偶者を除く) 75,900 ドル
- ・夫婦個別申告 59,050 ドル

なお、AMT 課税所得が AMT 控除以下の場合、AMT 税額は発生しない。

ただし、28% 適用税率が適用になる場合の AMT 基礎控除額 (IRC55 条 b 項 1 号) は、レベニュープロシージャー 2021-45 によると、2022 課税年については、次のとおりである。

- ・夫婦個別申告者 103,050 ドル
- ・夫婦合算申告 / 単身者 (生存配偶者を除く) 206,100 ドル

◀ 消失控除式の AMT 基礎控除 ▶

高額所得者については、AMT 基礎控除は消失控除 (phase-out of exemption) の仕組みになっている (IRC55 条 d 項 2 号)。つまり、AMT 課税所得が増えるに伴って控除額は段階的に減り、一定額を超えると控除額は消滅する。AMT 課税所得が次の金額を超えると、1 ドル増加するごとに AMT 控除は 25 セント分減額する。AMT 課税所得がカッコ内の金額に達すると、控除額は完全に消滅してゼロになる。レベニュープロシージャー 20-21-45 によると、2022 課税年については、次のとおりである。

- ・夫婦合算申告 / 生存配偶者 1,079,800 ドル (1,552,200 ドル)
- ・単身者 (生存配偶者を除く) 539,900 ドル (843,500 ドル)
- ・夫婦個別申告 539,900 ドル (776,100 ドル)

納税者は、通常の所得税額とは別途に、代替ミニマム税 (AMT) を申告納付するように求められる (IRC 55 条 a 項 ~ 59 条 c 項)。AMT の計算は様式 6251 [代替ミニマム税—個人 (Form 6251 : Alternative Minimum Tax-

Individuals)] で行い、通常の個人所得税確定申告の様式 1040 [Form 1040] に添付して提出する。

12 子ども税の対象となる子どもに対する代替ミニマム税の基礎控除額

内国歳入法典 (IRC) 59 条は、法人以外の納税者に対して、代替ミニマム税 (AMT = Alternative Minimum Tax) を課す。年少子どもの不労所得は通常税 (いわゆる「子ども税 (Kiddie Tax)」) の対象となると同時に、AMT の課税対象にもなる。AMT の計算にあたっては、年少子どもに対する基礎控除額 (Alternative Minimum Tax Exemption for a Child Subject to the 'Kiddie Tax') が認められる。年少子どもに対する基礎控除額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される。調整された 2022 課税年の基礎控除額は、8,200 ドルである。

《解説》

内国歳入法典 (IRC) 1 条 g 項は「年少子どもの不労所得 (Unearned Income of Minor Children) への課税」措置を置いている。一般に「子ども税 (kiddie tax)」の通称で呼ばれている。適格子ども (qualified child) の不労所得 (unearned income) に課税する。1986 年に設けられた。年少子どもの不労所得は、通常税 (regular tax) に加え、代替ミニマム税 (AMT) の対象にもなる。しかし、AMT には子ども向けの基礎控除 (child's exemption) 措置がある (IRC55 条 j 項)。

子ども向けの基礎控除額 [条文記載法定額] は、インフレ調整の対象となっている (IRC55 条 j 項 2 号)。2020 課税年は 7,900 ドル、2021 課税年は 7,950 ドルである。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、調整された 2022 課税年の基礎控除額は、8,200 ドルである。

13 小学校や中学校教師にかかる一定の費用

内国歳入法典 (IRC) 62 条 2 号 D は、適格教師 (eligible educator) にあたる「小学校や中学校教師に一定額までの費用 (Certain Expenses of Elementary and Secondary School

Teachers)」を調整総所得 ((AGI = adjusted gross income) から経費控除することを認めている。この控除額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される。2022 課税年について、調整された限度額は 300 ドルである。

《解説》

内国歳入法典 (IRC) 62 条は、通常税 (AMT / 代替ミニマム税でない所得課税) における調整総所得 (AGI = adjusted gross income) に関する規定である。連邦の所得控除は、調整総所得 (AGI) を起点として、①調整総所得前控除 (above-the-line deductions) と②調整総所得前控除 (below-the-line deductions) の 2 段階になっている。

IRC62 条 a 項は、個人が AGI から調整総所得前控除 (above-the-line deduction) できる一定の費用を列挙する。その一つに「小学校や中学校教師にかかる一定の費用 (Certain Expenses of Elementary and Secondary School Teachers)」をあげる (2 号 D)。適格教師 (eligible educator) にあたる個人の納税者は、その職務に関連した書籍や文具、コンピュータ設備やサービスを購入するために支払ったまたは発生した一定額までの費用を AGI から控除することが認められる。2002 年に導入された。この控除額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、2022 課税年について、調整された限度額は、300 ドルである。

14 輸送用主要パイプライン建設業のアカウントプランのもとで選択的証明ルールに基づく従業者への経費払戻支払額

内国歳入法典 62 条 c 項は、従業者が職務遂行上自己負担した経費の雇用主からの払戻支払 (reimbursement) について、雇用主と従業者が証明についての申合せをしていますが、一定の場合には経費として取り扱わない旨規定している。この規定は、原則として、輸送用主要パイプライン建設業の労使にも適用される。しかし、労使は、その経費払戻支払額が一定額の範囲 (限度額) 内であれば、「みなし証明」を選択し「会計責任を果たせるブ

ラン/アカウントブルプラン (accountable plan) のもとでの証明ルールに基づく従業員への経費払戻支払額 (Transportation Mainline Pipeline Construction Industry Optional Expense Substantiation Rules for Payments to Employees Under Accountable Plans) としての取扱いを受けることができる。この限度額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される。2022 課税年について、調整された限度額は、1 時間あたり 12 ドル、または雇用主が燃料費を負担していない場合には 1 時間あたり 19 ドルである。

《解説》

内国歳入法典 62 条 c 項は、従業員が職務遂行上自己負担した経費の雇用主からの払戻支払 (reimbursement) について、雇用主と従業員が証明についての申合せ (arrangement) をしていても、一定の場合には経費として取り扱わない旨を、次のように規定している⁷⁰。

【表 43】 払戻支払として取り扱わない一定の申合せ (IRC63 条 c 項) [仮訳]

第 IRC62 条第 c 項【払戻支払として取り扱わない一定の申合せ (Certain Arrangements Not Treated as Reimbursement)

本条第 a 項第 2 号の A【従業員に払い戻された経費 (Reimbursed Expenses of Employees)】について、次の各号にかかげる申合せが行われたときには、いかなる場合においても、払戻金その他の経費として認める申合せとして取り扱わないものとする。

第 1 号 当該申合せが、従業員に払戻支払を供した者に対して当該申合せが適用になるための経費であることを証明するように求めている。

第 2 号 当該申合せが、その申合せが適用される証明された経費の残額を返還せず維持する権利を当該従業員に与えている。

内国歳入庁 (IRS) は、2002 年に、パイプライン建設業の従業員が負担した職務上の費用の払戻支払 (reimbursement) を雇用主か

ら受けた際の選択のみなし証明方法を規定したガイダンス (通達/レベニュールーリング/Revenue Ruling、運営指針/レベニュープロシージャー/Revenue Procedure) を発出した。

レベニュールーリング 2002-35 は、従業員が職務遂行に関して使用した自己の機器への払戻支払 (reimbursement) は、その払戻支払が会計責任を果たせるプラン (accountable plan) に基づいて行われたい限り、連邦所得税、社会保障や雇用保険上、「賃金 (wages)」として取扱う旨規定する。(ただし、一人親方 (independent contractor) の場合を除く。) 加えて、このルーリングは、雇用主からの支払を、一定の状況のもとでは賃金と設備使用料分に配賦を認める旧ルーリング (Revenue Ruling 68-624) を廃止した。

IRS は、別途、レベニュープロシージャー 2002-41 を発出し、会計責任を果たせないプラン (non-accountable plan) に基づく払戻支払については賃金とみなす課税取扱いをパイプライン建設業の従業員にも適用するとした。このため、溶接工や重機工である従業員がその職務を果たすために自己が所有する溶接機や重機を使用した場合には、会計責任を果たせるプランを雇用主と結ぶことを求める。

加えて、このレベニュープロシージャー 2002-41 では、雇用条件として雇用主が従業員に自己の溶接機や重機を使用するように求めている場合、雇用主から従業員が負担した職務上の費用の払戻支払を受けた際に、その払戻支払額が、一定額内であれば、選択的に「証明されたとみなすこと (deemed substantiated)」(みなし証明) を受けることもできるとしている。

その額は、1 時間あたり 8 ドル (2002 課税年)、または雇用主が燃料費を負担していない場合には 1 時間あたり 13 ドル (2002 課税年)。この基準額を超えた金額の払戻しが行われた場合、超過額は賃金・給与として課税される。この基準額 [条文記載法定額] は毎年、インフレ調整される⁷¹。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュー

⁷⁰ See, Guide, "Standard Expense Advance and Reimbursement Plans: Cash Reimbursements of Employee Business Expenses," Employer's Handbook: Complying with IRS Employee Benefits Rules (Dec. 2014 Supplement § 922 (2021)).

⁷¹ See, Guide, "IRS Provides Optional Expense Substantiation Method for Employers in the Pipeline Construction Industry," 9 No.1 Employer's Guide Fringe Benefit Rules News Letter. 3 (July, 2002).

プロシージャー 2021-45 によると、2022 課税年について、調整された金額はそれぞれ、12 ドル、19 ドルである。

15 標準（定額）控除額

内国歳入法典 63 条 c 項は、標準（定額）控除（Standard Deduction）について規定する。納税者は、原則として、調整総所得（AGI = adjusted gross income）が、標準（定額）控除額を超える場合に、申告義務が生じる。標準（定額）控除額は、申告資格（filing status）により異なる。標準（定額）控除額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される（IRC63 条 c 項 4 号）。2022 課税年については、以下の【表】のとおりである。

《解説》

内国歳入法典 63 条 c 項は、標準（定額）控除（Standard Deduction）について規定する。納税者は、原則として、調整総所得（AGI = adjusted gross income）が、標準（定額）控除額を超える場合に、納税申告（確定申告）義務が生じる。

ちなみに、標準（定額）控除は、調整総所得（AGI = adjusted gross income）が算定された後に、AGI から控除することから、調整総所得後控除（below-the-line deductions）と呼ばれ、その 1 つにあたる。

納税者は、納税申告（確定申告）が必要でないと、還付（給付）つき税額控除や源泉税の還付（refund）を受ける場合には、還付申告が必要になる。

トランプ政権は、2017 年の税制改正法（減税・雇用法 / TCJA = Tax Cuts and Jobs）に、サンセット条項（時限条項）を置き、2018 課税年から 2025 課税年末まで暫定的に人的控除や扶養控除（personal and dependency exemptions）を停止したため、そのままでは増税につながる。そこで、埋め合わせのために標準（定額）控除額を倍増させた。

標準（定額）控除額は、申告資格（filing status）により異なる。標準（定額）控除額 [条文記載法定額] は、毎年、インフレ調整されることになっている（IRC63 条 c 項 4 号）。

2022 課税年の標準（定額）控除額については、2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 でインフレ調整された。2021 課税年との対比では、次のとおりである。

【表 44】インフレ調整された標準（定額）控除額（IRC1 条 j 項 2 号 A ~ D）

申告資格	2021 課税年	2022 課税年
夫婦合算申告・適格寡婦／寡夫	25,100ドル	25,900ドル
世帯主	18,800ドル	19,400ドル
単身者	12,550ドル	12,950ドル
夫婦個別申告	12,550ドル	12,950ドル

《追加的標準（定額）控除額（IRC63 条 f 項）》

追加的標準（定額）控除額	2021 課税年	2022 課税年
65 歳以上の者または視覚障害者	1,350ドル	1,400ドル
単身者または世帯主	1,700ドル	1,750ドル

《標準（定額）控除適用上の被扶養者となるための所得制限額（IRC63 条 c 項 5 号）》

2022 課税年における各個人（被扶養者の対象となる個人）の所得額が 1,150ドル以下か、不労所得が 400ドルか、いずれか大きい方の金額を超えていないこと。

16 カフェテリアプラン

セクション 125 カフェテリアプラン (Section 125 Cafeteria Plans) の 1 つに、税引前費用積立制度 (FSA = flexible spending arrangement) がある。FSA において、企業の従業員は、医療費などの年間支出費用を事前に予測し、その額を雇用主に税引前給与から天引徴収してもらって積み立てられる。内国歳入法典 (IRC) 125 条 i 項は、適格プランであるには、雇用主が各課税年において①従業員の給与から天引き徴収できる金額および②未使用の積立金を翌年に繰り越せる限度額を定める。加えて、これら条文記載法定額は毎年、インフレ調整される。2022 課税年について、調整されたそれぞれの金額は、① 2,850ドル、② 570ドルである。

《解説》

転職社会でもあるアメリカでは、企業の雇用主は、従業員にさまざまな給与外給付 (fringe benefits / フリンジベネフィット)⁷² のメニューを用意して従業員のつなぎ止めを競い合っている。雇用主がフリンジベネフィットの 1 つとして提供する適格福利厚生プラン (Qualified

⁷² See, IRS, Publication 15-B, Employer's Tax Guide to Fringe Benefits (2022) .

Benefits) が「カフェテリアプラン (Cafeteria Plans)」である。従業者は、適格福利厚生メニューを、カフェテリア (社員食堂) で自分の好みでさまざまな料理を選べる仕組みに似ていることからそう呼ばれる。カフェテリアプランのなかでも、内国歳入法典 125 条に規定されている税制上の支援措置を利用できるものは、「セクション 125 カフェテリアプラン (Section 125 Cafeteria Plans)」と呼ばれる。

セクション 125 カフェテリアプランにあてはまる適格福利厚生プラン (Qualified Benefits) は多様である。典型的なものとしては、税引前保険料天引制度 (POP = Premium Only Plan) や税引前費用積立制度 (FSA = flexible spending arrangement)、団体生命保険制度、養子費用援助プログラムなどがある。POP では、雇用主は従業員負担分の保険料を税引前に天引きできる。また、FSA では、従業員が医療費や、デイケアやベビーシッターに支払う子女世話費のための年間支出費用などを事前に予測し、雇用主に税引前給与から天引き徴収してもらって積み立てられる。そのうえで、実際の費用が発生した時点で、かかった費用分を会社に請求して積立金から引き出せる。セクション 125 カフェテリアプランを採用している雇用主は、課税年終了後 7 か月目末日までに様式 5500 [Form 5500 (Annual Return / Report of Employee Benefit Plan)] によってスケジュール F (Schedule F) を提出するように求められる。

FSA では、雇用主の拠出金 (contribution) をもとに従業者に給付 (benefit) を与えることになる。同時に、FSA が、セクション 125 カフェテリアプランとしての課税取扱いを受けるには、雇用主が課税年において従業者の給与から天引き徴収できる金額は法定額以内でなければならない (IRC125 条 i 項 1 号)。この法定限度額 [条文記載法定額] は、50 ドル単位で四捨五入した金額で毎年インフレ調整されることになっている (IRC125 条 i 項 2 号)。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、2022 課税年は、調整された限度額は 2,850 ドルである。また、未使用分の積立金は法定限度額まで非課税で翌年に繰越ができる。2022 課税年の調整された繰越許

容限度額は、570 ドルまでである。

これらの限度額を超えて天引き徴収された額は、従業者の総所得 (GI) に算入して課税される。

17 適格通勤費給付額

内国歳入法典 123 条 f 項 [適格通勤費給付 (QTF = Qualified Transportation Fringe)] は、雇用主が従業者に対して非課税の適格通勤費給付 (QTF) の支給を認める。非課税の適格通勤費給付 (QTF) とは、①従業者の自宅と職場の間を通勤者用道路車輛への乗車、②定期券、③適格駐車場である。雇用主は、①、②、③のいずれか、またはすべてを給付できる。直接給付または従業者が支払った額を払戻す形でもよい。非課税給付額には限度額がある。これら条文記載法定限度額は毎年、インフレ調整される (IRC123 条 f 項 6 号)。2022 課税年について、調整された限度額は、①と②では月 280 ドルまで、③については月 280 ドルまでである。

《解説》

雇用主 (民間か政府機関かを問わない) が、その従業者に給与外給付 (FRINGE BENEFITS) をしたとする。この場合、従業者は、原則として当該給付を公正な市場価格で総所得 (GI = gross income) に含めなければならない (財務省規則 § 1.61-21 (b) (1))。しかし、いかなる給与外給付も、「適格通勤費給付 (QTF = qualified transportation fringe) にあてはまる場合には、法定の月額まで非課税とされる (IRC123 条 f 項 2 号) ⁷³。

「適格通勤費給付 (QTF)」とは、雇用主から従業者に提供された次のようなものを指す。

雇用主は、法定限度額まで、①、②、③のいずれか、またはすべてを給付できる (IRC123 条 f 項 2 号)。ただし現在適用外となっているもの④は別である (IRC123 条 f 項 5 号 F・iii・II)。直接給付または従業者が支払った額を払戻す形でもよい。雇用主が法定限度額を超える支払をとする。この場合、雇用主は、その分については源泉税を徴収するように求められる ⁷⁴。

もっとも、雇用主が散発的に発生する合理的な範囲内の少額の交通手段を従業者に支給

⁷³ Note, "Exclusion for Qualified Transportation Fringes," Fed. Tax Coordinator (2d., June 2022)

⁷⁴ IRS Program Manager Technical Advice 2016-01. <https://www.irs.gov/pub/irsoia/PMTA-2016-01.pdf>

(*De Minimis Transportation fringe*)した場合、法形式上は適格通勤費給付 (QTF) にあたるとしても、非課税として取り扱われる (財務省規則 § 1.123-6 (d) (2) (i))。また、雇用主が従業員の仕事上の安全確保などのために交通手段を提供した場合 (*working condition fringe*) も、非課税として取り扱われる (財務省規則 § 1.123-6 (d) (2) (iii)、財務省規則 § 1.61-21 (k))。

雇用主が従業員に行った適格通勤費給付 (QTF) は、法定限度額までは非課税となる (IRC123 条 f 項 2 号)。この法定限度額 [条文記載法定額] は、毎年、インフレ調整される (IRC123 条 f 項 6 号)。2016 年 1 月 1 日前は、この限度額は、①と②について月 100 ドルまでであったが、その後この限度額は毎年インフレ調整されてきている。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、2022 課税年は、①と②について (IRC123 条 f 項 2 号 A) 月 2,80 ドルまでである。③ (IRC123 条 f 項 2 号 B) についても、月 280 ドルまでである。

18 高等教育授業料や納付金に使われる合衆国国債から得た所得

内国歳入法典 135 条 [高等教育授業料や納付金に使われる合衆国国債から得た所得 (Income from United States savings bonds used to pay higher education tuition and fees)] の規定に基づき、国債購入者である納税者が、高等教育機関などの授業料や納付金に、国債の償還利子の利息の全部または一部を充てた場合、納税者はその額について所得控除を受けることができる。しかし、消失控除になっており、所得による制限がある。また、消失控除額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される。2022 課税年については、消失控除は、夫婦合算申告の場合は、修正調整総所得 (MAGI = modified adjusted gross income) が 128,650 ドル以上、それ以外の申告では 85,800 ドルからはじまる。そして、消失控除は、夫婦合算申告の場合は、修正調整総所得 (MAGI) が 158,650 ドル以上、それ以外の申告では 100,800 ドル以上で完全に控除できなくなる。

《解説》

内国歳入法典 (IRC) 上、連邦国債 (貯蓄債)

から得た利子は、原則として総合課税の対象となる。ところが、国債購入者である納税者が、国債の償還利子の利息の全部または一部を高等教育機関などの授業料や納付金 (適格高等教育費) に充てた場合、その納税者はその額について所得控除を受けることができる。

納税者は、控除対象高等教育費にあてはまるには、次の要件を充たす必要がある。

【表 46】 控除対象高等教育費に該当する要件

- ① 連邦教育省 (U.S. Department of Education) が確立した教育貯蓄債プログラム (education savings bond program) にあてはまること。
- ② 利子は、1980 年 1 月 1 日以降に発行された適格合衆国国債 (qualified United States savings bonds)、つまりシリーズ EE およびシリーズ I ボンド (Series EE and Series I Bonds) の償還から得られたものであること (IRC135 条 b 項 1 号 A・i、IRC135 条 c 項 1 号 A)。
- ③ 国債購入者は購入時 24 歳以上であること (IRC135 条 c 項 1 号 B)。
- ④ 当該国債からの利子は大学のコースを受講する授業料や納付金にのみ使用すること。したがって、当該国債利子は、教科書、食事つき寮費、スポーツプログラムなどに使用されないこと (IRC135 条 c 項 1 号 A)。
- ⑤ 適格教育費は、当該納税者自身、その配偶者または被扶養者の教育に関するものであること (IRC135 条 c 項 1 号 A)。
- ⑥ 当該国債を、適格高等教育費 (qualified higher education expenses) を支払ったと同じ課税年に償還すること (IRC135 条 b 項 1 号 A・ii)。
- ⑦ 非課税奨学金や教育費援助などは対象支出から差し引くこと。

国債購入者である納税者が、高等教育機関などの授業料などに、国債の償還利子の利息の全部または一部を充てた場合、納税者はその額について所得控除を受けることができる。しかし、この控除は消失控除になっており、所得による制限がある (IRC135 条 b 項 2 号 A)。

また、消失控除額 [条文記載法定額] は、毎年、インフレ調整される (IRC135 条 b 項 2 号 B)。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、2022 課税年については、消失控除は、夫婦合算申告の場合は、修正調整総所得 (MAGI = modified adjusted gross income) が 128,650 ドル以上、それ以外の申告では 85,800 ドルからはじまる。そして、消失控除は、夫婦合算申告の場

合は、修正調整総所得 (MAGI) が 158,650 ドル以上、それ以外の申告では 100,800 ドル以上で完全に控除できなくなる。

19 養子支援プログラム

内国歳入法典 (IRC) 137 条 [養子支援プログラム (Adoption Assistance Programs)] では、従業者が子どもの養子縁組にかかった費用を、雇用主が給付した場合、法定限度額までは、従業者の所得として課税しないことにしている。ただし、この法定限度額は、消失控除となっている。また、これらの額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される。2022 課税年では、調整された養子費用の控除限度額は、14,890 ドルまでである。また、この限度額は、納税者である従業者の修正調整総所得 (MAGI) が 223,410 ドル以上から減額調整される。そして修正調整総所得 (MAGI) が 236,410 ドル以上で完全に控除できなくなる。

《解説》

内国歳入法典 (IRC) は、雇用主からのさまざまな従業者へのFRINGE BENEFIT/給与外給付に対して、税制上の支援措置を設けている。137 条 [養子支援プログラム (Adoption Assistance Programs)] への税制支援もその 1 つである。雇用主が、従業者が子どもの養子縁組に関して生じた「適格養子費用 (qualified adoption expenses) を給付した場合、法定限度額まで、当該従業者の総所得から除外することになっている (IRC173 条)⁷⁵ この控除制度は 1996 年に導入された。しかし、この控除は消失控除になっており、所得による制限がある。また、法定限度額および消失控除額の範囲は、毎年、インフレ調整される (IRC137 条 f 項)。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、2022 課税年について、調整された子ども 1 人あたりの適格養子費用の控除限度額は、14,890 ドルまでである (IRC137 条 a 項 2 号)。

消失控除は、納税者である従業者の修正調整総所得 (MAGI = modified adjusted gross income) が 223,410 ドル以上からはじまる。そして、消失控除は修正調整総所得 (MAGI) が 236,410 ドル以上で完全に控除できなくなる (IRC137 条 b 項 2 号)。

20 私的活動債の免税上限額

諸州が発行する免税となる私的活動債 (tax exempt private activity bonds) は、内国歳入法典 (IRC) 146 条 d 項 [州の発行枠 (state ceiling)] の規定が適用され、制限を受ける。具体的には、発行枠は、各暦年の①「〇〇ドル」×州の人口か、各暦年の②「固定額」か、いずれか大きい金額までとなる。また、これらの数字 [条文記載法定額] は、毎年、インフレ調整される。2022 課税年について、調整された数字はそれぞれ、①は 110 ドル、②は 335,115,000 ドルである。

《解説》

アメリカの州が発行する債券 (bonds) は、大きく政府債 (government bonds / governmental purpose obligation) と私的活動債 (private activity bonds) に分けることができる。「私的活動債」は、原則として課税債である。私的活動債のうち免税措置が講じられるものを特定私的活動債という。私的活動債とは、起債収入を民間 (非政府機関) に融資し、融資先が融資資金を老人ホームや工場の取得・建設などの事業に用いる⁷⁶。

原則として、州は発行できる免税債 (tax exempt bond) の量は各年ベースで制限されている。制限はその州の人口を基準に算定される。「州の発行枠 (state ceiling)」と呼ばれる。州の発行枠は州内の複数の発行機関 (issuing authorities) に配分される。この分配枠 (allocation) は、その発行機関の「上限額 (volume cap)」と呼ばれる。

IRC146 条 a 項によると、1 発行機関の上限

⁷⁵ See, Note, "Adoption Assistance Programs," Federal Taxation of Employee Compensation 5.10 (April 2022); Note, "Adoption Assistance Programs," Federal Taxation of Employee Compensation 5.10 (April 2022).

⁷⁶ Carina Bryant, "Limitations on Qualified Private Activity Bonds: § 8:85. Volume cap limitations," 1 Mertens Law of Fed. Income Tax' n § 8:85 (As of July, 2022).

額を越えて発行された債券は IRC146 条の要件に適合しないことになる。このため、免税債としては取り扱われない。

確認しておきたいことは、この IRC146 条要件は、適格私的活動債 (qualified private activity bonds) のみが充たすように求められる。言いかえると、政府債 (government bonds) は、分配についての「上限額 (volume cap)」を遵守するようには求められない。

IRC146 条 d 項 [州の発行枠 (state ceiling)] について規定する。つまり、各暦年の発行枠は、20●●暦年の「○○ドル」×州の人口か、20●●年の「固定額」か、いずれか大きい金額までとする。また、IRC146 条 d 項 2 号 [物価調整 (cost-of-living adjustment)] について規定する。つまり、2022 暦年の①「○○ドル」と② 2022 暦年の「固定額」が物価調整の対象となる。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、2022 課税年 (暦年) については、①は 110 ドル、②は 335,115,000 ドルである。

21 農業債を原資とした融資額の制限額

農業債 (農業者に融資 (ローン) する資金獲得目的での私的活動債) からの利子は原則免税となる。ところが、当該資金が農地取得目的に融資される場合には、当該利子は課税となる。ただし、融資 (ローン) が、農地取得を目的としていても、新規農業就労者 (first time farmers) 向けのもので、一定額 (2021 課税年は 558,000 ドル) 以下であれば、免税特典は維持できる (147 条 c 項 2 号)。この数字 [条文記載法定額] は、毎年、インフレ調整される。2022 課税年について、調整された限度額は、575,400 ドルである。

《解説》

農業債 (agricultural bonds) とは、農業者に融資 (ローン) する資金獲得目的で発行される私的活動債 (private activity bonds) である。農業債からの利子は原則免税となる。

内国歳入法典 (IRC) 147 条は、[一定の私的活動債に適用される他の要件 (Other requirements applicable to certain private activity bonds)] のタイトルの規定であり、農業債からの利子が免税となるには、この規定の

もとでの要件を充たす必要がある。

IRC147 条 c 項は、農業債発行で獲得した資金の 25% 以上が農地取得 (acquisition of land) 目的に融資 (ローン) される場合には、適格債 (qualified bond) にあてはまらず、当該債券からの利子には課税する、と規定する。

しかし、特例もある。農地取得を目的に融資 (ローン) が行われる場合でも、その融資が新規農業就労者 (first time farmers) 向けであり、かつ一定額以下であれば、免税特典は維持できる (IRC147 条 c 項 2 号 A)。2021 課税年は、この融資制限額 (the loan limit on agricultural bonds for first-time farmers) は、558,000 ドルである [レベニュープロシージャ 2020-45 (Rev. Proc. 2020-45)]。

この金額は、100 ドル単位で四捨五入する形で、毎年インフレ調整されることになっている (IRC147 条 c 項 2 号 H)。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、2022 課税年 (暦年) については、575,400 ドルである。

22 一般的なサヤ取り収益払戻ルール

内国歳入法典 (IRC) 148 条は、州や地方団体がサヤ取り債 (arbitrage bonds) を発行し、サヤ取り収益 (arbitrage profits) を得た場合には、連邦に払い戻すように求める。払戻対象サヤ取り額 (rebutable arbitrage) の計算は、財務省規則 (Treasury Regulations § 1.148-3) によっている。各債券年の末日現在におけるサヤ取り債 (arbitrage bond) にかかる連邦政府への払戻額 (rebate) に計算においては、一定額まで基礎控除 (computational credit) が認められる (財務省規則 § 1.148-3 (d) (1) (iv))。この控除額は、毎年、インフレ調整される (財務省規則 § 1.148-3 (d) (4))。2022 年に債券年末日を迎えるものについては、2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 20-21-45 により、調整された基礎控除額は 1,830 ドルである。

《解説》

「サヤ取り (arbitrage / アービトラージ / 裁定取引)」とは、同一の性格を有する 2 つの金融商品の間で、割安な方を買ひ、割高な方を売ることにより利ザヤを得る行為を指す。

アメリカの統治システムは、おおまかに分けると、連邦、州（例えばカリフォルニア州）、そして州内にある各種地方団体（例えば、カリフォルニア州内にあるロスアンジェルス市、サンフランシスコ市）からなる。州や地方団体がさまざまな債券を発行している。しかし、州や地方団体は自治権が強く、連邦は、州や地方団体が発行する債券に対してあからさまに介入できない仕組みになっている。また、連邦は、州や地方団体が収益活動から上げた果実に課税できないし、逆に州や地方団体も、連邦が収益活動からあげた果実には課税できない原則になっている。「政府間非課税（intergovernmental tax immunity）ルール」があるからである。

財源探して苦悩する州や地方団体が、この政府間非課税ルールを使いこなし、免税債（tax exempt bonds）を発行し、それを原資に他の高利回り金融商品に投資して利ザヤを稼ぐ「サヤ取り（arbitrage / アービトラージ / 裁定取引）が問われた。連邦は、1980年代に税法（IRC）を改正し、州や地方団体が免税債から得た利ザヤに課税する方向に舵を切った。

連邦税法（IRC）は、148条で、103条にいうサヤ取り債（arbitrage bond / アービトラージボンド / 裁定取引債）とは、州債や地方債が支払うよりもより高利回りの投資（higher yielding investments）で得られた総収益（gross proceeds）である、と定義する（IRC148条a項）。そのうえで、IRC103条に定める州や地方団体が発行する免税債にかかるサヤ取りで得た果実（収益）に対する免税要件を規定する⁷⁷。

（1）免税債を活用した効率的な投資モデルとは

免税債（tax exempt bonds）は、一般に課税債（taxable bonds）よりは利率が低い。それでも一般投資家は、利率の高い課税債よりは免税債を好む。これは、投資家が受取った免税債からの利子には連邦税がかからないからである。

かつては免税債を活用した地方団体（発行体）による効率的な投資モデルが流行った。そのモデルは、次のとおりである。

【表 47】 アメリカ地方団体（A市）による効率的な投資モデル例

- ① A市は、利率6%の免税債を発行して資金を確保する。
- ② A市は、その資金を元手に利率8%の課税債に高利回り投資（higher yielding investments）をしてサヤ取り（利ザヤ稼ぎ / arbitrage earnings）をする。
- ③ A市は、8%の果実（収益）を得ても、その果実には、政府間非課税（intergovernmental tax immunity）のルールが適用になり、連邦税はかからない。
- ④ A市は、6%と8%との利ザヤを無税で手にすることができる。

（2）免税債活用の地方団体の効率的な投資モデルの連邦税法による規制

連邦税法（IRC）103条は、連邦所得課税上、州債や地方債から得た利子を総所得（GI = gross income）から除外する旨規定する（IRC103条a項）。節税を好む個人投資家には魅力的な規定である。その一方で、州や地方団体に免税債の発行を制限なく認めると、投資家・州・地方団体がウイン・ウインの関係にある効率的な投資モデル / 節税スキームの氾濫につながることになる。

そこで、1986年に、連邦議会は、州や地方団体が免税債を活用し、利ザヤ稼ぎをする効率的な投資モデルを規制するために、IRC103条を改正した⁷⁸。州債や地方債から得た利子に対する非課税措置は引き続き認めるとしながらも一定の規制を加えた（IRC103条b項）。主なものをあげると、次のとおりである。

【表 48】 連邦税法上の州や地方団体による免税債活用の利ザヤ稼ぎ封じ策

- ① 非課税扱いされる適格私的活動債（qualified private activity bonds）の認定基準を厳格化する。
- ② 「利回り制限要件（yield restriction rules）」を設ける。これにより、原則非課税の政府債（government bonds / governmental purpose obligation）であっても、この要件にあて

⁷⁷ Carina Bryant, 'Tax-Exempt Bonds May Not be Arbitrage Bonds: Yield Restrictions and Rebate Requirements,' 1 Mertens Law of Fed. Income Tax' n 8:32 (As of July 2022) ; IRS, Publication 5271 [Complying with Arbitrage Requirements: A Guide for Issuers of Tax-Exempt Bonds] (Rev. 9-2019) .

⁷⁸ Patrick K. Arey, *et al.*, 'Tax-Exempt Obligations after the Tax Reform Act of 1986-A Brief Guide for the Local Government Attorney,' 9 Urb. Law. 1051 (1987) .

はまるものは、課税対象となる私的活動債 (private activity bonds / non-purpose investments) として取扱う (IRC148条a項)。

- ③「払戻要件 (rebate rule) を設ける。サヤ取り債 (arbitrage bond) を活用し利ザヤ稼ぎで得た収益 (arbitrage earnings) を、州や地方団体が費消する前に、州や地方団体に連邦財務省へ払い戻す義務 (rebate requirements) を課す (IRC148条f項)。

(3) 払戻対象サヤ取り額の算定における基礎控除額

サヤ取り債 (arbitrage bonds) の発行体 (州または地方団体) は、原則5年ごとにサヤ取り／利ザヤ稼ぎで得た収益 (arbitrage profits) を計算し、計算後60日以内に算定額を連邦財務省に払い戻すように求められる (IRC148条f項)。払戻 (rebate) を望まない場合には、罰金を選択することができる (IRC148条f項4号B・vii)。

ちなみに、払戻対象サヤ取り額 (rebatable arbitrage) の計算は、財務省規則 (§ 1.148-3) によることになっている。その方法は極めて複雑である⁷⁹。ここではふれない。

発行した各債券の年末日現在におけるサヤ取り債 (arbitrage bonds) にかかる払戻額 (rebate) の計算においては、一定額まで基礎控除 (computational credit) が認められる (財務省規則 § 1.148-3 (d) (1) (iv))。

また、この控除額は、毎年、インフレ調整されることになっている (財務省規則 § 1.148-3 (d) (4))。IRC2022年に債券年末日 (the last day of bond year) を迎えるものについては、2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45により、インフレ調整された基礎控除額は1,830ドルである。つまり、払戻対象サヤ取り額 (rebatable arbitrage) が、基礎控除額を越えない場合には、連邦へ払い戻す必要はない。

23 利率保証契約 (GIC) 等にかかるブローカー手数料セーフハーバー・ルール

財務省規則 § 1.148-5 (e) は、利率保証契約 (GIC) または利回り限定権利消滅条件付

き第三者預かり託引受投資にかかるブローカー (引受業者) 手数料 (以下「GIC等のブローカー手数料」という。) に関するセーフハーバー・ルールを規定する。このルールの規定された額は、毎年、インフレ調整される。サヤ取り債 (arbitrage bonds) の発行体 (州または地方団体) は、連邦財務省へサヤ取り額 (arbitrage profits) の払戻 (rebate) にあたり、利回り (yield) を決定する際の投資収支計算においては、次の2つの要件を充たした場合には「特例」として「GIC等のブローカー手数料」を適格管理費用 (Qualified administrative costs) に加算・減算することができる。

- ①発行体のGIC等のブローカー手数料が42,000ドルか、各投資額計算ベース額の0.2%もしくは3,000ドルか、どちらか少ない額であること。および、
- ②各発行につき、発行体のGIC等のブローカー手数料にかかる適格管理費用が122,000ドルを超えないこと。

《解説》

アメリカの州や地方団体は、サヤ取り債 (arbitrage bonds) を発行して利ザヤ稼ぎ (arbitrage profits) 競争をした時代もあった。しかし、連邦議会は、1986年に、この競争の規制をし始めた。具体的には、発行体である州や地方団体が原則非課税の政府債 (government bonds) をサヤ取り債として利用している場合には、課税対象となる私的活動債 (private activity bonds / non-purpose investments) と同等に取扱うことにした (IRC148条a項)。加えて、連邦議会は、発行体に対して、連邦税を免除されるサヤ取り債 (arbitrage bond) を活用して得た収益 (arbitrage earnings) を連邦財務省へ払い戻す義務 (rebate requirements) を課した (IRC148条f項)。

免税債 (tax exempt bonds) であるサヤ取り債 (arbitrage bond) を発行して得た収益 (arbitrage earnings) を元手に、他の高利回り金融商品に投資して利ザヤを稼いだ州または地方団体は、連邦への払戻を迫られ、サヤ取り額

⁷⁹ ただ、サヤ取りの払戻金の定期的な算定や連邦への払戻実務は煩雑である。また、この払戻制度には幅広い例外がある。債権発行者である州や地方団体は、資金調達にあたり、払戻の適用除外の適用を含め細かなタックスプランニングが求められる。

(arbitrage profits) などに加え、利ザヤを生んだ利回り (yield) を決定しなければならない。

(1) 適格管理費用とは

サヤ取り債 (arbitrage bond) の発行体 (州または地方団体) が連邦財務省へサヤ取り額 (arbitrage profits) の払戻にあたり、利回り (yield) を決定する際の収支計算においては、原則として、債券引受や売買に関して生じた間接的な諸費用は考慮されないことになっている。このため、こうした管理費用は、課税対象となる非政府目的投資 (nonpurpose investments / 財務省規則 § 1.148-5 (e) (2)) や政府目的投資 (purpose investments / 財務省規則 § 1.148-5 (e) (2)) にかかるものであっても、投資収支計算上原則として加算・減算ができない (財務省規則 § 1.148-5 (e) (1))。

一般に「管理費用 (administrative costs)」とは、引受業者 (broker) と発行体 (issuer) との間で取り交わされ、債券の引受にあたっての両者の義務や役割等について取り決めた債券引受契約 (bond purchase agreement) などに基づき、発行体が負担した諸経費を指す。しかし、財務省規則がいう「適格管理費用 (qualified administrative costs)」とは、債権の引受 (brokerage) や売買 (selling) の手数料 (commissions) のような費用や間接的な法務・会計・記帳・保管の費用などは含まず、合理的かつ直接的な管理費用 (reasonable, direct administrative costs) のみを指す。人件費なども適格管理費用にあたらぬ。

もともと、財務省規則は、①非政府目的投資のうち一定のもの、②利率保証契約 (GIC = Guaranteed Investment Contracts)、および③利回り限定権利消滅条件付き第三者預託引受投資 (Investments Purchased for a Yield Restricted Defeasance Escrow) については、「特例」を定め、法定要件内であれば、ブローカー手数料を適格管理費用として扱う旨規定する⁸⁰。

(2) 適格管理費用特例

財務省規則は、利率保証契約 (GIC) または利回り限定権利消滅条件付き第三者預託引受投資にかかるブローカー (引受業者) 手数料に関するセーフハーバー・ルール ((Safe Harbor Rules for Broker Commissions on Guaranteed Investment Contracts or Investments Purchased for a Yield Restricted Defeasance Escrow) / 以下「GIC等のブローカー手数料ルール」という。) を定めている (財務省規則 § 1.148-5 (e) (2) (iii))⁸¹。

この GIC 等のブローカー手数料ルールの定められた金額については、毎年、インフレ調整されることになっている。

2021 課税年については、レベニュープロシージャ 2020-45 により調整された。

インフレ調整された GIC 等のブローカー手数料ルールでは、発行体は、次の 2 つの要件を充たした場合に、各投資収支計算上、GIC 等のブローカー手数料を適格管理費用 (Qualified administrative costs) として加算・減算することができる (財務省規則 § 1.148-5 (e) (2) (iii) (B) (1))⁸²。

【表 49-A】 2021 課税年用 GIC 等のブローカー手数料ルールに定められた金額

- | |
|--|
| <p>①発行体の GIC 等のブローカー手数料が 42,000 ドルか、各投資額計算ベース額 (財務省規則 § 1.148-5 (e) (2) (iii) (B) (2)) の 0.2% もしくは 4,000 ドルか、どちらか少ない額であること。および、</p> <p>②各発行につき、発行体の GIC 等のブローカー手数料にかかる適格管理費用が 118,000 ドルを超えないこと。</p> |
|--|

2022 課税年については、2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 により、次のように調整された。

⁸⁰ 財務省規則 § 1.148-5 [利回りと投資の評価 (Yield and valuation of investments)] の (e) [投資にかかる管理費 (Administrative costs of investments)] は、「各投資収支計算上、適格管理費用 (Qualified administrative costs) は考慮される。」さまざまな「特例 (Special rule for administrative costs of nonpurpose investments)」を設けている。

⁸¹ <https://taxassociate.wordpress.com/2010/02/18/all-about-qualified-administrative-costs/>

⁸² Note, "Arbitrage and related restrictions applicable to all governmental and private activity bonds, 47A C.J.S. Internal Revenue § 67 (As of May 2022) .

【表 49-B】 2022 課税年用 GIC 等のブローカー手数料ルールに定められた金額

- ①発行体の GIC 等のブローカー手数料が 42,000 ドルか、各投資額計算ベース額（財務省規則 § 1.148.-5 (e) (2) (iii) (B) (2)) の 0.2% もしくは 3,000 ドルか、どちらか少ない額であること。および、
- ②各発行につき、発行体の GIC 等のブローカー手数料にかかる適格管理費用が 122,000 ドルを超えないこと。

24 適格親族の総所得制限額

納税者が「適格親族 (qualifying relative)」を抱えている場合には、扶養者控除 (dependent exemption) が受けられる。「適格親族」にあてはまるには、扶養を受ける人の課税年において所得が一定額を越えてはならない (IRC152 条 d 項 1 号 B)。つまり、所得制限額 (Gross Income Limitation for a Qualifying Relative) がある。この所得制限額 (exemption amount) [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される。2022 課税年 (暦年) について、調整された所得制限額は、4,400 ドルである。

《解説》

従来から所得税の申告において、納税者は、「適格子ども」(qualifying child) (IRC152 条 c 項) や「適格親族 (qualifying relative)」(IRC152 条 d 項) について、「扶養者控除 (dependent exemptions)」が認められてきた。しかし、人的控除・扶養者控除、(personal and dependent exemptions) は、トランプ税制改革 (TCJA = Tax Cuts and Jobs Act of 2018) により、暫定的に 2018 課税年から 2025 課税年まで停止されている (サンセット法/時限法)。代わりに、定額控除 (standard deduction) 額がほぼ倍額に引き上げられるなどの対応が取られているが、納税者は扶養者控除ができない。つまり、確定申告において、納税者はゼロ額を所得控除して計算するように求められる (IRC151 条 d 項 5 号)。

ただ、サンセット期間が終了した 2025 課税年後は、再び扶養者控除は復活する、停止の延長はないとの想定のもとに、制度自体は存続している。必要な数値のインフレ調整も継続して

いる⁸³。このことから、以下の扶養者控除の解説は、2017 課税年以前および 2026 課税年以降の扶養者控除の課税取扱いが前提になる。

(1) 「適格子ども」とは

連邦所得税の申告において、個人納税者は家族等を扶養している場合には、その扶養家族の数に応じて扶養者控除として自己の所得から控除することができる (IRC § 151 (c))。扶養者控除の対象となる被扶養者 (dependent) は、次の 2 者からなる。1 つは、「適格子ども (qualifying child)」(IRC152 条 c 項) の要件を満たした者である (IRC § 152 条 a 項 1 号)。そして、もう 1 つは、「適格親族 (qualifying relative)」(IRC152 条 d 項) の要件を満たした者である (IRC § 152 条 a 項 2 号)。

「適格子ども」にあてはまるには、おおまかにいうと、次の 5 つの要件を満たさなければならない (IRC152 条 c 項)。

【表 50】 「適格子ども」にあてはまる要件

- ①納税者の子どもであること。
- ②課税期間の半分以上を納税者と同じ住所で過ごすこと。
- ③19 歳未満であるか、または 24 歳未満で 5 か月以上のフルタイムの学生であること。
- ④その子どもが自身の生活費の半分超を納税者に依存していること。
- ⑤その子どもが既婚者の場合、その配偶者と夫婦合算申告をしていないこと。

(2) 「適格親族」とは

一方、「適格親族」にあてはまるには、おおまかにいうと、次の 4 つの要件を満たさなければならない (IRC152 条 d 項)

【表 51】 「適格親族」にあてはまる要件

- ①納税者の 3 親等以内であるか、または年間を通じて納税者と生活を共にしている者。
- ②その年度の総所得 (GI) が一定額を超えていない者。この GI には、課税となる失業給付や社会保障給付、給付型奨学金などを含む。
- ③納税者がその者の生活費の半分 (50%) 超を提供していること。
- ④その者が既婚者の場合、配偶者と夫婦合算申告をしていないこと。

⁸³ See, Note, "Dependency Exemptions," Fed. Taxationre Income, Est.& Gifts ¶ 30.3 (2022) .

「適格親族」とは、少しわかりにくい言葉である。典型的な例をあげると、「適格親族」とは、老いた親戚の者、義理の父母や兄弟姉妹などで、納税者の家に身を寄せ、生活の面倒をみてもらっている個人を指す。適格親族は、必ずしも納税者と血縁関係になくともよい⁸⁴。ただし、納税者の配偶者や子どもなどは、適格親族にはあたらない。

(3) 適格親族にあたる者の所得制限

納税者が扶養者控除を受けられる「適格親族」にあてはまるには、扶養を受ける人は、各課税年において所得（GI）が一定額を越えてはならないことになっている（IRC152条d項1号B）。つまり、所得制限〔条文記載法定額〕がある。

所得制限額（IRC151条d項1号B）は毎年、インフレ調整されることになっている（IRC151条d項4号・5号）。2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022課税年（暦年）について、調整された所得制限額は、4,400ドルである。

25 一定の減価償却資産にかかる費用化の特例

納税者が一定の適格減価償却資産（qualifying depreciable assets）〔通称で「179条資産（section 179 property）」〕を取得したとする。この場合、内国歳入法典（IRC）179条は、納税者に、取得課税年度において全額を一括して総所得（GI）から即時控除する選択を認める。いわゆる「一定の減価償却資産にかかる費用化の特例（Election to Expense Certain Depreciable Assets）」である。この即時償却特例には総取得資産限度額〔条文記載法定額〕があり、その限度額は毎年インフレ調整される。2022課税年については、調整された総取得資産限度額は1,080,000ドルである。ただし、スポーツ施設用の車輛については27,000ドルである。2022課税年において、179条資産の総取得額が2,700,000ドルを超える場合には、この特例は認められない。即時償却特例を

選択した179条資産が1,080,000ドル限度額を超えるとする。この場合、即時償却できる額は、超過額1ドルにつき1ドルずつ低減・消失（phase-out limit）する。

《解説》

事業などの業務のために取得した各種資産は、時の経過等によりの価値が減っていく。こうした資産を減価償却資産という。納税者が、減価償却資産を取得した場合、減価償却資産の取得に要した金額は、所得計算にあたり取得した時に即時全額費用になるのではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して費用化していくのが原則になっている⁸⁵。

しかし、特例もある。納税者が有形動産やコンピュータソフトウェアなど一定の適格減価償却資産（qualifying depreciable assets）〔通称で「179条資産（section 179 property）」〕を取得したとする。この場合、連邦税法（IRC）179条は、取得課税年度において全額を一括して総所得（GI）から即時控除する選択を認める（IRC179条b項1号）。いわゆる「一定の減価償却資産にかかる費用化の特例（Election to Expense Certain Depreciable Assets）」である。この即時償却特例には総取得資産限度額があり、その限度額は毎年インフレ調整される。

2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022課税年については、調整された総取得資産限度額は1,080,000ドルである。ただし、スポーツ施設用の車輛については27,000ドルである（IRC179条b項5号A）⁸⁶。

2022課税年において、179条資産の総取得額が2,700,000ドルを超える場合には、この特例の適用は認められない。即時償却特例を選択した179条資産の1,080,000ドル限度額を超えるとする。この場合、即時償却できる額は、超過額1ドルにつき1ドルずつ低減・消失（phase-out limit）する。ただし、ゼロ額以下になることはない（IRC179条b項2号）。

なお、即時償却できる金額は、納税者の総所

⁸⁴ IRS. “Dependents,” at 1 & 3. Accessed Jan. 26, 2020.

⁸⁵ See, Note, “First year and other special depreciation allowance,” 4A McGaffey Leg. Fms. With Tax Analysis § 20:16 (as of April 2022) .

⁸⁶ See, IRS, Topic No. 704 Depreciation Topic No. 704 Depreciation | Internal Revenue Service (irs.gov) ; IRS, Publication 946, How to Depreciate Property

得 (GI) 金額を超えることはできない。しかし、超過する部分は翌課税年以降に繰り越すことができる。

26 省エネ事業用建築物控除

内国歳入法典 (IRC) 179 条の D は、「省エネ事業用建築物控除 (Energy Efficient Commercial Buildings Deduction)」について定め、納税者が支出した「エネルギー効率の良い (省エネ) 事業用建築物資産 (Energy efficient commercial building property)」にかかった費用をその課税年の総所得 (GI) から控除することを認める。控除額 [条文記載法定額] は、新装着 / 完全適格資産 (Fully Qualifying Property) か、改善 / 一部適格資産 (Partially Qualifying Property) かどうかや削減比率 (savings requirement) [%] により異なる。これらの控除額は、毎年インフレ調整される。2022 課税年について、適格資産のエネルギー削減比率や種類などに応じて、1 平方フィート (ft²) あたり 1 ドル 88 セント (IRC179 条の D 第 B 項)、1 平方フィート (ft²) あたり 63 セント (IRC179 条の D 第 d 項 1 号 A) の控除が認められる。

《解説》

内国歳入法典 (IRC) 179 条の D は、納税者に対して「エネルギー効率の良い (省エネ) 事業用建築物資産」にかかる費用を、その課税年の総所得 (GI) から控除することを認める⁸⁷。「省エネ事業用建築物控除 (Energy Efficient Commercial Buildings Deduction)」、通称で「セクション 179D 控除 (Section 179D deduction)」とも呼ばれる。

セクション 179D 控除の適用対象納税者は、おおまかに分けると、①事業用建築物の私的所有者 (賃借人を含む。)、②事業用建築物の政府所有者、および③政府所有の事業用建築物の設計者または技術者である。これら 3 者のうち、税務実務上最も問題になるのは①事業用建築物の私的所有者 (賃借人を含む。) に対する適用ケースである。

セクション 179D 控除は、事業用建築物の私的所有者が、所有する建築物に省エネのための適格資産 (qualifying property) を設置した場合に、経費控除を認める。当該建物の賃借人も、費用を負担した場合には、179D 控除を利用できる。適格資産を連邦、州または地方団体の資産に設置した場合には、セクション 179D 控除は、当該資産に主たる責任を有する納税者が利用できる。ただし、NGO や宗教団体のような非課税事業体は、原則としてセクション 179D 控除を利用できない。

(1) セクション 179 D 控除対象資産とは

セクション 179 D 控除のもと、納税者がその課税年の総所得 (GI) から控除することができるのは、「省エネ事業用建築物資産 (Energy efficient commercial building property)」にかかった費用である。「省エネ事業用建築物資産」とは、①内部照明、①建物外面、③暖房、換気および空調 (HVAC = Heating, Ventilation, and Air Conditioning) または温水 (HW) システムでエネルギーや動力費が一定率以上の削減につながる建築物を指す。控除の対象は、2005 年 12 月 31 日後の使われている資産の改善および建築物への新装着にかかる費用である。新設資産のみならず既存の資産も含む。

(2) セクション 179D 控除の概要

控除額は、新装着 / 完全適格資産 (Fully Qualifying Property) か、改善 / 一部適格資産 (Partially Qualifying Property) かや、削減比率 (savings requirement) などにより異なる。

控除額 [条文記載法定額] は、1 平米フィートあたり●ドル、●●セントで表記され、毎年インフレ調整される (IRC179 条の D 第 g 項)。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、2022 課税年について、適格資産のエネルギー削減比率や種類などに応じて、1 平方フィートあたり 1 ドル 88 セント (IRC179 条の D 第 B 項)、1 平方フィート (ft²) あたり 63 セント (IRC179 条の D 第 d 項 1 号 A) の控除が認められる。

⁸⁷Dean Zerbe, "Section 179D-The 'Green' Tax Break for Commercial Buildings," 87 Prac. Tax Strategies 269 (Dec., 2011).

【表 52】 セクション 179D 税控除の概要

遵守目標 (Compliance Path)	削減比率 (Savings Requirement)	控除額 (Tax Deduction)		
		2020 課税年以前	2021 課税年	2022 課税年
完全適格資産 (Fully Qualifying Property)	50%	\$1.80/ft ²	\$1.82/ft ²	\$1.88/ft ²
一部適格資産 (Partially Qualifying Property)	外面 (Envelope)	\$0.60/ft ²	\$0.61/ft ²	\$0.63/ft ²
	暖房、換気、および空調 (HVAC) や温水 (HW)			
	照明 (Lighting)			
暫定照明ルール (Interim Lighting Rule)	低電力照明容量 25%-40% (ただし、倉庫は 50%)	\$0.60/ft ²	\$0.61/ft ²	\$0.63/ft ²

27 適格事業所得

内国歳入法典 (IRC) 199 条の A は、小規模企業を対象に、適格事業所得控除 (Qualified business income deduction) を認める。一般に、「セクション 199A 控除 (section 199A deduction)」と呼ばれる。セクション 199A 控除では、納税者の適格事業所得 (QBI) に対して 20% まで所得控除を認める。セクション 199A 控除には所得制限 [条文記載法定額] がある。所得制限額は、毎年、インフレ調整される。また、消失控除になっている。所得制限や消失控除は、申告資格により異なる。2022 課税年について、夫婦合算申告については、所得制限は 340,100 ドルである。また、440,100 ドルで完全に消失する。一方、夫婦個別申告およびその他の申告について、所得制限は 170,050 ドルである。また、220,050 ドルで完全に消失する。

《解説》

トランプ政権は、2017 年の税制改正法 (減税・雇用法 / TCJA = Tax Cuts and Jobs Act) で、小規模企業を対象に、適格事業所得控除 (Qualified business income deduction) を創設した。適用対象納税者は、非法人、つまり、自営、LLC、パートナーシップ、トラストやエステートなどの形態で事業を展開する個人である。トラストやエステートの種類によっては、直接セクション 199A 控除を求めることができる。この控除は、通称で「セクション 199A 控除 (section 199A deduction)」と呼ばれる。セクション 199A 控除は、納税者の適格事業所得 (QBI) に対して 20% まで所得控除を認める。さらに、適格不動産投資信託 (REIT

= qualified real estate investment) 配当および適格公的取引パートナーシップ (PTP = qualified publicly traded partnership) 所得についても、20% まで所得控除を認める。ただし、セクション 199A 控除は、普通法人 / 株式会社 (C corporation) や従業者として仕事をして給与所得を得ている個人には認められない。

セクション 199A 控除の適用については、他にもさまざまな要件がある。その 1 つに所得制限 [条文記載法定額] がある。所得制限額は、毎年、インフレ調整される (IRC199 条の A 第 e 項 2 号 B)。また、消失控除になっている (IRC199 の A 第 b 項 3 号 B)。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、2022 課税年について、所得制限は、申告資格により異なる (IRC199 条の A 第 e 項 2 号)。図示すると、次のとおりである。

【表 53】 セクション 199A 控除の所得制限と通減・消失額

申告資格	所得制限額	完全通減・消失額
夫婦合算申告	340,100ドル	440,100ドル
夫婦個別申告	170,050ドル	220,050ドル
その他	170,050ドル	220,050ドル

28 適格介護保険料

納税者は、介護サービス (long-term care) を受けることに備えて医療費積立口座 (HSA = Health Saving Account) に加入している場合も多い。HSA に払い込む適格介護保険料 (eligible long-term care premiums) は医療費控除の対象となる。ただし、控除対象となる当該介護保険料には限度額があり、当該限度額 [条文記載法定額] は年齢により異なる。同時に、当該限度額は、毎年インフレ調整される (IRC213 条 d 項 10 号)。

《解説》

内国歳入法典 (IRC) 213 条は、「医療・歯科医療等の費用 (Medical, dental, etc., expenses)」について規定する。この規定のもと、「適格医療費 (Qualified medical expenses)」にあてはまる「医療 (medical care)」を定義し (213 条 d 項)、ここでいう「医療」には「適格介護サービス」を含むとしている (213 条 d 項 1 号 D)。また、「適格医療費」には、納税者が一定の医療費積立口座 (HSA = Health Saving Account) から支払う一定の金額を含むとして

いる。なお、HSA からの分配は、専ら適格介護サービス費用に充当される限り、非課税となる。

納税者は、適格介護サービスを受けることに備えて医療費積立口座（HSA = Health Saving Account）に加入している場合も多い。HSA に払い込む適格介護保険料（eligible long-term care premiums）は医療費控除の対象となる。ただし、控除対象となる当該介護保険料には限度額があり、当該限度額は年齢により異なる。同時に、当該限度額〔条文記載法定額〕は、毎年インフレ調整される（IRC213 条 d 項 10 号）⁸⁸。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、2022 課税年について、控除対象介護保険料限度額は、次のとおりである。

【表 54】 控除対象となる HAS 払込介護保険料限度額

課税年末前に達した年齢	控除対象介護保険料限度額
40歳未満	450ドル
40歳以上50歳未満	850ドル
50歳以上60歳未満	1,680ドル
60歳以上70歳未満	4,510ドル
70歳以上	5,640ドル

29 医療費積立口座

「高免責健康保険プラン（HDHP = High deductible health Plans）+ 医療費積立口座（HSA = Health savings accounts）プラン」とは、近年、急激に伸びてきている抱き合わせプランである。HDHP（High Deductible Health Plan）とは、「免責額（deductible）が高く加入者が払う保険料が安い医療保険」を指す。「高免責健康保険プラン（HDHP）」にかかる連邦税法（IRC）上の要件は、最低免責額（minimum deductible）と最大自己負担額（maximum out-of-pocket costs）⁸⁹ からなる。また、納税者個人（単身）のみを対象とする（self-only coverage）HDHP の場合と家族対象の（family coverage）HDHP の場合とでは限度金額は異なる（IRC220 条 c 項 2 号 A）HDHP の要件である最低免責額と最大自己負担額〔条文記載法定額〕は、毎年インフレ調整される。

《解説》

アメリカの公的健康（医療）保険は、高齢者向けのメディケア（Medicare）、低所得者・障害者・特定疾病者向けのメディケイド（Medicaid）、子ども健康保険プログラムに限られている。オバマ政権が国民皆保険制度への道を拓いた。しかし皆保険など大嫌いのトランプ政権でストップ、バイデン政権誕生で息を吹きかえたものの、いまだ道半ばである。アメリカでは、公的健康（医療）保険制度（メディケア、メディケイドなど）の対象とならない人たちは、従来から民間健康（医療）保険を幅広く利用してきている。とりわけ、企業で働く現役世代は、企業（雇用主）が提供する健康（医療）保険（職域保険）プランに加入している。アメリカの民間の健康（医療）保険プランは、次のように推移してきた。

【表 55】 アメリカの民間の健康（医療）保険プランの推移

- ① インデムニティ／従来型（indemnity）健康保険プラン
加入者が医療機関を自由に選び、保険者からその医療機関に出来高払いで支払われる従来型・伝統的なプラン。現在、わが国は、インデムニティ型のもとにある。
- ② マネジドケア型（managed care）健康保険プラン
- ③ 高免責健康保険プラン（HDHP = high deductible health plans）+ 医療費積立口座（HSA = health savings accounts）プラン

③ 「高免責健康保険プラン（HDHP = high deductible health plans）+ 医療費積立口座（HSA = health savings accounts）プラン」とは、近年、急激に伸びてきている抱き合わせ健康保険プランである。HDHP（high deductible health plan）とは、「免責額（deductible）が高く加入者が払う保険料が安い医療保険」を指す。

前記②マネジドケア型健康保険プランには、医療費と保険料の高騰を招いているとの批判があった。そこで、コスト抑制の切り札として新たに登場してきたのが高免責健康保険プラン（HDHP）である。消費者主導医療プラン

⁸⁸ Note, “Long term Care Expenses as ‘Qualified Medical Expenses under an HSA, Fed. Tax Coordinator ¶ H-1350.2A (2d., as of July 2022) .

⁸⁹ IRS は、非公式ではあるが、ここでいう自己負担額（out-of-pocket expenses / costs）とは、連邦税法（IRC）220 条 c 項 2 号にいう「医療費（medical expense）」と同等と見てよいとしている。

(CDHP = consumer directed health plan / consumer driven health plan) と呼ばれる。

HDHP (高免責健康保険プラン) は、見方を変えると、消費者/加入者の危険負担の高いプランでもある。そこで、医療費の自己負担分 (copays/out-of-pocket expenses) などの資金をサポートすることを目的に、非課税の各種「医療費積立口座 (HSA = health savings accounts)」プラン (IRC 223 条) と抱き合わせにしたプランが登場したわけである。

主な医療費積立口座 (HSA) プランとしては、狭義の① HSA (医療費貯蓄口座 / health savings accounts)、② HRA (医療費払戻口座 / health reimbursement arrangements)、③ FSA (フレキシブル出費口座 / flexible spending accounts) がある。これら医療費積立口座 (HSA) プランは、①では、HDHP と抱き合わせが強制、②・③では、任意である。

連邦税法 (IRC) は、③「高免責健康保険プラン (HDHP) + 医療費積立口座 (health savings accounts) プラン」の組み合わせにおける「高免責健康保険プラン (HDHP)」にあてはまるための要件を定めている (220 条 c 項 2 号)。

「高免責・低保険料健康保険プラン (HDHP)」にかかる連邦税法 (IRC) 上の要件は、最低免責額 (minimum deductible) と最大自己負担額 (maximum out-of-pocket costs)⁹⁰ からなる。加えて、納税者個人 (単身) のみを対象とする (self-only coverage) HDHP の場合と家族対象の (family coverage) HDHP の場合とでは要件となる限度金額が異なる (IRC220 条 c 項 2 号 A)⁹¹。ちなみに、これらの額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整されることになっている (IRC220 条 g 項 [cost-of-living adjustment])。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、2022 課税年について、HDHP にあてはまるための最低免責額や最大自己負担額は、【表 56】のとおりである。

30 教育ローンの利子

個人納税者は、各課税年において、自身や配偶者、

【表 56】 適格 HDHP の最低免責額と最大自己負担額 (2022 年)

最低免責額	最大自己負担額 (保険料を除く)
《単身 HDHP の場合》	
2,450 ドル ~ 3,700 ドル	4,950 ドル
《家族 HDHP の場合》	
4,950 ドル ~ 7,400 ドル	9,050 ドル

扶養家族が借り入れた適格教育ローンに対して支払った利子相当額を、当該課税年の確定申告で所得控除することができる (221 条 a 項)。当該利子控除額は、消失控除になっている。また、利子控除額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される。

《解説》

教育ローンの利子 (Tax Deduction for Interest on Education Loan) は、調整総所得 (AGI) 前控除 (above-the-line deductions) の 1 つである。教育ローン利子控除は、消失控除になっている (IRC221 条 b 項)。控除額や限度額など条文記載法定額は、毎年インフレ調整される (IRC221 条 f 項)。

適格教育ローンの支払利子についての適用要件は、おおまかにまとめると、次のとおりである (IRC221 条 b 項)。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、2022 課税年について、調整された控除額や限度額などは、次のとおりである (IRC221 条 b 項)。

【表 57】 2022 課税年の適格教育ローンの支払利子についての適用要件

《控除対象》

納税者自身やその配偶者、扶養家族のために、借入の一定期間内に、適格教育費の支払いに充てることを目的とするローンにかかる利子

《控除額の計算》

2022 課税年について、教育ローンの支払利子の控除額は、2,500 ドル、または年間支払利子のいずれか少ない方の額となる。ただし、納税者の修正調整総所得 (MAGI) が 7 万ドル (夫婦合算申告の場合は 145,000 ドル) 超であれば、控除額は段階的に減額される。MAGI が 85,000 ドル (夫婦合算申告の場合は 175,000 ドル) を超えると控除は完全に認められなくなる。

⁹⁰ IRS は、非公式ではあるが、ここでいう自己負担額 (out-of-pocket expenses / costs) とは、連邦税法 (IRC) 220 条 c 項 2 号にいう「医療費 (medical expense)」と同等とみてよいとしている。

⁹¹ Note, "Definition of a High-Deductible Plan," Employer's Guide to the Health Insurance Portability and Accountability Act ¶ 943 (March 2021 Supplement) .

31 現金主義会計の利用制限額

内国歳入法典（IRC）は、現金主義会計の利用制限（Limitation on Use of Cash Method of Accounting）をしている。しかし、小規模企業などには限って、発生主義会計の特例として現金主義会計の適用を認める（IRC448条c項）。2018課税年から2025課税年まで、現金主義会計の適用を、年間合計売上が2千5百万ドル（\$25 Million）未満の企業にまで拡大した（IRC448条c項1号）。この適用限度額は〔条文記載法定額〕、毎年インフレ調整される。

《解説》

内国歳入法典（IRC）は、企業に現金主義会計の利用を制限している。つまり、2017年度までは、普通会社（corporation）や普通法人がパートナーとなっているパートナーシップまたはタックスシェルターの年間総収入金額が5百万ドル（\$5 million）を超える場合には、発生主義会計（accrual method of accounting）を採用するように義務づけられていた（IRC448条c項）。言いかえると、現金主義会計は、小規模企業などに限って、発生主義会計の特例として法認されていた。

この点について、2017年のトランプ税制改革（TCJA = Tax Cuts and Jobs Act）では、2018課税年から2025課税年まで、現金主義会計の適用を、年間合計売上が2千5百万ドル（\$25 Million）未満の企業にまで拡大した（IRC448条c項1号）⁹²。この適用限度額〔条文記載法定額〕は毎年、インフレ調整される（IRC448条c項4号）。

2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022課税年について、調整されたこの適用限度額は、2千7百万ドル（\$27 Million）である。

32 過大事業損失のしきい値

内国歳入法典（IRC）461条1項〔非法人納税者の過大事業損失（Limitation on excess business losses of noncorporate taxpayers）〕について規定する。2018課税年

から、個人に対しては制限が設けられた。この限度額（Threshold for Excess Business Loss）〔条文記載法定額〕は、毎年、インフレ調整される。2022課税年について、調整されたこれら適用限度額は、単身納税者は27,000,000ドル、夫婦合算申告者は540,000万ドルである。

《解説》

内国歳入法典（IRC）461条1項〔非法人納税者の過大事業損失（Limitation on excess business losses of noncorporate taxpayers）〕について規定する。過大事業損失（EBL = excess business loss）制限は、2017年のトランプ税制改革（TCJA）により設けられた。この規定は、2018課税年から2025課税年まで、非法人、つまり個人（課税上個人として取扱われるトラストやイステイトを含む。）が、事業上損失額を非事業所得から控除することを制限するものである（IRC461条1項1号B）。この適用限度額〔条文記載法定額〕は毎年、インフレ調整されるIRC461条1項1号C）。

適用がはじまった2018課税年は、単身納税者は25,000ドル、夫婦合算申告者は500,000万ドルまでに制限された。

2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022課税年について、調整されたこれら適用限度額はそれぞれ、単身納税者は27,000,000ドル、夫婦合算申告者は540,000万ドルである。

33 農業団体または園芸団体の会費取扱い

内国歳入法典（IRC）501条c項5号に規定する「農業団体（agricultural organizations）」や「園芸団体（horticultural organizations）」は、その会員から年会費を徴収できるが、その金額を条文記載法定限度額内とするように求められる。その法定限度額は、毎年インフレ調整される。2022課税年の調整された限度額は178ドルである。

《解説》

「農業団体（agricultural organizations）」や「園芸団体（horticultural organizations）」

⁹² See, Thomas M Dalton, "Flowcharting the Small Business Exception for Inventories," 106 PRAC. TAX STRATEGIES 10 (January 2021).

とは、穀物、家畜その他農産物、海産物や花卉、観賞植物などの事業に従事する人達の利益を推進する団体を指す。連邦税法 (IRC) 501 条 c 項 5 号に規定する「農業団体」や「園芸団体」は、その会員に対して年会費を支払うように求めることができることとするとともに、その会費は法定額 [条文記載法定額] を越えてはならないと規定する (IRC512 条 d 項 1 号)。この額は毎年インフレ調整される (IRC512 条 d 項 2 号)。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、調整されたこの額は、178 ドルである。

34 慈善募金活動に応じて寄附した際に受けなかったとみなせる給付限度額

寄附者である納税者が、非営利公益団体の慈善募金活動に応じて寄附した際に景品その他の給付を受けたとする。この場合、納税者が、公益寄附金控除金額の算定にあたっては受け取った景品等の公正な価額を差し引いたうえで計算するのが原則である。しかし、受け取った景品その他の給付が一定額 [条文記載法定額] 以下である場合 (Insubstantial Benefit Limitations for Contributions Associated With Charitable Fund-Raising Campaigns) には、受けなかったとして公益寄附金控除金額を算定できる (IRC513 条 h 項 2 号)。この限度額は、毎年インフレ調整される。

《解説》

公益 (慈善) 団体の募金活動に応じて寄附金を支出したときに、団体から景品その他の給付を受けたとする。この場合、寄附者である納税者は、公益寄附金控除金額の算定にあたり (IRC170 条 c 項)、受け取った景品等の公正な価額を差し引いたうえで公益 (慈善) 寄附金控除額を算定するのが原則的な課税取扱いになる。しかし、寄附者である納税者が低価額な物その他名ばかり給付を受けた場合で、以下にあてはまるときには、公益 (慈善) 寄附金控除額の算定にあたり考慮外と (なかったものとして計算) することができる。

(1) 低価額景品のインフレ調整

公益 (慈善) 団体の募金活動で、献金者に団体のロゴ入りの T シャツのような低価額景品 (low cost articles) を配付する場合がある。こうした場合に、連邦税法 (IRC) は、低価額

景品の公正な価額が条文記載法定額 (当初法定時 5 ドル) 内であれば、収益事業 (本来の事業と非関連な事業 / unrelated business and trade) としない。また、当該景品の価額は公益寄附金控除金額の算定にあたり (IRC170 条 c 項) 考慮する必要がないものとして取り扱われる (IRC513 条 h 項 2 号)。低価額景品 (low cost articles) の法定限度価額 (当初法定時 5 ドル) は、毎年、インフレ調整される (IRC513 条 h 項 2 号 C)。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、2022 課税年について、インフレ調整されたこの法定限度価額は、11 ドル 70 セント以下となる。

(2) その他名ばかり給付のインフレ調整

内国歳入法典 (IRC) 170 条の公益 (慈善) 寄附金控除に関して、非営利公益団体が、募金キャンペーンにおいて、寄附者に対してさまざまな景品など名ばかり給付 (insubstantially benefits) をする場合がある。こうしたケースに対応するための、連邦課税庁 (IRS) は一連のレベニュープロシージャー (Revenue Procedures) などで、寄附金控除額の算定にあたり考慮しなくともよい形式基準金額 (宥恕金額) を公表している。当初法定時のこれらの金額 [条文記載法定額] は、5 ドル、25 ドル、そして 50 ドルである。これらの形式基準金額は毎年インフレ調整される。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、2022 課税年について調整されたこれら形式基準金額はそれぞれ、11 ドル 70 セント、58 ドル 50 セント、そして 117 ドルである。

35 税額控除および所得控除の特例

内国歳入法典 (IRC) は、適格障害者信託 (qualified disability trust) の調整総所得 (adjusted gross income) の計算にあたり、一定額 [条文記載法定額] の基礎控除 (exemption) を認める。この額は、毎年、インフレ調整される。2022 課税年は、調整されたこの基礎控除額が 4,400 ドルである。

《解説》

内国歳入法典 (IRC) 642 条は、税額控除や所得控除に関する特例 (Special Rules for

Credits and Deductions) について定める規定である。IRC642条b項2号Cでは、「適格障害者信託 (qualified disability trust) の所得計算の特例」について定める。

この特例によると、適格障害者信託 (qualified disability trust) の調整総所得 (adjusted gross income) の計算にあたっては、IRC157条d項1号の記載する金額 [条文記載法定額] を基礎控除 (exemption) として差し引くことを認める。

当該基礎控除額の当初金額 [条文記載法定額] (1989年)は、2,000ドルであった。この金額は、毎年、インフレ調整される (IRC157条d項4号)。

2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022課税年について、インフレ調整されたこの基礎控除額は4,400ドルである。

36 生命保険会社以外の保険会社に対する課税

内国歳入法典 (IRC) は、一定の小規模な生命保険会社 (生保) 以外の保険会社に対しては、その「投資所得 (investment income) のみをベースに課税されることの選択を認めている (Tax on Insurance Companies Other than Life Insurance Companies) (IRC381条b項1号)。「小規模保険会社」とは、純収入保険料 (net written premiums) か、計上元受保険料 (direct written premiums) か、いずれか大きい方の条文記載法定額 (2015年当初金額) 以下であるかどうかなどの基準で判断するものとしている (IRC381条b項2号A・i)。この金額は、毎年インフレ調整される (IRC381条b項2号E)。2022課税年は、調整されたこの金額は245万ドルである。

《解説》

内国歳入法典 (IRC) は、生命保険会社 (生保) 以外の保険会社 (insurance companies other than life insurance companies, non-life insurance companies) に対しては、原則として、普通法人と同様に課税することになっている。生保以外の保険会社の所得は、原則としてその会社の総所得、すなわち「投資所

得 (investment income) と「引受所得 (underwriting income)」から、さまざまな控除を差し引いた額となる。ただし、生保以外の保険会社は、その性格が普通法人や生保とは異なっているとして、その所得計算方法や控除額が設定されている (IRC381条および382条)。とりわけIRC381条は、一定の「小規模な保険会社 (small insurance company)」に対しては、その「投資所得」のみをベースに課税されることを選択できるとしている⁹³。ここでいう「小規模保険会社」とは、純収入保険料 (net written premiums) か、計上元受保険料 (direct written premiums) か、いずれか大きい方の金額が220万ドル [条文記載法定額] (2015年当初金額) 以下であるかどうか (IRC381条b項2号A・i) などの基準で判断される (IRC381条b項1号・2号)。この金額は、毎年、インフレ調整されることになっている (IRC381条b項2号E)。

2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022課税年について、調整されたこの金額は245万ドルである。

37 租税回避のための出国

内国歳入法典 (IRC) は、租税回避目的での出国 (expatriation to avoid tax) を規制するための規定を置いている (IRC877条、877条のA)。合衆国市民権を有する個人 (individuals) または定住者が、市民権 (U.S. citizenship) または定住権 (long-term resident) を放棄して合衆国を出国する場合には、「出国該当者 (covered expatriate)」と呼ばれ、「出国税 (expatriation tax / exit tax)」の対象となる。出国税ルールのうちの1つが、出国該当者の出国日の属する課税年から過去5年間の「平均年間純所得税額 (average annual net income tax)」が基準額 [条文記載法定額] 以上であることである (IRC877第a項2号A)。この金額は、毎年インフレ調整される (IRC877第a項2号A但し書)。2022課税年について、調整されたこの金額は17,800ドルである。

《解説》

内国歳入法典 (IRC) は、租税回避目的で市民

⁹³ Note, 'Taxation on Nonlife Insurance Companies,' 11 Mertens Law of Fed. Income Tax'n § 44:3 (as of August 2022 update) .

権 (U.S. citizenship) または定住権 (long-term resident) を返上して合衆国を出国する一定の個人に対する特別の税金計算方法について定める。

2008年6月17日以後に、合衆国市民権を有する個人 (individuals) または定住者が、市民権または定住権を放棄して合衆国を出国する場合には、「出国該当者 (covered expatriate)」と呼ばれ、「出国税 (expatriation tax / exit tax)」の対象となる。この場合、IRC877条や877条のAに規定するいくつかのルールが適用になる⁹⁴。

出国税ルールのうちの1つが、出国該当者の出国日の属する課税年から過去5年間の「平均年間所得税額 (average annual net income tax)」が基準額124,000ドル [条文記載法定額] 以上であることである (IRC877第a項2号A)。この金額は、毎年、インフレ調整される (IRC877第a項2号A但し書)。

2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022課税年について、調整されたこの金額は17,800ドルである。

38 出国にかかる納税義務

出国税 (expatriation tax / exit tax) の計算は煩雑である。いまだ実現していない評価性資産のかかるキャピタルゲインの算定などが必要になるからである。内国歳入法典 (IRC) 877条のAは、出国該当者 (covered expatriate) が出国の特定の日にすべての評価性資産を公正な市場価額で処分したものと仮定して得たキャピタルゲインを課税対象額に含めて計算するように求める。一般に「時価方式 (mark-to market regime)」と呼ばれる (IRC877条のA第a項)。出国税計算にあたっては、みなし処分得たキャピタルゲイン額を総所得 (gross income) に算入することになるが、その際に、基礎控除額を差し引くことができる。この基礎控除額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される (IRC877条のA第a項3号B)。2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022課税年について、調整されたこの基礎控除額は767,000ドルである。

《解説》

2008年6月17日以後に、合衆国市民権を有する個人 (individuals) または定住者が、市民権または定住権を返上して合衆国を出国する場合には、「出国該当者 (covered expatriate)」と呼ばれ、「出国税 (expatriation tax / exit tax)」の対象となる。この場合、IRC877や877条のAに規定するいくつかのルールが適用になる⁹⁵。出国税の計算は煩雑である。いまだ実現していない評価性資産のかかるキャピタルゲインの算定などが必要になるからである。

IRC877条のAは、出国該当者が出国の特定の日にすべての評価性資産を公正な市場価額で処分したものと仮定して得たキャピタルゲインを課税対象額に含めて計算するように求める。一般に「時価方式 (mark-to market regime)」と呼ばれる (IRC877条のA第a項)。

出国税計算にあたっては、みなし処分得たキャピタルゲイン額を総所得 (gross income) に算入することになるが、その際に、基礎控除額を差し引くことができる (IRC877条のA第a項3号A)。当該基礎控除額の当初金額 [条文記載法定額] (2008年) は、600,000ドルであった。この金額は、毎年、インフレ調整される (IRC877条のA第a項3号B)。

2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022課税年について、調整されたこの金額は767,000ドルである。

39 外国勤労所得への課税除外額

アメリカ市民または合衆国居住外国人で、海外に居住する個人 (Citizens or residents of the United States living abroad) は、全世界所得に課税される。この場合、外国で稼得した所得については、一定額まで基礎控除ができる (IRC911条b項2号D・i)。この基礎控除額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される。当該基礎控除額の当初金額 (2005年) は、80,000ドルであった。2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022課税年について、調整されたこの金額は112,000ドルである。

⁹⁴ Expatriation tax: <https://www.irs.gov/individuals/international-taxpayers/expatriation-tax>

⁹⁵ Expatriation tax: <https://www.irs.gov/individuals/international-taxpayers/expatriation-tax>

《解説》

外国勤労所得への課税除外 (Foreign Earned Income Exclusion) は、合衆国の課税権が他国で課税される所得にまで及ぶことで二重課税になるのを防止することが目的である。

アメリカ市民または合衆国居住外国人 [アメリカ市民権なしに永住権を有して居住する外国籍の者/グリーンカード保有者] で、海外に居住する個人 (Citizens or residents of the United States living abroad) は、全世界所得に課税される⁹⁶。この場合、外国で稼得した所得については、一定額まで基礎控除ができる (IRC911 条 b 項 2 号 D・i)。この基礎控除額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される (IRC911 条 b 項 2 号 D・ii)。当該基礎控除額の当初金額 (2005 年) は、80,000 ドルであった。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、2022 課税年について、調整されたこの金額は 112,000 ドルである。

40 譲渡または交換にかかる債務証券

内国歳入法典 (IRC) 1274 条および 1274 条の A は、市場で取引されていない資産の譲渡または交換の際に対価として交付される「適格債務証券 (non-publicly traded qualified debt instrument) の元本や利子制限に関する一般規定および特例規定である。元本制限にかかる基準金額は、借り手と貸し手が発生主義会計によっているのか、それとも現金主義会計によっているのかにより異なる。双方の場合とも、基準金額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される。

《解説》

債務証券 (debt instrument) とは、資金を調達するために使用するエンティティ [税法上の課税対象となるもの/entity] を指す。契約内容に従いエンティティが貸し手または投資家に返済することを約束する見返りに当該エンティティに資金を提供することを義務づける証券である。債務証券は、個人、政府、事業体により頻繁に使

われる。債券、公債、クレジットカード、ローンなどは、典型的な債務証券である⁹⁷。

債務証券は、額面から利子相当分を差し引いた価格で発行され、満期に額面で償還されることも多い。いわゆる割引債である。「割引債 (discount debt instruments)」にかかる課税ベースは、額面償還価格 (the stated redemption price) と発行価格 (the issue price) の差額 (the excess) が、実質的な利息額、つまり帰属利子額 (imputed interest amount) となる。

内国歳入法典 (IRC) 483 条および 1274 条は、市場で取引されていない資産の譲渡または交換の際に対価として交付される適格債務証券 (non-publicly traded qualified debt instrument) の元本 (principal) や利子 (interest) 制限に関する一般規定である。もう一方、IRC1274 条の A は、一定の形式の債務証券について IRC483 条および 1274 条の一般原則を修正する特別規定である。

IRC483 条および 1274 条のもとでは、「適格債務証券 (qualified debt instrument)」にあてはまるためには、市場で取引されていない資産の譲渡または交換の際に対価として交付される債務証券の複利計算の半年利が 9% を超えてはならないと定めている。IRC1274 条の A は、「適格債務証券」にかかる IRC1274 条の利子制限に加え、元本金額の制限を追加した規定である⁹⁸。元本金額に関する制限は、借り手と貸し手が発生主義会計によっているのか、それとも現金主義会計によっているのかにより異なる。双方の場合とも、制限金額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される。

(1) 借り手・貸し手が発生主義会計のケース

IRC483 条および 1274 条のもとで「適格債務証券 (qualified debt instrument)」にあてはまるためには、資産の譲渡または交換の際に対価として交付される債務証券の複利計算の半年利が 9% を超えてはならず、かつ、当該証券に記載された元本額が IRC1274 条の A 第 b 項に規定された基準金額 [1990 課税年における当初金額は 280 万 (2,800,000) ドル] を超えて

⁹⁶ 状況によっては、二重課税防止のための租税条約を精査する必要がある。

⁹⁷ Joni Larson, 'Section 1274A and qualified debt instruments,' 2 Mertens Law of Fed. Income Tax' n § 12C:63 (August 2022 Update) .

⁹⁸ Revenue Ruling 2018-11.

はならないことになっている (IRC1274 条の A 第 b 項)。この金額は、毎年インフレ調整される (IRC1274 条の A 第 d 項 2 号)。

元本金額制限にかかる基準年は、2017 年のトランプ税制改革 (TCJA = Tax Cuts and Jobs Act) により 1988 課税年から 2016 課税年に変更された。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、2022 課税年について、調整されたこの金額は 6,289,500 ドルである。

(2) 借り手・貸し手が現金主義会計のケース

現金主義債務証書 (cash method debt instrument) の場合 (IRC1274 条の A 第 c 項 2 号) は、貸し手と借り手は現金主義会計で貸し借りを処理できる。この場合には、IRC1274 条の適用はない。ただし、当該証書に記載された元本額が「IRC1274 条の A」第 c 項に規定された基準金額を超えてはならないことになっている。

IRC1274 の A のタイトルが [280 万ドルの記載元本額を越えない一定の取引に関する特例 (Special Rules For Certain Transactions Where Stated Principal Amount Does Not Exceed \$2,800,000)] からわかるように、発生主義債務証書の場合の条文記載法定額である基準金額 (元本額制限) は 280 万 (2,800,000) ドルであるが、現金主義債務証書の場合の特例では、当初基準金額 (元本額制限) は 200 万 (2,000,000) ドルである (IRC1274 条の A 第 c 項 2 項 A)。

この元本金額制限にかかる基準年は、2017 年のトランプ税制改革 (TCJA) により、1988 課税年から 2016 課税年に変更された。この金額は毎年インフレ調整されることになっている (IRC1274 条の A 第 d 項 2 号)。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、2022 課税年について、調整されたこの金額は 4,492,500 ドルである。

41 遺産税にかかる統一基礎控除額／生涯非課税枠

連邦は、1976 年の連邦税制改正で、`遺産税と贈与税の統一税率 (unified estate and gift tax schedule)、および `統一基礎控除／生涯非課税枠 (unified transfer tax credit

／ unified credit against estate tax)、を導入した。この統一税額控除額 [条文記載法定額] は毎年インフレ調整される (IRC2020 条 c 項 3 号 B)。2022 課税年について、調整されたこの統一税額控除額は 1206 万 (12,060,000) ドルである。

《解説》

アメリカ連邦の富の移転に対する課税／財産移転税 (wealth transfer taxation) は、①連邦贈与税 (federal gift tax)、②連邦遺産税 (federal estate tax) および③世代跳躍移転税 (generation-skipping transfer tax) の 3 つの税目からなる (IRC2001 条～2058 条)。

連邦の財産移転税では、相続税方式ではなく、遺産税方式を採用する。このことから、②連邦遺産税の実質的な納税義務者は遺言執行人で、遺言執行人は遺産税と納付した後の遺産を受遺者に分配する。①連邦贈与税では、納税義務者は贈与者である。一生累積課税方式を採用する。贈与の度に過去の贈与を累積して課税するが、最終的には遺産に加算して課税する。この場合、過去の納付済贈与税は控除される。遺産税・贈与税の基礎控除では、「統一基礎控除 (Unified Tax Credit)」を採用する (IRC2010 条～2015 条)。

内国歳入法典 (IRC) 上の税額控除は、具体的にいうと、「遺産税のかかる統一基礎控除 (unified credit against the estate tax)」 (IRC2010 条)、「州死亡税控除 (credit for state death taxes)」 (IRC2011 条／2014 課税年で廃止し連邦遺産控除に吸収。したがって、公益寄附などと同列の扱い)、「贈与税控除 (credit for gift tax)」 (IRC2012 条)、「以前の移転のかかる税控除 (credit for tax on prior transfers)」 (IRC2013 条)、「外国死亡税控除 (credit for foreign death taxes)」 (IRC2014 条)、「残余にかかる死亡税控除 (credit for death taxes on remainders)」 (IRC2015 条) からなる⁹⁹。

これらの控除のうち、最も重要、かつ、ここでのインフル調整の対象となるのは、最初の「遺産税のかかる統一基礎控除／生涯非課税枠 (unified credit against the estate tax)」 (IRC2010 条) である。

1976 年の税制改正前までは、連邦の富の移転に対する課税／財産移転税は、①連邦贈与税と②連邦遺産税は別々であり独立していた。すなわち、①連邦贈与税は生前の財産移転に課さ

れる税であり、②連邦遺産税は死亡時の財産移転に課される税であった。

こうした二元的な税制のもとで、納税者は、租税回避の目的で、数多くの生前贈与を行うことができた。また、累進税率構造の違いにより、納税者は、精緻なタックスプランニングをすることにより、有利選択ができた。

こうした状態を改めようということで、1976年の連邦税制改正で「遺産税と贈与税の統一税率 (unified estate and gift tax schedule)、および「統一基礎控除／生涯非課税枠 (unified transfer tax credit/unified credit against estate tax)」、(以下「統一移転税」という。)を導入した (IRC2010 条～2016 条)。すなわち、新たな統一移転税では、累進税率で課税する。と同時に、生涯累積課税方式で、納税者の累積生涯移転と死亡時における移転の全てを課税対象とするとともに、贈与税基礎控除と遺産税基礎控除を単一の基礎控除／生涯非課税枠 (unified credit against estate tax) に統一したわけである。つまり、ひとりの者が生涯で贈与したり、相続をしたりを無税でできる限度額を定めたわけである。

【表 58】 統一移転税の概要と推移

- | |
|---|
| <p>①統一基礎控除：30,000ドル（開始当初1977年の条文記載法定額）</p> <p>②税率：18%～55%の超過累進税率（開始当初の1977年）[2021／2022課税年は、18%～40%の12段階]</p> <p>③生存配偶者 (surviving spouse) が相続した遺産：夫婦間の財産移転は全額非課税 (unlimited marital deduction)。つまり、当該生存配偶者が相続した遺産は、次に相続が発生するまで課税延期。また、生存配偶者を含む相続人 (heir) は、遺産相続放棄 (an inheritance or estate waiver) を選択できる。</p> <p>④課税遺産が統一基礎控除の範囲内にある場合、遺産税申告は不要</p> <p>*ブッシュ政権による遺産税廃止法：2001年～2010年（サンセット法／時限条項）で遺産税を廃止。ただし贈与税は存続。2011年に時限が終了し、遺産税は復活し、現在にいたっている。</p> |
|---|

内国歳入法典 (IRC) 2020 条 [統一基礎控除 (unified credit against estate tax)] のタ

イトルで、統一移転税にかかる統一基礎控除額／生涯非課税枠 (lifetime gift and estate tax exemption) について規定する (IRC2010 条 c 項 3 号)。遺産税廃止のサンセット法に定める時限が終わり、遺産税が復活した 2011 課税年における統一税額控除額は、500 万 (5,000,000) ドルである (IRC2010 条 c 項 3 号 A)。また、2021 年度のこの金額は、1170 万 (11,700,000) ドルである。

この統一税額控除額／生涯非課税枠 [条文記載法定額] は毎年インフレ調整されることになっている (IRC2010 条 c 項 3 号 B)。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、2022 課税年について、調整されたこの統一税額控除額は 1206 万 (12,060,000) ドルである。

42 故人の総遺産における適格不動産価額

内国歳入法典 (IRC) 2032 条の A は、[一定の農地等不動産の評価] のタイトルで、遺産税の計算において、家族経営農業用農地または家族経営事業の用に供されている不動産について、公正な市場価格基準に代えて、「利用価格基準」の選択を認める (IRC2032 条の A)。この選択に関して、公正な市場価額で評価した場合に比べあまりにも評価減にならないようにするために、特定利用価格基準で評価した総遺産 (gross estate) から控除できる金額には限度額がある (IRC2032 条の A 第 a 項 2 号)。この限度額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される (IRC2032 条の A 第 a 項 3 号)。2022 課税年について、調整されたこの控除限度額は 123 万 (1,230,000) ドルである。

《解説》

通例、遺産税の課税対象となる評価性財産は、原則として、公正な価額 (fair market value)、すなわち「最高かつ最良の利用 (highest and best use) 基準のもとで評価することになっている。しかし、連邦税法 (IRC) は、故人 (被相続人) の総遺産 (gross estate) に含まれる「適格不動産 (qualified real property)」の評価に、

⁹⁹ Note, "Federal Estate Tax," ME CLE Estate Planning § 2.1 (2nd ed., 2021) ; Note, "Credits against the federal estate tax, 21 N.J. Prac., Skills And Methods § 21:20 (3d ed., August 2022 update) .

「特別の利用評価 (special-use valuation)」、つまり公正な市場価格基準に代えて、「利用価格基準」を選択することを認める (IRC2032 条の A)。この場合、選択者は、適格利用基準と所有権基準 (the qualified use and ownership tests)」を満たす必要がある¹⁰⁰。

内国歳入法典 (IRC) 2032 条の A は、[一定の農地等不動産の評価 (Valuation of certain farms, etc., real property)] のタイトルで、「利用評価特例 (special-use valuation)」を選択について規定する。

この選択の対象となる「適格不動産」とは、おおむね家族経営農業用農地 (family farm) または家族経営事業の用に供されている不動産 (real property used in a closely held business or trade) である (IRC2032 条の A 第 b 項)。

手続としては、選択した財産にかかる様式 706 [遺産税申告書] (Form706 [Estate Tax Return]) に、相続人 (受遺者) 全員がこの選択に同意した旨を証する証書 (agreement) (IRC2032 条の A 第 d 項) を添付することですむ (IRC2032 条の A 第 a 項 1 号 B)。(なお、この選択に同意に反し故人 (被相続人) の死亡の日から 10 年以内に他の目的に供するなどの違反があった場合には、連邦課税庁 (IRS) は取戻課税 (recapture) を行う権限を有している (IRC 2032 条の A 第 c 項)。

「適格不動産」にあてはまる財産は、最高かつ最良の利用 (highest and best use) 基準をもとに公正な価額で評価することになる。理論的には、例えば農地の最良の利用とは、集合住宅または商業ビルを建築することができるという想定で評価することも可能である。しかし、一定の状況のもとで、農地や不動産は、現実または「特定 (special)」の利用という点に着眼し、より低い価額で評価しても適格であるとして取り扱うことができる。この選択は、潜在的な遺産税の納税義務を緩和するとともに、現在の運営や事業を継続するための利用 (事業承継) を認めることがねらいである。

この選択の対象となる農地や不動産は、合衆国内に所在し (IRC2032 条の A 第 a 項 1 号 A)、かつ、故人 (被相続人)、またはその家族の構成員で、死亡日、障害者になる、もしくは引退する前 8 年間

のうち少なくとも 5 年間その事業活動に実質的に参加し、利用に供されていないといけない。このほかにも、さまざまな要件を充足しないとけない (IRC2032 条の A 第 a 項・b 項)。

遺言執行者は、様式 706 [遺産税申告書] (Form706 [Estate Tax Return]) を作成することになるが、2 頁目の 5 行目の「ハイ (Yes)」を選択したうえで、別表 A-1 [法典 2032 条の A 評価] (SchuleA-1 [Section 2032A Valuation]) を記載していくことになる。この選択をすると、撤回はできない。

また、特定利用価格基準で評価した総遺産 (gross estate) から控除できる金額には限度額がある (IRC2032 条の A 第 a 項 2 号)。公正な市場価額で評価した場合に比べあまりにも評価減にならないようにするためである。この限度額は、毎年インフレ調整される (IRC2032 条の A 第 a 項 3 号)。このことから、その限度額は、故人 (被相続人) が死亡した課税年により異なる。ちなみに、条文記載法定額は 75 万 (750,000) である。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、2022 課税年について、インフレ調整されたこの控除限度額は 123 万 (1,230,000) ドルである。

43 贈与における年間の非課税額

連邦贈与税の計算にあたり、基礎控除があり、受贈者 1 人あたり、年間法定額 [2019～21 課税年までは 15,000 ドル] まで控除できる。この基礎控除額はインフレ調整される (IRC2503 条 b 項 2 号 B)。2022 課税年について、この控除限度額は 123 万 (1,230,000) ドルである。

夫婦間での贈与には、原則として非課税限度などの制限はない。ただし、これは受贈者である配偶者がアメリカの市民権保有者である場合に限られる。アメリカ在住の永住者である配偶者 (市民権があるかどうかは問わない) が贈与を受ける場合には限度額がある。2021 課税年では、年間 159,000 ドルである。この限度額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される (IRC2503 条、2523 条 i 項 2 号)。2022 課税年について、調整されたこの限度額は年間 164,000 ドルである。

¹⁰⁰ See, Note, "Special use valuation," Cal. Civ. Prac. Probate and Trust Proceedings § 17:57 (2022 Update) .

《解説》

贈与税制上のアメリカとわが国での大きな違いがある。その1つは、アメリカでは贈与をする側、つまり贈与者 (donor) が贈与税の申告と贈与税の支払いの義務あることである。これに対して、わが国では、アメリカとは逆で、受贈者 (donee) にこれらの義務がある。

連邦贈与税は、各暦年の純贈与額 (net gift) を課税ベースに課税される。「課税贈与 (taxable gifts)」は、「課税所得 (taxable income)」や「課税遺産 (taxable estate)」に相当する言葉である。「課税贈与」額は、基本的には、暦年の「贈与総額 (the total amount of gifts)」から、法典 2522 条 [公益等への贈与 (Charitable and similar gifts) や法典 2523 条 [配偶者へ贈与 (Gift to spouse)] などに規定する控除額を差し引いて計算する (IRC2503 条 a 項)。

(1) 基礎控除額

贈与税の計算にあたり、基礎控除があり、受贈者 1 人あたり、年間法定額 [2019～21 課税年までは 15,000 ドル] まで控除できる。したがって、例えば夫婦で 1 人の子どもに贈与するときは、基礎控除の倍額 [2019～21 課税年までは 30,000 ドル] まで控除できる (IRC2503 条 b 項)¹⁰¹。

基礎控除額は、1988 年当時は、10,000 ドルであった。この額は、毎年、10,000 ドル未満の金額の四捨五入方法 (rounding conventions) で、インフレ調整される (IRC2503 条 b 項 2 号 B)。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロセス 2021-45 によると、2022 課税年について、この基礎控除額は 16,000 ドルである。

(2) 贈与税・遺産税の生涯非課税枠／統一基礎控除

すでに前記 41 でふれたように、連邦税制上には、贈与税・遺産税の生涯非課税枠／統一基礎控除 (unified transfer tax credit / unified credit against estate tax) がある。つまり、この非課税枠以上の贈与をした場合の累積金額と死亡時の相続金額との合計で計算する非課税枠がある。2021 年度のこの金額は、1170 万

(11,700,000) ドルである。

この統一基礎控除額／生涯非課税枠は毎年インフレ調整されることになっている (IRC2010 条 c 項 3 号 B)。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロセス 2021-45 によると、2022 課税年について、調整されたこの統一基礎控除額は 1206 万 (12,060,000) ドルである。

この統一基礎控除額／生涯非課税枠とは、ひとりの者が生涯で贈与したり、相続をしたりを無税でできる限度額 (lifetime gift and estate tax exemption) である。この贈与と相続を合算した生涯の非課税枠という仕組みはわが国の税制にはない。

つまり、統一基礎控除額／生涯非課税枠の仕組みでは、贈与の年間の非課税額を超えかつ贈与税・遺産税の生涯非課税枠を超えた場合に初めて贈与税を支払う義務が生じる。

税務実務上は、年間の贈与の非課税枠を超えた贈与があった場合には、様式 709 [合衆国贈与 (および世代飛躍移転) 税申告書] (Form 709 [United States Gift (and Generation-Skipping Transfer) Tax Return]) で贈与税の申告を行う。この申告を行うことで、自身の生涯非課税枠から課税分の贈与額を減額して、記録を残す仕組みである。最終的にこの枠が亡くなった時点で、贈与税と相続税が累進税率 (最高 40%) で課税される。

(3) 受贈者がアメリカ市民権保有配偶者ではない居住者の場合

夫婦間での贈与には原則として非課税限度などの制限はない。ただし、これは受贈者である配偶者がアメリカの市民権保有者である場合に限られる。このことから、市民権保持者の場合と、市民権を有しない永住権者でアメリカに居住している場合とでは、贈与課税の取扱いが大きく異なる。言いかえると、一方の配偶者からの贈与が 1,000 万ドルのような高額であっても受贈者である配偶者が市民権保有者であれば贈与税は一切かからない。

これに対して、アメリカ在住の永住者である配偶者 (市民権があるかどうかは問わない) が贈与を受ける場合には限度額がある (IRC2523

¹⁰¹ ちなみに、親族間での生活費の支出、さらには教育費や医療費を直接教育機関や医療機関に支払う場合には、当該支出は贈与税の対象にはならない。詳しくは、Note, "Section 2503 Taxable Gifts," Fed. Est. & Gift Tax. ¶ 9.04 (June 2022) .

条i項2号)。2021課税年では、年間159,000ドルである。この限度額〔条文記載法定額〕は、毎年インフレ調整されることになっている(IRC2503条b項2号)。

2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022課税年について、調整されたこの限度額は年間164,000ドルである。

44 アロー・シャフトに対する個別消費課税

内国歳入法典(IRC)4161条は、一定のアローやシャフトの製造者などに対する個別消費課税(tax on arrow shafts)を課している。一定の規格のアロー(arrow¹⁰²)については、1個あたり39セント〔条文記載法定額〕で課税すると規定する(IRC4161条b項2号A)。この金額は、毎年インフレ調整される(IRC4161条b項2号C)。2022課税年について、調整されたこの金額は55セントである。

〈解説〉

内国歳入法典(IRC)4161条b項は、一定のアローやシャフト【趣味用のアーチェリーや斧】の製造者に対する個別消費課税(manufacturers excise tax on arrow shafts)について規定する。この個別消費税は、製造者、生産者および輸入者に対して課税される。ただし、子ども用、アメリカ先住民が作製するものなどは課税除外となる¹⁰²。

一定の規格のアロー(arrow¹⁰²)については、1個あたり39セント〔条文記載法定額〕の金額で課税すると規定する(IRC4161条b項2号A)。この金額は、毎年インフレ調整されることになっている(IRC4161条b項2号C)。

2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022課税年について、調整されたこの金額は55セントである。

45 航空運輸乗客への個別消費税

内国歳入法典(IRC)4261条b項は、航空会社が特別徴収義務者となって航空運輸乗

客から徴収する個別消費税(Passenger Air Transportation Excise Tax)について規定する。この個別消費税は、次の3つからなる。航空会社が、①国内便の乗客について、1人あたり2021課税年は4ドル30セントの金額で徴収する。②国際便の乗客について、1人あたり2021課税年は19ドル10セントの金額で徴収する。③アラスカまたはハワイ発着国内便の乗客について、1人あたり2021課税年は9ドル60セントの金額で徴収する。この金額〔条文記載法定額〕は、毎年インフレ調整される。2022課税年について、調整されたこれらの金額はそれぞれ、①4ドル50セント、②19ドル70セント、③9ドル90セントである。

〈解説〉

内国歳入法典(IRC)4261条は、2種類の個別消費税について規定する。1つは、①納税義務者が航空会社で航空料金を課税ベースに航空運輸乗客から7.5%の税率で徴収し連邦航空局(Federal Aviation Administration)に納付する個別消費税(IRC4261条a項)である。いわゆる「特定財源」である。

そして、もう1つは、②乗客(消費者)が納税義務者で、航空会社が航空運輸乗客特別徴収する個別消費税(Passenger Air Transportation Excise Tax)である。②は、具体的には、次の3つからなる。

航空会社が、①国内便の乗客について当初の基準年においては、1人あたり1便3ドル〔条文記載法定額〕〔2021課税年4ドル30セント〕の金額で徴収する(IRC4361条b項1号)。②国際便の乗客について、1人あたり一便12ドル〔条文記載法定額〕〔2021課税年19ドル10セント〕の金額で徴収する(IRC4361条c項)。③アラスカまたはハワイ発着国内便の乗客については、1人あたり6ドル〔条文記載法定額〕〔2021課税年9ドル60セント〕の金額で徴収する(IRC4361条c項3号)。これらの金額〔条文記載法定額〕は、毎年インフレ調整される(IRC4361条e項4号)¹⁰³。

2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022課

¹⁰² Note, "Tax on Bows and Arrows," Fed. Tax Coordinator ¶ W-2750 (2d., July 2022) .

¹⁰³ Note, "Passenger air transportation excise tax," IP1 Nichols Cyc. Legal Forms § 11:11 (November 2021 update) .

税年について、調整されたこの金額はそれぞれ、
① 4ドル50セント、**②** 19ドル70セント、
③ 9ドル90セントである。

46 一定の免税団体に対する控除対象とならない政治工作費の報告義務の免除

内国歳入法典（IRC）6033条e項は、一定の免税団体の会員に対して、会費の一部がその団体の政治工作および政治的な支出にあたることを理由に事業上の経費として控除できない旨を告知するように義務づけている。免税団体が、その旨を会員に告知していない場合に、連邦課税庁（IRS）はペナルティ課税（proxy tax）を行う。しかし、いくつかの要件を満たすと告知義務違反を問わないという適用除外がある。適用除外の1つとして、IRSは、その団体の会費が75ドル〔レベニュープロシージャー記載額〕以下であるかどうかで判断するとの形式基準を示している。この金額は、毎年インフレ調整される。2022課税年について、調整されたこのしきい値は、124ドルである。

《解説》

内国歳入法典（IRC）6033条e項は、一定の免税団体【社会活動団体（法典501（c）（4）団体）、労働・農業・園芸団体（法典501（c）（5）団体）および専門職団体・商工会議所・事業者団体（法典501（c）（6）団体）】の会員に対して、会費の一部がその団体の政治工作および政治的な支出にあたることを理由に事業上の経費として控除できない旨を告知するように義務づけている。免税団体が、その旨を会員に告知していない場合には、連邦課税庁（IRS）はペナルティ課税（proxy tax）を行う。

しかし、この告知義務には、いくつかの要件を充当することを前提に適用除外がある（IRC6033条e項3号）¹⁰⁴。

適用除外の1つに、その団体が、法典501（c）（4）団体や法典501（c）（5）団体であり、かつ、IRSは、その団体の会費が75ドル以下で

あるかどうかで判断するとの形式基準を示している（レベニュープロシージャー98-19第5条5号）¹⁰⁵。この金額は、毎年インフレ調整される（同98-19第5条5号）。

2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022課税年について、調整されたこの金額は、124ドル以下である。

47 外国人から受けた多額贈与の報告

合衆国個人が、各課税年に、多額の外国個人や外国遺産の贈与を受けた受け取った場合には、その旨を連邦課税庁（IRS）に報告しなければならない（IRC6039条のF第a項）。この基準額〔条文記載法定額〕は、1996年には10,000ドルであった。この基準額は、毎年インフレ調整される。2022課税年について、調整されたこの基準額は、17,339ドルである。

《解説》

内国歳入法典（IRC）6039条のF〔外国人から受けた多額贈与の報告（Notice of large gifts received from foreign persons）〕は、1996年8月20日以降に、外国人から巨額の贈与を得た合衆国個人は、その旨を報告するように求めている¹⁰⁶。合衆国個人が、外国個人や外国遺産の贈与を受けた課税年に総額で10,000ドル〔条文記載法定額〕を受け取った場合には、様式3520〔外国信託との取引および一定の外国贈与の受領報告の年次報告書〕（Form3520〔Annual Return to Report Transactions With Foreign Trusts and Receipt of Certain Foreign Gifts〕）を提出しなければならない（IRC6039条のF第a項）。この基準額は、毎年、インフレ調整される（IRC6039条のF第c項）。

2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022課税年について、調整されたこの基準額は、17,339ドルである。

¹⁰⁴ IRS, Notice 1334: Nondeductible Lobbying and Political Expenditures (August 2004) https://www.irs.gov/pub/irs-tege/notice_1333.pdf

¹⁰⁵ Revenue Procedure 98-19, 1998-1 C.B. 574. <https://www.irs.gov/pub/irs-drop/rp98-19.pdf>

¹⁰⁶ See, Arthur H. Boelter, "I.R.C. § 6039F (c) : Gifts from foreign persons," 2 Tax Pen. & Int. § 13:137 (December 2021 Update) .

48 連邦租税先取特権に対抗できる者

滞納者である納税者に対して債権を有する第三者と政府の租税債権が競合する場合に、その優先順位が問題になる。原則的には、IRSが租税リーエン／租税先取特権通知書(NFTL)を最初に適切に交付すれば、政府は、滞納者の資産購入者など第三者に対抗できる。しかし、連邦税法(IRC)は、さまざまな特例を定め、連邦租税先取特権に対抗できる者(Persons Against Whom a Federal Tax Lien Is Not Valid)を例示する(IRC6323条a項)。例えば、修理・工事請負業者が5,000ドル[条文記載法定額]以下代金支払を確実にするために依頼主の住宅に対する先取特権は、IRSの租税リーエン／租税先取特権に優先する。この基準額は、毎年、インフレ調整される。2022課税年について、調整されたこの基準額は、8,440ドルである。また、個人売買で購入した動産で、1,000ドル[条文記載法定額]以下の物は、IRSの租税リーエン／租税先取特権に優先する(IRC6323(b)(4))。この基準額は、毎年インフレ調整される。2022課税年について、調整されたこの基準額は、1,690ドルである。

《解説》

内国歳入法典(IRC)上の租税リーエン／租税先取特権は、連邦課税庁(IRS)が、いかなる納税義務を負う「者(person)」の税額査定(assessment)をした時点で効力が生じる(IRC6321条)。ここでいう「者」とは、個人のみならず、トラスト(trusts)、エステート(estates)、パートナーシップ、社団(association)、会社(company)、法人(corporations)を含む(IRC7701条a項1号)。

このことから、納税者が査定した税額を納付しないまたは督促したにもかかわらず納付を拒む場合には、租税リーエン／租税先取特権は、査定日に遡及する(related back)(IRC6322条)。言いかえると、IRSは、滞納者に対する租税リーエン／租税先取特権(NFTL = Notice of Federal tax lien)の交付は必須要件ではない。しかし、IRSは、滞納者である納税者の財産に対して債権を有する「第三者(third parties)」で

ある他の債権者(creditors)に対抗するには、租税リーエン／租税先取特権通知書(NFTL)の交付が必要になる。まさに、租税リーエン／租税先取特権通知書(NFTL)の交付は、政府の租税債権の優先権を主張する際のエビデンスの役割を果たすものである。

IRSが租税リーエン／租税先取特権通知書(NFTL)を第三者に先駆けて適切に交付すれば、政府は、滞納者の資産購入者などに対抗できる。しかし、連邦税法(IRC)は、特例を定め、連邦租税先取特権に対抗できる者(Persons Against Whom a Federal Tax Lien Is Not Valid)をあげる(IRC6323条a項)。これらの第三者に対して、しきい値(基準額)を設けて優先権を与えている場合には、当該基準額はインフレ調整の対象となる¹⁰⁷。

【表 59】 政府と優先順位を競う場合の相手方となる「第三者」の例

①財産の購入者(purchaser)

財産の購入者は、IRSが租税リーエン／租税先取特権通知書(NFTL)を交付する以前に滞納者の財産を購入している場合には保護される(IRC6323条a項)。「購入者」とは、通知書(NFTL)が交付前に十分かつ完全な金銭または金銭と等価の対価で財産の譲渡を受けた者を指す。

②担保権保有者(security interest holder)

市場を通じて納税者の財産に付された担保権の譲渡を受けた場合、リーエン／先取特権が付されていることを知りながら取引したときを除き、IRSの租税リーエン／租税先取特権に優先する(IRC6323条b項1号)。

③修理・工事請負業者が代金支払を確実にするために依頼主の住宅に付した先取特権保有者(mechanic's lienor)

修理・工事請負業者が5,000ドル[条文記載法定額]以下代金支払を確実にするために依頼主の住宅に対する先取特権は、IRSの租税リーエン／租税先取特権に優先する。この基準額は、毎年、インフレ調整される(IRC6323条f項4号)。2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022課税年について、調整されたこの基準額は、8,440ドルである。

④裁判所判決に基づく債務者の資産に先取特権保有債権者(judgment lien creditor)

なお、メリーランドのように州によっては、

¹⁰⁷ Note, "Claims superior to an unfiled federal tax lien," Fed. Tax Collect. Liens & Levies ¶ 11.05 (as of April 2022). 石村耕治「アメリカの滞納処分手続適正化の動向(1)〜」月刊税務事例2019年10月号以下参照。

判決が登記されてはじめて IRS の租税リーエン／租税先取特権に対する優先権を有するところもある。

⑤小売で購入した動産 (personal property purchased at retail)

個人が善意で一般の小売店舗などで有体動産(商品)を購入した場合、その動産(商品)にリーエン／先取特権が付されていることを知りながら購入したときを除き、IRS の租税リーエン／租税先取特権に優先する IRC 6323 (b) (3)。

⑥個人売買で購入した動産 (personal property purchased in casual sale)

個人が、ガレージセールやネット取引などを通じて善意で購入した家庭用品 (household goods) や身の回り品 (personal effects) その他有体動産で、1,000 ドル [条文記載法定額] 以下の物は、それらの動産にリーエン／先取特権が付されていることを知りながら購入した場合を除き、IRS の租税リーエン／租税先取特権に優先する (IRC 6323 条 b 項 4 号)。この基準額は、毎年、インフレ調整される (IRC6323 条 f 項 4 号)。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、2022 課税年について、調整されたこの基準額は、1,690 ドルである。

れる。いかなる州法も、連邦税徴収のための財産または財産権の差押えを禁止することはできない。

IRC6334 条 a 項は、差押え禁止項目を列挙する。これらの項目のうち、次のようなしきい値(基準額)を設けて差押えを禁止している場合には、当該基準値はインフレ調整の対象となる¹⁰⁸。

【表 60】インフレ調整された差押え禁止項目別基準額

<p>・燃料、食料、家具および身の回り品 納税者の世帯にある燃料、食料、家具および身の回り品、ならびに護身用銃器、納税者の家畜および家禽で、その価額が 6,250 ドル [条文記載法定額] を超えないもの (IRC6334 条 a 項 2 号)。この基準額は、毎年、インフレ調整される (IRC6334 条 g 項 1 号)。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、2022 課税年について、この基準額は、10,090 ドルである。</p> <p>・取引、事業または職業上の書物や道具 納税者の取引、事業または職業上の書物や道具で、総額で 3,125 ドル [条文記載法定額] を超えないもの (IRC6334 条 a 項 3 号)。この基準額は、毎年、インフレ調整される (IRC6334 条 g 項 1 号)。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、2022 課税年について、この基準額は、5,050 ドルである。</p>

49 差押え禁止財産

内国歳入法典 (IRC) 6334 条 a 項は、差押え禁止項目 (Property Exempt from Levy) を列挙する。これらのうち、しきい値 (基準額) を設けて差押えを禁止している項目がある。1 つは、**①**「燃料、食料、家具および身の回り品」について、その価額が 6,250 ドル [条文記載法定額] を超えないもの (IRC6334 条 a 項 2 号)。そして、もう 1 つは、**②**「取引、事業または職業上の書物や道具」について総額で 3,125 ドル [条文記載法定額] を超えないもの (IRC6334 条 a 項 3 号)。これらの基準額は、毎年インフレ調整される。2022 課税年について、調整された基準額はそれぞれ、**①** 10,090 ドル、**②** 5,050 ドルである。

《解説》

納税者の財産または財産権に対する差押え (levy) は、内国歳入法典 (IRC) 6334 条 a 項で特別に列挙・除外されている場合に限り、禁止さ

50 賃金、給与その他の所得への差押禁止額

内国歳入法典 (IRC) は、連邦税の滞納処分における賃金、給与その他の所得への差押禁止額 (Exempt Amount of Wages, Salary, or Other Income) を規定する (IRC6334 条 d 項)。この差押禁止額は、差押えをする課税年における基準額 4,150 ドル [条文記載法定額] をもとに、滞納者の標準控除額や扶養親族の数などを織り込んで算定する (IRC6334 条 d 項 4 号 B)。なお、この基準額は、毎年インフレ調整される。2022 課税年について、この基準額は 4,400 ドルである。

《解説》

内国歳入法典 (IRC) は、連邦税の滞納処分における賃金、給与その他の所得(退職所得など)への差押禁止額 (Exempt Amount of Wages,

¹⁰⁸ Note, "Exempt from levy," Fed. Tax Collect. Liens & Levies ¶ 13.10 (April 2022) .

Salary, or Other Income) を規定する。この差押禁止額は、IRC151 条に規定する人的控除・扶養者控除 (personal and dependent exemptions) などに準拠して具体額を算定することになっている¹⁰⁹。

ところが、すでにふれているように、トランプ税制改革 (TCJA = Tax Cuts and Jobs Act of 2018) により、人的控除・扶養者控除 (personal and dependent exemptions / IRC151 条は、暫定的に 2018 課税年から 2025 課税年まで停止されている (サンセット法 / 時限法)。

しかし、賃金、給与等その他の所得への差押禁止額 (Exempt Amount of Wages, Salary, or Other Income) は、IRC151 条の人的控除額を基準値にすることになっている。このため、サンセット法 / 時限法の影響を排除するために、IRC6334 条 d 項 4 号は、「人的控除がゼロの課税年 (Years when personal exemption amount is zero)」のタイトルで、151 条 d 項に規定する人的控除額がゼロとなるいかなる課税年においても、IRC6334 条 d 項 4 号 A・ii に規定する賃金、給与等その他の所得への差押禁止額 (Exempt Amount of Wages, Salary, or Other Income) の基準値には影響がない旨確認をしている。

すなわち、差押えがされた課税年における差押禁止額の算定における基準額 4,150 ドル [条文記載法定額] をもとに、標準控除額や扶養親族の数などを織り込んで算定することになっている (IRC6334 条 d 項 4 号 B)。なお、この基準額は、毎年、インフレ調整することになっている (IRC6334 条 d 項 4 号 C)。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、2022 課税年について、調整されたこの基準額は、4,400 ドルである。

51 一定額の遺産税延納のかかる利子

内国歳入法典 (IRC) によると、最初の延納遺産税額 100 万ドルに対しては 2% の利子税がかかる (IRC6166 条 j 項 2 号 A)。100 万ドルの基準額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ

調整される (IRC6166 条 j 項 3 号)。2022 課税年について、この基準額は、1,640,000 ドルである。

《解説》

申告納税制度のもとにある税金は、申告期限までに納付するように求められる。しかし、申告期限までに一度に納税ができないときには、延納することができる。連邦税法 (IRC) は、さまざまな要件を課して、遺産税 (estate tax) の延納を認める (IRC6166 条)。遺言執行人 (executor) は、最長で 10 年間の延納を選択できる。延納した分に対しては利子税 (interest) がかかる。

内国歳入法典 (IRC) によると、最初の延納遺産税額 100 万ドルに対しては年 2% の利子税がかかる (IRC6166 条 j 項 2 号 A)。100 万ドルの基準額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される (IRC6166 条 j 項 3 号)¹¹⁰。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、2022 課税年について、この基準額は、1,640,000 ドルである。

52 納税申告書の提出義務違反

連邦税制が改正され、2020 課税年からは、納税者が申告期限 (申告期限が延長されている場合には延長された期限) から 60 日以内に申告をしなかった納税申告書の不提出 (無申告) に対する加算税は、435 ドル [条文記載法定額] か無申告額の 100% かいずれか少ない額以下にならないものとする」旨の但書が、IRC6651 条 a 項に挿入された。もちろん、納税者が、期限後申告が、正当な理由によるものであり、故意によるものでない旨のエビデンスを示し、IRS が認めれば、この加算税は課されない (IRC6651 条 a 項)。この基準額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される。2022 課税年について、この基準額は、450 ドルである。

《解説》

内国歳入法典 (IRC) 6651 条は、[納税申告書の不提出また税の不納付 (Failure to file tax

¹⁰⁹ See, Bryan E. Gates, "Levy on Wages, Salary, and Other Income: Exempt Amount," 4 I.R.M. Abr. & Ann. § 5.11.5.4 (June 2022 Update) .

¹¹⁰ Note, "Installment payment of estate tax where estate consists largely of closely held business interests—Interest on deferred tax," 28 Carmody-Wait 2d § 165:25 (August 2022 Update) .

return or to pay tax)] のタイトルの規定である。また、IRC6651 条 a 項は、[加算税 (addition to the tax)] のタイトルの規定である。すなわち、所得税、贈与税、遺産税、雇用税や個別消費税など各種連邦税の「無申告」や「滞納」の場合に、行政制裁 (民事制裁 / civil penalty) である加算税を課す規定である。

この規定は 1969 年に、設けられた。当時、延滞額に対しては 6% の利子税が課されていたが、市中金利が 6% 以上であったことから、納税者が利子税を払って本税を事業資金などに転用する手法が横行したことに対処するための改正で設けられた規定である。

IRC6651 条にいう「納税申告書の不提出また税の不納付 (Failure to file tax return or to pay tax)」の意味は、裁判例などによると、次のようにまとめることができる。

【表 61】 納税申告書の不提出また税の不納付の意味

- ① 無申告 (Failure to file a tax return by the due date / IRC6651 条 a 項 1 号) IRC6651 条 a 項 1 号は、無申告に対して、査定した税額の 5%、または最大 5 か月分、25% まで加算税を課することができる。
- ② 納税申告をした後に確定した税額を法定納期限までに完納しないこと (Failure to pay an amount shown on a tax return / IRC6651 条 a 項 2 号)
- ③ 査定・督促通知書を受けてから 21 日以内に確定した税額を完納しないこと (Failure to pay an amount shown on a tax return within 21 days of the issuance of a notice and demand / IRC6651 条 a 項 3 号)
- ④ 予定納税額の未納付 (Failure to pay installments of the estimated tax / IRC6654 条)
- ⑤ その他

前記の【表 61】からもわかるように RC6651 条 a 項 1 号は、① 無申告に対して、査定した税額の 5%、または最大 5 か月分、25% まで加算税を課することができる旨規定する。

その後、税制改正が行われ、1990 課税年からは、無申告が、虚偽に基づいている場合には、5% に代えて 15% または最大 75% で加算税を課することができるように改正された (IRC6651 条 f 項)。

その後も、加算税の改正は続いた。すなわち、

以前は納税者が期限後申告をした場合には、① 無申告加算税が課されない仕組みにあった。しかし、連邦議会は、この場合にも、最低限の民事罰が必要と考えた。2019 年に税制が改正され、2020 課税年からは、納税者が申告期限 (申告期限が延長されている場合には延長された期限) から 60 日以内に申告をしなかった① 無申告に対する加算税は、435 ドル [条文記載法定額] か無申告額の 100% がいずれか少ない額以下にならないものとする (shall not be less than the lesser of \$435 or 100 percent of the amount required to be shown as tax on such return) 旨の但書を、IRC6651 条 a 項に挿入した。もちろん、納税者が、期限後申告が、正当な理由によるものであり、故意によるものでない旨のエビデンスを示し、IRS が認めれば、この加算税は課されない (IRC6651 条 a 項)¹¹¹。

この基準額 (2020 課税年当初額) は、毎年インフレ調整される (IRC6651 条 j 項)。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、2022 課税年について、調整されたこの基準額 [条文記載法定額] は、450 ドルである。

53 情報申告書、登録書類等の提出義務違反

(1) 免税団体の申告義務違反の場合の制裁

内国歳入法典 (IRC) は、免税団体に対して、納税申告書 (tax return) や情報申告書 (information return) を連邦課税庁 (IRS) に提出し、情報開示を義務づけている。この受忍義務違反に対しては、団体またはその管理者に民事制裁 (penalty taxes) が課す。受忍義務違反が継続すると、1 日につき 10 ドル [条文記載法定額] の制裁が課される。いかなる申告書についても、受忍義務違反に対する制裁は、その年の当該団体の総収入金額の 1 万ドル [条文記載法定額] か 5% がいずれか少ない方の額を超えてはならない。ただし、その団体のいかなる年における総収入金額が 100 万ドルを超える場合には、10 ドル [条文記載法定額] に代えて 100 ドル [条文記載法定額]、また、最大限の金額も 5 万ドル [条文記載法定額] に引き上げられる。これら条文記載法定額は、毎年インフレ調整される。

¹¹¹ Note, "Delinquency Penalties," IRS Prac. & Proc. ¶ 7B.07 (June 2022) ; See IRM 20.1.2.2, Failure to File a Tax Return or to Pay Tax-IRC 6651 (Apr. 19, 2011) .

(2) 免税団体・信託の申告義務違反の場合の制裁
 免税団体は、IRC6034条b項に基づく「免税団体の清算、停止または縮小」についての申告書を、また、一定の信託/トラストは、連邦税法(IRC)6034条に基づく「一定の信託/トラストの公益寄附金控除、所得などの申告書」を、それぞれ法定期限までに連邦課税庁(IRS)に提出しないと
 いけない。受忍義務違反には、前記(1)の場合と同様に法定額の民事制裁が課される。これら各種条文記載法定額は、毎年インフレ調整される。

(3) 情報開示義務違反の場合の制裁
 内国歳入法典(IRC)6652条c項3号Aは、免税事業体(tax-exempt entities)に一定の情報開示義務を課し、その違反を制裁の対象とする。受忍義務違反には、前記(1)・(2)の場合と同様に法定額の民事制裁が課される。これら各種条文記載法定額は、毎年インフレ調整される。

《概要》

(1) 免税団体の申告義務違反の場合の罰則

内国歳入法典(IRC)上、非営利公益団体は、一般に「免税団体(exempt organization)」と呼ばれる。免税団体は、納税申告書(tax return)や情報申告書(information return)を連邦課税庁(IRS)に提出し、情報開示を義務づけられている。この受忍義務違反に対しては、民事制裁(penalty taxes)が課される。

各種申告書を受忍義務の面から、おおまかに体系化すると、次のとおりである。

【表 62】 申告書の体系

<p>①納税申告書</p> <p>①免税団体一般にかかる申告書(IRC6033条a項1号)</p> <p>②政治団体にかかる申告書(IRC6033条a項6号)</p> <p>②情報申告書(IRC6652条c項1号A): 法定情報申告書または修正情報申告書</p>

受忍義務違反については、それが継続すると、1日につき10ドル[条文記載法定額]の制裁が課される。また、いかなる申告書についても、受忍義務違反に対する制裁は、その年の当該団体の総収入金額の1万ドル([条文記載法定額])か5%かいずれか少ない方の額を超えてはならない。ただし、その団体のいかなる年における総収入金

額が100万ドル[条文記載法定額]を超える場合には、10ドル[条文記載法定額]に代えて100ドル[条文記載法定額]、また、最大限の金額も5万ドル[条文記載法定額]に引き上げられる(IRC6652条c項1号A)。これら法定額は、毎年インフレ調整される(IRC6652条c項7号)¹¹²。

① 2021 課税年における免税団体の受忍義務違反の制裁一覧

物価調整がどのように行われるかを精査するために、まず、2020年11月に発出されたレベニュープロシージャー2020-45により、2021課税年についてインフレ調整された制裁額を一覧にすると、次の表のとおりである。

【表 63-A】 2021 課税年における免税団体に受忍義務違反への制裁額一覧

概要	1日あたりの制裁	制裁の上限
団体(IRC6652条c項1号A)	20ドル	当該団体のその年の総収入金額の5%か10,500ドルかいずれか少なくない額を越えない額
1,094,500を超えない総収入金額の団体(IRC6652条c項1号A)	105ドル	54,500ドル
管理者(IRC6652条c項1号B)	10ドル	5,000ドル
年次申告書と報告書の開示(IRC6652条c項1号C)	20ドル	10,500ドル
免税申請書と適格通知書の開示(IRC6652条c項1号D)	20ドル	制限なし

② 2022 課税年における免税団体の受忍義務違反への調整された制裁一覧

次に、2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45により、2022課税年についてインフレ調整された制裁額を一覧にすると、次の表のとおりである。

【表 63-B】 2022 課税年における免税団体の受忍義務違反への調整された制裁額一覧

概要	1日あたりの制裁	制裁の上限
団体(IRC6652条c項1号A)	20ドル	当該団体のその年の総収入金額の5%か11,000ドルかいずれか少なくない額を越えない額
1,094,500を超えない総収入金額の団体(IRC6652条c項1号A)	110ドル	56,000ドル
管理者(IRC6652条c項1号B)	10ドル	5,500ドル
年次申告書と報告書の開示(IRC6652条c項1号C)	20ドル	11,000ドル
免税申請書と適格通知書の開示(IRC6652条c項1号D)	20ドル	制限なし

¹¹² See, Hertsel Shadian, 'Penalty for failure to file an annual return or to allow public inspection of records,' 14A Mertens Law of Fed. Income Tax' n § 55:115 (August 2022 Update) .

(2) 免税団体・信託の申告義務違反の場合の制裁

免税団体は、内国歳入法典（IRC）6034 条 b 項に基づく「免税団体の清算、停止または縮小」についての申告書を、法的期限までに IRS に提出しなければならない。また、一定のトラスト／信託¹¹³ は、IRC6034 条に基づく「一定のトラストの公益寄附金控除、所得などの申告書」を、法的期限までに連邦課税庁（IRS）に提出しなければならない。これらの申告書を提出しない場合には、受忍義務違反を理由に、民事制裁を受ける。受忍義務違反が継続する場合には、1 日につき 10 ドル [条文記載法定額] の制裁が課される。ただし、制裁は、最大で 5,000 ドル [条文記載法定額] までである（IRC6652 条 c 項 2 号 A）。もっとも、受忍義務違反が、正当な理由によるものであり、故意によるものでない旨のエビデンスを示し、IRS が認めれば、この制裁は課されない（IRC6652 条 c 項 5 号、財務省規則 § 301.6652-2 (b)）。

ちなみに、この制裁は、租税と同様に、滞納処分の際に使われる「査定・督促通知書 (Notice and Demand)」を受忍義務違反者（団体またはその管理者 (managers)）に送付して徴収される（IRC6652 条 c 項 6 号 A）。

実務上、IRS は、受忍義務違反者に対して提出するように 2 回まで行政指導をする。それでも応じない場合には、査定・督促通知書を送付して制裁の手続を開始する。

受忍義務違反に対する制裁は、団体・トラストに対するか、その管理者に対する場合がある。管理者が複数いる場合には、共同または単独でその義務を負うことになる¹¹⁴。

これらの制裁金額は、毎年インフレ調整される（IRC1 条 f 項 3 号）。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45 によると、2022 課税年について、調整されたこれら制裁金額は【表 64】のとおりである。

(3) 情報開示義務違反の場合の制裁¹¹⁵

内国歳入法典（IRC）6652 条 c 項 3 号 A は、免税事業体（tax-exempt entities）に課された

【表 64】 2022 課税年における免税団体・信託の申告義務違反への調整された制裁額

概要	1日あたりの制裁	制裁の上限
団体または信託(IRC6652 条 c 項 2 号 A)	10ドル	5,5001ドル
管理者(IRC6652条c項2号B)	10ドル	5,500ドル
分割利益信託(IRC6652条c項2号C・ii)	20ドル	11,000ドル
282,000ドル超の総所得のある信託(IRC6652条c項2号C・ii)	110ドル	56,000ドル

一定の情報開示義務違反を制裁の対象とする。

もう少し的確にいうと、IRC4965 条は、[禁止されるタックスシェルター取引をする一定の免税事業体への規制税 (Excise tax on certain tax-exempt entities entering into prohibited tax shelter transactions)] のタイトルのもとで、タックスシェルター取引計画を有する免税事業体に規制税を課す。加えて、IRC6033 条 a 項 2 号は、免税事業体にタックスシェルター取引計画の有無について情報開示義務を課す。

情報開示義務を課された免税事業体（IRC4965 条 c 項）が、禁止されているタックスシェルター取引計画の有無について IRC6033 条 a 項 2 号のもとで求められる開示をしていない場合は、制裁を受ける。この開示義務違反については、それが継続する場合には、1 日につき 100 ドル [条文記載法定額] の制裁が課される。ただし、制裁は、最大で 50,000 ドル [条文記載法定額] までである（IRC6652 条 c 項 3 号 A）。

この制裁は、租税と同様に、滞納処分の際に使われる「査定・督促通知書 (Notice and Demand)」を受忍義務違反者である事業体またはその管理者 (managers) に送付して徴収される（IRC6652 条 c 項 3 号 B・i）。査定・督促通知書が発せされたにもかかわらず、その事業体または管理者が、受忍義務を果たさずに継続する場合には、1 日につき 100 ドル [条文記載法定額] の制裁が課される。ただし、制裁は、最大で 10,000 ドル [条文記載法定額] までである（IRC6652 条 c 項 3 号 B・ii）。

ちなみに、IRS は、免税事業体がタックスシェルター取引「計画事業体 (Plan Entity)」か、「無計画事業体 (Non-Plan Entity)」かの判定は、

¹¹³ 分割利益信託 (split-interest trust / IRC6652 条 c 項 2 号 C・ii) などを指す。

¹¹⁴ Note, "Penalty for failure to file returns by terminating, etc., exempt organizations and by certain trusts," Fed. Tax Coordinator ¶ V-2725 (2d., August 2022) .

¹¹⁵ Arthur H. Boelter, "Disclosure under I.R.C. § 6033 (a) (2)," 2 Tax Pen. & Int. § 12:17 (December 2021 Update) .

内国歳入マニュアル (IRM 20.1.8.2.1.2) を典拠に行う。

これらの制裁金額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される (IRC1 条 f 項 3 号)。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、2022 課税年について、調整されたこれら制裁金額は次の表のとおりである。

【表 65】 2022 課税年におけるタックスシェルター取引をする免税事業者の情報開示義務違反への調整された制裁額

概要	1日あたりの制裁	制裁の上限
免税事業者 (IRC6652 条 c 項 3 号 A)	110ドル	56,0001ドル
査定・督促通知書への受忍義務違反 (IRC6652条c項3号B・ii)	110ドル	11,000ドル

54 他の者に対する納税申告書の作成者に対するその他の制裁

内国歳入法典 (IRC) は、他人のために納税申告書を有償で作成支援する納税申告書作成者 (TPR) に対するさまざまな民事制裁を課す。IRC6695 条は、納税申告書作成者 (TPR) の職務上の義務違反に対する制裁について規定する。この種の義務違反は多岐にわたり、それぞれにつき制裁金額 [条文記載法定額] が定められているが、毎年インフレ調整される。

《解説》

アメリカは、おおよそ 3 億 2,40 万の人口を抱え、連邦個人所得税 (Federal Individual Income Tax) については全員確定申告をするのが原則となっている。

毎年、個人はもちろんのこと法人などを含め年間 2 億 610 万件 (2021 課税年) を超える確定申告書の提出がある。そのうち、個人所得税申告書 (Form 1040、1040-A、1040-EZ) は、1 億 6,790 万件近くの数に及ぶ (2021 課税年)¹¹⁶。うち 90% (1 億 5,110 万件) は電子申告である。

大量の申告納税、自発的納税協力 (voluntary tax compliance) を支えるために、連邦課税庁 (IRS) は、無償のボランティア税務援助 (VITA = Volunteer Income Tax Assistance) プログラムや高齢者向け税務相談 (TCE = Tax Counseling for the Elderly) プログラムなどで

組織・支援し、50 年以上にわたり主に申告期支援を強化している。また、約 2,200 人の納税者権利擁護官 (TAS = Taxpayer Advocate Service) を全国に配置し、税務調査など事実問題にかかる納税者からの苦情の申出に対応している。

加えて、有償で民間が幅広く提供する税務サービス、とりわけ確定申告・還付申告のための税務書類の作成およびそれにかかわる税務相談サービス (以下「納税申告書作成業務」、「納税申告書作成サービス」または「納税申告支援」ともいう。) が重要な役割を演じてきている。

連邦個人所得税 (以下「所得税」ともいう。) の納税申告書作成サービスは、無償のものから有償のものまで多岐にわたる。とりわけ、大量の個人納税者が期限内に (通例、12 月末で年度を終了させ、それに続く翌年 4 月 15 日までに) 確定申告・還付申告を終えるのには、民間の納税申告書作成サービスはなくてはならない存在である。アメリカでは、こうした業務は久しく、公認の税務専門職 (tax practitioners) ではない納税申告書作成業者 (TRP = tax return preparers) も、有償で幅広く提供している (IRC7701 条 a 項)¹¹⁷。

【表 66】 アメリカの民間税務サービス提供事業者の種類

◎税務専門職	人数
・弁護士 (Attorneys)	約 120 万人
・公認会計士 (CPA=Certified Public Accountant)	約 65 万人
・登録年金数理士 (Enrolled Actuary)	
・登録税務士 (EA=Enrolled Agent)	約 4 万 7 千人
・登録退職計画士 (ERPA=Enrolled Retirement Plan Agent)	
◎非税務専門職	
・納税申告書作成業者 (TRP=tax return preparers)	約 120 万人

一方、納税者側も一般に、他人に有償で自分の納税申告書の作成を依頼する場合、料金や契約手続きの手軽さなどから、非専門職である納税申告書作成業者 (TRP) を選択してきていた。TRP への依頼は全納税者の半数以上に及ぶ。

これら有償で所得税申告書の作成を行う民間の非専門職の納税申告書作成業者 (TRP) は、2009 年統計で、全米に最大でおおよそ 120 万人いると見積もられている。民間の税務サービス業務を政府規制で囲い込み排他的な職業 (仕

¹¹⁶ See, IRS, 2021 Data Book Publication 55-B (Rev. 5-2022) (irs.gov)

¹¹⁷ 石村耕治『アメリカ連邦所得課税法の展開』(2017 年、財経詳報社) 463 頁以下参照。

事)をつくるような政策は市場主義とぶつかるとの理由から、アメリカではあまり好まれない。しかし、消費者である納税者を保護するために、民間の非専門職の納税申告書作成業者 (TRP) に対する資質管理 (QC) は必要である。

こうした要請に応えるために、連邦財務省はサーキュラー 230 (Circular No. 230) [IRS 所管事項にかかる業務に関する規則 (Regulations Governing Practice before the Internal Revenue Service)] を発出して、税務専門職スタンダードを示すとともに、連邦税法 (IRC) 6694 条や 6695 条などで民事制裁を加えることで、コンプライアンス違反をコントロールする仕組みを稼働させている。

ちなみに、サーキュラー 230 が適用となる「納税申告書作成業者 (TRP)」とは、納税申告書または還付申告書を「有償で作成する者、または有償で作成するための 1 人以上の者を雇用する者 (any person who prepares for compensation, or who employs one or more persons to prepare for compensation)」と定義する (IRC7701 条 a 項 36 号)。したがって、弁護士、CPA、EA などはもちろんのこと、登録納税申告書作成者 (registered TRP)、さらには IRS 認定電子申告プロバイダー (IRS e-file Providers) や納税申告書作成ソフトウェア開発者なども含まれる¹¹⁸。

(1) 納税申告書作成者に対する民事制裁の仕組み
連邦税法 (IRC) は、納税申告書作成者に対するさまざまな民事制裁を課す¹¹⁹。これらの制裁は、おおまかに次のように分類できる。

【表 67】 納税申告書作成者に対する民事制裁の種類

① IRC6694 条は、納税申告書作成者にスタンダードを課し、その違反に対する制裁について規定する。
② IRC6695 条は、職務上の義務違反に対する制裁である。
③ IRC6701 条は、過少申告の相談に応じかつ煽動することに対する制裁
④ IRC7407 条は、納税申告書作成者が① IRC6694 条および② IRC6695 条に違反して業務をすることの禁止を求めて、IRS は差し止めることができる。

(2) 納税申告書作成者の②職務上の義務違反に対する制裁

② IRC6695 条は、職務上の義務違反に対する民事制裁について規定する。この義務違反は、具体的には次のような制裁からなる。

【表 68】 納税申告書作成者の②職務上の義務違反に対する制裁の種類

① 納税者に対して申告書の副本交付義務違反に対する制裁 (IRC6695条a項) [条文記載法定額]各違反につき50ドル、制裁上限額25,000ドル
② 申告書への署名義務違反に対する制裁 (IRC6695条b項) [条文記載法定額]各違反につき50ドル、制裁上限額25,000ドル
③ 納税申告書確認番号 (PTIN=preparer tax identification number) 提供義務違反に対する制裁 (IRC6695条c項) [条文記載法定額]各違反につき50ドル、制裁上限額25,000ドル
④ 副本またはリスト保存義務違反に対する制裁 (IRC6695条d項) [条文記載法定額]各違反につき50ドル、制裁上限額25,000ドル
⑤ 修正情報申告書提出義務違反に対する制裁 (IRC6695条e項) [条文記載法定額]各違反につき50ドル、制裁上限額25,000ドル
⑥ 小切手の譲渡に対する制裁 (IRC6695条f項) [条文記載法定額]各違反につき500ドル、上限なし
⑦ 世帯主申告資格、子ども税額控除、アメリカ人教育機会税額控除 (American Opportunity tax credit) および勤労所得税額控除 (EITC) の決定についての注意義務違反に対する制裁 (IRC6695条g項) [条文記載法定額]各違反につき500ドル、上限なし

これらの制裁金額 [条文記載法定額] は、毎年インフレ調整される (IRC6695 条 h 項)。

(3) ②職務上の義務違反に対する制裁金額 [条文記載法定額] のインフレ調整

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、2022 課税年について、調整された制裁金額は次頁【表 69】のとおりである。

55 パートナーシップ申告書の提出義務違反

パートナーシップが、申告書提出義務違反をした場合には、その違反が解消されるまで、毎月 195 ドル [条文記載法定額] にパートナーの数をかけた金額をベースに制裁を課される (IRC6698 条 b 項)。この条文記載法定額は、毎年インフレ調整される。2022 課税年については、220 ドルである。

¹¹⁸ See, See Rev. Proc. 2007-40, 2007-1 CB 1488; Rev. Rul. 85-189, 1985-2 CB 341.

¹¹⁹ Note, "Penalties on return preparers," IRS Prac. & Proc. ¶ 7B.19 (June 2022).

【表 69】 2022 課税年における納税申告書作成者の②職務上の義務違反に対するインフレ調整された制裁額

①納税者に対して申告書の副本交付義務違反に対する制裁 (IRC6695条a項)
[条文記載法定額調整]各違反につき55ドル、制裁上限額28,000ドル
②申告書への署名義務違反に対する制裁 (IRC6695条b項)
[条文記載法定額調整]各違反につき55ドル、制裁上限額28,000ドル
③納税申告書確認番号 (PTIN=preparer tax identification number) 提供義務違反に対する制裁 (IRC6695条c項)
[条文記載法定額調整]各違反につき55ドル、制裁上限額28,000ドル
④副本またはリスト保存義務違反に対する制裁 (IRC6695条d項)
[条文記載法定額調整]各違反につき55ドル、制裁上限額28,000ドル
⑤修正情報申告書提出義務違反に対する制裁 (IRC6695条e項)
[条文記載法定額調整]各違反につき55ドル、制裁上限額28,000ドル
⑥小切手の譲渡に対する制裁 (IRC6695条f項)
[条文記載法定額]各違反につき560ドル、上限なし
⑦世帯主申告資格、子ども税額控除、アメリカ人教育機会税額控除 (American Opportunity tax credit) および勤労所得税額控除 (EITC) の決定についての注意義務違反に対する制裁 (IRC6695条g項)
[条文記載法定額調整]各違反につき560ドル、上限なし

《解説》

内国歳入法典 (IRC) は、パートナーシップが、故意に申告書を提出しなかったり、情報を提供しなかったり、あるいは税を納付しなかったりした場合には制裁を課す (IRC7203 条)。加えて、パートナーシップが、申告書提出義務があるにもかかわらず、期限までに提出しなかった (IRC6698 条 a 項 1 号)、または法定記載情報を記載せずに不完全な申告書を提出してしまった (IRC6031 条、6698 条 a 項 2 号) などの場合に、パートナーシップは、その受忍義務違反 (failure to file partnership returns) が解消されるまで、毎月 195 ドル [条文記載法定額] にパートナーの数をかけた金額をベースに制裁を課される (IRC6698 条 b 項)。ただし、この制裁は、12 か月を超えてはならないとされている (IRC6698 条 a 項)。また、受忍義務違反が正当な理由によるものであり、故意によるものでない旨のエビデンスを示し、IRS が認めれば別である (IRC6698 条 a 項)¹²⁰。

この条文記載法定額は、毎年インフレ調整される (IRC6698 条 e 項)。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャ 2021-45

によると、2022 課税年について、調整されたこの基準額 [条文記載法定額] は、220 ドルである。

56 S 法人申告書の提出義務違反

S 法人が、申告書提出義務違反をした場合には、その違反が解消されるまで、毎月 195 ドル [条文記載法定額] に株主の数をかけた金額をベースに制裁を課される (IRC6699 条 b 項 1 号)。この条文記載法定額は、毎年インフレ調整される。2022 課税年については、220 ドルである。

《解説》

普通法人 (C 法人) である株式会社を設立し、内国歳入庁 (IRS) への届出によりシンプルな課税 (パススルー課税) 取扱いが受けられる S 法人 (IRC1361 条 b 項 1 号) への選択ができる。S 法人は、原則として法人税の課税関係は消滅し、個人事業と同様、法人段階の所得・利益・損失および控除項目は、課税年ごとに持ち株数に応じて、各株主に割り当てられ、株主の段階で課税を受けることになる¹²¹。連邦税法 (IRC) は、S 法人が、故意に申告書を提出しなかったり、情報を提供しなかったり、あるいは税を納付しなかったりした場合には制裁を課す (IRC6699 条)。加えて、S 法人が、申告書提出義務があるにもかかわらず、期限までに提出しなかった (IRC6699 条 a 項 1 号)、または法定記載情報を記載せずに不完全な申告書を提出してしまった (IRC6031 条、6699 条 a 項 2 号) などの場合には、その受忍義務違反 (failure to file S corporation returns) が解消されるまで、毎月 195 ドル [条文記載法定額] に株主の数をかけた金額をベースに制裁を課される (IRC6699 条 b 項 1 号)。ただし、この制裁は、12 か月を超えてはならないとされている (IRC6699 条 a 項)。また、受忍義務違反が正当な理由によるものであり、故意によるものでない旨のエビデンスを示し、IRS が認めれば別である (IRC6699 条 a 項)¹²²。

この条文記載法定額は、毎年インフレ調整され

¹²⁰ Hertsel Shadian, 'Penalty for failure to file partnership returns,' 14A Mertens Law of Fed. Income Tax' n § 55:107 (August 2022 Update) .

¹²¹ 石村耕治『アメリカ連邦所得課税法の展開』(2017 年、財経詳報社) 143 頁以下参照。

¹²² Note, 'Penalty for failure to file S corporation return on time-Failure-to-file penalties,' Fed. Tax Coordinator ¶ V-1763.3 (2d., 2022) .

る (IRC1 条 f 項 3 号)。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、2022 課税年について、調整されたこの基準額 [条文記載法定額] は、220 ドルである。

57 正確な情報申告書の提出義務違反

情報申告 (information returns) の提出を義務づけられた者 (情報申告受忍義務者) が、正確な情報申告書を期限までに提出しなかったとする。この場合に、連邦税法 (IRC) 6721 条は、受忍義務違反者に対してさまざまな民事制裁を課す。これら制裁額は、毎年インフレ調整される。

《解説》

情報申告 (information returns) を義務づけ

られた者 (情報申告受忍義務者) が、正確な情報申告書を期限までに提出しなかったとする。この場合に、連邦税法 (IRC) 6721 条は、受忍義務違反者に民事制裁を課す。この受忍義務違反は、正確な情報 (correct information) を提出しなかったケース (財務省規則 § 301.6721-1 (a) (2) (i)) や、法定の様式、例えば文書ではなく、電子申告を義務づけているのにもかかわらず、電子申告で提出しなかったケースなども含まれる (財務省規則 § 301.6721-1 (a) (2) (ii))。ただし、受忍義務違反が正当な理由によるものであり、故意によるものでない旨のエビデンスを示し、内国歳入庁 (IRS) が認めれば別である (IRC6724 条 a 項)。

制裁の賦課にあたり、1 件の情報申告書につき 1 つ以上の記載ミスがあった場合でも、1 件

コラム② IRC6721 条と IRC6722 条との関係

内国歳入法典 (IRC) 6721 条 [正確な情報申告書の提出義務違反] の規定は、次の IRC6722 条 [正確な支払調書交付義務違反] の規定とパラレルにとらえる必要がある。

所得税の源泉徴収手続における雇用主と従業員とのケースをサンプルにして、パラレルに見てみよう。

連邦個人所得税の源泉徴収手続の開始にあたり、雇用主は、従業員に対して、①様式 W-4 [扶養控除等申告書 (Form W-4 : Employee's Withholding Certificate)] に必要な記載をしたうえで提出してもらう必要がある。雇用主が、給与から源泉徴収するためである。従業員は、扶養家族などに異同が生じた場合、源泉額を変更したい場合には、新たに様式 W-4 [Form W-4] を記入して、雇用主に提出できる。様式 W-4 は、わが国税法の扶養控除等申告書に相当する。

一方、②様式 W-2 [給与所得の源泉徴収票 (Form W-2 : Wage and tax Statement)] とは、従業員に対して課税期間の 1 年間に 600 ドル以上の給与 (現物給与を含む。以下、同じ。) を支払った場合などに、雇用主が従業員のために提出する法定資料である。様式 W-2 は、わが国税法にいう「源泉徴収票」にあたる。課税期間中に従業員に支払った給与、源泉徴収された所得税、社会保障税、医療保険税、その他福利厚生給付などが記載されている。様式 W-2 は、雇用主が交付する資料である。交付期限は課税期間が終了した翌年の 1 月末日である。

様式 W-2 は 6 枚綴りとなっている。Copy A は雇用主が社会保障庁 (SSA = Social Security Administration) への報告用に使う。Copy B は従業員に交付され、従業員が連邦個人所得税に確定申告の際に添付される。Copy C は従業員が控えとし

て保存する。Copy D 雇用主の控えとして保存する。残りは、雇用主が州や自治体に提出する、さらには、州や自治体の個人所得税の申告の際に提出する。

従業員に交付された様式 W-2 については、従業員側でも住所や氏名、社会保障番号 (SSN) [または納税者番号 (TIN)] などを確認する必要がある。

一方、③様式 W-3 [源泉徴収集計票 (Form W-3: Transmittal of Wage and Tax Statements)] は、各源泉徴収票 (様式 W-2) に記載されている金額の合計額を表示した集計資料である。わが国税法にいう「法定調書合計表」にあたりと見てよい。課税年終了後の翌年 2 月末までに連邦社会保障庁 (SSA = Social Security Administration) に提出する。なお、年間 250 枚以上の様式 W-2 を発行する雇用主は、電子申告による源泉徴収票の送付が義務付けられる。この場合は自動的に社会保障庁 (SSA) に送られるため、別途、様式 W-3 の提出は必要ない。

例えば、雇用主が、正当な理由もないにもかかわらず、正確な様式 W-2 [給与所得の源泉徴収票] や様式 1094-C [雇用主提供健康保険の負担および範囲集計表 (Form 1094-C : Transmittal of Employer-Provided Health Insurance Offer and Coverage Information Returns)] などの情報申告書を法定期日までに社会保障庁 (SSA) や内国歳入庁 (IRS) に申告 (file) しかつ従業員に法定の支払調書 (payee statements) を交付 (furnish / provide) するなどの受忍義務を果たさなかったとする。この場合、受忍義務者である雇用主 (企業) に制裁が課される。制裁額は、1 件につき該当課税年のインフレ調整された条文記載法定制裁額を基に算定される。なお、制裁額には、原則として各課税年につき上限がある。

のミスとして取り扱われる。

正確な情報申告書の提出義務違反については、(1) 国内企業による受忍義務違反か、(2) 国際企業による受忍義務違反か、そして、(1) については、中小企業へに配慮から、①過去3課税年における平均年間総収入金額 (average annual gross receipts) が500万ドル以上の企業か、②500万ドル未満の企業かで、制裁金額に差を設けている。これらの条文記載法定額は、毎年、インフレ調整される。

2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022課税年について、調整されたこれら基準額〔条文記載法定額〕は、以下の諸【表】のとおりである。

(1) 国内企業による正確な情報申告書の提出義務違反

①過去3課税年における平均年間総収入金額 (average annual gross receipts) が500万ドル以上の企業の場合

【表70】 正確な情報申告書の提出義務違反への制裁 (平均年収500万ドル以上の企業)

・報告義務違反原則(IRC6721条a項1号)
[条文記載法定額]100ドル/1報告 [条文記載年間制裁上限額]1,500,000ドル
[2022課税年調整額]290ドル/1報告 [2022課税年間制裁上限額]3,532,500ドル
・法定報告日から30日以内に違反が是正された(IRC条b項1号)
[条文記載法定額]30ドル/1報告 [条文記載年間制裁上限額]250,000ドル
[2022課税年調整額]50ドル/1報告 [2022課税年間制裁上限額]588,500ドル
・法定報告日から30日後に違反が是正された(IRC条b項2号)
[条文記載法定額]60ドル/1報告 [条文記載年間制裁上限額]500,000ドル
[2022課税年調整額]110ドル/1報告 [2022課税年間制裁上限額]1,766,000ドル

②過去3課税年における平均年間総収入金額 (average annual gross receipts) が500万ドル未満の企業の場合

【表71】 正確な情報申告書の提出義務違反への制裁 (平均年収500万ドル未満の企業)

・報告義務違反原則(IRC6721条d項1号A)
[条文記載法定額]100ドル/1報告 [条文記載年間制裁上限額]500,000ドル
[2022課税年調整額]290ドル/1報告 [2022課税年間制裁上限額]1,177,500ドル
・法定報告日から30日以内に違反が是正された(IRC条d項1号B)
[条文記載法定額]30ドル/1報告 [条文記載年間制裁上限額]75,000ドル
[2022課税年調整額]50ドル/1報告 [2022課税年間制裁上限額]206,000ドル
・法定報告日から30日後に違反が是正された(IRC条b項1号C)
[条文記載法定額]60ドル/1報告 [条文記載年間制裁上限額]200,000ドル
[2022課税年調整額]110ドル/1報告 [2022課税年間制裁上限額]588,500ドル

(2) 国際企業による正確な情報申告書の提出義務違反

国際課税上の各種正確な情報申告書(報告書を含む。)の提出義務違反に対しては、別途、裁上限額のない形で重い制裁を課しているのが特徴である。

【表72】 国際企業による正確な情報申告書の提出義務違反

情報申告書で、IRC6045条a項、6041条のA第b項、6050条のH、6050条のI、6050条のJ、6050条のKまたは6050条のLに基づき提出が義務づけられる以外のもの(IRC6721条e項2号A)。
[条文記載法定額](i)250ドルか、(ii)正確に報告するように義務づけられている項目の総額の10%か、いずれか高い方の額。[条文記載年間制裁上限額]なし
[2022課税年調整額](i)580ドルか、(ii)正確に報告するように義務づけられている項目の総額の10%か、いずれか高い方の額。[2022課税年間制裁上限額]なし
情報申告書で、IRC6045条a項、6050条のKまたは6050条のLに基づき提出が義務づけられるもの(IRC6721条e項2号B)。
[条文記載法定額](i)250ドルか、(ii)正確に報告するように義務づけられている項目の総額の5%か、いずれか高い方の額。[条文記載年間制裁上限額]なし
[2022課税年調整額](i)580ドルか、(ii)正確に報告するように義務づけられている項目の総額の5%か、いずれか高い方の額。[2022課税年間制裁上限額]なし
情報申告書で、IRC6045条a項に基づき提出が義務づけられるもの(IRC6721条e項2号C)。
[条文記載法定額](i)25,000ドルか、(ii)100,000ドルの現金額か、いずれか高い方の額。[条文記載年間制裁上限額]なし
[2022課税年調整額](i)29,440ドルか、(ii)117,500ドルの現金額か、いずれか高い方の額。[2022課税年間制裁上限額]なし
情報申告書で、6050条のVに基づき提出が義務づけられるもの(IRC6721条e項2号D)。
[条文記載法定額](i)250ドルか、(ii)報告書に記載が義務づけられている契約上の利益額の10%か、いずれか高い方の額。[条文記載年間制裁上限額]なし
[2022課税年調整額](i)580ドルか、(ii)報告書に記載が義務づけられている契約上の利益額の10%か、いずれか高い方の額。[2022課税年間制裁上限額]なし

58 正確な支払調書の交付義務違反

支払調書 (payee Statements) の交付を義務づけられた者 (支払調書交付義務者) が、正確な支払調書を期限までに交付しなかったとする。この場合に、内国歳入法典 (IRC) 6722条は、受忍義務違反者としてさまざまな民事制裁を課す。これら制裁額は、毎年インフレ調整される。

《解説》

すでにふれたように、内国歳入法典 (IRC)

6722 条 [正確な支払調書の交付義務違反] の規定は、前記 57 で解説した IRC6721 条 [正確な情報申告書の提出義務違反] の規定とパラレルにとらえる必要がある。

正確な支払調書の交付義務違反 (Failure to Furnish Correct Payee Statements) については、(1) 国内企業による受忍義務違反か、(2) 国際企業による受忍義務違反か、そして、①過去 3 課税年における平均年間総収入金額 (average annual gross receipts) が 500 万ドル以上の企業 (支払調書交付義務者) か、② 500 万ドル未満の企業 (支払調書交付義務者) かで、制裁金額に差を設けている。これらの条文記載法定額は、毎年、インフレ調整される。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、2022 課税年について、調整されたこれら基準額 [条文記載法定額] は、以下の諸【表】のとおりである。

(1) 国内企業による正確な支払調書の交付義務違反

- ①過去 3 課税年における平均年間総収入金額 (average annual gross receipts) が 500 万ドル以上の企業 (支払調書交付義務者) の場合

【表 73】 正確な支払調書の交付義務違反への制裁 (平均年収 500 万ドル以上の企業)

・交付義務違反原則(IRC6722 条 a 項 1 号)
[条文記載法定額]100ドル/1 報告 [条文記載年間制裁上限額]1,500,000ドル
[2022 課税年調整額]290ドル/1 報告 [2022 課税年年間制裁上限額]3,532,500ドル
・法定交付日から 30 日以内に違反が是正された(IRC6722 条 b 項 2 号)
[条文記載法定額]30ドル/1 報告 [条文記載年間制裁上限額]250,000ドル
[2022 課税年調整額]50ドル/1 報告 [2022 課税年年間制裁上限額]588,500ドル
・法定交付日から 30 日後に違反が是正された(IRC6722 条 b 項 3 号)
[条文記載法定額]60ドル/1 報告 [条文記載年間制裁上限額]500,000ドル
[2022 課税年調整額]110ドル/1 報告 [2022 課税年年間制裁上限額]1,766,000ドル

- ②過去 3 課税年における平均年間総収入金額 (average annual gross receipts) が 500 万ドル未満の企業 (支払調書交付義務者) の場合

【表 74】 正確な支払調書の交付義務違反への制裁 (平均年収 500 万ドル未満の企業)

・交付義務違反原則(IRC6721 条 d 項 1 号 A)
[条文記載法定額]100ドル/1 報告 [条文記載年間制裁上限額]500,000ドル
[2022 課税年調整額]290ドル/1 報告 [2022 課税年年間制裁上限額]1,177,500ドル

・法定交付日から 30 日以内に違反が是正された(IRC 条 d 項 1 号 B)
[条文記載法定額]30ドル/1 報告 [条文記載年間制裁上限額]75,000ドル
[2022 課税年調整額]50ドル/1 報告 [2022 課税年年間制裁上限額]206,000ドル
・法定交付日から 30 日後に違反が是正された(IRC 条 b 項 1 号 C)
[条文記載法定額]60ドル/1 報告 [条文記載年間制裁上限額]200,000ドル
[2022 課税年調整額]110ドル/1 報告 [2022 課税年年間制裁上限額]588,500ドル

(2) 国際企業による正確な支払調書の交付義務違反

国際課税上の各種正確な支払調書 (報告書を含む。) の交付義務違反に対しては、別途、最上限額のない形で重い制裁を課しているのが特徴である。

【表 75】 国際企業による正確な支払調書の交付義務違反

支払調書で、6041 条の A 第 b 項、6050 条の H 第 d 項、6050 条の J 第 e 項、6050 条の K 第 b 項または 6050 条の L 第 c 項に基づき提出が義務づけられる情報申告書に関して、IRC6045 条 b 項、6041 条の A 第 e 項のもとで義務づけられる調書以外の支払調書(IRC6722 条 e 項 2 号 A)。
[条文記載法定額](i)250 ドルか、(ii)正確に報告するように義務づけられている項目の総額の 10%か、いずれか高い方の額。[条文記載年間制裁上限額]なし
[2022 課税年調整額](i)580ドルか、(ii)正確に報告するように義務づけられている項目の総額の 10%か、いずれか高い方の額。[2022 課税年年間制裁上限額]なし
支払調書で、IRC6045 条 b 項、6050 条の K 第 b 項または 6050 条の L 第 c 項に基づき提出が義務づけられるもの(IRC6722 条 e 項 2 号 B)。
[条文記載法定額](i)250 ドルか、(ii)正確に報告するように義務づけられている項目の総額の 5%か、いずれか高い方の額。[条文記載年間制裁上限額]なし
[2022 課税年調整額](i)580ドルか、(ii)正確に報告するように義務づけられている項目の総額の 5%か、いずれか高い方の額。[2022 課税年年間制裁上限額]なし

59 一定の滞納の場合に旅券の発給拒否または失効

内国歳入法典 (IRC) は、50,000 ドル [条文記載法定額] を超える連邦税の滞納がある場合、連邦課税庁 (IRS) は、国務長官 (U.S. Secretary of State) に対して、その納税者の旅券を無効 (失効) にしてもらう (または旅券の発行を拒否してもらう) 権限を与えている (IRC7345 条)。この金額は、毎年インフレ調整される。2022 課税年について、調整されたこの基準額は、55,000 ドルである。

《解説》

納税者が連邦税を滞納しているとする。連邦税法 (IRC) は、50,000 ドル [条文記載法定

額] を超える連邦税の滞納がある場合、連邦課税庁 (IRS) は、国務長官 (U.S. Secretary of State) に対して、その納税者の旅券を無効にしよう (または旅券の発行を拒否しよう) (Revocation or Denial of Passport in Case of Certain Tax Delinquencies) 権限を与えている (IRC7345 条 b 項 1 号 B)。この金額は毎年、インフレ調整される (IRC7345 条 f 項)。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、2022 課税年について、調整されたこれら基準額 [条文記載法定額] は、55,000 ドルである。

60 弁護士費用裁定額

内国歳入法典 (IRC) 7430 条は、内国歳入庁 (IRS) が、連邦税争訟で負けた場合に、IRS や連邦裁判所が、納税者に対して、合衆国が合理的な弁護士費用を負担するように裁定することを認める。1 時間あたり 120 ドル [条文記載法定額] を越えない範囲を合理的とする旨の形式基準を示している。この基準は、毎年インフレ調整される。2022 課税年について、調整されたこの基準額 [条文記載法定額] は、1 時間あたり 220 ドルである。

《解説》

内国歳入法典 (IRC) 7430 条は、内国歳入庁 (IRS) や連邦裁判所が、行政手続または司法手続において、IRS の主張が正当であると立証できない場合に、優位な立場にある納税者に対して合衆国が合理的な弁護士費用を負担するようにとの裁定をくだす権限を与えている¹²³。

争訟費用 (litigation costs) は、一般に、裁判所費用 (court costs)、証人依頼費用 (expenses of expert witnesses)、弁護士費用 (attorney fees) などからなりたつ。IRC7430 条は、合衆国は争訟費用を負担することになる場合であっても、合理的な範囲の争訟費用 (reasonable litigation costs) までとする。とりわけ、弁護士

費用 (Attorney Fee Awards) については、1 時間あたり 120 ドル [条文記載法定額] を越えない範囲を合理的とする旨の形式基準を定めている (IRC7430 条 c 項 1 号 B・iii)。この基準は毎年、インフレ調整される (IRC7430 条 c 項但書)¹²⁴。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー 2021-45 によると、2022 課税年について、調整されたこの基準額 [条文記載法定額] は、1 時間あたり 220 ドルである。

61 適格長期介護契約または一定の生命保険契約のもとで受領した定期的支払

内国歳入法典 (IRC) は、長期介護契約または慢性病による個人の死亡を理由により支払われたものとして取り扱われる生命保険契約に基づき定期的に支払われるものについて、課税除外の対象となるのは「適格介護サービス」の対価として支払われたものに限る (IRC101 条 g 項 4 号 C、7702 条の B 第 c 項 1 号)。加えて、1 日あたり 175 ドル [条文記載法定額] の限度額がある (IRC7702 条の B 第 d 項 4 号)。この限度額は、毎年インフレ調整される。2022 課税年について、調整されたこの限度額は、1 日あたり 390 ドルである。

《解説》

適格長期介護契約 (Qualified Long-Term Care Insurance Contracts) または一定の生命保険契約 (Certain Life Insurance Contracts) にかかる収入 (proceeds) は、原則として、受領者の総所得 (GI = gross income) から除外される (IRC101 条 a 項 1 号、101 条 g 項 3 号 A・i)。

しかし、内国歳入法典 (IRC) は、長期介護契約または慢性病による個人の死亡を理由により支払われたものとして取り扱われる生命保険契約に基づき定期的に支払われるものについて、課税除外の対象となるのは「適格介護サービス」の対価として支払われたものに限る (IRC101 条 g 項 4 号 C、7702 条の B 第 c 項 1 号)。加

¹²³ Note, 'Recovery of Administrative and Litigation Costs by Taxpayers,' Fed. Tax Coordinator ¶ U-1241 (2d., August 2022 update) .

¹²⁴ See, Note, 'Internal Revenue Code Section 7430,' Lit. Fed. Civ. Tax Controversies ¶ 23.03 (November 2021) .

¹²⁵ See, Gerry W. Beyer, 'Life insurance-Accelerated payments and viatical settlements-Tax consequences, 10 Tex. Prac., Texas Law Of Wills § 65:9 (4th ed., November 2021 Update) .

えて、1日あたり175ドル〔条文記載法定額〕の限度額がある（IRC7702条のB第d項4号）。この限度額は毎年、インフレ調整される（IRC7702条のB第d項5号）¹²⁵。

2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022課税年について、調整されたこの基準額〔条文記載法定額〕は、1日あたり390ドルである。

62 適格小規模雇用主医療費払戻口座

50人未満の従業者を雇う団体健康（医療）プランを提供していない小規模雇用主は、適格小規模雇用主医療費払戻口座（QSEHRA = Qualified Small Employer Health Reimbursement Arrangement）を通じて、従業者が自己負担した一定額までの健康（医療）保険料や適格医療費への払戻（reimbursement）ができる。従業者が受けた払戻金は一定額まで非課税となる（IRC9831条）。条文記載制限額は1人あたり4,950ドル（世帯については10,000ドル）である（IRC9831条d項2号B・iii）。この限度額は、毎年インフレ調整される。2022課税年について、調整されたこの限度額は、1人あたり5,450（世帯については11,050ドル）である。

《解説》

連邦政府は久しく、雇用主は、いかなる状況においても、従業者個人が加入した健康（医療）保険のための支払をしてはならないという政策を維

持してきた。この政策に違反する雇用主には、従業者1人あたり1日100ドルまたは年36,500ドルまで、規制税（excise tax）を課してきた（Notice 2013-54, 2013-40 I.R.B. 287）。

しかし、オバマ政権は、この政策を変更し、小規模雇用主に限り、政府規制を緩和した¹²⁶。この新たな仕組みは、適格小規模雇用主医療費払戻口座（QSEHRA = Qualified Small Employer Health Reimbursement Arrangement）と呼ばれる。

50人未満の常勤従業者を雇う¹²⁷ 団体健康（医療）プランを提供していない小規模雇用主は、従業者の適格医療費（IRC213条d項）や保険料の支払または払戻をするために、適格小規模雇用主医療費払戻口座（QSEHRA）に拠出することができる。

内国歳入法典（IRC）は、こうした小規模雇用主が、従業者が負担した保険料（premium）、適格医療費にかかる免責額（deductibles）や自己負担額（co-insurance）を、QSEHRAを通じて行った法定限度額までの払戻金（reimbursement）を非課税にする（IRC9831条）¹²⁸。QSEHRAの特質は、従業者が負担した保険料もカバーするところにある。ただし、この場合、従業者は、エクスチェンジ（Exchange）またはマーケットプレイスを通じて最低限の必須の保険に加入していることが条件となる（前記7参照）¹²⁹。

条文記載されたQSEHRAを通じた従業者への払戻法定限度額は、年間4,950ドル（世帯については10,000ドル）である（IRC9831

¹²⁵ See, Gerry W. Beyer, “Life insurance—Accelerated payments and viatical settlements—Tax consequences, 10 Tex. Prac., Texas Law Of Wills § 65:9 (4th ed., November 2021 Update) .

¹²⁶ See, Section 18001 of the 21st Century Cures Act

¹²⁷ 50人未満かどうかは、前年期間中を基準に判定する。

¹²⁸ ちなみに、QSEHRAにかかる給与外給付額は、雇用主に作成が義務付けられている様式W-2〔給与所得の源泉徴収票（Form W-2 : Wage and tax Statement）〕に記載・報告することになっている。

¹²⁹ オバマケア（ACA = Affordable Care Act / 医療保険改革法）およびACAの改正を盛り込んだ現行内国歳入法典（IRC36条のB）では、原則として、すべてのアメリカ市民である個人納税者に、当該個人およびその扶養親族を対象とする「健康（医療）保険への強制加入（individual mandate）」を義務づけ、「水準以上の必要不可欠な健康（医療）保険を保障（MEC = minimum essential coverage）」を確保する旨を規定する（IRC5000A条b項1項）。加えて、連邦が主導して、州に対して、「健康給付あつ旋所（Health Benefit Exchange）」（法令上の正規の名称）【通称では「エクスチェンジ」、「健康保険あつ旋所（Health Insurance Exchange）」、「マーケットプレイス（Health Insurance marketplace）」】を設置するための権限を附与するとともに、州知事が共和党员で連邦に協力しないことも想定し、オンライン加入ができる「連邦eエクスチェンジ（HealthCare.gov.）」の仕組みを用意した（財務省規則§ 1.36-1 (k)）。

¹³⁰ See, Note, “Guidance issued on qualified small employer HRAS,” 128 J. TAX’ N 05 (January, 2018) ; Paul J. Routh, “Qualified Small Employer Health Reimbursement Arrangements—QSEHRAs,” Welfare Benefits Guide § 3:68 (January 2022 Update) .

条 d 項 2 号 B・iii)。この限度額は毎年、50 ドル単位で四捨五入する形でインフレ調整される (IRC9831 条 d 項 2 号 D・ii) ¹³⁰。

2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュー プロシージャ 2021-45 によると、2022 課税年について、調整されたこの限度額は、1 人あたり 5,450 (世帯については 11,050 ドル) である。

IV アメリカ諸州の所得税上のインフレ調整項目

すでにふれたように、アメリカでは、当初、連邦よりも、所得税制を導入する州でのタックスインデクセーション／自動物価調整税制導入が先行した。1987 年にアリゾナ、カリフォルニア、コロラド州が、そして 1979 年にアイオワ、ミネソタ、ウイスコンシン州が、タックスインデクセーション／物価スライド税制を導入した。

1 諸州の所得税上のインデクセーションの概要

州の自治権の強いアメリカでは、連邦は、連邦憲法とぶつかる場合などを除き、州の税財政政策、タックスミックスに介入できない。州が所得税制を導入するか、導入するにしても、どのように税制をデザインするかは、原則として自由である。それぞれの州は、州民に魅力的な税制を提示し、競争するように求められる。一種の競争原理が支配していることから、諸州の税制や執行組織はまちまちである。この点についてはすでにふれたところである【表 3】(8 頁)。

とりわけ、州の税財政政策に一種の競争原理が持ち込まれているアメリカでは、州議会が増税を嫌う州民感情に配慮して所得税制を導入していない州もある。また、導入していても、単一税率の州もあれば、累進税率を採用する州もある。加えて人的控除の仕組みも州により異なる。タックスインデクセーション／物価スライド税制を導入していても、当然、州により細目は異なる。読者の便宜のために諸州における個人所得税上の制度をアバウトに一覧にしてみると、次のとおりである。

【表 76】 アメリカ諸州の個人所得税インデクセーションの主な特徴 [導入 17 州]

州	調整方式	期間	調整項目			端数調整
			税率表	標準控除	人的控除	
アラバマ	調整なし	-	-	-	-	-
アラスカ	所得税なし					
アリゾナ	連鎖式 CPI	年次	○	○	○	1ドル単位
アーカンソー	伝統的 CPI	年次	○	×	×	100ドル単位
カリフォルニア	州独自 CPI	年次	○	○	○	1ドル単位
コロラド	単一税率	年次	-	連邦準拠	×	-
コネチカット	-	-	-	-	-	-
デラウェア	-	-	-	-	-	-
フロリダ	所得税なし					
ジョージア	-	-	-	-	-	-
ハワイ	-	-	-	-	-	-
アイダホ	伝統的 CPI	累積	○	連邦準拠	×	1ドル単位
イリノイ	単一税率	-	-	×	○	
インディアナ	単一税率	-	-	×	-	
アイオワ	GDP Deflator	累積	○	○	×	0.1ドル単位
カンザス	-	-	-	-	-	-
ケンタッキー	単一税率	-	-	○	×	-
ルイジアナ	-	-	-	×	-	-
メイン	連鎖式 CPI	年次	○	連邦準拠	×	1ドル単位
マリーランド	-	-	-	○	-	-
マサチューセッツ	単一税率	-	-	×	-	-
ミシガン	単一税率	-	-	連邦準拠	○	-
ミネソタ	伝統的 CPI	累積	○	連邦準拠	○	10ドル単位
ミシシッピ	-	-	-	-	-	-
ミズリー	伝統的 CPI	累積	○	連邦準拠	○	1ドル単位
モンタナ	伝統的 CPI	累積	○	○	○	100ドル単位
ネブラスカ	伝統的 CPI	累積	○	○	○	10ドル単位
ネバダ	所得税なし					
ニューハンプシャー	単一税率	-	-	-	-	-
ニュージャージー	-	-	-	-	-	-
ノースカロライナ	単一税率	-	-	-	-	-
ノースダコタ	連鎖式 CPI	年次	○	連邦準拠	○	50ドル単位
オハイオ	GDP Deflator	年次	○	○	○	50ドル単位
オクラホマ	-	-	-	-	-	-
オレゴン	伝統的 CPI	累積	○	○	○	50ドル単位
ペンシルバニア	単一税率	-	-	-	-	-
ロードアイランド	伝統的 CPI	累積	○	○	○	50ドル単位
サウスカロライナ	連鎖式 CPI	累積	○	連邦準拠	○	10ドル単位
サウスダコタ	所得税なし					
テネシー	単一税率	-	-	-	-	-
テキサス	所得税なし					
ユタ	単一税率	-	-	連邦準拠	×	-
バーモント	伝統的 CPI	累積	○	○	○	50ドル単位

バージニア	-	-	-	-	-	-
ワシントン	所得税なし					
ウェストバージニア	-	-	-	x	-	-
ウイコンシン	伝統的 CPI	累積	0	0	-	10ドル単位
ワイオミング	所得税なし					
ワシントン D.C.	-	-	-	0	x	

【注記】

○は調整あり。×は調整なし。－は明確ではなし。連鎖式 CPI = C-CPI-U

【参考資料】

Jared Walczak, "Inflation Adjusting State Tax Codes: A Primer," FISCAL FACT No. 673 (Oct. 2019, Tax Foundation) ; David R. Henderson, "Index State Tax Brackets Now," Hoover Institute Journal (May 19, 2022) .

2 州所得税上のインデクセーションの個別的点検

個人所得税を導入している州は多い。しかし、単一税率を採用する州もあれば、超過累進税率を採用する州もある。単一税率を採用する州では、一般にタックスインデクセーション／物価スライド税制を採用していないところが多い。タックスインデクセーション／物価スライド税制を採用している場合でも、調整方式は、伝統的 CPI、連鎖式 CPI (C-CPI-U)、GDP デフレーターと、州により異なる。調整期間や対象とする調整項目 (税率表、標準 (定額) 控除、人的控除など) も州により異なる。

【表 77】の諸州のタックスインデクセーション／物価スライド税制一覧をもとに、以下に、いくつかの州の仕組みをもう少し詳しく分析・紹介する。

(1) アリゾナ州の物価スライド税制の特質

アリゾナ (Arizona) 州は、個人所得税 (individual income tax) を導入している。税務執行は州歳入省 (Arizona Department of Revenue) が行っている。

アリゾナ州の個人所得税は、超過累進税率で課税される。2022 課税年では、税率は、所得額に応じ 2.59%～4.5% である。標準 (定額) 控除 (standard deduction) は、2021 課税年において、単身者および夫婦個別申告の場合は 12,550 ドル、夫婦合算申告の場合は 25,100 ドル、世帯主の場合は 18,800 ドルである。アリゾナ州の場合、連邦所得税で標

準控除を選択していても、州所得税では、医療費控除や公益寄附金控除などの項目別控除 (itemized deductions) ができる。また、人的控除 (personal exemptions) を採用する。

アリゾナ州は、早くから州個人所得税にタックスインデクセーション／物価スライド税制を導入した州の 1 つである。

アリゾナ州は、個人所得税に物価スライドを採用する州のなかで、メイン州、ノースダコタ、サウスカロライナ州とともに、インフレ度を測る方法として連鎖式 CPI (C-CPI-U) を採用する州である。

アリゾナ現行制定法集 (Arizona Revised Statutes (A.R.S)) タイトル 43 (Title 43) 所得課税 (Taxation of Income) 第 1011 条 [課税および税率] では、州個人所得税上の税率表のタックスインデクセーション／物価スライド調整を、州歳入省に義務付け、次のように規定する。

【表 77】アリゾナ州の物価スライド調整規定 [仮訳]

【アリゾナ現行制定法集 (A.R.S) タイトル 43、第 1011 条 D 項】

2019 年 12 月 31 日以降にはじまる課税について、州歳入省は、連邦労働省・労働統計局が公表した州都部フェニックスの消費者物価指数の年間平均変化に従い、本条 A 項 6 号に規定する各税率区分の所得金額を調整するものとする。現行の金額は、1 ドル未満を端数調整した数値まで引き上げるものとする (The revised dollar amounts shall be raised to the nearest whole dollar)。各税率区分の所得金額は、前課税年に定められた額以下には改正しないものとする。

【表 78】2021 課税年アリゾナ州個人所得税税率表 (2022 年申告／単位：ドル)

	課税所得金額	課税所得金額
税率	a) 単身者 / b) 夫婦個別申告	夫婦合算申告 / 世帯主
2.59%	0-27,808	0-55,615
3.34%	20,809-55,615	55,616-111,229
4.17%	55,616-166,843	111,230-333,684
4.5%	166,844-250,000	333,685-500,000
5.5%	*250,001-	*500,000-

* 250,00 / 500,000 ドルを超える所得がある納税者には、3.5%の付加課税あり

また、この物価スライド調整および 1 ドル未満の金額の端数処理方法 (rounding conventions) は、標準 (定額) 控除 (standard

deduction) (A.R.S. 43-1041 条) に対しても適用される。この場合には、連邦の標準（定額）控除に準拠して調整される。

ちなみに、アリゾナ現行制定法集 (A.R.S) タイトル 43、第 1041 条第 H 項は、次のように調整する旨規定する。

【表 79】アリゾナ州の物価スライド調整規定 [仮訳]

【アリゾナ現行制定法集 (A.R.S) タイトル 43、第 1041 条 H 項】

2019 年 12 月 31 日以降にはじまる課税年について、州歳入省は、内国歳入法典 (IRC) 第 60 条にしたがって調整された連邦の基本的な標準（定額）控除と同様の方法に従い、本条第 A 項第 1 号、第 2 号および第 3 号に規定する金額を調整するものとする。

(2) アーカンソー州の物価スライド税制の特質

アーカンソー (Arkansas) 州は、個人所得税 (individual income tax) を導入している。税務執行は州歳入行政省 (Arizona Department of Finance and Administration) が行っている。

アーカンソー州の個人所得税は、超過累進税率で課税される。2022 課税年では、税率は、所得額に応じ 2.00%～5.50% である。アーカンソー州の場合、標準控除や人的控除の制度はない。ただし、納税者は連邦所得税の申告を通じて標準（定額）控除や人的控除の適用は可能である。

アーカンソー州は、個人所得税にタックスインデクセーション／物価スライド税制を導入している。ただし、同州は、サウスカロライナ州とともに、各年のインフレ率調整を 3% 以内限定して実施する。アーカンソー州で 3% の上限を超えたのは、ここ 20 年間で 5 回 (2000 年、2005 年、2006 年、2008 年、および 2011 年) ある。とりわけ 2008 年には 3.8% を超えた。

同州は、インフレ度を測る方式としては C-CPI を採用する。9 月から翌年の 8 月までの 12 か月間のインフレ率が、前 12 か月間比で判定される。また、金額は 100 ドル単位で端数処理される。

アーカンソー注解法典 (Arkansas Code Annotated) タイトル 26 チャプター 51 第 201 条 (26-51-201) 第 d 項【個人、信託、遺産 (Individuals, trusts, and estates)】では、次のように規定する。

【表 80】アーカンソー州の物価スライド調整規定 [仮訳]

第 D 項 1 号

州財務行政長官 (Secretary of the Department of Finance and Administration) は、各課税年に関する本条第 a 項に規定する税率表に替えて適用する税率表を毎年発出するものとする。長官は、100 ドル単位で端数処理したうえで、各税率区分の最少額と最大額を増加するものとする。これにより、長官は、各暦年において生活費調整 (COLA) された税率表および調整されたどの税率区分にも適用される税率を変更することなしに、課税する。

第 D 項 2 号

本条第 D 項第 1 号にいう暦年における生活費調整 (COLA) とは、現暦年の消費者物価指数 (CPI) が前暦年の CPI を超えたパーセント率 (%)、ただし 3% を超えない範囲、を指す。各暦年の CPI とは、当該暦年の 8 月 31 日に終了する 12 か月間現在に消費者物価指数 (Consumer Price Index) の平均値を指す。消費者物価指数 (Consumer Price Index) とは、連邦労働省が公表する全都市部消費者物価指数 (Consumer Price Index for all-urban consumers) を指す。

第 D 項 3 号

長官は、毎年調整された新たな税率表を、アーカンソー注解法典 (A.C.A) タイトル 26 チャプター 51 第 907 条に基づき州所得税の源泉徴収税額表を作成するために利用する。

アーカンソー州個人所得税に 2022 年 1 月 1 日以降の税率区分は次のとおりである。

【表 81】2022 課税年アーカンソー個人所得税率表 (2023 課税年／単位:ドル)

税率	課税所得金額
0%	0-4999
2%	5,000-9,999
3%	10,000-14,299
3.4%	14,300-23,599
5%	23,600-39,699
5.5%	39,700-84,500

(3) カリフォルニア州の物価スライド税制の特質

カリフォルニア (California) 州 (加州) は、個人所得税 (individual income tax) を導入している。州

個人所得税 (personal income tax) の税務執行は、州法人税 (corporation tax) の税務執行とともに、フランチャイズタックスボード (FTB = Franchise Tax Board / カリフォルニア州租税委員会) が執行を担当する。

加州歳入・租税法典 (California Revenue and Taxation Code / Cal. Rev. & Tax. Code)

第 17041 条第 h 項 [§ 17041 (h)] は、個人所得税に関するタックスインデクセーション／物価スライドについて、次のように規定する。

【表 82】 カリフォルニア州の物価スライド調整規定 [仮訳]

第 h 項 1988 年 1 月 1 日以後にはじまる各課税年に対して、フランチャイズタックスボード (FTB) は、第 a 項から第 c 項に規定する所得税額区分を再計算するものとする。

第 1 号 カリフォルニア労使関係省 (California Department of Industrial Relations) は、毎年、現暦年の 8 月 1 日までに、前暦年の 6 月から当該現暦年の 6 月までのすべての項目に対するカリフォルニア消費者物価指数 (California Consumer Price Index) 変更パーセンテージ割合をフランチャイズタックスボード (FTB) に通知するものとする。

第 2 号 フランチャイズタックスボード (FTB) は、次のことを行う。

第 A 第 1 号に基づき提供されたパーセント変更率の 100% を加え、かつ、その数値を 100 で割ることでインフレ調整ファクターを計算すること。

第 B 第 A に基づき決定されたインフレ調整ファクターにより前課税年の所得税額区分を乗じて得た額を 1 ドル単位で端数処理すること。

同様に、標準 (定額) 控除 (standard deduction) [Cal. Rev. & Tax. Code § 17053.5 (d)] や人的控除 (personal deduction) [Cal. Rev. & Tax. Code § 17054 (i)] もタックスインデクセーション／物価スライドの対象となる。

(4) イリノイ州の物価スライド税制の特質

イリノイ (Illinois) 州は、個人所得税を導入している。税務執行は州歳入省 (Illinois Department of Finance and Administration) が行っている。イリノイ州編纂制定法集 (Illinois Compiled Statutes / IL.C.S) チャプター 35 (Chapter 35) [イリノイ所得税法 (Illinois Income Tax Act)] では、税率は、納税者の純所得 (net income) の 2.5% の単一税率 (single-rate tax) である [35 IL.C.S5 / 201 (b) (1)]。このことから、税率区分 (tax brackets) [課税所得金額] に対するインデクセーション／物価スライド調整は行われていない。また、標準 (定額) 控除 (standard deduction) についてもインデクセーション／物価スライド調整は行われていない。しかし、人的控除 (personal / standard exemption) についてはインデクセー

ション／物価スライド調整が行われている [35 IL.C.S5 / 204 (a) (b) (c) (d)]。前年 9 月から翌年 8 月までの期間をもとに、2011 暦年から現行課税年の前年までの累積 CPI 調整を実施する。金額を 25 ドル単位で端数処理する形で物価スライド調整される。

イリノイ州編纂制定法集 [IL.C.S] では、個人所得税に関するタックスインデクセーション／物価スライドについて、次のように規定する [35 IL.C.S5 / 204 (b) (5)・204 (d-5)]。

【表 83】 イリノイ州の物価スライド調整規定 [仮訳]

第 204 条第 b 項 [人的控除 (standard exemption)] 第 5 号 [2013 年 12 月 31 日以後から 2023 年 12 月 31 日以前に終了する課税年における 2,050 ドルに対する第 d 項の 5 に規定する生活費調整の加算] (邦訳省略)

第 204 条 d 項の 5 [生活費調整 (COLA = Cost-of living adjustment)] 第 204 条第 b 項第 5 号のもと、いかなる暦年および次の暦年が終わる前に終了する課税年に対する生活費調整は、2,050 ドルに、次のパーセント率 (ただし、ある場合に限る。) を掛けて算定する。

(2) 2011 暦年の消費者物価指数 (CPI) を超える (1) 前暦年の消費者物価指数 (CPI)

消費者物価指数 (CPI) とは、いかなる暦年についても、当該暦年の 8 月 31 日に終了する前の 12 か月の CPI を指す。

「消費者物価指数 (CPI)」とは、連邦労働省またはその所管する機関が公表する最新の全都市部消費者物価指数 (Consumer Price Index for all-urban consumers) を指す。

生活費調整は、25 ドルまで加算されない。この場合、当該金額は、25 ドル単位で端数処理される。

(5) オハイオ州の物価スライド税制の特質

オハイオ州は、個人所得税を導入している。税務執行は州課税省 (Ohio Department of Taxation) が行っている。

税率は、2021 課税年において、州は 0% - 4.80% である。加えて、地方団体 (カウンティやシティ) が平均 1.82% で所得税を課している。連邦とは異なり、州は、夫婦合算申告制度を採用していない。

標準 (定額) 控除 (standard deduction)、各種人的控除 (personal exemptions)、項目別控除 (itemized deduction) は連邦税申告を通じて行う形になっている。納税者は、地方団体に支払った一定の税金を州所得税から税額

【表 84】 2021 課税年オハイオ個人所得税率表

(2022 課税年/単位:ドル)

税率	課税所得金額
	単身者/夫婦個別申告
0.000%	0-20,750
2.850%	20,751-43,450
3.3326%	43,451-86,900
3.802%	86,901-108,700
4.413%	108,701-217,400
4.797%	217,401-

州所得税を引き下げる動きを強めた。2019 年からは、州所得税引下げの一環として、州個人所得税に物価スライドを採用した。州租税長官 (Ohio Tax Commissioner) が、毎年、暦年ベースでインフレ調整をし、調整額を公表することになっている。

多くの州では、インフレ度を測る方法として、伝統的な消費者物価指数 (CPI) を採用する。ところが、オハイオ州は、インフレ度を測る方法として、GDP デフレーター (GDP Deflator) を採用する。この測定方式は、全米ではアイオア州も採用するが、極めてまれである。

GDP デフレーター (GDP Deflator) とは、GDP (国内総生産) を計算する際の物価指数である。名目 GDP を実質 GDP で割ることによって算出される数値であり、物価変動をとらえるために用いられる。GDP デフレーターと消費者物価指数 (CPI) は、ともに物価変動を示した指標であるが、GDP が国内で生産されたすべての財とサービスの付加価値の合計であることから、設備投資などの影響を受ける点で GDP デフレーターは消費者物価指数と異なるとの見方もある。

オハイオ現行法典 (Ohio Revised Code / O.R.C.) タイトル LVII (57) [租税] チャプター 5747 [所得税 (Income Tax)] では、次のように規定する [O.R.C. § 5747.02 (A) (4) (b) (5)]

【表 85】 オハイオ州の物価スライド調整規定【仮訳】

第 5747.02 条第 A 項第 4 号第 b 第 5
 本ディビジョンに別段の定めがある場合を除き、租税長官は、各年 8 月に、前年において本ディビジョンのもとで調整した各所得額に現行法典第 5747.025 条のもとで当該年に算定された GDP デフレーターにおけるパーセント上昇率を掛けることにより本条第 A 項第 2 号および第 3 号に規定された所得金額に対して新たな調整をする。この場合において、前年において調整された所得に加える額は、50 ドル単位で端数

控除ができる。オハイオ州は、かねてから合衆国内で最も州所得税の高いことで知られていた。州納税者の不満を解消するために、州議会は 2005 年から

処理するものとする。加えて、租税長官は、所得額への新たな調整を反映させるに必要な範囲内で各税額を再算定するものとする。[邦訳中略] ただし、税率はこれを調整してはならない。[以下邦訳省略]

V わが国での物価調整減税論議

物価調整減税/物価スライド減税とは、消費者物価の上昇により、所得税などの負担は、実質所得が増えなくとも累進税率や課税最低限 (各種人的控除) を通じて増加するが、所得税の自然増収のうち実質上の負担増は減税すべきであるという考え方、あるいはそうした考え方に基づいて行う減税を指す。1962 年の税制調査会答申は、「所得税の本来の負担は、実質所得に対する負担を中心に考えるべきである。」という考え方を示した。そのときは、自然増収の一定割合という方式をとった。しかし、その後は課税最低限引上方式と税率表改訂方式をとった。

I 物価スライド税制と租税法律主義の展開

憲法上、納税義務の変更は法律の手続によることを求める。憲法 84 条は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定めているからである。すなわち、租税法律主義 (tax legality principle) の形式主義的な要請として、いかなる増税や減税も国会の議決を経て行われることを原則としている。アメリカなどでは、「代表なければ課税なし (No Taxation Without Representation)」という。このことから、物価上昇により納税義務を増加し～現行の租税が変更され～当該納税者の実質所得が減少する場合、それが国会の議決を経ずに行われることになるとすると、租税法律主義の形式主義的な要請にふれることになる。

加えて、憲法 84 条は、国会の議決によればいかなる課税もできるというわけではなく、実質的に納税者の憲法上の諸権利を保障する形で課税しなければならないという趣旨を含んでいる。物価上昇は、たんに生活保護世帯、低所得世帯や年金生活者など、所得の伸び率の低い人たち (経済的弱者) の実質所得の低下の原因になるだけではない。こうした物価上昇を埋め合わせるのに十分な所得の伸びの期待できる者に

とつても、実質的には納税義務が所得の伸び率以上に増加することから、実質所得は低下することになるのは明らかである。

憲法 25 条 1 項は、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定する。物価上昇による実質所得の減少および納税義務の増大は、納税者の生存権に対する大きな障害になる。このことから、物価上昇により国会の議決を経ないで行われる「隠れたインフレ増税 (hidden inflation tax increases, tax creep)」は、租税法律主義の実質的要請にもぶつかることになる。

さらに、憲法 29 条 1 項は、「財産権はこれを侵してはならない。」と規定し、国民の財産権の侵害に対して制約を課している。このことから、租税という「貨幣形態による公権力の行使」による納税者の財貨の取奪は、形式的には、「法律又は法律の定める条件によることを必要」とし、実質的には納税者の生存権の保障およびその他憲法上の諸要請を充足する形で行われる場合に限り許されるわけである。

加えて、憲法 25 条 2 項は、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定している。このような憲法上の要請からして、インフレ増税を放置し納税者の実質所得を減少させ、かつ、生活水準の引下げにつながるような政策は、究極的には憲法 99 条の憲法遵守擁護義務に反する結果になりかねない。

以上のように、租税法律主義の要請に基づくと、所得税制は、できる限り「物価」に対して中立的でなければならないことになる。すなわち、「物価中立所得税制」が求められている。

2 物価スライド税制の必要性

すでにふれたように、物価上昇による名目所得の上昇、さらには税負担の自然増加に対処する形で行われる減税は、大別すると、アドホック方式とタックスインデクセーション方式の 2 つがある。

わが国はこれまで、減税はアドホック／裁量方式によってきた。この方式によると、物価調整減税とは、政府が裁量的または恩恵的に実施するものとなる。すなわち、例えば、物価上昇率が 3% であるとする。この場合、政府は、同率またはそれ以下もしくはそれ以上の調整減

税をするかどうかはまったく自由であるということになる。こうした考え方に立てば、国民・納税者は、政府が行う意図的なインフレ増税に口をはさむことはできなくなる。

もつとも、すでにふれたように、憲法論的には、物価中立的な所得税制の確立または物価上昇に見合うだけの調整減税を求めることは、租税法律主義のもとでの納税者の生存権に根差した当然の権利といえる。また、政府の実施する物価調整減税とは、物価上昇率以下である限り名目的な意味での減税に過ぎない。実質的には、減税というよりは納税者にとっては政府の失政に対する当然の補償措置とみることができる。ましてや実質増税を相殺するだけ、または、それ以下の規模の所得減税は、真の意味での減税とみることには大きな疑問符がつく。

こうした納税者から大きな疑問符がつく物価調整減税を防ぎ、政府の年次の物価上昇分の所得減税を義務づける方式は、税制に自動物価スライド制を組み込むことになることから、タックスインデクセーション方式と呼ばれる。タックスインデクセーション方式は、物価上昇率に比例する形での税負担の増加を防ぐべく、所得控除、税額控除および税率表などの自動調整という意味で、自動物価調整税制／物価スライド税制とも呼べる。

名目所得の増加で、納税者はブラケットクリープ／隠れた高い税率区分への誘導 (bracket creep) から逃げられない構図にあるからである。しかし、この自動物価調整税制／物価スライド税制の導入により、納税者は名目所得ではなく実質所得で納税額を算定できることになる。この意味では、納税者に責任のない物価上昇については政府が最終的に責任を負うと結果を導き出すことにつながる。

現在、生活者は、悪い円安で加速するインフレで苦しんでいる。政府、日銀は、生活者の悲鳴には真摯に答えず、ゼロ金利政策を継続してきた。目標とする 2% 超のインフレはすでに超えている。にもかかわらず、日銀はゼロ金利政策を改めようとしなない。インフレになると、政府の税収が増えるのみならず、政府の借金 (負債) も軽くなるからであろう。しかし、インフレが納税者の犠牲で政府の負債軽減に使われているという意味では、インフレはある種の「税 (tax)」とみることでもできる。まさに、「インフレは、政府にとり歳入マシンとして機能

している (Inflation is acting as a revenue machine for governments)」とあってよい。

国庫が赤字財政下にあり税収が必要であるとしても、租税法律主義が支配する憲法構造のもとでは、政府は「隠れたインフレ増税」によるべきではない。納税者にその理由を明らかにし、国会の議決という「投票による増税」を行うように求められる。インフレ増税ではなく、この正規の「投票による増税」は、「物価中立所得税制」の確立、すなわち自動物価調整税制も導入によって確保できるのではないか。

3 わが国で「幻」に終わった物価スライド税制の導入

すでにふれたように、カナダでは、1974 課税年から連邦個人所得税にタックスインデクセーション／自動物価調整税制／物価スライド税制を導入した。アメリカでは、当初、所得税制を導入する州で自動物価調整税制／物価スライド税制を導入した。連邦は、1981 年に税制改正で個人所得税制に自動物価調整税制を導入し、1985 年に実施した。

わが国でも、1981 (昭和 56) 年に、当時の日本社会党が、「所得税の物価調整制度に関する法律案」が議員立法 (堀昌雄ほか 8 名) をし、衆議院に提出している。この法案は、年次の消費税物価上昇率が 5% を超える場合、政府に対して国会に提出する税制改正案に、次年の給与所得控除ならびに配偶者控除および扶養控除のような所得控除額 (人的控除) に当該物価上昇分を反映させることを義務づけるものである。

なぜ 5% の物価上昇率を目安としたのかは定かではない。高すぎて非現実的な数値のようにも見える。私見としては、インフレが認識される場合、その数値にかかわらず、毎年、調整するように求める必要もある。

当時の政府税調は、その『中間答申』(1988 (昭和 63) 年 4 月) で、タックスインデクセーション導入に消極的な姿勢を示している。その理由として次のことをあげる。①所得税のみならず、他の税目に拡大するおそれがある。②財政収支のギャップがさらに拡大するおそれがある。③税制が持つ景気調整機能 (ビルト・イン・スタビライザー) を阻害するおそれがある。しかし、政府税調などがあげた制度導入に消極的な理由が、どれだけ説得力があるかは疑問である。

日本のみならず、欧米でも、財務を預かる行政府は、タックスインデクセーション導入／物価スライド税制につべこべ言う。政府を忖度する経済／財政学者やマスメディアも同類である。

タックスインデクセーション／物価スライド税制は、カナダやアメリカ、イギリスなど多くの市場主義を貫く諸国で、現実に導入され、稼働しているのである。政治は、こうした導入実績に目をつむり、座して給料取りに徹してはならない。恒久的なインフレ税退治の制度改革を実現しないといけない。インフレ税で大きな犠牲を強いられる生活者は、政治に何も期待できなくなる。求められていることは「実行」のみである。

いずれにせよ、わが国は、憲法に租税法律主義をうたっている。インフレ税を放任することは、法律に基づかない増税をゆるすことにもつながる。憲法にもぶつかると解される。

【表 86】 所得税の物価調整制度に関する法律案 (資料)

(目的)

第 1 条 この法律は、物価の上昇に伴う名目所得の増大に起因する所得税の負担の増加に対処するため、所得税について、物価の上昇に応じて所得控除の改正を行う制度を確立し、もって所得税の負担の適正化と公平化を図ることを目的とする。

(改正の措置)

第 2 条 総理府において作成するその年の前年における年平均の全国消費者物価指数 (以下「物価指数」という。) が昭和 55 [1980] 年 (この条の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年 第 4 条第 1 項において「基準年」という。) の物価指数の 100 分の 105 を超えるに至った場合においては、その年以後の所得税につき、当該物価指数の上昇に応じ、所得控除の額等を改訂する措置を講ずるものとする。

(改定の対象)

第 3 条 前条に規定する所得控除の額等は、次の各号に掲げる金額とする。

- 一 所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 第 28 条第 3 項に規定する所得控除額 (以下「給与所得控除額」という。) に係る次に掲げる金額
 - イ 所得税法第 28 条第 2 項に規定する収入金額 (ハにおいて「収入金額」という。) の区分の上限の金額として同条第 3 項第 1 号までに規定する金額及び当該金額に相当するそれぞれ同項第 2 号第 1 号までに規定する金額及び当該金額に相当するそれぞれ同項第 2 号から第 5 号までに規定する金額
 - ロ 給与所得控除額の最低額として所得税

法第 28 条第 3 項第 1 号に規定する金額
ハ 収入金額の区分の上限の金額として所得税法第 28 条第 3 項第 1 号から第 4 号までに規定する金額に係る給与所得控除額に相当するそれぞれ同項第 2 号から第 5 号までに規定する金額

二 所得税法第 79 条第 3 項に規定する障害者控除額、同法第 80 条第 2 項に規定する老年者控除の額、同法第 81 条第 2 項に規定する寡婦（寡夫）控除額、同法第 82 条第 2 項に規定する勤労学生控除の額、同法第 83 条第 3 項に規定する配偶者控除の額、同法第 84 条第 3 項に規定する扶養控除の額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 28 号）第 41 条の第 1 項の規定により当該扶養控除の額に加算するものとされる額を含む。）及び所得税法第 86 条第 2 項に規定する基礎控除の額

三 所得税法第 89 条第 1 項の表に上欄に掲げる金額の区分の上限の金額及び当該上限の金額に相当する金額

（改定の方法）

第 4 条 第 2 条の規定による前条第一号イ及びロ、第二号並びに第三号に掲げる金額の改定はそれぞれ、当該金額のその年の前年における物価指数に対する割合（当該割合に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を乗ずることにより行うものとする。この場合において、その改訂後の当該金額に 500 円未満の端数があるときにはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはそれを 1,000 円に切り上げるものとする。

2 第 2 条の規定による改訂が行われる場合においては、その改訂後の第 3 条各号に掲げる金額を基礎として、所得税法別表第 2、別表第 4 から別表第 7 まで、別表第 7 の付表及び別表第 8 につき、それぞれ、必要な改訂を行うものとする。

（政府の責務）

第 5 条 政府は、第 2 条に規定する場合においては、その年分以後の所得税につき、同条及び前条の規定による改訂（これに伴い必要と認められる改訂を含む。）を行うための所得税法及び租税特別措置法の改定に関する法律案を国会に提出しなければならない。

附則

この法律は公布の日から施行し、昭和 57 [1982] 年分以後の所得税について適用する。

理由

物価の上昇に伴う名目所得の増大に起因する所得税の負担の増加に対処するため、所得税において、物価の上昇に応じた所得控除の額等の改定を行う制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

● **むすびにかえて**

～ **タックス・インデクシング・マターズ**

世界の懸念は、コロナ禍からインフレへ大きくシフトしている。「インフレサプライズ」が想定を超えるほど頻発している。主要諸国での物価上昇率は、前年比でも軒並み 9% を上回り、1980 年代以降最も高い水準にある。わが国では、給料も年金も上がらず、物価高が続いている。これに、インフレ税がのしかかってくれば、どの世代でも家計は大きな打撃をうける。仮に僅かばかりの賃金が上がっても、働いていても貧しい人たち（the working poor）の生活はますます苦しくなる。インフレ減税は、生活者の生存権を護るためには必須である。まさに「タックス・インデクシング・マターズ（Tax Indexing Matters）」である。

1981 年に、当時の日本社会党が、生活者に傾斜する形でインフレ税対策にタックスインデクセーション／自動物価調整税制方式／物価スライド税制の導入を求めたのは賢い政策の選択である。この政策は、30 年以上も前に日本租税理論学会の創設・発展に貢献されて故北野弘久教授や筆者が発案した¹³¹。当時、議員立法で衆議院に提出された「所得税の物価調整制度に関する法律案」は、私たち生活者への課税のあり方の流れを大きく変える提案であったといえる。もちろん、この発案には、改善すべき点もあると思われる。

対岸のアメリカでは、わが国で物価スライド税制導入が議論されたと同時期のレーガン政権の時代に、すでに物価スライド税制（Taxation to fix inflation）を税法に組み込んだ。このため、今回のウクライナ戦争などを原因とした高インフレ税退治にもタイムラグなしに対応できる法制が確立している。

わが国では、税金立法では、財務省や総務省がつくった政府立法が国会を闊歩する状態にある。物価スライド税制導入が議論当時は、とりわけ「税金を取る側が主役」、「納税者は義務主体」のような時代であったといってもよい。議員立法でのこうした納税者本位の制度導入の実現が至難であったことは容易に想定できる。物価スライド税制という恒久的なインフレ税退治策は目の目を見るに至らなかった。

しかし、いまは「納税者が主役」、「納税者は権利主体」の時代である。税金の乱費をやめ、

国民・納税者をもっともっと大事にする政治が求められている。まさに「トライ・イット・アゲイン(Try it again)」である。政治は、再度チャレンジし、もっと磨かれた内容の議員立法を提案し、流れを変え、国民・納税者に少しでも恩返しをしてはどうだろうか。先人の英知に学び、恒久的なインフレ税退治のためのタックスインデクセーション／自動物価調整税制／物価スライド税制の導入を、議院立法で是非とも実現し

て欲しい。

加えて、消費税にかかるインフレ税退治策【例えば軽減税率の8%から5%、3%への引下げないしは生活必需課税物品やサービスをゼロ税率(0%課税)の対象にする、さらには消費税と個別消費税との二重課税物品の物価調整減税など】の実現も急がれる。でないと、生活者へのインフレ税退治策はあまねく行きわたらない。

今まさにその時機である。

¹³¹ 北野弘久『税法原論(第6版)』(青林書院、2007年)174頁以下、拙論「物価自動調整の導入」(不公平な税制をただす会編)『納税者からの税制改革』(1988年、労働教育センター)231頁以下、拙論「物価自動調整の導入と租税法律主義(上)(下)」税理24巻1号・3号参照。

アメリカ連邦電子帳簿書類保存規制

— 自発的納税協力と帳簿書類等の電子化 —

The IRS Regulatory Implications of Electronic Records Retention

石村 耕治 (JTI代表・白鷗大学名誉教授)

【内容目次】

はじめに

～自発的納税協力からみた電子帳簿書類保存規制とは

I プロローグ

～電子帳簿書類等への税務調査実務概観

II 連邦の税務調査法制と電子帳簿保存規制の分析

1 連邦の税務調査法制の基本

～連邦税務調査手続規定の邦訳紹介

2 連邦税務行政と帳簿書類等保存ルール

- (1) 納税者の帳簿書類等保存ルール
- (2) 調査対象となる申告書の選定方法
- (3) 税務調査は書簡調査が中核
- (4) 不適切記録通知書の送付

3 連邦税務行政における税務調査実務

- (1) 課税処分のための調査の分類
- (2) 課税処分のための調査プロセス
- (3) お尋ね／資料せん提出のお願い(IDR)とは何か
- (4) IRSの召喚状／サメンズとは何か
- (5) 反面調査でのお尋ね手続の適正化
- (6) 召喚状／サメンズ発送手続のデジタル化

4 電子データ保存に関する典拠

5 税務上の電子データ保存ルールの個別検討

- (1) レベニュープロシージャー 64-12
- (2) レベニュールーリング 71-20
- (3) レベニュープロシージャー 81-46
- (4) レベニュープロシージャー 86-19
- (5) レベニュープロシージャー 91-59

(6) レベニュープロシージャー 97-22

(7) レベニュープロシージャー 98-25

6 裁最新の連邦税上の電子データ保存ルールとは～レベニュープロシージャー98-25 (仮訳)

7 内国歳入マニュアル (IRM)：課税庁内部での電子データ取扱ルール

8 IRSのSB／SE発行『FAQs：会計ソフトウェアで作成された電磁的記録の利用』(仮訳)

9 連邦電子帳簿保存規制をめぐる裁判例の分析

- (1) 帳簿種類等の言葉の拡大解釈
～合衆国 対 ユージ事件判決
- (2) IRSは会計ソフトウェアの提出を求められるのか
～合衆国 対 ノルウエスト社事件判決
- (3) IRSはソースコードの提出を求められるのか

①合衆国 対 カルテクス石油会社事件判決

②合衆国 対 コックス事件判決

(4) 小括

10 税務申告ソフトウェア保護立法

- (1) 1997年ソフトウェア企業秘密保護法案
- (2) 1998年IRS再生・改革法案
- (3) IRC7612条を読む
- (4) コンピュータソフトウェアへの保護措置の概要

11 メタデータの提出の求め

- (1) メタデータの提出が嫌われる理由
- (2) IRSの税務調査でのメタデータ利用に関する考え方

むすびにかえて

はじめに

～自発的納税協力からみた電子帳簿保存規制とは

アメリカ合衆国（以下「アメリカ」）の統治機構はおおむね、連邦（federal）と州（states）、そして州内にある地方団体（local governments）の三段階構造になっている。課税や税務行政の仕組みもおおむね同じ構造になっている。連邦財務省（Treasury Department）の外局には、課税庁（執行行政庁）である内国歳入庁（IRS=Internal Revenue Service。以下「内国歳入庁（IRS）」、「課税庁（IRS）」または「IRS」ともいう。）が置かれている。

連邦税法を規定する内国歳入法典（IRC=Internal Revenue Code of 1986、以下「連邦税法（IRC）」または「IRC」ともいう。）のもと、連邦の所得課税では、納税申告制度（self-assessment system）を採用している。納税申告書提出義務を負う納税者（tax return filer）¹は、毎年法定期限までに自主的に IRS に納税申告書（tax return）を提出し、追加納税をするまたは税の還付を受けることになる。

また、情報申告者（information return filer）[いわゆる源泉徴収義務者など]は、毎年法定期限までに、取引相手に支払額や源泉徴収した税額などを記載した支払調書／法定調書

（statement）を交付するとともに、IRS に情報申告書（information return）を提出するように求められる。一定件数以上の情報申告をする情報申告者は、電子情報申告（FIRE=Filing Information Returns Electronically / ファイア）が義務づけられる²。

納税者、とりわけ事業性の所得を稼得する納税者（以下「企業納税者」ともいう。）は、連邦税法（IRC）上、自らの収入や費用などを証明できる十分な帳簿（books）、書類（papers）、記録（records）その他のデータ（other data）（以下、たんに「帳簿書類等」³ともいう。）を保存するように求められる。

伝統的に、納税者は、連邦税法（IRC）上の帳簿書類等を紙／文書媒体（paper medium）で、備え付け、保存してきた。しかし、その量は膨大になり、保存場所も深刻な問題となる。幸いにも、デジタル化／データ化がこうした問題の解決に一役買うことになった。

情報通信技術（ITC=Information Communication Technology）が急激な展開をみせるなか、企業納税者の間では、帳簿書類等を、紙／文書媒体ではなく、電子媒体（electronic medium）で保存するのがふつうになっている。

アメリカの9割を超える企業が、帳簿書類等をコンピュータのハードドライブ／ハードディスクやクラウドその他 USB や CD のよう

¹ わが国の場合、「納税者」という言葉は、納税義務者と源泉徴収義務者を指す（例えば、国税通則法2条5号、国税徴収法2条6号）。アメリカ税法では、「taxpayer（納税者／租税支払者）」という場合、一般に、「tax return filer（納税申告者／納税申告書提出者）」を指す。内国歳入庁（IRS）は、納税申告者に加え、源泉徴収票／支払調書提出義務や納付義務を負う「information return filer（情報申告者／情報申告書提出者）」などを含む意味で、「カスタマー（customer / お客様）」という言葉を使っている。以前は、「クライアント（client）」という言葉を使っていた。しかし、IRSの納税者サービス（taxpayer service）改善を求める連邦議会による納税者権利憲章立法（Taxpayer Bill of Rights legislations）が続いた。こうした議会からのプレッシャーを受け、IRSは、民間企業のお客様サービスの考え方を採り入れ、カスタマー、カスタマーサービスという言葉を使うようになった。本稿では、納税者（taxpayer）の言葉は、原則として「tax return filer（納税申告者）」の意味で使う。一方、「information return filer（情報申告者）」や「反面調査対象者」なども含む場合には、「納税者等」または「カスタマー」という言葉を使う。

² IRC6011条。現在、250件以上の場合電子情報申告が義務づけられる。2022年分についての2023年の情報申告からは100件以上、その後10件以上になる。なお、本稿では、情報申告（information return）や情報申告者（information return filer）の電子データ保存規制やIRSの税務調査に伴う電子データ提出手続についてはおおむね射程外である。連邦税法上の情報申告（information return reporting）の仕組みについて、詳しくは、IRS, A Guide to Information Returns ; IRS, Filing Information Returns Electronically (FIRE) Filing Information Returns Electronically (FIRE) | Internal Revenue Service (irs.gov) .

³ 連邦税法（IRC）やその他の法源では、「帳簿（books）、書類（papers）、記録（records）その他のデータ（other data）」（7601条a項1号）という言葉を用いたり、たんに「記録（records）」（6001条）、「資料（document）」という言葉を用いたりしている。これらの言葉の使用について統一性は感じられない。このため、「帳簿書類」や「電磁的記録（electronic records）／電子データ（electronic data）」などの言葉を的確に定義することは難しい。本稿では、幅広い媒体を表記するために「帳簿書類等」という言葉を用いることにする。

な保存媒体【連邦法令では「携帯用保存装置 (PSD=Portable Storage Devices)」ともいう。】に電磁的記録／電子データ (electronic records / electronic data) で保存している。電子データを画面 (スクリーン／ディスプレイ) 表示したうえでレビューし、仕訳などの入力操作を行うようになっている。言いかえると、帳簿書類等については、記帳段階から税務・会計ソフトウェアを使用し、紙／文書にプリントアウト (出力) することなく、そのまま電子的記録／電子データとして保存・利活用する実情にある。

IRS は、納税者が行った申告内容をチェックし課税処分をするために、必要に応じて税務調査をする権限を有している。納税者、とりわけ企業納税者の間での電子帳簿書類等の備付け・保存が一般化している。申告も紙／文書から電子 (e-file) 中心に大きくシフトした。これに呼応する形で、IRS は、税務調査を、紙／文書中心から電子データ中心へと大きくシフトさせている。

アメリカの場合、電子帳簿書類等の保存については広く行政規制による一方で、電子データへの税務調査は全面的に所得課税などに対する既存の税務調査規定によっているのが特徴である。すなわち、従来からある紙／文書媒体、現実空間／リアル空間での税務調査手続や権限をそのまま、電磁的記録／電子データ、ネット空間／サイバー空間での税務調査に広げて適用している。

わが法制のように、電子帳簿保存法 (電帳法)⁴ の電子帳簿書類等の保存要件に①訂正等履歴要件、②相互関連性要件③、検索要件、④概要説明書等の備付け、⑤モニター等の備付け要件などに加え⁵、限りなく紙／文書媒体に対するとは異なる電子データに対する別段の課税庁の調査権限を法認するような⑥ダウンロード要件も織り込むつくりにはなっていない⁶。

わが国の⑥ダウンロード要件は行政が定めた施行規則によっている。このことから、電磁的記録／電子データ、ネット空間／サイバー空間

に特有の「サイバー税務調査」手続や権限を定めたものではないともいえる。現在リアル空間で法認されている税務調査手続や権限を、電磁的記録／電子データ、ネット空間／サイバー空間での税務調査手続や権限に広げる趣旨であるとも読める。

アメリカの話に戻そう。連邦所得課税は自主申告納税制度のもとにある。納税者から申告書の提出を受けて、IRS は、まず、申告内容が正しいかどうかをチェックする。申告書によっては、手作業で申告内容をチェックする必要もある。IRS は税務調査に入りことになる。税務調査は、基本的に IRS のカスタマー (customer / お客様) である「納税者 (納税申告者) や源泉徴収義務者 (情報申告者)、取引相手、第三記録保有者」(納税者等) の自発的納税協力 (voluntary tax compliance) をもとに実施される。すなわち、カスタマーへのコンタクトレター／ノーティス、お尋ね、任意の召喚状／サメズを使って進められる。

税務調査が必要かどうかの選定を含め、今日ほとんどの申告書のチェックはコンピュータを使って行われる。調査対象に選定された納税者には、書簡調査 (correspondence examination / audit) が開始される。IRS は、調査対象となった納税者に対しては、次のいずれかの方法が選択する。

①指摘事項について IRS が第三者資料を使って更正した金額を示したコンタクトレター (initial contact letter / 例えば Letter 566 (CG)) を発して照会し、確認・納付する回答を求める。②コンタクトレター (Form 886-A) を発し、指摘項目を証明できる証拠資料 (supporting documents / エビデンス) の提出を求める③勤労所得税額控除 (EITC) などについて申告内容に「計算ミス」などがある場合、IRS はコンタクトレター (Form 886-A) を発し、IRS が正確な税額案を示して、納税者がその修正案に

⁴ わが国の電子帳簿保存法／電帳法の正式名称は「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」[1998年制定]である。

⁵ 電帳法施行規則 2条2項1号・2号。電子帳簿保存法について詳しくは、石村耕治編『現代税法入門塾 (第11版)』(清文社、2022年) 1.3.8「電子帳簿保存法とは」参照。

⁶ ダウンロード要件 (例えば電帳法施行規則 2条2項3号) の具体的な意味が問われてくる。「電子データ化された国税関係帳簿書類を税務職員の求めに応じて提示または提出できるようにしておくこと」と解すれば、国税通則法上に定める課税処分のための調査における「提示」または「提出」要件 (例えば74条の2第1項) との異同や連携性などを精査する必要があるがでてくる。「法律による行政」の趣旨からすれば、新たなサイバー税務調査権限を法認するものとは解しえない。

同意するように求める⁷。

こうした書簡の交換で納税者と IRS が合意に達することが多い。今日、IRS の全調査件数のおおよそ 75%がこの書簡調査で終わっている。

この段階で決着がつかないとする。その場合には、納税者に事前通知をしたうえで、合意した期日に IRS は呼出面談調査 (office-examination / audit, face-to-face interview / audit)、実地調査／臨場調査 (field audit) を実施することになる。この段階では IRS は、納税者に対するお尋ね／資料せん提出のお願い (IDR=Information Document Request) を発付して証明資料の提出を求める。とりわけ電子帳簿を採用する企業納税者には資料せんの電子媒体による提出を求める。しかし、納税者がお尋ね／資料せん提出のお願い (IDR) に自発的に応じないとする。この場合には、IRS はさらに行政召喚状／サメズ (Summons) を発付して必要な電子データの提出を求める。しかし納税者が応じないとする。この場合には、裁判所に IRS 召喚状／サメズの強制を求めて訴訟を起こすことになる。

連邦の税務調査手続は、紙／文書の帳簿書類等に対する場合も、電子データの帳簿書類等 (電子帳簿書類等) に対する場合も、その基本は変わらない。ただ、税務調査手続は久しく紙／文書中心であった。このことから、当初、電子帳簿書類等に対する税務調査に特有の問題がさまざま生じた。

一例をあげてみる。課税庁 (IRS) からのお尋ね／資料せんの電子媒体提出のお願い (IDR) に応じて、納税者が求められた資料の電子媒体／PSD 提出に応じるとする。課税庁 (IRS) は電子帳簿書類等のバックアップファイル／オリジナル電子データファイルを暗号化したうえでパスワードとともに提出せよという。データセキュリティが心配だからである。しかし、納税者にはどのような暗号化方式でファイルを作成して提出したらよいかかわからない。電子メール (e-mail) に添付して送れるのか、あるいは

郵送しないとイケないのか。暗号化されたファイルとパスワードは一緒に送ってよいのかなど、わからないことだらけである。一方、課税庁側も、納税者から電子媒体／PSD に格納してバックアップファイル／オリジナル電子データファイル提出を受けたものの、復号化ができずファイルが開けない、開けても読取りができないことになりかねない。こうした問題が起こりうる背景には、課税庁の税務行政のデジタル化政策が課税庁ファーストで一方向的に進められていることがある。言いかえると、税務行政のデジタル化政策、とりわけ税法上の電子帳簿書類等の保存規制と電子データに対する税務調査手続との関係において「課税庁と納税者との間の互換性を欠いている」ことが原因である。

こうした落とし穴にはまらないように、連邦財務省や IRS は、帳簿書類等の電磁的記録／電子データ保存ルール⁸に加え、IRS のカスタマーである納税者や反面調査に協力した人たちから提供されたカスタマーデータ取扱事務の見える化を積極的に進めてきた。加えて、IRS 内部でのカスタマーデータの取扱事務を詳細にわたり徹底的にマニュアル化し、そのマニュアル (IRM) をすべて一般に公開してきた。

今日、アメリカの企業納税者は、その規模を問わず、どのように帳簿書類等を電子保存したらよいか、また電子保存された帳簿書類等に対して課税庁 (IRS) がどのように税務調査を実施し、電子データの提出を求めるのか、IRS に提出した納税者データは内部でどのように扱われるのか、その法制、手続、データ保護を含めかなりしっかりした基礎知識を持てる態勢にあるといってよい。

本稿では、まず、連邦税法上の税務調査手続を通じて、IRS がカスタマーに対してどのようにして電子データの提出を求めるのか、その手順について検証する。連邦税務行政現場での中核業務、すなわち連邦課税庁 (IRS) による税務調査の一環としてのカスタマーへのお尋ね／資料せん提出のお願い (IDR)、とりわけ企業納

⁷ See, Joe Marchbein, "IRS Correspondence Examinations," Tax Adviser (April, 2011) .

⁸ 連邦や諸州には、1 万を超える政府・行政の記録保存に関する法律や規則、通達などが存在する。これら記録保存に関する政府規制は、特定の記録についての保存方法や保存期間などさまざまな課題に及ぶ。政府・行政記録の保存のあり方は、法令遵守のみならず、情報公開手続や個人情報の開示手続などとも深く関係してくる。記録保存に関する政府規制は、会計、財政、一般行政、法令遵守、情報技術、マーケティング、広報、公共調達、運輸などさまざまな領域に及ぶ。課税に関する電子帳簿保存に関する規制もその一つである。

税者への資料せんの電子データ提出、さらには召喚状／サメンズ (Summons) を使った電子データ提出実務について分析する。

次いで、IRS が税務調査手続と一体化する形で定めてきた連邦課税上の電子帳簿書類保存ルール (electronic books and records retention rules) を紹介する。とりわけ、カスタマーから提出された電子帳簿書類等のバックアップファイル／オリジナル電子データファイル、電子データの IRS 内部での扱いや内部統制の仕組みを検証する。IRS のバックアップファイル／オリジナル電子データファイル提出の求めは、しばしば税務・会計ソフトウェアプログラムにかかる知的財産権やソフトウェア開発者の企業秘密とぶつかる。裁判にもなり、連邦議会は立法措置を講じて対応している。こうした裁判例や議会での対応を含め、IRS 主導ですすむ連邦の電子帳簿書類等の保存規制を、自発的納税協力 (voluntary tax compliance) をする納税者の目線で追ってみる。

I プロローグ ～電子帳簿書類等への税務調査実務概観

連邦の電子帳簿書類保存規制は、税務調査手続と一体化した形で、行政主導で進められてきたのが特徴である。

連邦財務省や内国歳入庁 (IRS) は、連邦税法 (IRC) のもと各種のレベニュープロシージャー (Revenue Procedures) やレベニュールーリング (Revenue Rulings) を発出して、連邦税務上の電子帳簿書類保存ルール (electronic books and records retention rules) を明確にしている。

また、IRS の小規模企業・自営業局 (SB / SE= Small Business / Self-Employed Division) は、『FAQs : 会計ソフトウェアで作成した電磁的記録の利用 (Use of Electronic Accounting Software Records) [最新版は 2021 年 4 月 12 日]』と題するガイダンス (事務運営指針) を発出している⁹。このガイダンス (事務運営指針) に盛られた質問応答項目は、IRS の調査官が、課税処分のための税務調査の一環として納税者などカスタマーに対して会計ソフトウェアで作成された電磁的記録／電

子データの提出を求める際の手続、提出フォーマットなど多岐にわたる。納税者はもちろんのこと納税者を顧客とする各種税務専門職も、このガイダンス (事務運営指針) に沿って帳簿種類等を電磁的記録／電子データで保存し、税務調査の一環としてお尋ね／資料せん提出のお願い (IDR)、とりわけ企業納税者への資料せんの電子媒体による提出の求めがあった場合には、このガイダンス (事務運営指針) を参考にできる。

別途、IRS の職員、調査官向けには、内国歳入マニュアル (IRM=Internal Revenue Manual) が発出されている。なかでも IRM の 4.33.1 [納税者および第三者からの電磁的記録の管理 (Managing Electronic Records from Taxpayers and Third Parties)] (2020 年 9 月 1 日現在) は、IRS での納税者データ取扱いに関する内部統制ルールを詳細に定めている。IRM は、一般にも広く公開されている。IRS 職員のみならず、納税者等や税務専門職にとり、有益な典拠となる。後に詳しく紹介する。

さらに、IRS が納税者等に求めた電磁的記録／電子データの電子媒体による提出について、その合法性や調査との関連性、知的財産権侵害などを理由に訴訟が提起されており、司法判断の蓄積もある。加えて、税務実務者による連邦電子帳簿書類保存規制法制的分析もある。

これらの蓄積を参照・精査したうえで、プロローグとして、IRS による税務調査の際の電磁的記録／電子データの提出手続や利活用の法的限界などについて簡潔にまとめて、論点解説をすると、次のとおりである。

【表 1】電磁的記録等に対する税務調査をめぐる論点解説

・電磁的記録／電子データの提出要求手続

連邦課税庁 (IRS) は、連邦の民事 (行政) の税務調査 (課税処分のための質問検査) を、おおまかにいうと、次の手順で実施する。

まず、① IRS は、純粋な任意調査の形で、納税者本人 (その取引先、銀行や税務専門職など第三者記録保有者を含む。以下「納税者等」または「カスタマー」ともいう。) に対して質問検査を実施することになる (IRC7601 条)。

IRS は、まずカスタマー (納税者等) に対し、書簡調査を実施する。それでも事案が解決にいたらなければ、事前通知 (コンタクトレター) のうえ、呼出面談調査または実地調査／臨場調

⁹ <https://www.irs.gov/businesses/small-businesses-self-employed/use-of-electronic-accounting-software-records-frequently-asked-questions-and-answers>

査を開始する。

調査開始後、IRSは、必要に応じて、カスタマー（納税者等）に対してお尋ね [様式 4564：資料せん提出のお願い (Form 4564 IDR=Information Document Request)] を発して、資料の任意の提出を求める。

ところが、カスタマー（納税者等）の自発的な協力が得られないとする。この場合、IRSは、カスタマーに②行政召喚状（サメンズ／summons）（以下、たんに「召喚状／サメンズ」ともいう。）を発付・送達して調査に協力を求める（IRC7602条・7603条）。召喚状／サメンズは複数の種類がある。一般的な召喚状／サメンズは、以下のような様式 2039 [召喚状／サメンズ (Form 2039: Summons)] である。

●様式 4564 [資料せん提出のお願い (IDR)] (サンプル) ●様式 2039 [召喚状／サメンズ] (サンプル) (3頁の1頁目)



しかし、行政召喚状／サメンズによる調査に対しカスタマーからの自発的な協力が得られないとする。この場合、③IRSは、連邦地方裁判所に訴えて、裁判所の命令による行政召喚状の執行を強制できる（IRC7604条）¹⁰。この訴訟手続には、カスタマーも参加できる。連邦地裁が行政召喚状／サメンズの執行を認める命令を下したとする。この場合、執行命令に不服なカスタマーは、控訴、さらには上告して争うことができる。この手続は、IRSからの提出求めが、紙／文書を対象として場合も電子データを対象としている場合も、基本的には同じである。

今日、連邦税の税務調査において、納税者、とりわけ企業納税者が帳簿書類等を電子保存している場合には、IRSの調査官は、資料せんの

電子媒体による提出のお願い (IDR) においては、当該納税者に対して電磁的記録／電子データで資料提出を求めるのが一般的である。提出の対象には、納税者が、①税務・会計ソフトウェアなどを使って当初から電子的に作成し電子データ保存したもの、②当初紙で授受しスキャナ保存したもの、③電子取引で授受し電子データで保存したものが含まれる¹¹。③としては、納税者のウェブサイト、電子取引 (E commerce)、ウェブマーケティング、電子支払などに関するデータも含まれる。

●電磁的記録／電子データ提出の求めをめぐる法的課題

アメリカ連邦税制は自発的納税協力 (voluntary compliance) の考え方を基本とする。このことから、IRSが、任意で頻繁に納税者等（カスタマー）にお尋ね (IDR) を発して電子帳簿書類等の提出のお願い (IDR) をする、さらには召喚状／サメンズを発して (IRC7602条以下) 自発的協力を求めるのは自然の流れのようにも見える。しかし電子帳簿書類等の電子提出をめぐるのは、税法の解釈・適用上、さらには、他の法令との関連で、次のような問題について訴訟で争われ、一部税法も改正されている。

●電子帳簿書類等の電子提出の求めをめぐる主な争点

①連邦税法 (IRC) にいう質問検査の対象となる「帳簿 (books)、書類 (papers)、記録 (records) その他のデータ」(帳簿書類等) とは、紙／文書媒体のものに限られるのか、あるいは電磁的記録／電子データ媒体のものも含まれるのかどうか。②IRSは、質問検査において、税務・会計ソフトウェアプログラムから作成された電子帳簿書類等のオリジナル (原始) データのバックアップファイル (back-up files) [変更を加えていない原データ] 【法令では「オリジナル電子データファイル (original electronic data files)」ともいう。】、さらにはソフトウェアのプログラムやソースコードの提出を求めてくる。この場合、カスタマーが、ソフトウェアの譲渡を受けている場合は別として、通例、税務・会計ソフトウェアプログラムの開発・販売

¹⁰ 詳しくは、石村耕治『アメリカの連邦所得課税法の展開』（財経詳報社、2017年）367頁以下参照。

¹¹ わが国の電子帳簿保存法4条1項～3項、7条にいう電子データ保存対象に相当する。アメリカ連邦の場合、保存対象となる電子データをわが国のように区分して規制をかけていない。ちなみに、アメリカの場合、連邦レベルでの多段階型の消費税 (multi-stage sales tax / VAT / GST) を採用していない。このため、連邦税上の帳簿書類等のデジタル化／電子化問題はおおむね所得課税に限られる。これに対してわが国での帳簿書類等のデジタル化／電子化においては、所得課税に加え、消費課税 (VAT) でのデジタルプラットフォームを介した公共調達 (BtoG) および事業者間 (BtoB) 取引での電子インボイス (electronic invoice / e-invoice) データの流通／保存問題が加わる。なお、わが国の電帳法について詳しくは、石村耕治編『現代税法入門塾 (第11版)』・注5、2.2.9「電子インボイスとは何か」参照。

する企業（以下「ソフトウェア開発企業」または「ソフトウェア開発・販売企業」ともいう。）から使用許諾（ライセンス）を得た税務・会計ソフトウェアを使って作成したバックアップファイルをIRSに提出することになる。しかし、バックアップファイルを作成するために使用する税務・会計ソフトウェアプログラムは、税務・会計ソフトウェアプログラムの所有者であるソフトウェア開発企業の専有情報（proprietary information）、つまり「知的財産権の保護の対象となる秘密情報」である。このことから、納税者が、ソフトウェア開発企業から許諾を得ずにバックアップファイルなどを作成したうえでそれをIRSに提出し、IRSがそのファイルを基にデータの利活用をするのは、専有情報にかかる権利侵害にあたるのではないか。とりわけ、IRSがソフトウェア開発企業の企業秘密が詰まったソフトウェアプログラムのソースコードの提出を求めるのは知的財産権の侵害にあたり認められないのではないか。

後に詳しく点検するが、①の争点について、司法判断では、連邦税法（例えば7602条c項1号）にいう「その他のデータ（other data）」を根拠に、原則としてIRSは納税者等（カスタマー）に対し電磁的記録／電子データの提出を求めることができる、としている¹²。

また、②の争点、とりわけコンピュータソフトウェアプログラムのソースコード提出の求めについては、違法との裁判例もある。1990年代に訴訟が多発したことから、1998年に連邦議会が7612条〔コンピュータソフトウェアに対する召喚状に関する特別手続〕が制定して一定の立法的な解決をはかった。

しかし、1998年の立法的な対応は納税者に対するリップサービスの域を脱しえず、実質的には何の解決にもつながっていないとする厳しい批判もある。

現に今日までこの条項を典拠にした裁判例があったとの報告もない。この点については、後に詳しく点検する。

納税者が帳簿書類等を電子データで保存しているとする。IRSが、事前通知（コンタクトレター）をしたうえで税務調査開始後、調査に必要とのことでその納税者に対して電子保存する帳簿書類等の提出を求めたいとする。この場合、理論的には、IRSは納税者に対して電子データを出し紙／文書で提出を求めることも可能である。

納税者側もそうした選択が可能である。しかし、今日、IRSは、納税者が電子データ保存している帳簿書類等の提出を求める場合には、CDやUSBのような電子媒体／携帯用保存装置（PSD）に格納して提出を求める。この場合、納税者の自発的な協力が得られないときに、IRSは、すでにふれたように、納税者に対して、お尋ね／様式4564〔資料せん提出のお願い（Form 4564 IDR=Information Document Request）〕を送付する。つまり、電子媒体／PSD提出を求める場合も、紙／文書提出の場合も、お尋ね／資料せん提出のお願い（IDR）の仕方は基本的に同じである。

連邦の税務行政の現場では、IRSからの企業納税者へのお尋ね／資料せんの電子媒体による提出のお願い（IDRs）が頻繁化している。とりわけ、電子媒体／PSD提出の場合は、データセキュリティ確保面からの電子データの暗号化などの作業が必要である。自発的協力に応じる納税者側の負担が重い。事案によっては、IRSが納税者に対して発付するIDRsの数が3ケタにも達することもある。納税者のみならず税務専門職などからは、納税者の権利擁護の視点からIRSにIDRsの発付濫用の自制を求める声が強い。

IRSが納税者その他のカスタマーあてに送付するお尋ね／資料せんの電子媒体による提出のお願い（IDR）では、通例、次のような内容の求めをする¹³。

●電子帳簿書類等の電子データ提出の求めの内容

- ①税務・会計ソフトウェアなどで作成されたオリジナル（原）データのバックアップファイル／オリジナル電子データファイル〔つまり変更を加えていないオリジナルデータ〕などの提出、
- ②カスタマーのデータ管理者が使用する名称とパスワードの提出。

ただし、②について、カスタマーは、IRS提出目的に限定した暫定的なパスワードを使用することができる。

IRSは、カスタマーが提出した①税務・会計ソフトウェアで作成されたオリジナルデータのバックアップファイルなどの読取りが不可能な場合には、当該カスタマーに新たにお尋ね（IDR）を送付することができる。しかし、課税実務では、できるだけIDRの送付数を減らすために、カスタマーの代理人である専門職が仲立ちし、調査官と納税者が読取りに協力することになっている。

¹² See, U.S. v. Davey, 543 F.2d 966 (2d Cir. 1976) ; U.S. v. Norwest Corp., 116 F.3d 1227 (8th Cir. 1997) .

¹³ See, Jarrett Jacinto, "Effective Management of IRS Information Document Requests (IDRs) ," 31 No. 2 Prac. Tax Law. 9 (2017) .

IRSは、デジタル化に伴う納税者の事務負担を考慮し、次のような「お尋ね (IDR) 発付削減方針」を打ち出している。

IRSは、納税者が申告した総所得金額その他重要な項目を更正する必要があると考えられる場合には電磁的記録／電子データの提出を求める。逆に、ある費用ないし控除項目に計算違いのようなマイナーな問題があると考えられる場合には、電磁的記録／電子データの提出を求めない。しかし、納税者や納税者に寄り添う税務専門職からは、どのような方針を打ち出そうとも、きちんと実行できてはじめて意味があると、IRSの本気度を問う声がいまだ絶えない。

・電磁的記録／電子データ提出要求の典拠

IRSが納税者等（カスタマー）に対して電磁的記録／電子データの提出を求める主な典拠は、①内国歳入法典（IRC）6001条、②財務省規則（TR = Treasury Regulation）§ 1.6001-1 (a) ～ 1 (e)、IRSが発出する③レベニュールーリング71-20、同じくIRSが発出する④レベニュープロシージャ98-25などである。

ちなみに、③レベニュールーリング71-20は、「会計取引の自動データ処理（ADP）に使用するパンチカード、磁気テープ、ディスクその他機械読取可能なデータ媒体（machine sensitive data media）は前記①IRC6001条②TR1.6001-1にいう「記録（records）」にあたる」との公定解釈を示した通達である。

また、レベニュープロシージャ98-25では、カスタマーが電磁的記録／電子データを保存している場合には、機微情報（sensitive information）や弁護士・依頼者間秘匿特権（attorney-client privilege）¹⁴または弁護士の訴訟等準備資料／ワーク・プロダクト（work product）として保護される情報¹⁴、その他制定法で開示が制限されている機微な個人情報などにあたる場合を除き、その提出要求を拒否することを認めていない。仮に納税者がお尋ね／資料せんの電子媒体による提出のお願い（IDR）に応じないとする。この場合、IRSは、問題となった申告内容を否認する、推計（estimation methods）で課税する、あるいは召喚状／サメズを使って納税者に対して電磁的記録／電子データの提出を求めることができる。納税者がIRSの召喚状／サメズに応じない場合には、IRSは司法手続を通じて召喚に応じるように求めることができる。

・電磁的記録／電子データの提出要求期間

連邦税法（IRC）は、納税者に対して記録（records）〔帳簿書類等〕を保存し、かつ課税庁（IRS）が求めた場合にはいつでも申告書に記載した情報を証明できるようにしておくように求める（6001条）。加えて、消滅時効との関係から、納税者に対して、記録を証拠書類（エビデンス）として確定申告をした日から最低3年間保存するように求めている（6501条a項）。ただし、虚偽申告や脱税が関係する場合、さらには無申告の場合には時効がスタートしないことから、この3年の期間制限が適用されないことになっている（6501条c項）。

このような連邦税法（IRC）の規定の仕方から、実質、納税者は、税務調査に備えてかなり長期間にわたって帳簿書類等を電子保存するように求められる。

加えて、今日電子データ保存された帳簿書類等を含むビッグデータからコンピュータやAI（人工知能）を使って企業の経営判断をすることが一般化してきている。課税庁（IRS）も、租税ほ脱ケースなどの抽出にビッグデータやAIの活用を積極化させている¹⁵。このことも手伝って、むしろ企業納税者は、帳簿書類等のデータをかなり長期にわたり保存する傾向がみられる。

しかし、忘れてはならないのは、IRSが、税務調査に関して納税者に提出を求めることができるのは、そのうちの調査に必要な期間に限られるということである。調査に必要な期間とは、原則14か月である。すなわち、課税期間の12か月に、その前後1か月を加えた期間である。IRSは、14か月を超えて提出を求める場合には、その旨を納税者に通知しなければならない。追加提出の求めについては、その必要性の是非をめぐり争いになる。

・電磁的記録／電子データを提出する場合のフォーマット

IRSが納税者本人や反面調査先などカスタマーに電子データの提出を求めるとする。この場合、IRSは、マイクロソフト・オフィス・アクセス（Microsoft Office Access）やエクセル（Excel）を含む、ほぼすべての種類の市販されている主要な税務・会計ソフトウェアや納税者等（IRSのカスタマー）の特注で作成された税務・会計ソフトウェアで作成された電子データを受け入れなければならないことになっている。

納税者等は、IRSの求めがあった場合、自己

¹⁴ See, Jerald David August, “Attorney-Client Privilege and Work Product Doctrine in Tax Controversies,” ALI-CLE Course Materials (December 11, 2018) .

¹⁵ See, Kimberly A. Houser & Debra Sanders, “The Use of Big Data Analytics by the IRS : What Tax Practitioners Need to Know,” 128 J. of Tax. (Feb. 2018) .

が選択した税務・会計ソフトウェアで作成されたデータのバックアップファイル／オリジナル電子データファイル〔変更を加えていないオリジナルデータ〕を提出するように求められる。また、納税者等が提出するバックアップファイルは、IRSが機械読取可能で互換性あるものでなければならない。

・納税者が税務・会計ソフトウェアに関する知見を持つこと

納税者等（IRSのカスタマー）は、IRSの求めに応じてデータのバックアップファイルを提出する場合には、自らが使用している税務・会計ソフトウェアに関する知見を持つように求められる。

例えば、小規模企業を含めアメリカで最も汎用されているインテュイット社（INTU = Intuit Inc.）製の市販の税務・会計ソフトウェア「クイックブック（QB=QuickBooks）」は、提出が求められる期間の取引については詳細なコピーを記録し、それ以外の期間については圧縮／概略化（condense）できる機能を有している。このことから、納税者等（IRSのカスタマー）は、保存されている事業上のすべてまたは長期間のデータのバックアップファイルを提出しない選択も可能である。

一方、税務・会計ソフトウェアによっては、ユーザーが特定期間のみデータのバックアップファイル作成ができないものもある。この場合、納税者等（IRSのカスタマー）が、調査該当期間以外の電子帳簿書類等や電磁的記録／電子データを「リダクション（redaction）／伏せ字化」することが認められるかどうかについては議論のあるところである¹⁶。

また、通例、税務・会計ソフトウェアで作成されたファイルには、「メタデータ（metadata）」〔データ目録、索引、ジャンル、タイトル、作成日、記入者名、変更履歴など〕が含まれている。IRSは、納税者等（IRSのカスタマー）にバックアップファイルの提出を求める際には、メタデータを含めて提出するように求める。一方、納税者等（IRSのカスタマー）はメタデータを含めない形で提出しようとする。このため、しばしば争いになる。IRSは、納税者の申告内容を否認し更正処分をする場合には、こうしたメタデータを証拠として使うことも少なくないからである¹⁷。多くの企業納税者は、クラウド保存ができるクイックブック（QB）のような税務・会計ソフトを使って電子データの備付け・保存をし

ており、IRSは税務調査では納税者等（IRSのIRSのカスタマー）から提出されたメタデータを使って申告内容をチェックできる態勢にある。こうしたこともあり、アメリカでは、電子署名（e signature）やタイムスタンプ（e stamp / e stamping）の使用を強制する必要がなく、電子保存の法定要件にもなっていない。

・提出されるデータの利用目的の確認

納税者等（IRSのカスタマー）はIRSの求めに応じて提出するデータが、IRSが次のような目的に利用されることを認識する必要がある。①清廉性や正確性などの基準に基づいてIRSのカスタマーが提出した電子会計記録の信頼性を検証すること。②USBのような提出された電子データ記憶媒体【IRSは「PSD（Portable Storage Devices / 携帯用保存装置）」という言葉を使っている。】に格納されたデータを使って調査する分野ごとにその細目をレビューすること。

・IRSへのデータ提出方法

IRSは、機械読取可能なことを条件に、CD、DVD、USB、メモリーカードその他あらゆる電子データ記憶媒体／PSD（携帯用保存機器）での提出を認めている。ただし、データセキュリティ（安全対策）の観点から、通例、電子メールに添付する形でのデータ提出には慎重な対応を行っている。

・提出された納税者データの内部統制

お尋ね／資料せんの電子媒体による提出のお願い（IDR）や召喚状／サメンズに応じて、納税者等（カスタマー）からはIRSには大量の電磁的記録／電子データ（ファイル）が提出される。これらIRSに提出された電磁的記録／電子データの取扱いについては、内国歳入マニュアル（IRM）で厳しい内部統制を敷いている。後に詳しく紹介するように、暗号化／復号化／互換性／安全性／調査後のデータ消去など統制の対象となる手続は多岐にわたる（IRM4.33.1.2以下）。まさにデジタル化時代に相応した課税庁の納税者データの内部統制についての知見を得るうえで、IRSの納税者データの内部統制の例は参考になる。課税庁内部での納税者等（IRSのカスタマー）データの取扱いが多少粗末があっても、職員の守秘義務でカバーできるといった考え方は通用しない。

IRSのホームページ（HP）／デジタルプラッ

¹⁶ 「リダクション（redaction）」とは、機微データがアクセス権限のないユーザーに流出するのを避けるためにデータの表示内容を変更して伏字にする仕組みを指す。クレジットカード番号の一部を「#」で置き換えて表記するのが一例である。

¹⁷ See, Joni Larson, “IRS authority: Electronic Records: Production of Documents: Audit Procedures, 13 Mertens Law of Fed. Income Taxation § 49B:41 (Dec. 2021 Update) .

トフォーム／ポータルサイトに直接アクセスして必要なデータ入力を行う電子申告 (e-file) などとは、明らかに異なる扱いとなっている。

● 調査プロセスで IRS が作成・保存するデータ

IRS は、税務調査で調査官がどのような資料や報告書を作成するのかを、IRM (内国歳入マニュアル) を公開する形で徹底的に見える化を進めている。市民・納税者に開かれた税務行政を目指す姿勢を明らかにするためである。背景には、とりわけ連邦の電子帳簿書類保存規制は、税務調査に連動する形で進められ、連邦議会主導ではなく、行政主導で進められていることがある。

IRS には、納税者に対する本人調査や取引先 (第三者) への反面調査の一環として電磁的記録／電子データファイルの提出を求め、かつ、収集した大量の納税者に関する電磁的記録／電子データが溜まっている。これらの納税者データに加え、IRS の調査官が、これらの納税者データを税務調査に利活用したうえで、調査官が調査業務 (ワーク) プロセスで作成のうえ保存するデータがある。アメリカでは、「ワークペーパー (workpaper / 業務書類)」と呼ばれる。今日、IRS のワークペーパーは電子データ処理・保存が原則である。

《ワークペーパーシステム》

● IRS ワークペーパー (サンプル) (複数頁のうち 1 頁目)



IRS の調査官が調査プロセスで作成のうえ保存するデータのうち重要なものの 1 つに、「ワークペーパー (workpaper)」【IRM4.10.9.4 [ワークペーパーシステム (Workpaper System)] (2014 年 8 月 14 日)】がある。

IRS の「ワークペーパーシステム (Workpaper System)」は、次のようなコンテンツからなる (IRM4.10.9.4 (2014 年 8 月 11 日))。

● ワークペーパーシステムのコンテンツ

- ・ 様式 4318 [調査ワークペーパーインデックス (Form4318: Examination Workpaper Index)]、または様式 4318-OA [調査ワークペーパーインデックス - 呼出面談調査 (Form431-OA8: Examination Workpaper Index-Office Audit)]、
- ・ 様式 9984 [調査官業務記録 (Form9984 Examining Officer's Activity Record)]、
- ・ 執行リードシート (Administrative Lead Sheets) および論点リードシート (Issue Lead Sheet)、ならびに、
- ・ ワークペーパー裏付け資料

《リードシート》

「リードシート (Lead Sheets)」は、ワークペーパーの裏付け資料をインデックス (索引) 化し、かつ要約したものである。【IRM4.10.9.6 [リードシート (Lead Sheets)] (2014 年 8 月 14 日)】。次のような目的がある。

● リードシートの目的

- ・ 定型化：事例のレビューを容易にする
- ・ 調査プロセスの効率化
- ・ 調査官に不慣れな問題への調査支援
- ・ 調査に追加される事項、修正される項目または調査から省く事項

なお、リードシートには、2 つの種類ある。

● リードシートの種類

・ 執行リードシート (Administrative Lead Sheets)

【IRM4.10.9.6.1 [リードシート (Administrative Lead Sheets)] (2014 年 8 月 14 日)】

原則として、執行リードシートには、調整項目は含まれていない。

執行リードシートは、お尋ね (IDR) を使って呼出面談調査 (office audit) を実施する税務コンプライアンス官 (TCO=Tax Compliance Officer) 向けのもの、実地調査／臨調調査を行う歳入調査官 (RA=Revenue Agent) 向けのものがある。

それぞれの執行リードシートに含まれるべきコンテンツは、次のとおりである。

税務コンプライアンス官 (TCO) 向け執行リードシート

- ・ TOC の調査計画
- ・ 最初の納税者コンタクト (お尋ね) - TOC
- ・ 最初の面談での質問事項と注記
- ・ 最初の面談での質問事項と申告書別表 C または F の業務追録注記
- ・ 多年および関係した申告書
- ・ 内部統制 (企業申告書)

歳入調査官 (RA) 向け執行リードシート

- ・ 歳入調査官 (RA) の調査計画
- ・ 統括官会議
- ・ 最初の納税者コンタクト (お尋ね)
- ・ 最初の面談と注記
- ・ 多年および関係した申告書
- ・ 内部統制 (企業申告書に限る)
- ・ 民事制裁 (いわゆる附帯税) 承認様式
- ・ 最低所得調査

・論点リードシート (Issue Lead Sheet)

【IRM4.10.9.6.2 [論点リードシート (Issue Lead Sheets)] (2014年8月14日)]

論点リードシートには、次のような項目を含む。

- ・調整、結論、調査項目、事実、法および調査された論点に対する納税者の見解の文書化、ならびに、
- ・ワークペーパー裏付け資料のインデックス化および照会付番

論点リードシートには、原則として、調整 (金額) を含む。

調査官は、執行リードシートや論点リードシートを報告生成ソフトウェア (RGS=Report Generation Software) プログラム [IRM4.10.9.3 (2014年8月11日)] などを利用し、電子データ保存することになっている [IRM 4.10.9.6 (2014年8月11日)]。

下記のサンプルを見ればわかるように、例えば、執行リードシートには、チェック欄があり、調査項目を決定する際に必要な情報が一目でわかるように、YES、NO、N/Aの欄に✕記号を書き入れる形になっている。

● IRS 執行リードシート (サンプル) (複数頁の1頁目)

・調査目的で提出を求めたデータの消去

調査官は、これら調査過程で収集した電磁的記録/電子データファイルを調査目的で保存できる。しかし調査官は、調査が終了した場合で、収集・保存する電磁的記録/電子データファイルはもはや調査に必要ではないと判断したときには処分しなければならない [IRM4.33.1.8 [事案終結に伴う電磁的記録の取扱い (Closing Cases with Electronic Records)] (2020年9月1日)]。例外的に継続して保存が法認される電子データファイルは IRS の報告生成ソフトウェア (RGS=Report Generation Software) プログラム [IRM4.10.9.3 (2014年8月11日)] に格納保存する。そして残りの電子データやファイルは当該調査官のコンピュータのハードドライブなどから削除するか、または IRS の内規に従って消去しなければならない。なお、IRS の法務官は、納税者等 (カスタマー) との争訟が予知される場合や現に継続している場合には、当該電磁的記録/電子データファイルを保存する義務を負う。

・調査手法の転換

企業納税者による帳簿書類の電子データ保存が進むにつれて、IRS による税務調査手法が電子媒体/電子データ中心に大きく移行する傾向がみられる。こうした傾向は、近年のコロナ禍を契機にますます加速することが想定される。

II 連邦の税務調査法制と電子帳簿書類保存規制の分析

連邦税法 (IRC) のもと、納税者は、課税所得を、記帳 (book keeping) において規則的に所得計算の基礎としている会計方法に基づいて算定するように求められる (446 条 a 項)。また、納税者は、帳簿書類等 [なお、税法や財務省規則などでは単に「書類 (records)」と定めている場合もある。] を保存し、かつ課税庁 (IRS) が求めた場合にはいつでも申告書に記載した情報を証明にできるようにしておくように求められる (6001 条)。加えて、消滅時効との関係から、納税者は、帳簿書類等を証拠書類 (エビデンス) として確定申告をした日から最低3年間保存するように求められる (6501 条 a 項)。もともと虚偽申告や脱税が関係する場合、さらには無申告の場合には、この期間制限が適用されない (6501 条 c 項等)。また、原価償却についても資産によっては相当長期に及ぶ。この場合には、帳簿書類等の保存期間についての基本的なルールは適用除外となる。

このような法制上の縛りから、現実には、納税者は長期間にわたり「帳簿書類等」、すなわち「帳簿 (books)、書類 (papers)、記録 (records) その他のデータ」を備付け・保存するように求められることになる。

伝統的に、記帳や保存の対象となるこれら帳簿書類等とは、紙/文書媒体のものを指してきた。ところが、経済・社会のデジタル化/電子化の進展に伴い、税法にいう帳簿書類等には、電磁的記録/電子データのものも含まれると解されるにいたっている。今日、電子帳簿書類等には、電磁的記録/電子データのものを含むことには、強い異論は見られない。デジタルデバイド (情報技術格差) を権利として主張する納税者は少なくなってきた。

連邦課税庁 (IRS) の主な任務は、税法に基づいて適正な課税をすることにある。適正な課税をするためには、納税者サービスの徹底によ

り納税者に自発的納税協力を求めることになる。しかし、リアルな税務行政においては税務調査も欠かせない。税務調査を実施するにしても、経済・社会のデジタル化／電子化／IT化の流れは避けて通れない。こうした時代の流れに呼応する形で、IRSは、電子帳簿書類等の保存規制を、税務調査手続と一体化した形で、納税者などへの周知をはかっている。このためのさまざまな通達（レベニュールーリング）や事務運営指針（レベニュープロシージャ）などを次々と発出してきている。

連邦の電子帳簿書類の保存規制は、税務調査と深く関係している。しかし、保存規制と税務調査手続の典拠は異なる。電子帳簿書類等の保存規制は法律で実施していない。行政がつくる事務運営指針や職員向けのマニュアルなどにその典拠を置いている。一方、税務調査手続は、法律にその典拠を置いている。納税者等の権利利益と深く関連するからである。

そこで、まず、連邦税法（IRC）上の税務調査手続について概観してみる。そのうえで、連邦税法（IRC）上の税務調査手続に呼応する形で発出してきた電子帳簿書類等の保存規制を織り込んだIRS各種のレベニュープロシージャやレベニュールーリングなどに公表されたIRSのガイダンス（事務運営指針）をもとに、連邦の電子帳簿書類保存ルール全体像を解明してみる。

1 連邦の税務調査法制の基本 ～連邦税務調査手続規定の邦訳紹介

連邦の電子帳簿書類等の保存規制は、税務調査手続と一体化した形で進められてきていることについてはすでにふれた。学問上税務調査手続は、大きく「課税処分のための調査」、「滞納処分のための調査」、「租税犯則調査・査察」に分けられる。しかし、連邦の調査手続では、必ずしもこうした区分を明確にしていない。

連邦税法（IRC）は、税務調査の対象（カスタマー）を大きく、次の3つに分けて調査の仕組みを構築しているのが特徴である。①納税者本人（taxpayer contact）、②第三者（third-party contact）、そして③第三記録保有者（third-party recordkeeper contact）である。

連邦所得課税は自主申告納税制度のもとにある。このこともあり、税務調査は、いずれも納税者の自発的納税協力をもとに実施されている。

つまり、お尋ね、任意の召喚状／サメズを使った調査をベースに進められている。そして納税者等（カスタマー）から自主的な協力が得られなければ、IRSは裁判所を介した強制的な召喚状／サメズを使った調査に入るシナリオである。こうしたシナリオは、紙／文書に対する税務調査の場合も、電子データに対する調査の場合も基本的には変わらない。

そこで、手始めに、内国歳入法典（IRC）上の主要な税務調査根拠規定を邦訳（仮訳）して、読者の便宜に資することにする。これからの分析のなかで条文確認をしたい場合には、未定訳ではあるが、参考資料として参照してほしい。あくまでも参考資料である。連邦税務行政の法制になじみのある読者は、スキップして、次のステップに進むことを推奨したい。

【参考資料】内国歳入法典（IRC）上の税務調査根拠規定（仮訳／未定訳）

<p>(A) IRC 第 7601 条〔課税対象となる人や物件についての所轄による考査〕</p> <p>第 a 項〔通則〕財務長官は、財務省の上級職員（officers）または職員（employees）に対して、実務的に可能とみられる範囲内で、内国歳入区域内を巡回させ、内国歳入税の納付義務があると思われるすべての者、および対象物件を保管または管理しているすべての者に対して、またはそれらの者に関して、随時質問をさせるものとする。</p> <p>第 b 項〔罰則〕この財務省の上級職員または職員による職務執行に対する不法な妨害または拒否に対しては、第 7212 条に規定する罰則を適用する。</p>
<p>(B) 通常の税務調査に関する規定</p> <p>① IRC 第 7602 条〔帳簿および証人に対する調査〕</p> <p>第 a 項〔召喚状を発する権限等〕財務長官は、内国歳入税に関し、申告書の正確性の確認、申告がない場合における申告書の作成、法律上もしくは衡平法上他の者から受任された者または譲渡された者に対する納税義務の決定、またはそれらの租税の徴収のために、次の各号に定める権限を行使する。</p> <p>第 1 号 調査に関連するまたは調査にとり必要と思われるあらゆる帳簿、書類、記録その他のデータを検査すること。</p> <p>第 2 号 納税義務者または納税義務を果たす義務がある者、その者の役員や使用人、または納税義務者もしくは納税義務を果たす義務がある者の事業に関する記載等のある会計帳簿を占有、保管もしくは記帳する者、</p>

または財務長官が適当と考えるすべての者を、召喚状に指定した場所および時間に出頭して、調査に関連するまたは調査にとり重要と思われる帳簿、書類、記録その他のデータを提出し、かつ、宣誓のうえ証言をするように求めて召喚すること。

第3号 調査に関連するまたは調査にとり必要と思われる関係者に対して宣誓のうえ証言させること。

第b項〔調査が犯則目的にある場合も含む〕第a項第1号、第2号および第3号に規定する歳入長官の行為は、内国歳入法の運用または執行にかかる犯則目的の調査を含むものとする。

第c項〔第三者にコンタクトする旨の通知〕

第1号〔一般的な通知〕内国歳入庁の上級職員または職員は、納税者の納税額の決定または徴収に関して当該納税者以外の者にコンタクトしてはならない。ただし、次のことを通知書に記載し、コンタクトが（1年を超えない）期間内に行われる場合は、その限りではない。

(A) 期間内に本人以外の者にコンタクトする旨を納税者本人に通知すること。および、

(B) 財務長官が別段の定めをする場合を除き、当該期間に先立つ45日前までに納税者本人に通知すること。ただし、このことは、その期間内に同じ納税義務に関して同じ納税者に、総計で1年を超えて通知を発することを妨げるものではない。本号に基づく通知は、当該通知が発せられる時点で当該通知に定められた期間内に納税者以外の者にコンタクトする場合を除き、発しないものとする。ただし、コンタクトにより入手しようとしていた情報が当該コンタクト前に他の手段では入手しえないと推察できるのであれば、通知を発することは妨げられない。

第2号〔特定のコンタクトの通知〕財務長官は、納税者に対して、定期的に、納税者の納税額の決定または徴収に関してその期間にコンタクトした者に関する記録を提供するものとする。当該記録は、納税者からの求めがあった場合にも同様に提供するものとする。

第3号〔適用除外〕本項は、次の場合には適用しない。(A) 納税者がコンタクトに同意している場合、(B) 財務長官が通知を行うことが税額徴収を危殆に陥れるまたは他者に対する報復を招くおそれがあるとするような正当な理由がある場合、または (C) 実施中の犯則調査に関するものである場合

第d項〔司法省に送付されている場合の行政召喚状の休止〕

第1号〔権限の制限〕本号の表題のもと、財務長官は、司法省に送付中の者に対しては、

召喚状を発することはできず、かつ、召喚状を執行するための7604条に基づく行為を開始することはできない。

第2号〔司法省へ送付中〕本号において、(A)〔通則〕司法省へ送付中とは、財務長官が、(i) 内国歳入法の運用または執行に関する犯罪について、司法長官に対して大陪審による調査または刑事訴追を求めて告発している事案、または、(ii) 第6103条第h項第3号Bに基づきなされたその者の（第6103条第b項の意味における）申告書もしくは申告書情報の開示請求中の事案を指す。

〔以下邦訳省略〕

② IRC 第7603条〔召喚状／サメンズの送達〕

第a項〔通則〕第6402条第e項第2号、第6421条第g項第2号、第6427条第j項第2号または第7602条に基づいて発行される召喚状は、財務長官が送達するものとする。この場合において、召喚状謄本は、その名宛人に手渡す、またはその者の最後に知った通常の住所に差し置くことで送達するものとする。送達した者が署名した送達記録は、裁判所への召喚状執行の申立てにおける審問の際の事実証拠となる。召喚状が帳簿、文書、書類その他のデータの提出を求めるものである場合においては、それらの範囲は合理的な明確性をもって記載されていれば十分である。

第b項〔第三記録保有者への郵便による送達〕

第1号〔通則〕前第a項にいう召喚状が、帳簿、書類、記録その他のデータの提出を第三者である記録保有者 (third-party recordkeeper) に求める場合には、当該第三記録保有者の最後に知った住所に書留郵便または内容証明郵便で送達する。

第2号〔第三記録保有者〕前第1号にいう「第三記録保有者」とは、次のものを指す。

A 相互銀行 (mutual saving bank)、協同組合銀行 (cooperative bank)、持家建築貸付組合 (domestic building and loan association) その他勅許設立され、かつ連邦法もしくは州法に基づき規制を受ける貯蓄および貸付その他の団体として設立された貯蓄機関、銀行 (第581条に定義されるもの。) または信用組合 (credit union / 第501条第c項第14号Aにいうもの。)

B 消費者信用情報報告機関〔公正信用取引法 (Fair Credit Reporting Act / 15 合衆国法典第1681条のa第f項) 第603条第f項に定義されるもの。〕

C クレジットカードその他同類の装置を使って信用を供与するもの。

D 株式仲買人〔1934年証券取引法 (15 合衆国法典第78条のc第a項第4号)〕

第3条第a項第4号に定義されるもの。]

E 弁護士

F 会計士

G パーター取引（第6045条第c項第3号に定義されるもの。）

H 規制を受けた投資会社（regulated investment company / 851条に定義されるもの。）および規制を受けた投資会社の代理人として業務を行っている場合には当該代理人

I 登録税務士（enrolled agent）、ならびに、

J コンピュータソフトウェアソースコードの所有者または開発者（第7612条第d項第2号に定義されるもの。）

なお、本Jは、Jにいうソースコードまたは当該ソースコードが関係する第7612条第b項第1号A iiに規定するプログラムまたはデータの提出を求める召喚状に対してのみ適用される。

③ IRC 第7604条〔召喚状／サメンズの執行〕

第a項〔地方裁判所の管轄〕内国歳入法に基づき、出頭する、証言する、または帳簿、書類、記録その他のデータを提出するように召喚された者に対しては、その者が居住するまたは所在する場所を管轄する合衆国地方裁判所が、適正な手続に従い、それを強制する。

第b項〔執行〕第6420条第e項第2号、第6427条第j項第2号および第7602条に基づき召喚された者が、求められた召喚に応じること、帳簿、書類、記録その他のデータを提出すること、または証言をすることを怠る場合もしくは拒否する場合、財務長官は、その召喚者が居住するもしくは所在する場所を管轄する地方裁判所の裁判官または合衆国治安判事（U.S. magistrate judge）に対して、裁判所侮辱にあたりとみなしてその者の身柄の拘束を申し立てることができる。裁判官または合衆国治安判事は、その職務として、その申立てを審理し、十分な証拠がある場合には、身柄の拘束令状を発し、適切な職員に命じ、その者を逮捕し、その者が裁判所に到着し次第事案の審理をはじめとするものとする。その者に関する審理をしたうえで、裁判官または合衆国治安判事は、裁判所侮辱を処罰する法律と矛盾しない範囲内で、その者が召喚状の要件に従うように強制するために適当と認める命令を下すことができ、かつ、その者がその命令を履行しないまたはそれに従わない場合にはその者を処罰する権限を有する。

第c項〔相互参照〕

第1号〔命令を発する権限、手続および判決〕

本タイトル〔IRC＝内国歳入法典〕の規定を執行する地方裁判所の権限については、7402条を参照するものとする。

第2号〔罰則〕第6420条第e項第2号、第6421条第g項第2号、第6427条第j項第2号または第7602条違反に適用する罰則については、第7210条を参照するものとする。

④ IRC 第7605条〔調査の日時および場所〕

第a項〔時間と場所〕調査の日時および場所は、第6420条第e項第2号、第6427条第g項第2号、第6427条第j項第2号または第7602条に基づき財務長官が定めた日時および場所とし、かつ、その状況において合理的なものとする。第7602条第2号の権限のもと、または第6420条第e項第2号、第6421条第g項第2号もしくは第6427条第j項第2号の権限に基づく召喚状の場合において、財務長官の前に出頭すべき日時は、召喚状発行の日から10日未満であってはならない。

第b項〔納税者に対する調査に関する制限〕いかなる納税者も、不要な調査または搜索の対象とされてはならず、かつ、納税者の会計帳簿への検査は、納税者から別段の求めがある場合または財務長官が納税者に文書で追加的な検査が必要である旨を通知する場合を除き、各課税年において1回に限られる。

第c項〔相互参照〕教会に対する税務調査および検査を制限する規定については、第7611条を参照するものとする。

⑤ IRC 第7606条〔課税対象物件の検査のための家屋への立入り〕

第a項〔日中の立入り〕財務長官は、日中において、課税対象となる物件の検査のために必要な限り、当該物件の製造または保存されているいかなる建物もしくは場所に立ち入ることができる。

第b項〔夜間の立入り〕検査のための立ち入る家屋が夜間に開いている場合において、財務長官は、公的職務遂行のために開いている間にそこに立ち入ることができる。

⑥ IRC 第7608条〔内国歳入執行官の権限〕

【邦訳省略】

⑦ IRC 第7609条〔第三者召喚状に関する特別手続〕

第a項〔通知書〕

第1号〔通則〕本条が適用となる召喚状において、特定されている者（ただし、召喚者を除く。）に対して、証言を求める、作成、保存もしくは関連した記録の提出を求める、またはコンピュータソフトウェアソースコード（7612条第d項第2号に定義するもの。）の提出を求める場合には、当該特定者に対する召喚状の通知は、その送達の日から3日以内、遅くとも召喚状でその書類の調査の日に指定されている日の23日前までに届かなければならない。当該通知書には、すでに送達された召喚状の写し

を添付するものとし、当該召喚状を取り消す手続をとるための第b項第2号に規定する権利も附記するものとする。

第2号〔通知書の要件充足性〕通知書は、30日以前に、通知書に名宛された者に第7603条〔召喚状の送達〕に規定する方法で送達すること、またはその者の最後に知っている住所へ書留郵便もしくは内容証明郵便で郵送すること、または、最後に知っている住所が不明なときには、召喚された者のものに差し置くことで、要件は充足するものとする。通知書が郵送される場合においては、通知書に名宛された者の最後の知っている住所に郵送することで要件は充足する。信認関係が存在する場合の第6903条に基づく財務長官に対する通知については、本人と受任者の最後に知っている住所に郵送することで足りる。これは、本人もしくは受認者がすでに死亡している、法的に制限行為能力者の常態にある、または生存していない場合も同様である。

第3号〔召喚状の性格〕本(a)項が適用になる召喚状(第c項第2号Aに規定する徴収のための召喚状を含む。)は、当該召喚状に関係する納税者または記録を保持する納税者以外の者を特定し、かつ、召喚された者が召喚状で求められた記録の所在を確認できるように情報を提供することにある。

第b項〔介入権：取消手続権〕

第1号〔介入〕他の法律または法原則にもかかわらず、第a項に基づき召喚状通知書に名宛された者は、第7604条に基づくその召喚状の執行手続に介入する権利を有する。

第2号〔取消手続〕

A〔通則〕

他の法律または法原則にもかかわらず、第a項に基づき召喚状通知書に名宛された者は、第a項第2号に規定する様式においてその通知があった日から20日以内の当該召喚状を取り消すための手続を開始する権利を有する。当該手続において、財務長官はその召喚状の遵守の強制を求めることができる。

B〔召喚された者および債務長官に対する通知の要件〕

召喚状に関し前(A)に基づき手続を開始する者は、前(A)に規定された20日の期間の終了前に、召喚された者および財務長官が第a項第1号に基づき通知書で指示した職員に対して申立書の写しを書留郵便または内容証明郵便で郵送するものとする。

C〔介入等〕

他の法律または法原則にもかかわらず、召喚された者は、前(A)に基づき手続に介入

する権利を有する。当該召喚者は、その手続にかかる判決に拘束される。(介入が是認されたかまたは否認されたかは問わない。)

第c項〔本条が適用になる召喚状〕

第1号〔通則〕

第2号に規定する場合を除き、本条は、第7602条第a項第2号もしくは第6420条第e項第2号、第6427条第g項第2号、第6427条第j項第2号または第7602条に基づき発行される召喚状に適用される。

第2号〔適用除外〕

本号は、次に掲げる召喚状には適用されない。

A～E〔邦訳省略〕

第3号〔ジョン・ドーその他特定の召喚状〕

第a項は、第f項または第g項に規定されたいかなる召喚状にも適用されない。

第4号〔記録(Records)〕

本号において、「(Records)」とは、帳簿、書類その他のデータを指す。

第d項〔書類の調査の限界〕

第a項に基づき召喚状によって通知書の中で提出するように求めた記録のうち、次のようなものについては、調査の対象にしない。

第1号 第a項第2号に規定する様式で発せられた召喚状に関して通知した日後23日の終了前まで。または、

第2号 第b項第2号(A)に基づく手続が第b項に規定された20日の期間内に開始され、かつ、第b項第2号(B)の要件を充たしている場合。ただし、その手続を管轄する裁判所の命令があるとき、または取消のための手続を開始した者の同意があるときは別である。

第e項〔消滅時効の停止〕

第1号〔第b項行為〕

第2号〔召喚状の送達から6か月の停止〕

第f項〔ジョン・ドー召喚状の場合の追加要件〕

租税債務を負う者を特定しないで第c項第1号に基づいて発行される召喚状は、財務長官が、裁判所の手続において、次に掲げることの立証ができた場合にのみ送達することができる。

第1号 その召喚状は、特定の者または確認できる集団もしくは層の者たちの調査に関する者であること。

第2号 それら特定の者または確認できる集団もしくは層の者たちが内国歳入法の規定を遵守していないまたはしていなかったと信ずるに足る合理的な理由があること。ならびに、

第3号 記録の調査または証言(租税債務について召喚状を発行した特定の者を含む。)から得ようとしている情報が他のソースからは入手できないこと。

第g項〔一定の召喚状に対する特例〕

本項に規定する召喚状については、通知書の

送付が調査に使う記録の消去、破壊もしくは改変の企てにつながるかも知れないと信ずるに足る合理的な理由をあげた財務長官からの申立てに基づき、裁判所は、申し立てられた事実および状況を根拠に、脅迫、賄賂、共謀による他の者からの情報交換を防止する、または、起訴、証言もしくは記録の提出から逃れること防止するために必要な決定をするものとする。

第 h 項〔地方裁判所の管轄等〕

第 1 号〔管轄〕

召喚された者が居住するまたは所在が確認された者の地域にある合衆国地方裁判所は、第 b 項第 2 号、第 f 項または第 g 項に基づいて提起された手続を審理しかつ決定する管轄権を有する。裁判所が、申立てを却下とする命令を下した場合、それは最終判断となる。

第 2 号〔第 f 項および第 g 項に基づく手続に関する特例〕

第 f 項および第 g 項に基づいて求められる決定は、申立人の参加なしに一方的に、しかも、もっぱら申立ておよびそれを証明する宣誓供述書を根拠になすことができる。

第 i 項〔召喚された当事者の義務〕

第 1 号〔記録保存者は記録を整理し、かつ記録提出の準備をしなければならない〕

本項が適用により記録提出を求める召喚状を受け取った場合、召喚された当事者は、求められた記録または財務長官が必要とした部分を整理し、かつ、召喚状に従い当該記録を調査する日に当該記録を提出できるように準備するものとする。

第 2 号〔財務長官は召喚された当事者に証書を交付する〕

財務長官は、召喚された当事者に対して、召喚状を取り消す手続開始のための既定の期間が終了している旨、および期間内に当該手続を開始しなかった旨、または納税者は調査に同意する旨の証書を発行するものとする。

第 3 号〔情報開示する召喚当事者の保護〕

召喚された当事者、その代理人、その従業者は、本項のもとで、財務長官の証書または記録の提出もしくは証言を求められた裁判所の命令に依拠して善意で記録開示または証言に応じており、この情報開示について依頼人その他の者に対して責任を負わないものとする。

第 4 号〔ジョン・ドー／匿名召喚状の場合に消滅時効の停止通知書〕

第 f 項に規定する、第 e 項第 2 号のもとで停止された消滅時効にかかる召喚状の場合には、召喚当事者は第 f に規定する者に対して当該停止にかかる通知書を交付するものとする。

第 j 項〔召喚状を利用せずに情報入手は可能〕

本条において、財務長官は、召喚状による以外は、第 7601 条および第 7602 条に基づく公式または非公式な手続を通じて情報を入手する能力を制限するものと解してはならない。

⑧ IRC 第 7610 条〔証人に支払う謝金および弁償金〕

【邦訳省略】

⑨ IRC 第 7611 条〔教会に対する税務上の質問および検査の限界〕

【邦訳省略】

⑩ IRC 第 7612 条〔コンピュータソフトウェアに対する召喚状に関する特別手続〕

【邦訳後記】

2 連邦税務行政と帳簿書類等保存ルール

連邦の課税庁である内国歳入庁 (IRS) は、連邦税法典である内国歳入法典 (IRC) のもとで各種連邦税の賦課徴収を行っている。

連邦税は、所得税 (income tax) や雇用税 (payroll tax)、個別消費税 (excise) などからなる。個人所得税 (individual income tax) や法人所得税 (corporate income tax) は、申告納税 (self-assessment) の仕組みを採用している。また、わが国の年末調整 (year-end adjustment procedure) のような仕組みがない。このことから、正規労働に就く給与所得者などを含め、原則全員確定申告をすることになる。

(1) 納税者の帳簿書類等保存ルール

申告納税の仕組みを機能させるために、連邦税法 (IRC) は、すべての納税者 (納税義務者や徴収義務者) に記録 (records) の保存義務を課している (6001 条)。そして、納税者に対して、課税庁 (IRC) が必要とする場合には、その求めに応じて記録を提示することを義務づけている。

また、財務省規則 (Treasury Regulation 以下「規則」ともいう。) は、納税者に対して、納税申告書 (tax return) および情報申告書 (information return) に記載された総所得 (gross income)、所得控除 (deductions)、税額控除 (credits)、その他の項目にかかる金額を証明するに十分な帳簿 (books) や記録 (records) を保存するように義務付ける (規則 § 1.6001-1 (a))。帳簿書類等は、権限を有する課税庁 (IRC) 職員が常に検査できる形で保存されていなければならない (規則 § 1.6001-1 (e))。加えて、納税者は、領収書、伝票、その

【表 2】連邦税法（IRC）上の帳簿書類の保存義務

IRC6001 条【記録および計算書、特定の申告書を求める通知または規則】

本タイトルのもとでの租税の納付または徴収に
 応じる義務を負う者は、記録 (records) を保存し、
 計算書に表示し、申告書を作成しかつ財務長官が
 随時定めるルールや規則に従うものとする。財務
 長官は、必要 (material) と判断する場合には、
 いかなる者に対しても、その者に通知書を送付
 することによりまたは規則により、長官が本タ
 イトルのもとで納税義務を負う者かどうかを決
 めるのに十分と思われるように、申告書を作成、
 計算書に表示し、または記録を保存するよう
 に求めることができる。【以下邦訳省略】

他の支払書や支払明細書など所得計算上控除を
 証明できる資料 (documents) を保存するよう
 に求められる。

このように、連邦税法や財務省規則などが納
 税者に帳簿書類等や各種資料の保存を義務づけ
 るのは、IRS に対して納税者が負う正しい租税
 債務を精査・決定できるようにしてやることに
 ある。加えて、課税庁 (IRS) が正しい税額を
 徴収できるようにしてやることにも狙いがある。
 もっとも、財務省規則は、農業所得者や給与所
 得者に対してはより柔軟な帳簿書類等の保存方
 法を認める。とはいっても、これは職業上の特
 性に配慮した措置に過ぎない。アメリカの申告
 納税制度が、納税者の帳簿書類等の保存義務と
 課税庁 (IRS) が正しい税額を精査・決定する
 仕組みとが表裏一体となっていることには変わ
 りがない (規則 § 1.6001-1 (a))。

【表 3】財務省規則 § 1.6001-1 【記録】

財務省規則 § 1.6001-1 【記録】

第 a 項[原則] 本条 b 項に規定する場合を除き、
 本法典サブタイトル A 【邦訳省略】のもとで
 納税義務を負う者、または、所得に関する情
 報申告書を提出する義務を負う者は、その者
 の納税申告書または情報申告書に表記するよ
 うに義務づけられる総所得、所得控除、税額
 控除その他の項目の金額を十分に証明できる
 ように、棚卸資産を含む永続的な会計帳簿ま
 たは記録を保存するものとする。

第 b 項 [農家および給与所得者] 農業から総所
 得を得ている個人および給与、賃金その他提

供した人的役務への報酬からなる総所得を得
 ている個人は、その所得に関してその租税が
 かかる正しい所得金額を税務署長が決定でき
 るように記録を保存しなければならない。た
 だし、個人は、当該所得に関して本条 a 項が
 求めるように会計帳簿または記録を保存する
 ことを要しない。【以下邦訳省略】

第 c 項 [課税除外団体] 【邦訳省略】

第 d 項 [申告書、計算書または記録保存を求め
 る税務署長からの通知書]

税務署長は、いかなる者に対しても、その者
 に対して通知書を送達することにより、当該
 税務署長が法典サブタイトル A のもとでその
 者が納税義務を負うかどうかを決定するに必
 要な申告書を作成する、計算書に表示する、
 または特定の記録を保存するように求めるこ
 とができる。【以下邦訳省略】

第 e 項 [記録の保存]

本条により求められる帳簿または記録は、権限
 ある歳入庁職員が常時検査できるように保存さ
 れるものとし、かつ、その内容が内国歳入法
 の執行に必要な限り保存するものとする。

(2) 調査対象となる申告書の選定方法

納税者が、文書で様式 1040 [連邦個人所得
 税申告書 (Form 1040)] を所管の IRS キャン
 パスに提出したとする。この場合、所管の IRS キャン
 パス、当該キャンパスをカバーする IRS コン
 ピュータセンターが、データを入力処理する。今
 日、電子申告 (e-file) が一般化している。例え
 ば 2021 課税年に提出された個人所得税申告件
 数は約 1,700 万件、うち 90% は電子申告であつ
 た¹⁸。したがって、入力ほぼ自動化されている。

ちなみに、IRS は、年間 2 億 430 万件を超
 える納税申告書および情報申告書 (法定資料)
 を全米 10 か所の IRS キャンパスで処理してい
 る。課税庁 (IRS) には、連邦税法 (IRC) のもと、
 納税者の申告書、帳簿、書類、記録その他関連デー
 タ (帳簿書類等) を検査、調査する権限が付与
 されている (7602 条)。

課税庁 (IRS) は、納税者から申告書の提出
 があつた場合、まず、申告内容が正しいかどう
 かをチェックする。ほとんどの場合、コンピュ
 ータを使った分析で、自動的な選定を行ってい
 る。代表的なものの 1 つに、DIF [識別関数]
 システム (Discriminant inventory function

¹⁸ See the 2020 IRS Data Book with statistical information for 2019 Returns.
https://www.docuclix.com/external/?_y=22465cabfd66a26539f8390e3dc0e8

system) というプログラムがある。このプログラムでは、コンピュータを使い、各申告書の分析し、各申告書に数字のスコア (numeric scores) を付与する。申告書に付与されたスコア数値が高い場合には税務調査対象者に抽出する仕組みである。

この他に自動過少申告者チェック (AUR = Automated underreporter) プログラム、被扶養者チェックデータベース (DDB = Dependent and database)、申告書の自動代理作成 (ASFR = Automated substitute for return program) プログラムなど、調査対象選定をねらいとした多様な調査前コンプライアンスチェック (non-audit compliance check) プログラムがある¹⁹。申告書によっては、手作業で申告内容をチェックし、税務調査が必要かどうかの選定を行うことがある。基礎的なデータチェックを実施した結果「問題あり」としてヒットした申告書については、キャンパス、センター自身が書簡調査を実施する。

(3) 税務調査は書簡調査が中核

IRS のキャンパス、センター段階で合意・解決できなかった納税申告書は、その納税者の所管局である W&I 局ないし SB / SE 局に送られる。IRS の所轄局 (ODs) の調査部門は、申告書内容を再度精査し、必要があるときにはその内容が税法に適合しているかどうかを確認するために税務調査 (質問検査) を実施することになる。

しかし、税務調査対象に選定される申告書は、例年「計算違い (mathematical error)」(例: $2+2=5$) や「記載の誤り (clerical error)」(例: 情報申告書 (法定調書) の記載と納税申告書への記載のミスマッチ) (以下、双方を一括して「計算違い等」という。) を含めると、全申告書件数の 3 分の 2 程度にまで及ぶ。

納税者が提出した申告書の「計算違い等」については、IRS キャンパス、センターは、問題の顧客に対して略式査定通知書 (summary assessment notice / CP 2000 Notice) を送付し、その納税者の同意を得て処理することになっている (IRC6213 条 g 項 2 号)。

このように、今日ほとんどの申告書の

チェックはコンピュータを使って行われる。調査対象に選定された納税者には、書簡調査 (correspondence examination / audit) が開始される²⁰。

ちなみに、書簡調査は、IRS が、被調査者にはじめて事前通知書 (コンタクトレター / ノーティス) を交付する手続にあたる。おおまかにいうと、書簡調査を前提とした事前通知にはパターン A とパターン B の 2 つがある。

【表 4】書簡調査：コンタクトレターと略式査定通知書

パターン A / コンタクトレターによる書簡調査
パターン A は、被調査者に対して書簡 (書状) を交付 (郵送) して通知するものであるが、次の 2 つに分かれる。

- ①照会文書の性格を有するレター (書状) の交付：指摘事項を記載したコンタクトレター。例えば、IRS 様式 [通知書 566 (CG) (Letter 566 (CG))]。一般には「当初通知書 (initial contact letter)」と呼ばれる。
- ②指摘事項の証明資料提出のお願い：IRS 様式 886-A [証拠資料 (Form 886-A : Supporting Documents)] に記載された指摘項目を証明できる資料 (エビデンス) のコピー提出を求める通知書

①様式 [通知書 566 (CG)] (サンプル) (2 頁の 1 頁目)

②様式 886-A [証拠資料] (サンプル)

②には、必要な証拠資料 (エビデンス / Supporting Documents) のコピーの郵送を求めるレター (書状)、または持参して特定の日時に来署依頼、つまり呼出調査 (署内調査) の事前通知書の性格を有するレターがある。

いずれのコンタクトレターも、IRS が納税申告書に記載された数字等を確認を求め、ケースによっては納税者に追加情報や証拠資料を求め

¹⁹ 詳しくは、石村耕治『アメリカ連邦所得課税法の展開』・注 10、347 頁以下参照。

²⁰ See, IRS, Understanding Your CP2000 Notice <https://www.irs.gov/individuals/understanding-your-cp2000-notice>

る場合に使われる照会文書である。これらコンタクトレターは、郵便を使って行われる。

パターン B / 略式査定通知書による書簡調査

略式査定通知書 (Summary Assessment Notice) は、納税者が提出した申告書の記載ミスが法令に定める「計算違い等」(IRC 6213 条 g 項 2 号) にあたると見られる場合で、IRS が正しい税額案を示して、納税者がその修正案に同意するように求めるときに、納税者に送付される。通称で、「IRS CP 2000 Letter」、「CP 2000 Notice」と呼ばれる。

● CP2000 通知書 (サンプル) 内国歳入法典 (IRC) (2 頁の 1 頁目)



は、IRS が「計算違い等」があるとの理由で、納税者に略式査定通知書 (CP 2000 Notice) を発して、自発的な訂正を求めることを認め、正式な査定通知 (SNOD) を不要、適用除外 (math error exception) とする規定を置いている (6213

条 g 項 2 号)。

● 「計算違いまたは記載の誤り」とは

- ・ 申告書に記された計算違い
- ・ 別表の不正確な利用
- ・ 申告書への誤りの記載
- ・ 申告書への必要な証明情報の記載漏れ
- ・ 法定限度額を超える所得控除額または税額控除額
- ・ その他

この規定のもと、納税者は、IRS から「計算違い等」にあたる旨の説明 (理由) を記載した略式査定通知 (CP 2000 Notice) を受けた場合、それに同意したうえで自主的な訂正に応じるか、応じないで通常の税務調査手続に入るか、または、苦情の申出をしたうえで IRS が用意した処理手続を取るかを選択できる。

このようなパターン A か、パターン B²¹ のいずれかの方法により、納税者と IRS との間での

文面 (書簡) のやり取りで双方が最終合意に達することが多い。今日、IRS の全調査件数のおおよそ 75% がこの書簡調査で事案の終結にいたっている。

この段階で決着がつかないとする。この場合には、IRS は納税者に事前通知をしたうえで、合意した期日に呼出面談調査 (office-examination / audit, face-to-face interview / audit)、または実地調査 / 臨場調査 (field audit) が実施することになる。実地調査 / 臨場調査に先立っては、必ず事前通知書 (コンタクトレター) の送付が行われる。原則として事前通知のない抜き打ち調査 (surprise audit) はない。

書簡調査、呼出面談調査、実地調査 / 臨場調査において、調査官は、IRS のクライアントである納税者や納税者の取引先、関与専門職などに対するお尋ね / 資料せん提出のお願い (IDR=Information Document Request) を発付して証明資料の提出を求める。とりわけ電子帳簿を採用する企業納税者には資料せんの電子媒体による提出を求める。しかし、クライアントがお尋ね / 資料せん提出のお願い (IDR) に自発的に応じないとする。この場合には、IRS はさらに行政召喚状 / サメズ (Summons) を発付して必要な資料の提出を求める。しかしそれでもカスタマーが応じないとする。この場合には、連邦地方裁判所に行政召喚状 / サメズの強制を求める手続に入ることになる。被調査者であるカスタマーは、この訴訟に参加できる。理由をあげて IRS の召喚状 / サメズの無効を申立てて、争うことができる。

所得課税、とりわけ給与所得稼得者や小規模事業者を中核とする個人所得課税の分野では、税務調査手続において、紙 / 文書中心の実務が続いている。若いも若きも、申告納税、自発的納税協力を求められ、IRS による書簡調査がゆるぎない地位を占めている。従来からの紙 / 文書媒体、現実空間 / リアル空間での税務調査手続や手法が花盛りである。電磁的記録 / 電子データ、ネット空間 / サイバー空間を利活用した税務の

²¹ ちなみに、納税者がこの通知に回答しない、または納税者と IRS が合意に達することができない。こうした場合、IRS は納税者に仮不足額通知書 ((proposed notice of deficiency / preliminary notice of deficiency)、通称「30 日レター (30 day letter)」)、続いて正式不足額通知 (SNOD=statutory notice of deficiency)、通称「90 日レター (90-day letter)」を送付するという型どおりの手続を取るようになる。納税者は、90 日以内に通知された不足税額を納付するか、またはいくつかの司法審査の途の一つを選択して争いを継続することができる。

話など、まるで別世界のこのように見える。

(4) 不適切記録通知書の送付

納税者は、申告納税制度のもと、税法に基づいて適正な申告を行うように求められる。加えて、納税者は、帳簿や記録などが「内国歳入法の執行に必要 (material)」とされる限りにおいて (規則 § 1.6001-1 (e))、それらを適正かつ安全に保存するように求められる。すなわち、適正な記帳を行い、帳簿書類等を保存するのを義務づけられている。

一方、課税庁 (IRS) は、納税者の記帳・帳簿書類等の保存水準に問題があり、連邦税法 (IRC) または財務省規則に定める基準を遵守していないと判断したとする。この場合、課税庁 (IRS) は、問題の納税者に対して「不適切記録通知書 (Letter 979 / IRN=Inadequate Records Notice)」を発することができる (規則 § 1.6001-1 (e) ; IRM 4.24.18.15.4. / 4.1.1.6.10 Inadequate Records Notice)。

課税庁 (IRS) が発する不適切記録通知書 (IRN) には、次の3つがある。

【表 5】 不適切記録通知書

① IRS レター 987 [不適切記録通知書 (Notice of Inadequate Record)]

【通知書送付の理由】 求められる正確な記録および記録保存義務違反への制裁について告知すること。

② IRS レター 979 [不適切記録通知書 (Inadequate Record Notice)]

【通知書送付の理由】 ① 納税者が行った申告が税務調査の対象に選定されたこと。② IRS は、納税者が提出した申告書の記録からは所得や経費控除を確認することができないこと。③ 納税者の記帳が不十分であり、納税者は記帳水準を改善する必要があること、およびどのように記帳水準を改善するか説明を求められていること。
【納税者の対応】 IRS から求められた情報を提供すること。

【対応期間】 通知書を受け取ってから 180 日以内

③ IRS レター 1022 [不適切記録追跡調査通知書 (Inadequate Record Notice Follow-up)]

【通知書送付の理由】 ① 納税者が行った申告を税務調査したこと。② IRS は、納税者が提出した申告書の記録からは所得や経費控除を確認

することができなかったこと。③ IRS はレター 979 を納税者に送付し、6 か月以内に記帳水準の改善を求めたが、納税者に記帳水準に十分な改善がみられなかったことから、レター 1022 を受け取ってから 15 日以内に改善策を IRS に提出するように求めること。

【対応期間】 通知書を受け取ってから 15 日以内

【対応がない場合】 罰則が科される。

納税者は、不適切記録に基づいて納税申告をした場合で、不正を問われたときには、過少と判断された税額に 75% の加算税が課される (IRC6663 条 a 項)²²。一方、故意に記録を保存しなかった行為に対しては、1 年以下の拘禁刑、もしくは 2 万 5,000 ドル以下 (法人の場合は 10 万ドル以下) の罰金または双方が併科される (IRC7203 条)。

また、納税者の記帳・帳簿書類等の保存水準に問題があり、課税庁 (IRS) が、実額による適正な税額を確定できない場合には、推計課税 (method of reconstruction of income, income estimation method) が行われることもある²³。

なお、課税庁 (IRS) が、納税義務があると思われるのに納税者から自発的な申告書の提出が期待できないとする、この場合、IRS が第三者から入手した情報などを使い申告書を代理作成 (substitute for return) し、それに基づき決定処分をすることができる (IRC6020 条 b 項)。すでにふれたように、IRS は無申告者 (non-filer) の申告書の代理作成 (決定処分) に、申告書の自動代理作成 (ASFR) プログラム (Automated Substitute for Return Program) を利用している (IRM 5.18.1 (March 11, 2020))。

3 連邦税務行政における税務調査実務

行政主導で進められているアメリカの電子帳簿書類保存規制は、税務調査法制と連動する形で進められているモデルである。連邦財務省や IRS は、次々とレベニュープロシージャやレベニュールーリング、いわば「行政立法」を發出して、規制の仕組みづくりをした。しかし、もう一方の税務調査法制づくりの担い手は、連

²² See, e.g., Bahoric v. Commissioner, 363 F.2d 151, at 154 (9th Cir. 1966) .

²³ See, Note, 'IRS' s Choice in Method of Reconstruction Income, Fed. Tax Coordinator, G-2910 (2d. ed., 2021) .

邦議会である。保存規制を引っ張っていくはずの調査法制の方は古色蒼然としている。大きな変革の兆しは見られない。むしろ、調査法制が深化する保存規制に引っ張られている感じがする。

連邦課税庁（IRS）は、調査対象を選定できれば、被調査者に自発的納税協力を求め、さまざまな形で任意調査を続ける。しかし被調査者全員が協力的とは限らない。場合によっては、司法の手を借りて、召喚状／サメズの強制執行もしなければならない。そして被調査者に租税ほ脱が疑われる場合には、次のステップに移る。租税犯則調査・査察の実施である。こうしたシナリオも以前とまったく変わらない。

これまでみてきたように、大部分の連邦の課税処分のための調査は、書簡調査で終わる。実地調査／臨場調査はかなり例外的になっているようにも見える。これは、アメリカの所得課税では、わが国のような年末調整（the year-end adjustment procedures）のなく、給与所得者はほぼ全員が確定申告を要する仕組みであることにも原因がある。また、いわゆる「給付つき税額控除」、正確には「勤労所得税額控除（EITC=earned income tax credit）」を導入し、税制を複雑怪奇にしていることにも原因があるだろう。「申告書への記入ミス・計算誤り」のような、いわば「軽微な申告漏れ」が大量に発生していることへの積極的な対応の結果と見て取れる。書簡調査比率の高さを申告納税制度の「副反応」とみるのは稚拙である。コロナワクチンの副反応と同視するわけにはいかない。

税務調査を不要とするために、アメリカでも記入済み申告書（pre-filing income tax system）導入し解決しようという動きはある。しかし、アメリカにおける申告納税制度に対する信仰心は厚い。また、電子申告ソフトウェアを開

発販売する業界からの強い反発もある。2005年に、カリフォルニア州が州所得税について「レディリターン（ReadyReturn / 既製申告）」などの試行をしたことはある。しかし頓挫し、本格稼働にはいたらなかった。また、連邦議会にも記入済み申告書制度導入のための議員立法案（例えば、納税申告簡便化法（Tax Filing Simplification Act of 2016）が何度も上程されている。しかし申告納税制度を信仰する守旧派の抵抗にあい、日の目をみるにいたっていない²⁴。

一方で、税務調査対象の選定プロセスは、効率化し、ヒット（的中）率が格段に向上してきている。AI（人工知能）やアルゴリズム（自動処理手順）などを駆使し深化し続けている証拠である。納税申告や情報申告（法定調書）の電子化（e-file）も拡大している。こうした流れを織り込んで考えると、「書簡調査」比率の高さは、IRSの電子対応が難しいクライアント層への「紙対応」の結果とみることもできる。

ここで、書簡調査の所在を確認するためにも、税務調査の分類や進行プロセスについておさらいしておきたい。

（1）課税処分のための調査の分類

IRSの課税処分のための調査（civil audit）は大きく次の3つに分けられる²⁵。これらのうち書簡調査についてはかなり深く点検してきた。そこで、残り2つも織り込んで調査のすみ分けについて手短かにまとめてみる。

【表 6】 課税処分のための調査の分類

①書簡調査

書簡調査（correspondence examination / audit）は、税務検査官（Tax Examiner）[2019年年4月現在定員969人]が、調査対象に選定された納税者を対象に書状（文書）の

²⁴ アメリカでの記入済み申告書制度導入論議について詳しくは、拙論「AI 税務と税務専門職の将来像を展望する～税務のスマート化とタックスプライバシー」国民税制研究5号（2019年）66、87頁以下参照。

²⁵ IRS, Updates on Audits (Updated: 21-Jul-2021) . IRSにおいて税務調査を実施する担当者は、いくつかに分類できる。書簡調査／お尋ね（correspondence examination / audit）を中心に実施する税務検査官（Tax Examiner）、呼出面談調査（office audit, face-to-face interview / audit）を実施する税務コンプライアンス官（TCO=Tax Compliance Officer）、実地調査／臨場調査／現況調査（field audit）を中心に行う歳入調査官（RA = Revenue Agent）、犯則調査・査察を実施する特別調査官（SA=Special Agent）。他に、歳入官（RO=Revenue Officer）という、税の徴収を専門に担当する職員がいる。徴収官（Collection Officer）とも呼ばれる。歳入官／徴収官は、納税者に情報提供を求める場合、法人には、様式9297 [納税者へのお尋ね概要書（Form 9297: Summary of Taxpayer Contact）]を使う。一方、個人には様式433-A [給与所得者・自営業者への徴収情報提出のお願い（Form 433-A Collection Information Statement for Wage Earners and Self-Employed Individuals）]を使う。

交付(郵送)をもって開始する。書簡調査の場合、IRSは、おおむね次の3つ選択ができる。

- ①指摘事項についてIRSが第三者資料を使って更正した金額を示したコンタクトレター(initial contact letter / 例えばLetter566(CG)を発して照会し、確認・納付する回答を求める。
- ②コンタクトレター(Form 886-A)を発し、指摘項目を証明できる証拠資料(supporting documents / エビデンス)の提出を求める
- ③勤労所得税額控除(EITC)などについて申告内容に「計算ミス」などがある場合、IRSはコンタクトレター(Form 886-A)を発し、IRSが正確な税額案を示して、納税者がその修正案に同意するように求める

こうした書簡の交換で納税者とIRSとが合意に達することが多い。2018課税年を例にすると、書簡調査が全税務調査件数の75%程度を占める。

②呼出面談調査

呼出面談調査(office examination / audit, face-to-face interview / audit)は、書簡調査では解決できない場合に、税務コンプライアンス官(TCO=Tax Compliance Officer) [19年4月現在定員572人]が、お尋ね/様式4564[資料せん提供のお願い(IDR=Information Document Request)]、さらには召喚状/サメズを送付して実施する。

③実地調査/臨場調査

実地調査/臨場調査/現況調査(field audit)は、歳入調査官(RA=Revenue Agent) [19年4月現在定員6,463人]が、IDF、さらには召喚状/サメズを送付して実施する。

②呼出面談調査や③実地調査/臨場調査は、とりわけ、企業納税者やその取引相手などがターゲットになることが多い。②呼出面談調査では、IDR、さらには召喚状/サメズを送付して納税者に来署依頼をし、その際に指摘事項を証明できる帳簿書類等(エビデンス/証拠資料)の提出・持参を求めるのが一般的である。企業納税者が帳簿書類等を電子データで保存しているとする。この場合には、証拠資料として保存している当該電子データのバックアップファイル/オリジナル電子データファイルの持参または、郵送もしくは電子メールに添付して提出を求める形になる。

この段階にいたってはじめて、アメリカの電子帳簿書類保存規制は、税務調査法制と連動(リンクage)することになる。IRSやそのカスタマーが、「紙対応」から「電子対応」の仕組みをつくり続けてきた成果が生かされ、活躍の舞台

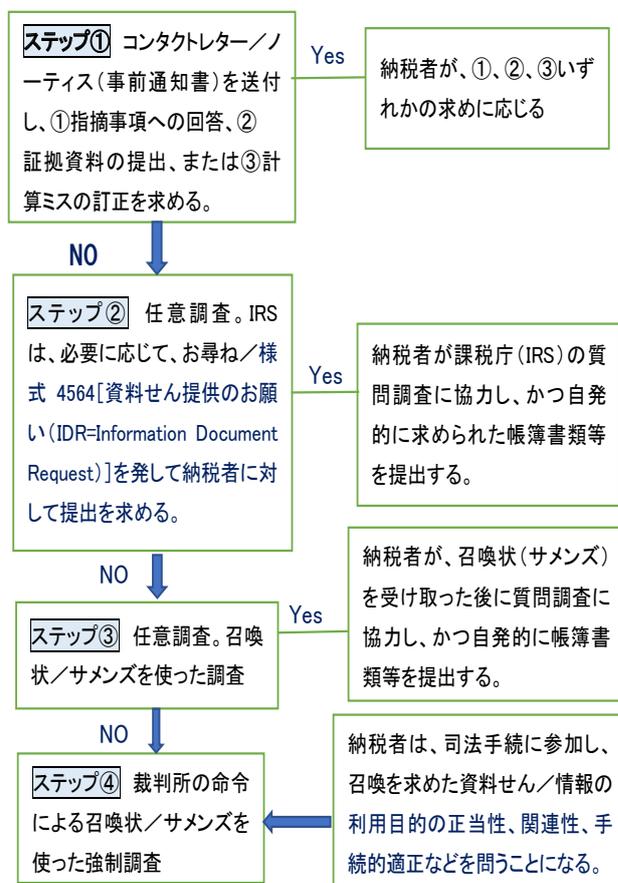
をイメージできることになる。

(2) 課税処分のための調査プロセス

連邦課税庁(IRS)による連邦の民事(行政)の税務調査(課税処分のための質問検査)は、おおまかにいうと、次のようなプロセスで進行する。まず、IRSは、純粋な任意調査の形で、納税者(その取引先などを含む。「納税者等」、「カスタマー」ともいう。以下同じ。)に対して質問検査の実施する手続に入る(IRC7601条)。

すでにふれたように、この進行プロセスを簡潔にチャートで示せば、次のとおりである。

【表7】IRSによる課税処分のための調査進行プロセス



IRSは、以上のようなプロセスを通じて、課税処分のための税務調査の一環として納税者等(カスタマー)に対して資料(帳簿書類等)の提出を求めることになる。このプロセスでの手続は、紙/文書媒体での提出の場合も、電磁的記録/電子データでの提出の場合も、基本的には同じである。

(3) お尋ね/資料せん提出のお願い(IDR)とは何か

IRSは、コンタクトレター/ノーティス(事

前通知書)を送付し、①指摘事項への回答、②証拠資料の提出、または③計算ミスの訂正を求める。給与所得者や年金所得者などのケースではほとんど、こうしたIRSの求めに応じることで一件落着となる。しかし、零細事業者を含む企業納税者の場合は、すんなりいかないことも多い。もめた場合、IRSは、必要に応じて、お尋ね/様式4564 [資料せん提供のお願い (IDR=Information Document Request)] を発して納税者に対して提出を求めることになる。IRSは、ケースによっては、必要に応じて納税者本人だけでなく、その取引先や銀行などIRSの「カスタマー」に対して、さまざまな資料せんの任意提出を求める。その場合にIRSが使用するフォーム(様式)が、お尋ね/様式456 [資料せん提出のお願い (Form 4564: IDR=Information Document Request)] である²⁶。

「資料せんの電子データ提出のお願い」の場合のサンプルをあげると、次のとおりである。

●様式 4564 [資料せん提出のお願い (IDR) / CD-ROM等] [サンプル]

伝統的な紙/文書での提出の場合も、電磁的記録/電子データでの提出の場合も、基本的には同じフォーム/様式 [4564: Form 4564: IDR] を使って、カスタマーに協力を求めることになる。

ただ、前記の様式4564 [資料せんの電子データ提出のお願い] のサンプルを見ればわかることがある。それは、カスタマーがIRSの電子媒体を携帯用保存装置 (PSD=Portable Storage Devices) に入力して提出に応じる際の電子帳簿書類等のバックアップファイル/オリジナル電子データファイルのフォーマットの指定などの特記事項 (MEDIA) があることである。

(4) IRSの召喚状/サメズとは何か

IRSは、納税者等(カスタマー)にお尋ね

／資料せん提出のお願い (IDR) を送付しても、カスタマーの自発的な協力が得られないとする。この場合には、②行政召喚状/サメズ (summons) を発付・送達して調査に協力を求める (IRC7602条・7603条)。IRSは召喚状/サメズを発付してカスタマーに協力を求めるだけである。当然、召喚状調査へのカスタマーの協力が得られないこともある。

この場合、③IRSは、連邦地方裁判所 (U.S. District Courts) または連邦治安判事 (U.S. Magistrate) から命令を発してもらって行政召喚状の強制執行ができる (IRC7604条)²⁷。

【表8】IRSが発付する行政召喚状/サメズとは何か

- IRSは、裁判所の介在なしに行政召喚状/サメズ (administrative summons) を発することができる。しかし、当該召喚状/サメズを受け取った納税者等 (IRSのカスタマー) が、自発的に協力しない場合には、IRS独自にその召喚状/サメズを強制的に執行はできない。このことから、納税者等 (カスタマー) の自発的な協力が得られない場合には、その執行を連邦地方裁判所へ求めなければならない (IRC 7604条)。
- IRSは、裁判所 (連邦地裁) に対して、納税者等 (カスタマー) がIRSの求めた帳簿書類等を持参のうえ出頭要請に応じる命令を発するように求める。この場合、IRSは、裁判所に対して利用が推定「善意 (good faith)」である旨を示さなければならない。一般に、「パウエル要件 (Powell requirements)」と呼ばれる、次の4つを立証するように求められる (Powell v. U.S., 379 U.S. 48 (1964))。

●パウエル4要件とは

- ①召喚状/サメズは、正当な法的目的に基づいて発せられていること。
- ②求められた情報は、当該目的に関連しているまたは関連していると思われること。
- ③求められた情報は、すでにIRSが占有していると思われるものでないこと。
- ④内国歳入法典 (IRC) に定められた適切な行政手続を踏んでいること。

• 召喚される納税者等 (カスタマー) は、4要件を充足していない旨を申し立て、反論するこ

²⁶ わが国税庁も「一般取引資料せんの光ディスク等による提出について」のアナウンスメントを行っている。

²⁷ 詳しくは、石村耕治『アメリカ連邦所得課税法の展開』注7、367頁以下参照。Harris Bonnette, Jr., 'The IRS and Their Pesky Summonses: A Primer on Enforcement and Common Defenses,' 90-DEC Fla. B.J. 36 (Dec., 2016) .

とができる。しかし、召喚される納税者等は、その反論が認められない場合には、その召喚状／サメズへの執行に応じる義務が生じる。納税者等（カスタマー）が裁判所の召喚状／サメズへの強制執行命令に応じない場合には、裁判所侮辱罪（contempt of court）で処罰され、罰金もしくは拘禁刑または併科される。

- ・納税者等（カスタマー）は、IRSの召喚要請に応じ、IRSの事務所内あるいは納税者等（カスタマー）の事業所などで面談に応じる場合、自身の選択で公認された代理人（弁護士、CPA、登録税務士（EA）など）を依頼し、立会いを求めることができる。
- ・納税者等（カスタマー）は、原則として面談の10日前に文書であらかじめIRSに通知して、面談内容の音声録音をすることができる（IRC 7521条a項）。

連邦地裁は、IRSが召喚状／サメズを発付した目的、手続の適正性、さらには禁止される不必要な調査ではないかどうか（IRC7605条b項）などを精査したうえで命令を発する。この場合、納税者等（カスタマー）も訴訟に参加して反論できる。納税者等は、連邦地裁（連邦治安判事も含む。以下同じ。）の命令に不服な場合、連邦控訴裁判所（U.S. Courts of Appeals）へ控訴、さらには連邦最高裁（U.S. Supreme Court）に上告できる。連邦地裁で結審し、同地裁がIRSの召喚状／サメズへの執行を認め、納税者等にIRSの召喚状／サメズに従うように納税者等に命令を発付したとする。それにもかかわらず、納税者等がこれに応じないとする。この場合、納税者等は、裁判所侮辱罪（contempt of court）に処される可能性がある（IRC7604条b項）。加えて、当該納税者等が、出頭、帳簿書類等の提出などを怠った場合には、1000ドル以下の罰金もしくは1年以下拘禁刑または併科に処せられる可能性もある（IRC7210条）。

(5) 反面調査でのお尋ね手続の適正化

連邦の電子帳簿書類等の保存規制は、行政主導で、税務調査手続と連動する形で進められてきていることについてはすでにふれた。学問上税務調査手続は、大きく「課税処分のための調査」、「滞納処分のための調査」、「租税犯則調査・査察」に分けられる。しかし、アメリカ連邦の調査手続は、必ずしもこうした区分が鮮明ではない。IRSによる召喚状／サメズへの発付・司

法強制などの手続も、課税処分のための調査の場合も徴収処分の場合も同じ条文に基づいており、ほぼ変わらない。

しかし、連邦税法（IRC）は、税務調査の対象（カスタマー）については、大きく、次の3つに分けて規定しているのが特徴である。すなわち、①納税者本人（taxpayer contact）、②第三者（third-party contact）、そして③第三記録保有者（third-party recordkeeper contact）の3つである。①は「本人調査」、そして②・③は「反面調査」である。連邦税法は、それぞれにつき、手続保護の度合いを調整、差別化している。

IRSによる②反面調査で第三者に対するお尋ね／資料せん提出のお願い（IDR）や召喚状／サメズへの発付手続がずさんであるとして、しばしばやり玉にあげられてきた。納税者本人の信用やプライバシーをむしばむような形で実施されているとして、納税者や税務専職の間でしばしば批判を浴びてきた。そこで、ランプ前政権は、連邦議会に諮り、IRSのカスタマーのうち、②第三者コンタクト（third-party contact）に対する手続上の保護を強化する法改正に動いた。

連邦議会は、その改正を、2019年税制改正法である「納税者ファースト法（TFA=Taxpayer First Act of 2019）」のなかには盛り込む形で実現させた。具体的には、納税者の取引先や納税者が従業者である勤務先の企業、納税者が就学する大学などへの反面調査（TPC=third-party contact）手続への納税者本人（taxpayer）を参加させる形を取った。すなわち、この改正で、課税庁（IRS）は、原則として、反面調査（TPC）に先立つ少なくとも45日前に納税者本人に事前通知をしなければならなくなった（IRC7602条c項・7609条c項）。加えて、課税庁（IRS）は、定期的にはまたは納税者本人の求めに応じ、反面調査の結果を提供しなければならなくなった（財務省規則§ 301.7602-2（e）、IRM25.27.1 [第三者コンタクトプログラム（Third-Party Contact Program）]）。この改正手続は、2019年8月16日から施行された。

ちなみに、この反面調査にかかる納税者本人への事前通知手続は、銀行や金融機関、弁護士・会計士・登録税務士などの専門職のような③第三記録保有者（third-party recordholders）には適用にならない（IRC7603条b項・

7609条c項)²⁸。裁判例によると、第三者電子メールプロバイダーは第三記録保有者にあたりとされる²⁹。

【表9】トランプ前政権下でのIRSの反面調査手続改革の概要

《税法改正のポイント》

①連邦課税庁 (IRS) は、納税者の課税処分や滞納処分をするにあたり、納税者本人に対する調査に加え、納税者の取引先など第三者に対する反面調査・照会 (TPC=Third Party Contacts) を実施することが少なくない。

②従来から、IRSは、反面調査 (TPC) を実施する場合、納税者本人には、事前通知 (pre-contact notice) として、IRSが発行するパンフ『納税者としてのあなたの権利 (Your Rights as a Taxpayer)』 (Publication 1) を配付することで、手続的には十分である、としてきた。

ちなみに、このパンフでは、反面調査 (TPC) について、次のように記述するのみである。

《第三者への接触可能性》

「一般に、IRSは、あなたやあなたの正式に委任を受けた代理人と直接に折衝をします。しかし、わたしたちIRSは、あなたが提供できなかった情報を必要とする場合やわたしたちIRSが受け取った情報が正しいのかを確かめたい場合には、ときおり、他の人たちと話し合いをもちます。例えば、隣人、銀行、雇用主もしくは従業員のような人たちとの接触です。この場合、通例、これらの人たちに、あなたの氏名のような、限られた情報を知らせる必要があります。法律は、わたしたちIRSが求めている情報やある情報の裏づけを取るに必要な範囲を超えてあなたの情報を開示することを禁じています。わたしたちIRSは、あなたの事案に関係が及ぶ他の人たちにも接触を広げる必要があります。わたしたちIRSがこれら他の人たちと接触している場合、あなたは、これら接触先の一覧を求める権利を有しています。あなたは、電話、文書、または対面で、その請求をすることができます。」

③納税者や税務の専門職界は久しく、反面調査 (TPC) による納税者のプライバシー権の侵害 (infringement of taxpayer privacy rights) や信用失墜 (loss of taxpayer's reputation)

の危険性を問題視してきた。

④裁判所もIRSが第三者に対してお尋ね/資料せん提出のお願い (IDR) や召喚状/サメズを出す前に納税者本人にその旨を通知しないのは、「反面調査の前に納税者が自発的に当該第三者とコンタクトして問題解決をはかり信用失墜を防ぎ機会を奪うものあり、納税者の権利利益の侵害 (prejudice) にあたる」と判示している (U.S. v. John Jillson, (DC FL, 1999) 84 AFTR 2d. 99-7155)。

⑤また、他の裁判所は、反面調査の際に事前通知として、調査対象者にIRSが発行するパンフ『納税者としてのあなたの権利』を配付するだけでは不十分としている (J.B. v. U.S., 916 F.3d 1161 (9th Cir, 2019))。

⑥こうした声を汲み取り、連邦議会は、2019年の税制改正法である納税者ファースト法 (Taxpayer First Act of 2019) 案を通過させた。そして、2019年7月1日に当時のトランプ大統領の署名を得て、その一部は2019年8月16日に発効した。この税制改正法は、いわば「トランプ版納税者権利章典法」である。中身は多様であり、発効時期も項目により異なる。

⑦2019年8月16日に発効した主要な改正の1つは、IRSが行政召喚状/サメズ (summons) を発付する際の要件の厳格化である。加えて、IRSが反面調査 (TPC) を実施するに先立ち、納税者本人 (税務代理人がいる場合にはその代理人を含む。以下同じ。) にその旨を事前に通知するように義務づけたこと (Advance Notification to the Taxpayer) である。

⑧この改正を通じて導入された反面調査 (TPC) の際の納税者本人への事前通知 (pre-contact notice) の厳格化により、IRSは、調査期間 (ただし、1年を超えてはならない。) を定めて財務省規則 (TR = Treasury Regulation) にいう反面調査 (TPC) (§ 301.7602-2 (b)) を実施するに先立つ45日前までに納税者本人に、対面 (口頭) または文書送付の形で通知をするように義務づけた (内国歳入法典/IRC 7602条c項1号)。税務実務上、IRSは、納税者本人に対して、レター 3164 [反

²⁸ See, Note, 'IRS Changes Its Third-Party Contact Procedures,' 131 J. of Tax. (Oct. 2019). Note, 'Notice to Taxpayer of Third-Party Contacts,' 34 Am. Jur. 2d Federal Taxation (Nov. 2020); Robert E. McKenzie, 'IRS Collection Procedures: Enhanced Privacy Rights, 1 Rep. before Collection Division of IRS,' (March 2020); Note, 'Prohibition Against IRS' s Contacting Third Parties for Information about a Taxpayer without Meeting Taxpayer Notices Rules,' Fed. Tax Coordinator (2d.) (Nov. 2020).

²⁹ See, Maxcrest Limited v. U.S., 205 F. Supp. 3d 1099 (N.D. Cal. 2016), order affirmed 703 Fed. Appx 536 (9th Cir. 2017).

面調査通知書 (Letter 3164: Notification of Third Party Contact)] を送付し、事前通知 (pre-contact notice) を行う。

- ⑨税務調査の関する一般的なルールとして、従来から IRS は、原則として本人調査を実施することなしに反面調査 (TPC) は実施しないことにしている (IRM 4.11.57.2-5 (07-20-2020))。このことから、IRS は、反面調査 (TPC) の実施に先立ち、納税者本人にお尋ね／様式 4564 [資料せん提出のお願い (Form 4564: Information Documents Request)] を郵送し、まず納税者本人から必要な情報入手する手続を取らなければならない (IRM 4.11.57.21-1)。

その後、IRS の調査官は、納税者本人から提供された情報だけでは不十分で、反面調査 (TPC) が必要であると判断したときには、最初の反面調査 (TPC) の実施に先立ち、反面調査先に事前に反面調査通知書 (Notice of Contact of Third Parties) を送達する。ただし、反面調査対象者への報復のおそれがあると信じる正当な理由がある場合 (IRC 7602 条 c 項 3 号 B、財務省規則 § 301.7602-2 (f) (3)) には、レター 199 [情報請求のための反面調査書 (Letter 1995: Third Party Contact Letter to Request Information)] を郵送する (IRM 4.11.57.2-4 Note)。

反面調査通知書を送達する場合、IRS の調査官は、その通知書に納税者からすでに提供を受けた情報を証明する必要がある旨を記す必要がある。IRS の調査官が反面調査通知書を発する場合には、次の 3 つの要件を充たす必要がある。

- ①納税者本人に対する反面調査 (TPC) を実施する旨の事前通知 (pre-contact notice) をすること。
- ②各反面調査先の記録
- ③納税者本人に対し反面調査先リスト (post-contact) を提供すること。

- ⑩反面調査 (TPC) の際の納税者本人への事前通知 (pre-contact notice) の厳格化により、IRS は、対面 (口頭) での通知の場合はその日から、一方文書通知の場合には送達の日から 10 日経過した日から、45 日後でないと反面調査 (TPC) を実施することはできなくなった (IRM 4.11.56.4)。この 45 日は、いわば納税者に与えられた `再考期間、である。この期間内に、納税者は、自発的に IRS に協力し、エビデンスを提示して、取引の相手方に迷惑のかかり、信用を傷つけかねない反面調査 (TPC) を不要とすることができる。連邦議会は、この改正の理由を、納税者は、IRS との自発的納税協力を深化させることで、不要な反面調査 (TPC) による取引先との関

係悪化や信用失墜、プライバシーの露呈を避けることができる、と説明している (IRM 4.11.57.2-3)。

- ⑪納税者への事前通知 (pre-contact notice) は、反面調査先が、隣人、雇用主もしくは従業者などである場合にも、必要になる (IR-2000-8, 2 / 14 / 2000)。例えば、IRS は、納税者が提出した給与所得の源泉徴収票 (Form W-2) に疑問があり、その納税者の雇用主に給与や源泉税情報を照会したいとする。この場合には、その納税者に反面調査 (TPC) の事前通知をしなければならない。もちろん、納税者本人が雇用主に対する照会に同意しているときには、その限りでない (IRC 7602 条 c 項 3 号 A、財務省規則 § 301.7602-2 (f) (1)、IRM 4.11.57.4.2-1)。なお、現在その納税者との雇用や委任等の関係にある従業者、役員、信任義務を負う者などは、第三者にはあたらない (財務省規則 § 301.7602-2 (c) (2) (i) (C))。反面調査 (TPC) に関し納税者本人への事前通知は、すでにふれたように口頭 (対面) または文書で行うことができる。

- ⑫ IRS は、反面調査 (TPC) を実施した場合、その期間内 (ただし、1 年を超えてはならない。) に照会・調査した者の記録 (post-contact record)、いわゆるアクセスログを定型の書式／様式 12175 [第三者コンタクト報告 (Form 12175: Third Party Contact Report)] を使って記録を残し、定期的にまたは納税者の求めに応じて、納税者本人に提供しなければならない (IRC 7602 条 c 項 2 号)。ただ、現在のところ財務省規則 (TR) は、定期的な情報提供の方法については具体的な規定を欠いている。納税者の求めに応じた反面調査先の情報の提供方法について規定するに留まる (財務省規則 § 301.7602-2 (a)、IRM 4.11.57.4 (07-20-2020))。

- ⑬納税者本人への事前通知 (pre-contact notice) と反面調査先の情報提供 (報告 / post-contact record) は、次の場合には適用されない (IRM 4.11.57.4.2-1)。

- ①納税者本人がその反面調査・照会 (TPC) に同意している (authorized by taxpayer) 場合 (IRC 7602 条 c 項 3 号 A、財務省規則 § 301.7602-2 (f) (1)、IRM 4.11.57.4.2.1)
- ② IRS が納税者本人への事前通知により租税の徴収が危険に陥る (collection jeopardized) と信じる正当な理由がある場合 (IRC 7602 条 c 項 3 号 B、財務省規則 § 301.7602-2 (f) (2)、IRM 4.11.57.4.2.2)
- ③ IRS が、納税者本人への事前通知により反面調査対象者が報復 (reprisal) を受けると信じる正当な理由がある場合 (IRC 7602 条 c 項 3 号 B、財務省規則 § 301.7602-2 (f) (3)、IRM 4.11.57.4.2.3)

- ④ 犯則調査 (pending criminal investigation) 中の反面調査 (TPC) の場合 (IRC 7602 条 c 項 3 号 C、財務省規則 § 301.7602-2 (f) (4)、IRM 4.11.57.4.2.4)
- ⑤ 政府機関 (government entities) に対する照会の場合 (財務省規則 § 301.7602-2 (f) (5)、IRM 4.11.57.4.2.5)
- ⑥ 機密情報提供者 (confidential informants) への照会の場合 (財務省規則 § 301.7602-2 (f) (6)、IRM 4.11.57.4.2.6)
- ⑦ 裁判手続にかかわる照会 (non-administrative contacts) の場合 (財務省規則 § 301.7602-2 (f) (7)、IRM 4.11.57.4.2.7)

(6) 召喚状／サメズ発送手続のデジタル化

連邦所得課税は自主申告納税制度のもとにある。連邦課税庁 (IRS) は、申告内容に納得できなければ税務調査を実施する。調査の対象となるのは、IRS のカスタマーである「納税義務者や源泉徴収義務者」、取引相手、第三記録保有者 (納税者等) である。IRS の調査は、これらカスタマーの自発的納税協力をもとに実施される。つまり、すでにふれたように、カスタマーの協力具合に応じて、コンタクトレター／ノーティス、お尋ね、任意の召喚状／サメズを郵送して進められる。

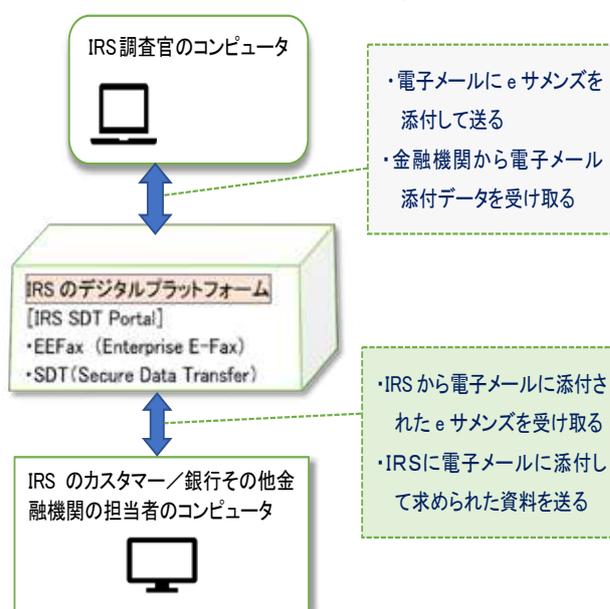
納税者等 (カスタマー) から自主的な協力が得られない段階にいたってはじめて IRS は裁判所を介した強制的な召喚状／サメズを使った調査に入れることになる。こうしたシナリオは、紙／文書に対する税務調査の場合も、電子データに対する調査の場合も基本的には変わらない。

ただ、近年、IRS には、税務行政のデジタル化の一環として、召喚状／サメズを使った調査をデジタル化／ネットワーク化しようとする動きがある。「e サメズ／電子召喚状プロセス (eSummons Process)」プログラムである³⁰。

これまで IRS は、法令に従い (IRC7603 条 b 項 1 号)、紙／文書媒体の召喚状／サメズを、IRS のカスタマーである納税者や取引先、銀行などの住所地あてに、書留郵便または内容証明郵便で送達してきた。

このプログラムは、こうした従来からの送達手続をオンライン化しようというものである。インターネット上の構築されたセキュリティの高い IRS の専用線 SDT (Secure Data Transfer)³¹ システムを使い、ネット上に構築したデジタルプラットフォーム (ポータルサイト) を介して、サメズ／召喚状のやり取りをする電子手続に変えるプログラムである。

● IRS の e サメズプロセス・プログラムのイメージ



IRS は、2018 年に、③ 第三記録保有者 (third-party recordkeeper contact) のカテゴリーの 1 つである銀行その他の金融機関を対象に試行 (パイロット計画) を実施している³²。

³⁰ Understanding the eSummons Process (Sep.13, 2018) <https://www.irsvideos.gov/Business/PostFilingIssues/UnderstandingESummonsProcess>

³¹ See, Department of Treasury - IRS Secure Data Transfer | IdenTrust

³² わが国税庁は、NTT データ (株) とタイアップし、2020 年 10 月から 12 月末まで、NTT データ (株) の「ピピットリンク」サービスを介して、銀行にある預貯金口座などへの反面調査・取引照会事務のオンライン化の実証実験を行った。これまで課税庁は、預貯金等などへの反面調査・照会については、①銀行等への臨場や、②銀行等への文書の郵送で実施してきた。実証実験では、②文書ベースでの照会・回答事務を納税者の個人番号や法人番号を使いデータ化・オンライン化するの狙い。ちなみに「ピピットリンク」サービスとは、行政機関 (中央省庁・自治体) と金融機関 (銀行・生命保険会社) をインターネットの専用線でつなぐ全国統一型の民間のデジタルプラットフォームである。納税者が金融取引をしている銀行等への課税庁による反面調査・照会は、自治体分を含めると全国で年間 6 千万件にも及ぶと見られる。詳しくは、拙稿「銀行照会のオンライン化と納税者の権利 ～反面調査のデジタル化で問われる納税者の権利」国民税制研究 7 号 (2021 年) 104 頁以下参照。

● IRS の e サメズプロセス・プログラム（試行）の参加者

<p>◀サメズ送付先の分類▶</p> <p>①納税者本人</p> <p>②第三者（取引相手や源泉徴収義務者など）</p> <p>③第三記録保有者</p>	<p>◀第三記録保有者の分類▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者信用情報報告機関 ・与信機関 ・弁護士、会計士、登録税理士 ・銀行その他金融機関
---	---

IRS の SDT プログラムは、従来から郵送に依存してきた召喚状／サメズの送達をネット／オンライン送達に大きく変えるものである。他の政府機関である裁判所などが採用または試行をしている司法上のサメズ／召喚状の電子送達システムをまねたものである。この 2018 年の SDT 試行（パイロット）事業への参加者は、③第三記録者（third recordkeeper）、しかもそのうちの「銀行その他金融機関」に限られた。その後、IRS が SDT プログラムを本格稼働させたとの話は聞かない。

遅々として進まないのは、連邦議会が、IRS のカスタマーに対する反面調査実施の際の手続的適正（procedural due process）を強化しようとする姿勢を強めていることが根底にある。

また、IRS のカスタマー全体、すなわち③第三記録保有者全般、さらには②第三者、そして③納税者本人へと、e サメズプロセス・プログラムを広げるには、情報申告制度（information return reporting system）の電子化も避けてとおれない。

連邦税法は、情報申告者（information return filer）[源泉徴収義務者] に対して、財務長官が定めた様式に基づいて、毎年法定期限までに、取引相手に支払額や源泉徴収した税額などを記載した支払調書（information statement）を交付するとともに、IRS に情報申告書／法定調書（information return）を提出するように義務づけている（IRC6011 条）³³。2019 年 7 月 1 日に成立した 2019 年税制改正法である「納税者ファースト法（TFA=Taxpayer

First Act of 2019）」は、情報申告者に電子情報申告（FIRE=Filing Information Returns Electronically / ファイア）を義務づけた³⁴。

IRS 自身に取り組まなければならない課題はこれだけではない。インターネット上の構築されたセキュリティの高い IRS の専用線 SDT（Secure Data Transfer）システムの IRS カスタマーへの解放も視野に入れないといけない。IRS インフラの IRS カスタマーへの解放に加え、IRS カスタマーへの啓もう活動も不可欠である。e サメズプロセスで交わす電子ファイルのフォーマットの統一基準であるイーイーファックス（EEFax（Enterprise E-Fax））普及のための PR、ウイルスやハッカー対策のための暗号化／復号化ソフトウェアデータ提出仕様の統一、カスタマーが電子メールに添付して送付するファイルの容量制限の緩和、添付するファイルに含まれる個人識別情報（PII=Personal Identifiable Information）の保護など多岐にわたる。

連邦の申告後手続（post-filing procedures）の双方向化を促進するために、デジタルプラットフォーム／ポータルサイトや先端的な情報通信技術（ICT）を積極的に利活用することに対しては強い異論はないはずである。しかし、IRS の SDT プログラムのコストパフォーマンスも織り込んで考えないといけない。納税申告書（tax return）や情報申告書（information return / information statement）の電子申告（e-file）や電子報告（e-reporting）のような汎用プログラムとは異なる。

4 電子データ保存に関する典拠

大量の帳簿書類などを紙（文書）媒体で保管するにはかなりのスペースが要る。電子媒体で保存の方が、利便性や効率性は高い。検索なども容易である。その一方で、電子データ保存は、紛失や破壊の危険性が高く、意図的な修正も容易である。電子データのエビデンス（証

³³ See, Guinevere Moore, "Information return penalties: How to avoid or contest them," Tax Adviser (Jan. 2020) .

³⁴ 現在、情報申告者（information return filer）に対して電子報告を義務づける法定最低基準値（mandatory e-filing threshold）は、報告件数が年 250 件以上である。基準値はその後引下げられる。2022 年分の 2023 年情報申告では 100 件以上、その後は 10 件以上になる（IRC6011 条 e 項、財務省規則 S 301.6011-2 [電子媒体利用の義務化（Required use of magnetic media）]（b）1,（b）2）。See, IRS, Filing Information Returns Electronically（FIRE）Filing Information Returns Electronically（FIRE）| Internal Revenue Service（irs.gov） .

抛資料)としての信頼性を確保するには、データのバックアップや変更履歴記録の保存、暗号化などさまざまなシステム上のセキュリティ対応を必要とする。クラウド保存のような利便性の高い電子データの保存方法もある。しかし、このような形でデータを永続的に保存するには莫大なコストが想定される。税務上の帳簿書類等の保存期間は法定されている。しかし、組織の活動や経営業績を数字で永久にアーカイブ (archive) として保存する必要性のある企業納税者もいる。この場合、電子か、紙／文書かの選択は重い課題となる。双方で保存するのが理想的ではある。しかし、コストパフォーマンスを無視するわけにはいかない。

すでにふれたように、連邦税法 (IRC) は、自発的な納税協力を求め適正な申告納付を促すために、納税者に対して帳簿書類等を保存するように義務づけている (IRC6001 条、財務省規則 § 1.6001-1)。しかし、必ずしも電子媒体での保存を義務づけているわけではない。

このことから、納税者が電子データで帳簿書類等を保存しているのにもかかわらず、課税庁 (IRS) がお尋ね／資料せん提出のお願い (IDR=Information Document Request) を発付して納税者に電磁的記録／電子データでの任意提出 (IRC7601 条) を求めた場合、さらには召喚状／サメズを使って強制提出 (IRC7602 条以下) を求めた場合に、それを拒否できるかどうかの問題になる。裁判所は、税法令にいう帳簿書類等には、紙／文書のものに加え、電子データのものも「含む」と解釈している³⁵。IRS も、レベニュールーリング 71-20 で、「含む」との公定解釈を通達している。このことから、電子帳簿書類等の強制提出を求められた

場合、納税者は、通例そのデータのコピーを電子媒体に格納して提出しなければならない。

連邦財務省や課税庁 (IRS) は、かつては帳簿書類等の電子データ保存 (以下「電子帳簿保存」または「電子記録保存」ともいう。) について、課税庁 (IRS) による事前承認制のような仕組みを採用していた。しかし、アメリカ人は概して不要な政府規制を嫌う。非効率であるということと事前承認制は早々廃止され、現在にいたっている³⁶。また、特定の様式や電子媒体を選択するようにも法的には義務づけていない。とはいっても、まったく規制がないわけではない。帳簿書類等の電子データ保存を選択する企業納税者に対する唯一の重い政府規制といえる措置がある。それは、税務調査において課税庁 (IRC) 職員が帳簿書類等を検査／税務調査できる形で保存することを義務づけていることである。

アメリカでは、税務上の帳簿書類等の電子データ保存については、法律で厳格に規制せずに、当初から広く連邦課税庁 (IRS) が発出するレベニュープロシージャ (Revenue Procedure) やレベニュールーリング (Revenue Ruling) によっている。この背景には、連邦の電子帳簿書類保存規制が、税務調査に連動する形で進められ、連邦議会主導ではなく、行政主導で進められていることがある。

IRS は、調査官向け事務取扱ルールを定め、内国歳入マニュアル (IRM=Internal Revenue Manual) として公表している。

加えて、連邦財務省は、電子技術の進展に沿う形で、次々と「電子保存システム (electronic storage system)」の利用に関する新たなガイダンス (事務運営指針) として、レベニュープロシージャを発出している³⁷。

³⁵ See, U.S. v. Davey, 543 F.2d 966 (2d Cir. 1976) ; U.S. v. Norwest Corp., 116 F.3d 1227 (8th Cir. 1997) ; U.S v. Rouse, 2011 U.S. Dist. LEXIS 77028b (M.D. Fla. 2011) .

³⁶ わが国でも、1998年に制定した電子帳簿保存法 (正式名称は「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」。略称は「電帳法」) では、当初、電子帳簿保存については税務署長による事前承認制を採用していた。しかし、2021年の電帳法改正で、2022年1月1日から事前承認制を廃止した。こうした政府規制が、わが国での企業の帳簿保存などの電子化・デジタル化の大幅な遅れの原因となったことは否めない。詳しくは、石村耕治編『現代税法入門塾 (第11版)』・注5、1.3.8「電子帳簿保存法とは」参照。

³⁷ . ちなみに、これらレベニュールーリングやレベニュープロシージャのほとんどは、1998年IRS再生・改革法 (IRS Restructuring and Reform Act of 1998 / RRA98) 制定以前に発出されている。このため、税務署長 (District Director) のような旧組織で使われた名称を用いている。RRA98 施行後の新組織は8つの運営局 (operating divisions) からなり、その長は「Commissioner / 局長」、「Assistant Commissioners / 副局長」と呼ばれる。したがって、税務署長 (District Director) は、新組織において相当する新官名に (the equivalent under the new IRS structure) 読み替えるように求められる。

IRSが発出した主要な税務上の帳簿書類等の電子データ保存に関するガイダンス（事務運営指針）を、沿革的に一覧にすると、次のとおりである。

【表 10】IRSの税務上の帳簿書類などの電子データ保存ガイダンス一覧

(1) レベニュープロシージャ 64-12 (Rev. Proc. 64-12)³⁸

このレベニュープロシージャは、連邦財務省が、はじめて納税者の帳簿書類などを自動データ処理（ADP）システム内の保存する場合の基本的な要件を定めたガイダンス（事務運営指針）である。

(2) レベニールールング 71-20 (Revenue Ruling 71-20)³⁹

このレベニールールングは、会計取引の自動データ処理（ADP）に使用する磁気テープ、デスクその他機械読取可能なデータ媒体（machine sensitive data media）は、連邦税法（IRC）6001条や財務省規則 1.6001-1 に定義する「記録（records）」にあてはまること、したがって、この種の記録媒体に帳簿書類等を保存することは法的に問題がないことをアナウンスした IRS のガイダンスである。

(3) レベニュープロシージャ 81-46 (Revenue Procedure 81-46)⁴⁰

このレベニュープロシージャは、納税者が帳簿書類等をマイクロフィルムに保存する場合、当初は税務署長への届出制、その後事前承認制を採用した。しかし、このレベニュープロシージャで、事前承認制を廃止するとともに、納税者が帳簿書類などをマイクロフィルム保存および再生する場合の新たな要件などを定めた。なお、今日、マイクロフィルムは広く使われなくなっており、このガイダンスの重要性は低下してきている。

(4) レベニュープロシージャ 86-19 (Revenue Procedure 86-19)⁴¹

このレベニュープロシージャは、(1) レベニュープロシージャ 64-12 [納税者が帳簿書類などを自動データ処理（ADP）システム内の保存する場合の基本的な要件を定めたガイドライン] を最新化したものである。このレベニュー

プロシージャによる大きな変更点としては、①適用対象を 1,000 万ドル以上の資産を有する納税者を対象にしたことである。加えて、②税務署長に対して、このレベニュープロシージャに定めるシステム要件の一部または全部を修正または適用除外とする協定（RRLA=record retention limitation agreement）を納税者との間で締結する権限を付与したことである。

(5) レベニュープロシージャ 91-59 (Revenue Procedure 91-59)⁴²

このレベニュープロシージャは、取引情報をコンピュータ間でやり取りする「電子データ交換（EDI=Electronic Data Interchange）」について、はじめてその要件などを定めたものである。各課税年終了時に保有資産 1,000 万ドル以上の企業は、前記 (1) のレベニュープロシージャ 71-20 および EDI のシステム要件を定めたこのレベニュープロシージャを遵守するように求められる。

(6) レベニュープロシージャ 97-22 (Revenue Procedure 97-22)⁴³

このレベニュープロシージャで、①納税者が、ハードコピー（紙／文書）をスキャナで読み取りもしくは画像処理して電子媒体に保存する場合、または電子記録を電子保存媒体に転換する場合のシステム要件などを定めた。②納税者は、コンピュータシステム要件を充足するように求められる。

(7) レベニュープロシージャ 98-25 (Revenue Procedure 98-25)⁴⁴

このレベニュープロシージャは、納税者がコンピュータ処理された記録を電子保存する場合のシステム要件を定めた。2022 年 1 月現在で、連邦税上の帳簿書類等の電子データ保存に関し包括的に規定した最も重要かつ最新のレベニュープロシージャである。

5 税務上の電子データ保存ルールの個別的検討

課税庁（IRS）が発出した主要な税務上の帳簿書類などの電子データ保存に関するガイダンスを、以下に、もう少し詳しく分析してみる。

³⁸ Rev. Proc. 64-12 (IRS RPR) , 1964-1 C.B. 672, 1964 WL 12234.

³⁹ Rev. Rul. 71-20 (IRS RRU) , 1971-1 C.B. 392, 1971 WL 27157.

⁴⁰ Rev. Proc. 81-46 (IRS RPR) , 1981-2 C.B. 621, 1981 WL 164965.

⁴¹ Rev. Proc. 86-19 (IRS RPR) , 1986-14 I.R.B. 10, 1986-1 C.B. 558, 1986 WL 297189.

⁴² Rev. Proc. 91-59 (IRS RPR) , 1991-43 I.R.B. 1, 1991-2 C.B. 841, 1991 WL 701596.

⁴³ Rev. Proc. 97-22 (IRS RPR) , 1997-13 I.R.B. 9, 1997-1 C.B. 652, 1997 WL 110114.

⁴⁴ Rev. Proc. 98-25 (IRS RPR) , 1998-11 I.R.B. 7, 1998-1 C.B. 689, 1998 WL 7923.

⁴⁵ Rev. Proc. 64-12 (IRS RPR) , 1964-1 C.B. 672, 1964 WL 12234.

(1) レベニュープロシージャ 64-12

レベニュープロシージャ 64-12 (Rev. Proc. 64-12) [会計記録の全部または一部が ADP システムに保存される場合に従うべき記録要件に関するガイドライン (Guidelines for record requirements to be followed in cases where part or all of the accounting records are maintained within automatic data processing systems)] は、IRS が、はじめて、納税者の帳簿書類などを自動データ処理 (ADP) システム内に保存する場合の基本的な要件を定めたガイドライン (事務運営指針) である。このレベニュープロシージャでは、ADP 会計システムは、納税者により異なって当然であるとしながらも、納税者の納税義務を明確にするに必要な情報を提供するものであることが最低の条件であることをうたっている。

ADP システムに保存される記録が正確であるかどうかを判定するにあたり、課税庁 (IRS) は、当該 ADP システムが、次のような記録要件を充足しているかどうかを精査する。

【表 11】ADP システムの記録要件

①会計帳簿

総勘定元帳 (general ledger) が、納税申告期間の財務諸表と対照する形で作成されていること。総勘定元帳に記載されている額の裏付けとなる顧客や仕入先ごとの勘定科目をまとめておくための帳簿である補助元帳 (subsidiary ledger) がつくられている場合には、これも納税申告期間になっていること。

②証拠資料と税務調査

税務調査に際し、請求書の集計や領収書の集計のような会計データから詳細を追跡でき、かつ証明でき、しかも IRS の求めに応じてこのようなデータを提供できるように設計されていること。

③記録されたデータまたは復元できるデータ

記録が、いかなる取引についても最初の情報源まで探索できるか最終の総額にまで探索できるように記載されていること。取引の処理時にその取引のプリントアウト (出力) ができないとしても、その取引を復元できる能力を有するシステムであること。

④データ保存媒体

十分な記録保存能力を有する保存テープが使用されていることに加え、プリントアウトとすべての裏打ち資料が準備されていること。記録

は 1954 年内国歳入法典 [旧 IRC / 現 1983 年内国歳入法典に相当] に定める諸規定を遵守する形で保存されていること。

⑤プログラム資料

会計 ADP システムに関する概要説明書が備え付けられていること。次の事項にかかる操作範囲に関する十分な記載と例示があること。(a) アプリケーションの実行、(b) 各アプリケーションに関するプロシージャ (例えば、フローチャート、ブロックダイアグラム、その他入力・出力プロシージャに関する十分な説明) および (c) 正確かつ信頼できる処理をするために使用するコントロール。正確な年代順の記録を保存するために、重要な変更については、その実施日とともに注記すること。

このレベニュールーリング 64-12 は、その後、1980 年にレベニュープロシージャ 80-42 で改訂され、ADP 要件を棚ぼた利益税 (windfall profit tax) にも拡大適用された。さらに、レベニュールーリング 64-12 は、1986 年に、レベニュールーリング 86-19 で最新化されている。

(2) レベニュールーリング 71-20

レベニュールーリング 71-20 (Revenue Ruling 71-20)⁴⁷ は、1971 年に、IRS が発出した通達である。

このルーリングで、IRS は、会計取引の自動データ処理 (ADP) に使用するパンチカード、磁気テープ、ディスクその他機械読取可能なデータ媒体 (machine sensitive data media) は、IRC6001 条【記録および計算書、特定の申告書を求める通知または規則】および財務省規則 1.6001-1 に定義する「記録 (records)」にあてはまること。したがって、この種の記録媒体に会計帳簿書類などを保存することは法的に問題がないことをはじめ確認した通達である。

納税者が採用する ADP システムは、納税者ごとに異なる。このことから、このルーリングでは、どのような記録がどのように保存されるべきか疑問のある納税者は、所管の税務署長に支援を求めるべきであるとしている。

(3) レベニュープロシージャ 81-46

レベニュープロシージャ 81-46 (Revenue

⁴⁶ Rev. Proc. 80-42 (IRS RPR) , 1980-41 I.R.B. 18, 1980-2 C.B. 776, 1980 WL 128478.

⁴⁷ Rev. Rul. 71-20 (IRS RRU) , 1971-1 C.B. 392, 1971 WL 27157.

Procedure 81-46)⁴⁸ は、1971年に発出したガイダンス（事務運営指針）である。

納税者が帳簿書類等をマイクロフィルムに保存する場合、連邦財務省は、当初、1975年に、レベニュープロシージャで、マイクロフィルム保存を望む納税者に対して保存および再生の既書書を添えて所管の税務署長への届出制を導入した（Rev. Proc. 75-33）⁴⁹。また、IRSは、同年、マイクロフィルム保存は、連邦税法（IRC）6001条や財務省規則1.6001-1に定義する「記録（records）」の保存にあてはまる旨のルーリングを発出している（Rev. Rul. 75-265）⁵⁰。

その後、1976年に、IRSは、レベニュープロシージャで、届出制に換えて事前承認制を採用した（Rev. Proc. 76-43）⁵¹。

しかし、その後、1981年に、このレベニュープロシージャ81-46（Rev. Proc. 81-46）で、事前承認制を廃止するとともに、納税者が帳簿書類などをマイクロフィルム保存および再生する場合の新たな要件などを定めた。

なお、今日、マイクロフィルムは広く使われなくなってきており、このガイダンスの重要性は低下してきている。

（4）レベニュープロシージャ 86-19

レベニュープロシージャ 86-19（Revenue Procedure 86-19）⁵² は、IRSが、1986年に、（1）レベニュープロシージャ 64-12 [会計記録の全部または一部がADPシステムに保存される場合に従うべき記録要件に関するガイドライン] を最新化するために発出したガイダンス（事務運営指針）である。

このレベニュープロシージャで示された大きな変更点としては、1つは、適用対象を1,000万ドル以上の資産を有する納税者を対象にしたことである。加えて、税務署長に対して、はじめてこのレベニュープロシージャに定めるシステム要件の一部または全部を修正または適用除外とする協定（RRLA = record retention

limitation agreement on machine-sensible records）を納税者との間で締結する権限を付与したことである。（ちなみに、現在、この規定は、レベニュープロシージャ 98-25 第10条1項に引き継がれている。）

さらに、このレベニュープロシージャでは、はじめて所轄税務署長に対して「機械読取可能な記録を評価する（machine sensible records evaluation）権限を与えた。データ処理・会計システム評価は、職権または納税者の申請に基づいて実施される。ただし、ここでの「評価（evaluation）」とは、連邦税法（IRC）7605条b項にいう課税処分のための税務調査（examination, investigation, inspection）とは別物である。（ちなみに、現在、この規定は、レベニュープロシージャ 98-25 第10条2項に引き継がれている。）

加えて、このレベニュープロシージャでは、「データベース管理システム（DBMS=Data Base Management System）」について初めて説明を加えている。納税者は、DBMSを利用する場合、このレベニュープロシージャに準拠して必要な記録その他必要な概要説明書を備え付けるための適切な手続を取るよう求められる。

（5）レベニュープロシージャ 91-59

レベニュープロシージャ 91-59（Revenue Procedure 91-59）⁵³ は、1991年に、IRSが発出したガイダンス（事務運営指針）である。

取引情報をコンピュータ間でやり取りする「電子データ交換（EDI=Electronic Data Interchange）」について、はじめてふれたレベニュープロシージャである。各課税年終了時に保有資産1,000万ドルを置ける企業は、前記（2）のレベニュープロシージャ 71-20 およびEDIのシステム要件を定めた本レベニュープロシージャを遵守するように求められる。

⁴⁸ Rev. Proc. 81-46 (IRS RPR) , 1981-2 C.B. 621, 1981 WL 164965. このレベニュープロシージャは、Rev. Proc. 76-43, 1976-2 C.B. 667 を改訂したものである。

⁴⁹ Rev. Proc. 75-33 (IRS RPR) , 1975-2 C.B. 559, 1975 WL 34333.

⁵⁰ Rev. Rul. 75-265 (IRS RRU) , 1975-2 C.B. 460, 1975 WL 35052.

⁵¹ Rev. Proc. 76-43 (IRS RPR) , 1976-2 C.B. 667, 1976 WL 36119.

⁵² Rev. Proc. 86-19 (IRS RPR) , 1986-14 I.R.B. 10, 1986-1 C.B. 558, 1986 WL 297189.

⁵³ Rev. Proc. 91-59 (IRS RPR) , 1991-43 I.R.B. 1, 1991-2 C.B. 841, 1991 WL 701596.

(6) レベニュープロシージャ 97-22

レベニュープロシージャ 97-22 (Revenue Procedure 97-22)⁵⁴ [帳簿及び記録; 電子保存; 画像処理 (Books and Records; Electronic Storage; Imaging)] は、1997年に、IRSが発出したガイダンス (事務運営指針) である。

納税者が、ハードコピー (紙/文書) をスキャナで読み取りもしくは画像処理して電子媒体に保存する場合、または電子データを電子保存媒体に変換する場合のシステム要件などを定めたものである。

納税者は、具体的には、次のようなコンピュータシステム要件を充足するように求められる。

【表 12】コンピュータシステム要件

- ㉑ 正確かつ信頼性があること。
- ㉒ 精練性を確保しかつ改変防止のための合理的な統制が確保されていること。
- ㉓ 定期的に検査されること。
- ㉔ 判読できるハードコピー (紙) に再生できること、または、少なくともコンピュータのスクリーンで紙版のオリジナルデータを判読できること。
- ㉕ 索引が付されていること。
- ㉖ 当初の記載から納税申告書まで監査証跡 (オーデイトトレイル/ audit trail) ができること。
- ㉗ 課税庁 (IRS) が調査、検査、評価などをする際に、IRS に対して情報検索を支援する人員を提供すること。

なお、これらのシステム要件は、納税者が電子帳簿書類保存を第三者に委託している場合には、その第三者にも適用される。

(7) レベニュープロシージャ 98-25

レベニュープロシージャ 98-25 (Revenue Procedure 98-25)⁵⁵ [帳簿および記録; ADP システム (Books and Records; Automatic Data Processing System)] は、1998年に IRSが発出した。レベニュープロシージャ 91-59 (Revenue Procedure 91-59) を最新化したものであり、レベニュープロシージャ 91-59 に優先して適用される。

6 最新の連邦税上の電子データ保存ルールとは～レベニュープロシージャ 98-25 (仮訳)

2022年1月現在では、レベニュープロシージャ 98-25 が連邦税上の電子帳簿書類などの保存に関して包括的に規定し、最も重要かつ最新のガイダンス (事務運営指針) にあたる。したがって、納税者が電子帳簿書類等を電子データ保存する場合には、このレベニュープロシージャに準拠することになる。そこで、このレベニュープロシージャを邦訳 (仮訳) して読者の便宜に資することにする。

まず、レベニュープロシージャ 98-25 は、次のような包括的な内容となっている。

●レベニュープロシージャ 98-25 の内容目次 (仮訳)

- 第1条 目的
- 第2条 背景
- 第3条 範囲
- 第4条 定義
- 第5条 機械読取可能な記録の保存
- 第6条 概要説明書
- 第7条 資源
- 第8条 通知
- 第9条 メンテナンス/維持・管理
- 第10条 税務署長の権限
- 第11条 ハードコピー記録
- 第12条 制裁
- 第13条 他の資料への効力
- 第14条 施行日
- 第15条 内国歳入庁とのコンタクト
- 第16条 文書作業業務削減法

第1条 目的

本レベニュープロシージャの目的は、IRS が納税者の記録が自動データ処理 (ADP) システム内に保存されている場合に必要とされる基本的要件を定めることにある。本レベニュープロシージャは、レベニュープロシージャ 91-59, 1991-2 C.B. 841 を最新化しかつ当該プロシージャに優先する。

第2条 背景

第1項 内国歳入法典 6001 条は、この法典のもとでの租税の納付または徴収に応じる義務

⁵⁴ Rev. Proc. 97-22 (IRS RPR) , 1997-13 I.R.B. 9, 1997-1 C.B. 652, 1997 WL 110114.

⁵⁵ Rev. Proc. 98-25 (IRS RPR) , 1998-11 I.R.B. 7, 1998-1 C.B. 689, 1998 WL 7923.

を負う者は、記録を保存し、計算書に表示し、申告書を作成し、かつ財務長官が随時定めるルールや規則に従うものとする。財務長官は、必要と判断する場合には、いかなる者に対しても、その者に通知書を送付することによりまたは規則により、長官が本タイトルのもとで納税義務を負う者かどうかを決めるのに十分と思われるように、申告書を作成、計算書に表示し、または記録を保存するように求めることができる。

第2項 所得税規則 1.6001-1 (a) は、原則として、納税義務を負う者、または、所得に関する情報申告書を提出する義務を負う者は、その者の納税申告書または情報申告書に表記するように義務づけられる総所得、所得控除、税額控除その他の項目の金額を十分に証明できるように、棚卸資産を含む永続的な帳簿または記録を保存するものとする、と規定する。

第3項 所得税規則 1.6001-1 (e) は、6001条により求められる帳簿または記録は、権限ある歳入庁職員が常時検査できるように保存されるものとし、かつ、その内容が内国歳入法の執行に不可欠である限り保存するものとする、と規定する。

第4項 レベニュールーリング 71-20, 1971-1 C.B. 392 は、納税者の自動データ処理 (ADP) システム内にある会計取引および記録を記載し、整理し、かつ集約するために使用するあらゆる機械読取可能なデータ媒体 (machine sensitive data media) は、IRC6001条【記録および計算書、特定の申告書を求める通知または規則】および財務省規則 1.6001-1 に定義する「記録 (records)」に該当すること、ならびにその内容が内国歳入法の執行に必要な限りにおいて保存することが義務づけられることを定めた通達である。

第3条 範囲

第1項 記録 (Records)

第1号 本レベニュープロシージャーは、所得税、個別消費税、雇用税ならびに遺産税および贈与税、さらには、従業者プラン (employee plans) および非課税団体をはじめとした内国歳入庁長官の所管のもとにあるすべてに事項に対して適用する。

第2号 本レベニュープロシージャーの要件は、個別かつ特定の記録保存要件を記載した法典のいかなる条項にも適用される。例えば、事業経費の金額、日時、場所および事

業目的に関する法典 274 条 d 項に定める要件に適合する納税者が保存する機械読取可能記録は、本レベニュープロシージャーの要件を充足していなければならない。

第3号 本レベニュープロシージャーに別段の記載がある場合を除き、ハードコピーの帳簿および記録に適用ある法典 6001 条のすべての要件は、同様に、ADP システム内に保存されている機械読取可能な帳簿および記録にも適用される。

第2項 納税者 (Taxpayers)

第1号 課税年終了時に 1000 万ドルの資産を有する納税者は、レベニュールーリング 71-20 および本レベニュープロシージャーに定める記録保存要件を遵守しなければならない。本レベニュープロシージャーのもと、法典 1563 条にいう支配関連グループ法人 (controlled group of corporation) は、1 つの法人とされ、かつ、そのグループのすべての構成員のすべての資産は集約される。

第2号 課税年終了時に 1000 万ドルの資産を有する納税者は、次の各号に定める要件のいずれかに該当する場合には、レベニュールーリング 71-20 および、本レベニュープロシージャーに定める記録保存要件を遵守しなければならない

- (a) 法典 6001 条により求められる情報の全部または一部が、ハードコピーの帳簿および記録ではなく、機械読取可能記録である場合
- (b) 機械読取可能記録が、コンピュータを使用することなしには合理的に証明または再計算することができない計算式を使っている場合 [例えば、先入後出 (FILO = First-In Last-Out) 棚卸資産]
- (c) 納税者が、税務署長から、機械読取可能記録が法典 6001 条の要件に従って保存するように通知を受けた場合

第3項 ある課税年のいかなる時点においても、合衆国内で取引または事業に従事する支配関連グループ法人 (CFC)、25%が外国人に保有されている内国法人、および外国法人は、ADP システム内に機械読取可能記録を保存する場合には、法典 964 条 c 項、982 条 d 項、6038 条の A 第 c 項 A 号および 6038 条の C (ならびにこれらの条項のもとで発出された規則) に定める記録保存要件を充足するためには本レベニュープロ

シージャーの要件を遵守しなければならない。

第4項 保険会社は、法典832条b項5号のもとで生じる損失を決定するためにADPシステム内に機械読取可能記録を保存する場合には、本レベニュープロシージャーおよびレベニュープロシージャー75-56, 1975-2 C.B. 596 に定める要件を遵守しなければならない。この場合において、当該年およびそれに先立つ7年間の機械読取可能記録は、当該保険会社の連邦税申告書の調査に必要となる限りにおいて保存しなければならない。

第5項 納税者は、機械読取可能記録サービス（例えば、保管または管理サービス）を提供する第三者（サービス企業、タイムシェアリングサービス、付加価値ネットワーク、その他第三者が提供するサービス）を利用したとしても、法典6001条および本レベニュープロシージャーのもとで負う記録保存義務や責任を免除されない。

第4条 定義 (Definitions)

第1項「ADPシステム(ADP system)」とは、手動(manual methods)以外による納税者の取引、記録またはデータの全部または一部を処理する会計および／または財政システム（およびサブシステム）を指す。ADPシステムは、基幹コンピュータシステム(mainframe computer system)、スタンドアロンのマイコンシステムまたはネットワーク化されたマイコンシステムなどを指す。データベース管理システム(DBMS=Data Base Management System)および電子データ交換(EDI=Electronic Data Interchange)技術もしくは電子保存システムを利用または織り込んだシステム。

第2項「処理能力(Capable of being processed)」とは、検索、操作、紙(ハードコピー)に印字、または電子媒体に出力する能力を指す。この文言は、データ処理に使われるコンピュータデータを作り出すプログラムまたはシステム要件を含まない。ただし、次のいずれかの号に掲げるプログラムまたはシステムを除く。

第1号 課税計算に必要なプログラムまたはシステム [例えば、後入先出(LIFO) 棚卸資産、保険会社給付支払準備金計算(insurance company loss reserve computations)、外国税額控除計算] または、

第2号 データ検索 [例えば、納税者がシーケンシャル抽出(sequential extract) *タ

イプの作成を選択しない場合に使われるようなデータベースシステム。[本レベニュープロシージャー第5条2項参照]

【* 訳注:シーケンシャルファイル(sequential file, sequential extract)とは、特別のタイプのコンピュータファイル。データがファイルの先頭から連続して記録され、ファイル先頭からの順序や位置を手がかりにアクセスするタイプのファイル。シーケンシャルファイルでは、読み出したいデータがある場合、ファイルの先頭から読み込んでいく必要がある。】

第3項「データベース管理システム(DBMS)」とは、データベース内に保存されたデータを作成、統制、関連付け、検索およびアクセスできるようにするソフトウェアシステムを指す。

第4項「EDI技術(EDI technology)」とは、コンピュータ間での事業情報交換を指す。

第5項「電子保存システム(electronic storage system)」とは、次のいずれかの号に規定する目的で、帳簿および記録を作成、記録、移転、索引化、保存、維持、検索および再生するに使われるシステムを指す。

第1号 電子的に画像処理したハードコピー資料を電子画像媒体にすること。または、

第2号 帳簿種類を、オリジナルプログラムを使うことなしにレビューするまたは再生することを可能とするコールド(COLD=computer output to laser disk/コンピュータ出力をレーザーディスクに保存することができる)ような技術を使い、コンピュータ化された帳簿および記録を電子保存媒体に移転すること。電子保存システム要件についてはレベニュープロシージャー97-, 1997-13 I.R.B. 9を参照。

第6項「機械読取可能記録(machine-sensible record)」とは、コンピュータの利用が予定されている電子フォーマットのデータを指す。機械読取可能記録には、文書記録、またはマイクロフィルム、マイクロフィッチ、光学ディスクまたはレーザーディスクのような電子保存媒体に変換された文書記録を含まない。

第5条 機械読取可能記録の保存 (Retaining Machine-sensible Records)

第1項 総論

第1号 納税者は、その内容が財務省規則1.6001-1(e)のもとで内国歳入法の執行

の必要がある限りにおいて機械読取可能記録を保存しなければならない。この必要とは、少なくとも各課税年における賦課期間（期間の延長を含む。）の終了時まで継続する。状況によっては、記録はより長期の期間にわたり保存しなければならない。例えば、固定資産に関し法典 832 条 b 項 5 号のもとで認められる損失にかかる記録や、後入先出（LIFO）棚卸資産にかかる記録は、より長い期間にわたり保存しなければならない。

第 2 号 納税者は、機械読取可能記録を、自己の申告書の記載事項を裏付ける、証明する、さらには正しい納税義務を決定するための十分な情報を提供しなければならない。納税者の機械読取可能記録は、当該納税者の帳簿や申告書と一致する場合に限り、この要件に適合する。納税者は、(例えば監査証跡(オーディットトレイル/audit trails)において、)次の間の関係を証明することにより要件適合性を説明するものとする。

- (a) 納税者の機械読取可能記録の勘定総額と、納税者の会計の勘定総額との間
- (b) 納税者の機械読取可能記録の勘定総額と、納税者の申告書との間

第 3 号 納税者は、機械読取可能記録が、当該記録と照合する情報や原資料が詳細で十分な水準の取引を含んでいる旨確認しなければならない。

第 4 号 本レベニュープロシージャのもとで保存が義務づけられるあらゆる機械読取可能記録は、内国歳入庁の求めに応じて提供できるようにしておかなければならないとともに、処理能力を有していなければならない。

第 5 号 本レベニュープロシージャ第 5 条 1 項 2 号または 3 号に規定する場合を除き、納税者は、通常の事業活動の範囲を超えて機械読取可能記録を作成するように求められたり、申告書記載事項を証明するように求められたりすることはない。例えば、納税者は、本レベニュープロシージャ第 5 条 1 項 2 号または 3 号の要件を充足していれば、通常の事業活動において、本レベニュープロシージャによって、記録として(請求書のような)伝統的な文書資料において電子的な等価物を求められることはない。ハードコピー記録に関する要件については、本レベニュープロシージャ第 11 条を参照。

第 6 号 納税者が、子会社を処分した場合であっても、本レベニュープロシージャのもとでの当該納税者の責任を免除しない。納税者は、当該子会社に関し歳入庁が保存するファイルや概要説明書は、本レベニュープロシージャの定めるところにより保存しなければならない。

第 2 項 データベース管理システム(DBMS=Data Base Management System)

第 1 号 納税者は、もっぱら歳入庁に使用するファイルを作成する自由裁量を有する。例えば、データベース管理システム(DBMS)を利用する納税者は、DBMS から本レベニュープロシージャの要件を充足する詳細で十分な水準の取引を含んでいるシーケンシャルファイル(sequential files)などを作成しかつ保存することで本レベニュープロシージャの規定に適合できる。

第 2 号 本レベニュープロシージャの第 5 条 2 項 1 号に規定するファイルを作成する納税者は、作成されたファイルとオリジナルな DBMS 記録との関係を証明するためのシーケンシャルファイルを作成したプロセスを文書にしなければならない。

第 3 項 EDI(Electronic Data Interchange)

第 1 号 EDI 技術を使用する納税者は、法典 6001 条が求めるハードコピーの帳簿および記録を含む機械読取可能記録を、単独で、または他の記録(例えば、基本契約、価格表、価格改定表)との組み合わせで、保存しなければならない。

例えば、EDI 技術を使用する納税者が、その供給者から電子インボイス(electronic invoices)を受け取るとする。この場合、納税者は、当該電子インボイスを後入の EDI 取引内に保存するのではなく、むしろ先入の EDI 取引内にある買掛金システム(accounts payable system)に保存する。EDI 取引にも買掛金勘定システムにも、製品記載も販売者名を含んではならない。法典 6001 条の要件を充足するためには、納税者は EDI 記録に製品コード記載リストと販売者マスターファイルを添付しなければならない。

第 2 号 納税者は、会計システム内のいかなるレベルにおいても、EDI 取引に必要なとされる詳細を取り込むことができる。しかしながら、納税者は、保存された記録と納税者の

帳簿との間の監査証跡（オーディットトレイル）を確認しなければならない。

第3号 本レベニュープロシージャ第11条2項は、EDI取引関連のハードコピー要件に関する追加的なガイダンスを提供する。

第6条 概要説明書 (Documentation)

第1項 納税者は、次の各号に掲げる業務処理に関する概要説明書を備え付け、かつ内国歳入庁の求めに応じて提供しなければならない。

第1号 保存された記録の再生

第2号 その記録の修正および維持

第3号 納税者の申告書の記載事項を裏付ける、証明する、さらには正しい納税義務を決定するために本レベニュープロシージャ第5条1項2号の要件を満たすこと。

第4号 納税者の記録の信ぴょう性および清廉性の証明

第2項 本レベニュープロシージャ第6条1項にいう概要説明書には、次の各号に掲げる事項について十分に詳しく記載されなければならない。

第1号 システムを通じてデータの流れるにかかる諸機能

第2号 正確かつ信頼できる処理ができるように使用される内部統制

第3号 不正な加筆、修正または保存された記録の削除、ならびに、

第4号 勘定科目の図式および各勘定科目の詳しい説明

第3項 保存される各ファイルに関して、納税者は、次の各号に掲げる概要説明書を備え付け、かつ内国歳入庁の求めに応じて提供しなければならない。

第1号 記録フォーマットおよびレイアウト

第2号 フィールド定義 (field definitions) (情報を表示するために使われるすべての「コード」の意味を含む。)

第3号 ファイルへの記載 (例えば、データセット名)

第4号 納税者が本レベニュープロシージャ第9条2項の恩恵を受けたい場合に、保存された記録が、(本レベニュープロシージャ第9条1項3号に記載される) 定期的な検査により、本レベニュープロシージャ第9条2項1号に適合する旨の証明

第5号 保存された記録が納税者の帳簿と一致する旨の証明

第6号 保存され記録が納税者の納税申告書と一致する旨の証明

第4項 システム概要説明書は、本レベニュープロシージャの第6条1項、第6条2項および第6条3項の記載された諸項目の変更および変更が行われた日付を含むものとする。

第7条 資源 (Resources)

第1項 納税者は、調査の時に、税務署長の決定に従い、当該納税者の機械読取可能な帳簿および記録を処理するに必要な資源 (例えば、適切なハードウェア、ソフトウェア、端末アクセス、コンピュータ時間 (computer time)、人員等) を提供しなければならない。納税者の求めに従い、税務署長は、その裁量に基づき、次の各号に定めることをすることができる。

第1号 帳簿および記録の処理に必要な納税者の資源を確認すること。

第2号 納税者が機械読取可能な記録を異なる媒体に変換することを認めること (例えば、メインフレームファイルからマイクロコンピュータディスクセットへの変換)

第3号 納税者に対して営業外時間帯に内国歳入庁の処理要請に応じるのを認めること。

第4号 納税者に対して内国歳入庁に第三者の施設の提供を認めること。

第2項 ADPシステムは、一部か全部かを問わず、納税者の建物内 (またはその他ADPシステムが備え付けられているいかなる場所) において、人員、ハードウェア、ソフトウェア、ファイル、索引およびソフトウェア概要説明書を含む、ADPシステムにアクセスしかつ利用することを限定または制限するいかなる協定 (例えば、契約やライセンス) の対象としてはならない。

第8条 通知 (Notification)

第1項 本レベニュープロシージャ第9条2項に規定する場合を除き、納税者は、いかなる機械読取可能な記録を紛失、盗難、破壊、損傷その他 (本レベニュープロシージャ第4条2項に定義する) 処理能力を喪失した場合、または不完全もしくは著しく不正確 (欠陥ある記録 / affected records) であることが分かった場合、税務署長にすみやかに通知しなければならない。

第2項 納税者は、通知のなかで、欠陥ある記録を確認し、かつ、その納税者が欠陥ある記録を処理能力あるものをどのように交換または

修復を予定しているのか、そしてその期間を記載した計画を含まなければならない。その計画には、欠陥ある記録が適合していた本レベニューリングのすべての要件を継続する旨を示さなければならない。

第3項 税務署長は、納税者の計画に対する異議がある場合にはその旨を納税者に通知するものとする。

第4項 税務署長は、紛失したデータの全面修復ではないことを求める可能性を含め、状況を勘案して正当な方法を検討するものとする。

第5項 設例

第1号 納税者Aは、総勘定元帳のソフトウェアシステムを、当初のシステム記録と互換性のない新たな総勘定元帳のソフトウェアシステムに変換する。しかし、Aの当初の記録は、Aのハードウェアシステムで検索でき、かつ、処理能力もある。Aは、そのソフトウェアシステムの変更を税務署長に通知する必要はない。なぜならば、Aの記録は処理能力を維持しているからである。

第2号 納税者Bは、当初のADPハードウェアシステムを、Bの当初システムによって機械読取可能である記録を再生および保存の処理ができない新システムに変換する。Bは、このハードウェアの変更および当初のADPハードウェアシステムにより再生および保存された機械読取可能な記録の処理能力を確保する計画を立て、それを税務署長に通知しなければならない。この場合、Bは、次のような選択が可能である。①納税者の当初システムにあるすべての記録を新たなシステムでこれらの記録を検索しかつ処理できるように再フォーマット化する。②指定された日までに当初システムにあるすべての記録を再フォーマット化する。または、③第三者の支援を得て当初のシステムにあるすべての記録を互換性のあるシステムに再編する。納税者は、これらの記録にかかる本レベニュープロシージャの要件を充足できるのであれば、これら3つのうちからいずれの選択もできる。納税者は、第三者による再フォーマット化または処理が、納税者の記録に対する継続的な清廉性、正確性、信頼性を確保するための品質管理がなされていることを示すことができないなければならない。

第9条 メインテナンス/維持・管理

第1項 推奨される業務

第1号 記録管理業務を遂行するかどうかは、事業上の判断であり、もっぱら納税者の裁量に任されている。推奨される記録管理業務には、記録のラベリング、安全な保存環境の確保、バックアップコピーの作成、オフサイト保存場所、記録の清廉性を確保するための検査などである。

第2号 国立公文書記録管理局 (NARA = National Archives and Record Administration) の電子記録の作成、利用、保存および処分に関する基準 (Standards for the Creation, Use, Preservation, and Disposition of Electronic Records)、36 C.F.R., Ch XII, Part 1234, Subpart C (1996)、は、納税者が、記録管理業務を企画する際に参考にできる記録管理資料の1例である。

第3号 国立公文書記録管理局 (NARA) 基準は、データの棄損を確認し、データ棄損の原因を発見しかつ正すために、毎年、電磁的コンピュータテープリールに関する統計的なサンプリングをするように求めている。1,800以下の保存ユニット (例えば、磁気テープリール) を有する図書館においては、20%の無作為抽出サンプリングまたは50ユニットのサンプリング、どちらか規模の大きい方を実施すべきである。1,800を超える保存ユニットを有する図書館においては、384ユニットを判読すべきである。NARAのサンプリング基準は、とりわけ電磁的コンピュータテープに関するものである。にもかかわらず、内国歳入庁は、すべての保存されている機械読取可能な記録をNARA基準に準拠してサンプリングやテストをすることを推奨している。

第2項 部分的なデータの棄損 納税者が特定の保存ユニットからデータの一部を棄損した場合で、自己のデータメインテナンスがNARAのサンプリング基準 [36 C.F.R. § 1234.30 (g) (4) (1996)] に合致していることを示し、それを税務署長が認めるときには、当該納税者には本レベニュープロシージャ第12条に定める制裁を科さないものとする。ただし、当該納税者は、法典6001条の定めに従い自己の申告書の情報が正しいことを証明する責任を有する。

第10条 税務署長の権限 (District Director Authority)

第1項 記録保存制限協定 (Record Retention Limitation Agreement)

第1号 機械読取可能である記録を備え付ける納税者は、税務署長と記録保存制限協定 (RRLA) を締結するように求めることができる。この協定は税務署長と納税者による合意に基づいて記録の確立やメンテナンスについて定める。

第2号 納税者は、その求めにおいて、その納税者が保存しないとしている記録を確認したうえで指定し、かつ、それらの記録がどのような理由で内国歳入法の執行に必要なものかを説明しなければならない。税務署長は、記録保存制限協定 (RRLA) を締結するかどうかをその納税者に通知するものとする。

第3号 記録保存制限協定 (RRLA) において、税務署長は、本レベニュープロシージャーの特定の要件をすべてまたは一部を適用除外にすることができる。納税者で、記録保存制限協定 (RRLA) により特段の修正または適用除外とならないものには、本レベニュープロシージャーのすべての要件が適用になる。

第4号 記録保存制限協定 (RRLA) で別段の定めがない限り、記録保存制限協定 (RRLA) は、当該協定に基づいて実施された記録評価の実施後に加えられた会計および納税システムに対して適用にならない。後付けの会計や課税システムにより作成されたあらゆる機械読取可能である記録、そのコンテンツで法典の執行に必要なものまたはなりうるものは、税務署長による新たな評価が実施されるまで、記録保存制限協定 (RRLA) の署名した納税者のより保存されなければならない。

第5号 記録保存制限協定 (RRLA) で別段の定めがない限り、協定 (RRLA) は、当該協定に基づいた記録評価の実施後に取得された子会社には適用にならない。取得された子会社が作成したあらゆる機械読取可能記録、そのコンテンツで法典の執行に必要なものまたはなりうるものは、本レベニュープロシージャーおよび取得した子会社の適用される取得前協定 (前協定) に基づいて保存しなければならない。取得前協定は、それが解約される、または取得された新たな子会社に対する新協

定が税務署長との間で締結されるまで取得された子会社に適用される。

第6号 納税者は、子会社を処分した場合、記録保存制限協定 (RRLA) に基づき内国歳入庁が保存する処分した子会社のファイルは、税務署長が新たな評価を実施するまで保存しなければならない。

第7号 税務署長が記録保存制限協定 (RRLA) を破棄するか、新たな協定を締結しないかの決定は、納税者が法典 6001 条のもとで負う記録保存義務または／および本レベニュープロシージャーに定める責任を解除するものではない。

第2項 記録評価 (Records Evaluation)

第1号 税務署長は、納税者の記録保存実務をレビューするのが適切であると考えられる場合にはいつでも、関連するデータ処理および会計システムを含む、当該納税者の記録評価を実施できる。

第2号 本レベニュープロシージャー第10条2項1号にいう記録評価は、法典 7605 条 b 号にいう帳簿書類の「調査 (examination)」、「捜査 (investigation)」もしくは「検査 (inspection)」、または、1996 年小規模企業雇用保護法 (Small Business Job Protection Act of 1996) 1122 条で修正された 1978 年歳入法 (Revenue Act of 1978, 1978-3 (Vol.1) C.B. 199) 530 条にいう事前調査 (prior audit) ではない。なぜならば、この評価は、特定の課税年にかかる納税者の納税義務の決定とは直接的な関係がないからである。

第3号 税務署長は、記録評価の結果を納税者に通知するものとする。

第3項 検査 (Testing)

第1号 税務署長は、本レベニュープロシージャーを遵守して納税者の機械読取可能記録が、信ぴょう性、判読可能性、完全性および清廉性をもって保存されていることを定期的に検査を行うことができる。

第2号 この検査には、EDI または電子保存システムのような集積システム (integrated systems) のレビューおよび納税者の記録を作成しかつメンテナンスに関する内部統制やセキュリティ手続のレビューを含む。

第3号 本レベニュープロシージャー第10条3項1号にいう検査とは、法典 7605 条 b 号にいう帳簿及び記録の「調査

(examination)」、「捜査 (investigation)」もしくは「検査 (inspection)」、または、1996年小規模企業雇用保護法 (Small Business Job Protection Act of 1996) 1122条で修正された1978年歳入法 (Revenue Act of 1978, 1978-3 (Vol.1) C.B. 199) 530条にいう事前調査 (prior audit) ではない。なぜならば、この評価は、特定の課税年にかかる納税者の納税義務の決定とは直接的な関係がないからである。

第4号 税務署長は、検査結果を納税者に通知するものとする。

第11条 ハードコピー記録 (Hardcopy Records)

第1項 本レベニュープロシージャの諸規定は、現行の法律や規則により納税者に義務化されている通常の業務において作成または受領されるハードコピー (紙) 記録を保存する責任を解除するものではない。ハードコピー記録は、レベニュープロシージャ 81-46 (Rev. Proc. 81-46, 1981-2 C.B. 621) に準拠してマイクロフィッチまたはマイクロフィルムフォーマットで保存することができる。加えて、ハードコピー記録は、レベニュープロシージャ 79-22 (Rev. Proc. 79-22) に準拠して電子保存システム (electronic storage system) に保存することができる。これらの記録は、本レベニュープロシージャにより保存するように求められる機械読取可能記録の代替物ではない。

第2項 納税者は、次のいずれかの号にあてはまる場合には、ハードコピー記録を作成または保存しなくともよい。

第1号 ハードコピー記録が、評価、統制その他一時的な目的でのみ作成したコンピュータのプリントアウトである場合

第2号 ハードコピー記録が、通常の事業取引において作成されたものでない場合 (EDI技術を利用する例で想定される。)、または、

第3号 納税者が、取引に関する細目のすべてをEDI取引で行っており、かつ、納税者が本レベニュープロシージャに準拠して機械読取可能記録として保存している場合。例えば、納税者が、取引時にクレジットカードレシートを発行した場合で、その後当該レシート上のあらゆるプリントアウト情報をEDI取引で受け取り、かつ、機械読取可能記録として保存したときは、そのレシートを保存する

必要はない。EDIにかかる要件については、本レベニュープロシージャ第5条3項参照。第3項 納税者は、機械読取可能記録のハードコピーのプリントアウトを作成する必要はない。ただし、内国歳入庁が作成を求める場合は別である。内国歳入庁は、調査のとき、または、本レベニュープロシージャ第10条3項1号にいう検査に関連してハードコピーのプリントアウトを求めることができる。

第12条 制裁

税務署長は、納税者が本レベニュープロシージャを遵守しない場合 (本レベニュープロシージャ7条の資源 (resources) 要件を遵守しない場合を含む。) には、財務省規則1.6001-1 (d) に基づき不適切記録通知書 (IRN=Inadequate Records Notice) を発することができる。本レベニュープロシージャを遵守しない場合は、法典サブタイトルFのもと第6662条a号の民事制裁 (過料) および第7203条の故意犯に対する刑事制裁の対象となる。

第13条 他の資料への効果 (Effect on Other Documents)

レベニュープロシージャ 19-59 (Rev. Proc. 91-59) は、1997年12月31日後に始まる課税年にかかる機械読取可能記録を修正しかつ優先する。ただし、本レベニュープロシージャを遵守する納税者は、レベニュープロシージャ 19-59が適用になる前の課税年にわたり当該レベニュープロシージャを遵守していたものとして取り扱われる。

第14条 施行日

本レベニュープロシージャは、1997年12月31日後に始まる課税年にかかる機械読取可能記録に適用される。

第15条 内国歳入庁とのコンタクト (IRS Office Contact)

第1項 本レベニュープロシージャに関する質問は、副長官 (調査担当) 事務所へ直接連絡するものとする。電話番号は (202) 622-5480 (無料電話ではない)。文書での質問の宛先は次のとおりである。

Assistant Commissioner (Examination)
Attention: CP:EX Internal Revenue Service
1111 Constitution Ave., NW
Washington, DC 20224

第2項 特定の事情への本レベニュープロセスの適用については、所轄の税務署長の事務局に連絡するものとする。

第16条 文書作成業務削減法 (Paperwork Reduction Act)

本レベニュープロセスのもとでの情報収集については、コントロール番号1545-1595で、文書作成業務削減法 (Paperwork Reduction Act, 44 U.S.C. 3507) に準拠して大統領府内の行政管理予算局 (Office of Management and Budget) がレビューをし、かつ、承認する。行政庁は、情報の収集にあたり、有効なコントロール番号の表示をしない限り、それを実施、支援、質問への回答を求めてはならない。情報収集については、本レベニュープロセス8条から10条に規定がある。この情報とは、法典6001条にいう記録に該当する機械読取可能記録を指す。情報収集は、ADPシステム内に保存される機械読取可能記録を有する納税者には義務となる。回答を求められるのは、個人、州または地方政府、農家、企業、その他の営利団体、連邦機関または公務員、非営利団体、ならびに小規模企業または団体である。年間の見積総記録保存負担は、12万時間である。各記録保存者あたりの見積総記録保存負担は、個々の状況により異なるが、20時間から60時間、平均で40時間と見積もられている。見積もられる記録保存者の数は3000である。情報の収集に関連する帳簿書類は、そのコンテンツが内国歳入法の執行に必要となる限りにおいて保存されなければならない。原則として、納税申告書および納税申告書情報は部外秘である。(26 U.S.C. 6103) [レベニュープロセス 98-25 (IRS RPR), 1998-11 I.R.B. 7, 1998-1 C.B. 689, 1998 WL 79233]

7 内国歳入マニュアル (IRM) : 課税庁内部での電子データ取扱ルール

電子帳簿書類保存法制は、税務調査と切り離して整備しようとする発想ではうまくいかない

といわれる。なぜなのだろうか。

一例をあげて考えてみる。納税者 (反面調査を受けた取引先の場合もある。以下同じ。) が●●年の納税申告について課税庁 (IRS) からのお尋ね/資料せんの電子媒体提出のお願い (IDR) を受け取ったとする。IRS からのお尋ね (IDR) には、電子帳簿書類等のバックアップファイル/オリジナル電子データファイルを暗号化したうえでパスワードとともに提出せよ、と書いてある。データセキュリティを心配してのことであろう。納税者が求められた資料の電子媒体/PSD (携帯用保存装置) での提出に応じるとする。しかし、納税者にはどのような暗号化方式でファイルを作成して提出したらよいか分からない。電子メール (e-mail) に添付して送れるのか、あるいは郵送しないといけないのか。暗号化されたファイルとパスワードは一緒に送ってよいか。郵送するとなると、どの民間配送事業者を使ってもよいか、格納する PSD (携帯用保存装置) は CD、USB、メモリーカード、どれでもよいか。わからないことだらけとなる。一方、課税庁側も、納税者から電子媒体/PSD に格納してバックアップファイル/オリジナル電子データファイル提出を受けたものの、復号化ができずファイルが開けない、開けても読み取りができない、となりかねない。

電子帳簿書類保存規制が課税庁ファーストで一方的に進められるところなる。また、電子帳簿書類保存規制の仕組みを税務調査と切り離して整備しようという発想でも、こうした落とし穴にはまる。

こうした問題が起こらないようにするためには、電子帳簿書類保存規制と税務調査での電子データ利用の仕組みとを一体化してとらえたうえで、見える化する発想が必要である。

IRS は、こうした発想を取り入れ、IRS 内部での納税者データの取扱事務を詳細にわたり徹底的にマニュアル化し、一般に積極的に公開している。これにより、「課税庁と納税者との間でのデータ流通の互換性を欠いたソフトウェア/アプリケーション」のようにならないようにしている。

内国歳入庁 (IRS) は、職員向けの内国歳入マニュアル (IRM=Internal Revenue Manual)、すなわち「事務処理のための手引」を作成している。内国歳入マニュアル (IRM) が扱う分野・項目は広範に及ぶ。連邦政府は、これら IRM を広く一般に公表している。市民・

納税者に開かれた税務行政を進めるためである。広く市民・納税者に IRS 内部の事務処理ルールを明らかにしておけば、現場職員に厳正な職務規律を期待できるとともに、職員の裁量を少なくすることができるからである。IRM は、ネットで IRS の HP (ホームページ) にアクセスすれば、誰でも読める常態にある。帳簿書類等の電磁的記録／電子データ保存ルールや取扱事務の見える化推進においても、内国歳入マニュアル (IRM) が重い役割を演じている。

収集した納税者データの IRS 内部での取扱いについても、IRS は、内国歳入マニュアル (IRM) に詳細なルールを定め、公表している。取扱う項目も、IRM1.15.6 [電磁的記録の管理 (Managing Electronic Records)] や IRM1.10.3 [電子メール利用基準 (Standards for Using Email)] など多岐にわたる。なかでも、納税者や第三者に任意または強制提出を求める電磁的記録／電子データの IRS 内部での取扱い・処理ルールを知るには、IRM4.33.1 [納税者および第三者からの電磁的記録の管理 (managing Electronic Records and Third Parties)] (2020 年 9 月 1 日現在) が役に立つ。納税者のみならず税務専門職にとっても IRS 職員による税務調査の一環として納税者などから電磁的記録／電子データの提出を求める手続や、収集した電磁的記録／電子データの IRS での取扱い・処理ルールなど内部統制の詳細を知るうえで欠かせない情報といえる。そこで、以下に、IRM4.33.1 のなかに盛られた項目を邦訳 (仮訳) して読者の便宜に応えたい⁵⁶。

【表 13】 IRS による納税者データの内部統制の構造

● IRM4.33.1.2 [電磁的記録の求め—お尋ね／資料せん提出のお願いと召喚状／サメズ (Requesting Electronic Records-IDR and Summons)] (2020 年 9 月 1 日)

1 調査官は、納税者との最初の会話において、納税者に対して会計ソフトウェアを含む電磁的記録の利用について尋ねるものとする。納税者が電磁的記録を使用しているとする。この場合、調査官は、調査のはじめに、お尋ね／様式 4564 [資料せん提出のお願い (Form 4564: IDF=Information Document Request)] を使って、当該電磁的記録に加え、電子ファイルを読むに必要なユーザー名とパスワードを求め

るものとする。

【注記】：調査官がお尋ね (IDF) や召喚状／サメズに基づき納税者に一定の会計ソフトウェアデータファイル提出を求める際の認定用語については、「法務官用電磁的資料せん提出のお願い (Electronic Records Document Request for Counsel)」を参照のこと。

2 求めた電磁的記録を納税者が自発的に提出しないとする。この場合、調査官は、当該電磁的記録にアクセスできるように、その納税者または第三者 (申告書作成者、金融機関など) への召喚状／サメズの発付を検討するものとする。納税者は、召喚状／サメズの執行させないための無効申立てをし、防御することも考えられる。このことから、召喚状／サメズに記載する文言は、納税者に発付したお尋ね (IDF) とほぼ同じものとするものとする。IRM25.5.2 [召喚状／サメズ (Summons)] は、IRS のあらゆる部門で使える召喚状／サメズについてのガイダンスである。召喚状／サメズ作成に関する情報としては IRM25.5.2 [作成]、そして電子召喚状／サメズ手続に関する情報としては IRM25.5.3.6 [電子召喚状／サメズ手続] を参照のこと。

【注意】：第三者召喚状／サメズの発付については第三者お尋ね通知手続 (third-party contact notification procedures) を遵守しなければならない。第三者へのお尋ねについては最新のガイダンスを参照のこと。

● IRM4.33.1.2 [電磁的記録の受領 (Receiving Electronic Records)] (2020 年 9 月 1 日)

1 電磁的記録はいくつかの方法で受領できる。IRS の職員は、暗号処理されているかどうかにかかわらず、電磁的記録の受領を拒んではならない。しかし、データ、IRS のコンピュータおよび IRS のネットワークを安全にするための必要な注意を払わなければならない。

2 納税者やその代理人は、次のような方法で電磁的記録を提出できる。

a 電子メール： IRS の職員は、納税者やその代理人が電子メールで電磁的記録を送達する方法を選択した場合、その者に対して情報の安全性を保証することはできない旨アドバイスしなければならない。SBU (=Sensitive But Unclassified) [機微ではあるが機密指定をされていない] コンテンツ通信システム (SBU content) を使って電子メールを送達する場合のガイダンスについては IRM4.33.1.7 を参照のこと。

【注記】：調査官が納税者やその代理人から頼ん

⁵⁶ ちなみに、紙幅の都合上、【以下、IRM 規定の邦訳は一部省略】とする場合がある。

でもない電子メールを受領したとする。この場合で、住所または電話番号が利用できる場合には書簡または電話で対応するものとする。調査官は、納税者やその代理人と電子メールでの対話を継続して交わすことはしないようにするものとする。IRM10.5.1.6.8.1 (3) [納税者やその代理人への電子メール] を参照のこと。

b 携帯用保存装置 (PSD=Portable Storage Devices) : 電磁的記録を携帯用保存装置 (PSD) で受領した場合、IRS の職員は、当該記録にアクセスするに先立ち IRS のコンピュータや IRS のネットワークを保護する手順を取らなければならない。PSD で保存された記録へのアクセスに関するガイダンスについては IRM 4.33.1.4 を参照のこと。

3 召喚された第三者は、調査官に対して電子召喚状/サメズウェブサイトを通じて記録を検索するように求めることができる。記録の電子検索 (Electronic Retrieval of Records) については、IRM25.5.3.6.2 を参照のこと。さらに詳しい情報については、承認された電子召喚状/サメズプロセスに電子的に対応した e サメズとソース (eSummons and Sources that Respond Electronically for approved electronic summons processes) を参照のこと。

● IRM4.33.1.4 [電磁的記録へのアクセス (Accessing Electronic Records)] (2020年9月1日)

1 調査官が電磁的記録を携帯用保存装置 (PSD) で受領したとする。このときには、次の行為をしなければならない。

a ウイルススキャンに関しては、IRM10.8.1.4.10.6 (a) から (d) に定める MP-7 Media Use (InTC) 手続、様式 9984 [職員活動記録に関する資料ウイルススキャンまたは GS / IMS 事例集] に対する資料ウイルススキャン手続の実施

[注記]: PSD (携帯用保存装置) のウイルススキャンに関する詳しいガイダンスについては、業務支援「ウイルススキャンはどのように作動するのか」を参照のこと。

[注意]: ウイルスが感知された場合、コンピュータを IRS のネットワーク再接続しない、電源を切らないまたはコンピュータを再起動させてはならない。感知から 1 時間以内に、調査官は統括官と CSIRC (Computer Security Incident Response Center / コンピュータ安全事故対応センター) に連絡しなければならない。詳しくは IRM10.8.1.4.10.6 (d) 参照のこと。

[* 訳注: コンピュータ安全事故対応センター (CSIRC=Computer Security Incident Response Center) は、1991 年に連邦財務省が IRS ネットワーク上に設けたヴァーチャルな

プログラムである。IRS の情報自動化を保護・支援する業務を担当している。コンピュータウイルス、ハッカーのようなネットワーク上安全対策、ランサムウェアのようなハイテクを駆使したコンピュータ犯罪者の侵害防止システム対応などが主な任務である。IRS のサイバーセキュリティを専門とし、税務調査情報を流通・保存するサービスをするセンターではない。2015-16 財政年を例にすると、全米で CSIRC は 386 件の対応を行っている。]

b ファイルは、調査官の暗号化されたフォルダーに保管すること。情報をコンピュータに即座に保存することが不可能な場合は、できる限り速やかに保存しなければならない。

c 電磁的記録に講じられるべきあらゆることについては IRM4.33.1.5 に書かれている。

2 調査官が、電磁的記録を電子メールで受領したとする。この場合には、次のことを完璧にしなければならない。

・ファイルは、調査官の暗号化されたフォルダーに保管すること。情報をコンピュータに即座に保存することが不可能な場合は、できるだけ速やかに保存しなければならない。

a 電磁的記録に講じられるべきあらゆることについては IRM4.33.1.5 に書かれている。

3 電磁的記録は、通例、標準的なソフトウェアプログラム (ワード、エクセル、アクセス、アドビなど) のフォーマットを使っており、読取り可能である。電磁的記録が読み取れない場合には、記録にアクセスするために専門家の支援を受けることができる。どのような専門家がどこにいるのかについては、「支援をうけるために私は誰にコンタクトすればよいのか (Who do I contact for assistance?)」を参照のこと。

4 データファイルを読み取るのに必要な復号化/暗号解読アプリケーション (decryption applications) やプロプライエトリーアプリケーション (proprietary applications、有権アプリ) *を含む外部者が提供している実行可能なファイルまたはソフトウェア/アプリケーションを開いてはならない。なぜならば、その種のファイルは、コンピュータや IRS のネットワークに感染するウイルスを持っているかも知れないからである。

[* 訳注: 「プロプライエトリーソフトウェア/アプリケーション (proprietary software / applications、有権ソフト/アプリ)」とは、著作権などの知的財産権を放棄せず、その改変やコピー (複製) が制限されているアプリケーション/ソフトウェアを指す。ソースコードを非公開にするなど使用許諾 (ライセンス) 契約によりさまざまな法的制限を加えているものを指す。データの暗号化 (Encryption / エンクリプション) するに使うソフトウェア/アプリケーション

ンを、「暗号化ソフトウェア／アプリケーション (Encryption software / applications)」という。一方、暗号化 (エンクリプト) したデータを元に戻す (解読する／解凍する) ことを「復号化 (Decryption / デイクリプション)」という。復号化／暗号解読に使うソフトウェア／アプリケーションを、「復号化ソフトウェア／アプリケーション (decryption software / applications)」という。]

ファイルにアクセスするための実行可能なファイルまたはソフトウェアを必要とする場合には、IRM4.33.1.4.1 (2) (b)・(c) および IRM25.5.3.5 (4) 【以下、IRM 規定の邦訳は一部省略】を参照のこと。

● IRM4.33.1.4 [暗号化された電磁的記録 (Encrypted Electronic Records)] (2020年9月1日)

1 暗号化された電磁的記録を受領したとする。この場合、調査官は、暗号化されたデータファイルを復号化／解読するためのパスワードを、電磁的記録と分けて保存しなければならない。ユーザー名とパスワードの説明に関する情報については、IRM4.33.1.5 (7) を参照のこと。

2 第三者 (例えば銀行) は、暗号化された携帯用保存装置 (PSD、CD、DVD、USB 保存装置) を使ってデータを提出する。暗号化された電磁的記録を提出する主な方法は、次の3つに分けられる。

a ソフトウェアのインストールが要しない記録または自己復号化／暗号解読実行可能ファイルで読める記録： データファイルによっては、暗号もしくは読取者／ビューアソフトウェアプログラムのインストール (装着) を要しない、または自己復号化／暗号解読実行可能ファイルがある。これらのファイルは暗号化されているとしても、実行ファイルとしてダブルクリックすることなしで、通例、パスワードを必要とするだけである。ほとんどの場合、安全にアクセスができる。パスワードで保護されている例としては、アドビ／Adobe (.pdf)、SecureZIP (.zip) がある。

b ソフトウェアプログラムのインストールを要する記録 (Records Requiring Installation of Software Programs) : データファイルによっては、プロバイダーが作成もしくは購入した暗号または読取者／ビューアソフトウェアプログラムのインストール (装着) を要する。IRS のコンピュータに、情報技術 (IT) を使って適切に検査されていないソフトウェアをインストールしてはならない。なぜならば、そのようなファイルは、コンピュータや IRS のネットワークに感染するウイルスを持っているかも知れないからで

ある。【以下、IRM 規定の邦訳は一部省略】

c 自己復号化／暗号解読実行可能ファイルで読める記録 (Records Running Self-Decrypting Executable Files) : データファイルによっては、ユーザーのパスワードを入力させて動かす実行可能なファイルをダブルクリックすることにより稼働する自己解凍型 (自己復号化) ファイルを必要とする。こうしたファイルは常に実行可能なファイルでないかも知れない。なぜならば、ファイルを読むに必要なソフトウェアをインストールする必要がないからである。したがって、調査官は普通に実行できるファイル (例えば、.bat、.bat、.com、.dmg、.exe、.msi、.vb) かどうかを判断するためにそのファイルを入念にチェックしなければならない。これらの種類のファイルは稼働、または実行してはならない。なぜならば、これらのファイルはコンピュータや IRS のネットワークに感染するウイルスを持っているかも知れないからである。【以下、IRM 規定の邦訳は一部省略】

● IRM4.33.1.5 [オリジナルな記録の保存と業務用コピーの生成 (Preserving Original Records and Creating Working Copies)] (2020年9月1日)

調査官は、電磁的記録に関するすべての行為について記録資料を作成しなければならない。様式 9984 [調査官業務記録 (Form 9984 Examining Officer's Activity Record)]、または領置歴を記録した RGS / IMS 事例集を使うものとする。

記録資料には、次の事項を記載しなければならない。

- ・受領日
- ・記録を提出した者の氏名
- ・どのように記録を受領したか (例えば、携帯用保存装置 (PSD) で受領)
- ・データを受領したフォーマット (例えば、.docx、.xlsx、.pdf など)
- ・オリジナル記録が調査官により修正されている旨の記載

2 IRM1.15.2.2: 記録の定義 (Definition of Records) では、合衆国法典 44 卷 3301 条に従って連邦記録 (record) について定義している。ほとんどの納税者から受け取った電磁的記録は、この定義にあてはまる。連邦記録 (Federal records) は、電子か紙／文書かを問わず、国立公文書記録管理局 (NARA= National Archives and Record Administration) が認定した処理機関に保存されるか、または印字されかつ適切な記録保存システム (例えば、事例ファイル (case file)、RGS、IMS) に託されなければならない。

不法に連邦記録を破棄することは、連邦記録法 (Federal Records Act) に違反し、厳罰に処される。IRM1.15.6.9 [電磁的記録の保存と処理] を参照のこと。

3 連邦記録と決定された電子メールメッセージは、保存方針の対象となり、かつ、破棄の適格性がある、または紙／文書にプリントするもしくは PDF 処理して適切な記録保存システムに託した場合に限り、消去することができる。【以下、IRM 規定の邦訳は一部省略】

【注意】：電磁的記録の処分に関するガイダンスについては、IRM4.33.1.9 を参照のこと。

4 インスタントメッセージング (instant messaging) * は、調査に関係した業務上の決定をする際の会話には利用してはならない。このような決定にインスタントメッセージングが使われると、連邦記録に該当し、メッセージを保存する、または紙／文書にプリントするもしくは PDF 処理して適切な記録保存システムに託さなければならなくなるからである。【以下、IRM 規定の邦訳は一部省略】

【* 訳注：インターネットにつながっているユーザーをリスト化し、そのなかの任意のユーザーとリアルタイムにチャット (会話) できるようにしたソフトウェア／アプリケーション】

5 納税者、第三者その他の利害関係人から受領した電磁的記録で、調査官のコンピュータにコピーされたものは、「オリジナル (original / 原)」ファイルとされる。オリジナルデータを編集してはならない。オリジナルファイルは、IRM4.33.1.6 に従ってメインテナンス (維持・管理) しなければならない。

6 調査官は、オリジナル記録を「業務用 (working)」コピー (copies) を作成するときに限り利用するものとする。業務用コピーが作成された場合、必要があり追加的な業務用コピーを作成する場合を除き、オリジナル記録の利用は避けるものとする。業務用コピーは、分析、資料作成などに利用するものとする。業務用コピーは、IRM4.33.1.6 に従って維持・管理されなければならない。業務用コピーは、例えば次の目的に使用できる。

a マイクロソフトワード、エクセルまたはアクセスを使い記録のソーティング／並び替え (sorting) や分析

b 関連する会計または財務ソフトウェアを使っているデータファイルを開き、読み取ること。

7 調査官は、リードシート 100-1A: 外部パスワード記録 (Lead Sheet 100-1A: External Records Password) に、あらゆる携帯用保存装置 (PSD) 用のパスワードとユーザー名を記録するものとする。加えて、リードシートには、データの種類 (例えば、召喚した記録、会計ソフトウェアファイル)、使用した暗号化方

式 (例えば、SecureZip、SEERS (Symantec Endpoint Encryption Removable Storage)) も記載するものとする。パスワード作成のガイダンスとして、IRM10.8.1.4.7.4.1 [Authenticator Management-Control Enhancements] を参照のこと。

8 さらに、電磁的記録の維持・管理および保存に関する情報については、IRM4.33.1.6 を参照のこと。

● IRM4.33.1.6 [SBU (機微であるが機密指定を受けていない) 情報を含む電磁的記録の維持・管理および保存 (Maintaining and Storing Electronic Records containing SBU Information)] (2020年9月1日)

1 IRM4.33.1.5 (5)・(6) で示したように、調査を担当している調査官は、納税者、代理人その他の当事者に関するオリジナルコピーや業務用コピーの維持・管理に責任を負っている。オリジナルおよび業務用コピーは調査官のコンピュータのハードドライブまたは暗号化された PSD (携帯用保存装置) に、それらが必要でなくなるまで、維持・管理できる。電子ファイルの閉鎖型事例ファイルへ挿入に関する情報については、IRM4.33.1.8 を参照のこと。

【注記】：あらゆる携帯用保存装置 (PSD) は、常に物理的に支配しかつ安全にしなければならない。詳しくは IRM4.33.1.6.1 参照のこと。

2 コピーし PSD (携帯用保存装置) に格納された納税者のデータは、現行の IRS 情報技術 (IT) 認定暗号化プログラム (例えば、SecureZip、SEERS) を使って暗号化され、かつ、パスワードは IRM10.5.1.6.2.1 [エクスターナル (External)] に従って保護されなければならない。【以下、IRM 規定の邦訳は一部省略】

3 IRS 職員は、常に機微ではあるが機密指定されていない (SBU=Sensitive But Unclassified) データについては、自己のコンピュータの暗号化された指定の SBU フォルダーを保存しなければならない。

【注記】：IRM4.10.15.7.19 (6) (c) によると、電子会計ソフトウェアバックアップファイル (Electronic Software Backup Data Files) や表計算 (Spreadsheets) は RGS (Report Generation Software / 報告生成ソフトウェア) * と互換性がない。このことから、調査官は、この種のファイルを自己のコンピュータの暗号化された SBU フォルダーまたは暗号化された PSD (携帯用保存装置) に保存しなければならない。

【* 訳注：RGS は、IRS が所得課税の調査手続に使うソフトウェアプログラムである。税額更正、附帯税、調査報告書、別表、さまざまな様式や報告、リードシート、ワークペーパーその他担当事案に関する重要な電磁的記録、調査後

手続などに使用され、これらの報告データを保存・生成する。]

4 データの紛失を防止するために、職員は、定期的に政府所有の暗号化された PSD (携帯用保存装置) に自己の SBU (機微ではあるが機密指定されていない情報) フォルダーをバックアップ保存するものとする。

●IRM4.33.1.6.1 [携帯用保存装置 (PSD) への保存 (PSDs=Storing Portable Storage Devices)] (2020年9月1日)

1 あらゆる機微情報 (sensitive information) は常に安全にすること。

2 PSD (携帯用保存装置) のデータを職員のコンピュータにコピーした後は、納税者、第三者または利害関係者のデータを含んだ PSD を削除し、かつ、当該 PSD はそれを提出した者に返却するものとする。PSD を納税者、第三者または利害関係者に郵便で返却する場合、PSD 発送時の遵守事項については、IRM4.33.1.7.1 を参照のこと。

【適用除外】：あらゆる電磁的記録は、IRM25.5.3.6.2.2 [執行事例ファイルへの記録保存 (Saving Records for Administrative Case File)] に従って保存しなければならない。

【注意】：不正が疑われるとする。この場合には、オリジナル PSD を納税者、第三者または利害関係者に返却するよりは、保存を考えるものとする。

3 PSD を納税者、第三者または利害関係者に返却できないとする、または PSD を保存することとする。この場合、その PSD は、IRM10.8.1.4.10.3 [MP-4 メディア保存 (Media Storage)]、「高度安全」項目に対する IRM10.2.15 [最低限保護基準 (Minimum Protection Standard)]、および IRM10.5.1.6.6 [保存 (Storage)] に基づく安全措置を施した施錠されたコンテナ (container) に保存しなければならない。

4 コンテナの安全条件については、IRM10.2.15: 最低保護基準、および IRM10.2.14.3.1: 施錠コンテナ (Locked Containers) を参照のこと。

●IRM4.33.1.7 [電磁的記録の送信 (Transmitting Electronic Records)] (2020年9月1日)

1 電磁的記録は、他の職員から支援を受ける場合、またはオリジナルフォーマットから読取りが容易なフォーマット (例えば、エクセル表計算、PDF、画像ファイル) に変換する場合には、送信が必要になる。電子データの送信に使われる方法はいくつかある。

a 電子メール IRS 内部での送信には、承認された方法が暗号処理したうえで利用できる。電子メールの件名に SBU (機微ではあるが機密指定されていない情報、例えば個人識別情報/PII=Personal Identifiable Information や納税情報) を含んではならない。すべての SBU 情報を含む電子メールメッセージは、IRM10.5.1.6.8 (6) [電子メール]、IRM10.5.1.6.8.3 [IRS アカウントへの電子メール]、および IRM11.3.1.17.2 [電子メールと安全なメッセージ送付] に従って暗号化したうえで送信するように求められる。

【注意】：IRM10.5.1.6.8.1 で認められる場合を除き、納税者やその代理人に対しては、相手方から求められているとしても、電子メールを送付してはならない。なぜならば、IRM11.3.1.17.2 (7) [電子メールと安全なメッセージ送付] および IRM10.5.1.6.8.1 [納税者や代理人に対する電子メール] に定める不適切な開示または暴露の危険があるからである。電子メールの安全および暗号化について詳しくは、IRM10.8.1.4.17.2.2 [電子メールの安全] を参照のこと。

【注記】：電子会計データファイルは、暗号化された電子メールを使って送信するのは重すぎるという。

【注記】：召喚状/サメズの執行のような事案については、司法省 (DOJ) の支援が必要になる。この場合重い電子ファイルの送信が必要になるかも知れない。このような場合、司法省 (DOJ) で電磁的記録の送信を調整する法務官にコンタクトするものとする。

b インスタントメッセージ*承認された安全な方法である。しかし、重いファイルの送信には、遅いインターネットでは長い時間を要する。電子データファイルにインスタントメッセージを使うことはできる。しかしながら、調査業務の決定に関するやり取りにインスタントメッセージングを使用してはならない。IRM1.15.6.14.1 (5) [歳入庁が承認した電子メッセージングシステムの利用 (Use of Agency-approved Electronic Messaging Systems)]、IRM1.15.6.14.2 (2) (b)・(c) [電子メッセージの保存 (Preserving Electronic Messages)] を参照のこと。

【*訳注】：「インスタントメッセージ」とは、専用ソフトウェア/アプリケーションを使って、チャット (会話) する場合に、「相手に即座に届くメッセージ (instant message)」を指す。

【注記】：SBU [機微ではあるが機密指定されていない] データファイルを送信する場合には、職員はデフォルトデスティネーションフォルダー (既定の宛先フォルダー/default destination holder) (例えば、My Received Files) を変更するものとする。ただし、送信が、(インスタントメッセージプログラムが認められることを前提にして) 暗号化された SBU (機微ではある

が機密指定されていない情報) 専用のデータフォルダーのような形で子フォルダーに保存されるようになっていることが前提である。

あるいは、デフォルトデスティネーションフォルダーは、そのフォルダーを右クリックし暗号(Encrypt)を選択することで暗号化することができる。

c PSD (携帯用保存装置) の配送 配送ガイドランスとしては、IRM4.33.1.7.1 を参照のこと。前記マニュアル (IRM) に掲げる選択的な方法の1つを選択するものとする。この場合、小さな PSD (携帯用保存装置) の配送は置き場所を間違いやすいことも考えるものとする。

●IRM4.33.1.7.1 [携帯用保存装置の配送 (PSDs=Shipping Portable Storage Devices)] (2020年9月1日)

1 暗号化された PSDs の配送 SBU (機微ではあるが機密指定を受けていない) データを格納した PSDs (携帯用保存装置) は、PSDs に格納されたデータの電子送達ができないまたは事務的には止めた方がいいと思う場合に、配送される。SBU データが格納された PSDs (携帯用保存装置) を配送する場合には、次のような安全措置が講じられなければならない。

a IRM10.5.1.6.7.3 [配送 (Shipping)] に定められたガイドランスを遵守すること。

【備忘】：IRM10.5.1.6.7.3 (21) [配送] に基づいて、配送が確実に行われたかをモニターするものとする。小包が紛失したことがはっきりした場合には、IRM10.5.4.3 (1) [紛失、盗難および露呈の報告] に従って速やかに報告するものとする。

【備忘】：民間配送事業者を使って PII (個人識別情報) する場合には、様式 3210 [書類の配達 (Document Transmittal)] の利用が求められる。IRM4.10.1.4.5 [個人識別情報の送達 (Shipping Personally Identifiable Information (PII))] を参照のこと。

【注意】：IRS コンピュータに PSD (携帯用保存装置) を挿入すると自動的にその PSD にシステムチェックリムーバルメディアアクセスユーティリティアプリケーション (Symantec removable media access utility application) がコピーされる。このアクセスユーティリティアプリケーションは、納税者その他第三者がパスワードで PSD (携帯用保存装置) のコンテンツの復号化/暗号解読をするのに使うことができる。PSD (携帯用保存装置) のファイルは、挿入前は自動的に暗号化されない。詳しくは「SEE-Sharing Files with the Access Utility」を参照のこと。

b PSDs (携帯用保存装置) と一緒にパスワードを配送してはならない。パスワードは、口

頭で提供する、または別途、郵便、電子メール、インスタントメッセージ、またはファックスで送付するものとする。

2 暗号化されていない PSDs (携帯用保存装置) の配送 暗号化されていない SBU [機微ではあるが機密指定を受けていない] データを格納した PSDs (携帯用保存装置) を配送してはならない。唯一の例外は、最終処分のために暗号化されていないメディア (媒体) についての配送手続に関するメディア廃棄ガイドラインに従う場合である。最終処分のための PSDs (携帯用保存装置) の配送について詳しくは、IRM4.33.1.9.1 を参照のこと。

●IRM4.33.1.8 [事案終結に伴う電磁的記録の取扱い (Closing Cases with Electronic Records)] (2020年9月1日)

1 任意か召喚手続を通じて入手したかどうかを問わず、電子情報で、調整、制裁または選択的見解に直接的に触れているものについては、印刷したうえで事例管理文書ファイルに綴じておかなければならない。同時に、当該情報を RGS 事例ファイルにも保存しておかなければならない。

2 電磁的記録は、しばしば大量で多くの異なるタイプのファイル (例えば、複数の会計ソフトウェアデータファイル) に格納されている。事例ファイルにおいて調整、制裁または選択的見解に直接的に触れていない (not) 電磁的記録を含めるかどうかを決める場合、潜在的に関係ある記録の削除は防止しなければならないという推定保存 (presumption of retention) の考えをとるものとする。すなわち、電磁的記録は、当該記憶は潜在的に将来の事案事務とは関連がないことが明確でない限りは保存しておかなければならない。

【注意】：召喚したあらゆる電磁的記録は、IRM 25.5.3.6.2. [執行事例ファイルへの記録保存 (Saving Records for Administrative Case File)] に従って保存しなければならない。

3 会計ソフトウェアデータファイルは、RGS (Report Generation Software / 報告生成ソフトウェア) に格納してはならない。なぜならば RGS と互換性がないからである。事案終結に伴う電子会計ソフトウェアデータファイルや表計算の取扱いについて詳しくは IRM4.10.9.7.11.1 を参照のこと。

4 電磁的記録を保存する場合にはオリジナルフォーマットで保存するものとする。例えば、資料をワードファイル (例えば、docx) で受領したとする。この場合には、ワードファイルで保存しなければならない。これは、メタデータを維持するのに必要であるからである。

5 電磁的記録の保存は必要であるが、RGS と

互換性がない。したがって、オリジナルな記録は、暗号化して PSD（携帯用保存装置）にコピーする必要がある。そのうえで、暗号化された PSD（携帯用保存装置）は事例ファイルに格納するものとする。詳しくは、IRM4.10.15.7.19 [署内資料と事例ファイル資料 (Office Documents and Case File Documents)] を参照のこと。加えて、業務用コピーは、当該コピーに税務調査によって調整する事実や考え方が書かれている場合には、暗号化された PSD（携帯用保存装置）にコピーしたうえで事例ファイルに格納しなければならない。記録を事例ファイルに格納するかどうかは、ケースバイケースで判断するものとする。

6 ickanan SBU（機微ではあるが機密指定されていない）データ（PII＝個人識別情報や税務情報を含む。）は、法認されない開示から保護される必要がある。このことから、情報自由法（FOIA=Freedom of Information Act）に基づく納税者からの申出に応じて開示される前に事例ファイル内にある封筒に「名宛人だけに開示されること」と記すものとする。情報提供者照会（informant referral）、潜在的な不正行為情報、第三者納税情報なども同様とする。この扱いは、紙の資料の場合も電磁的記録も同様である。開示担当者は、開示ガイドラインに基づいて、そのデータの開示を留保すべきかどうかを決定するものとする。詳しくは、IRM4.10.9.7.3 [ワークペーパー：開示 (Workpapers : Disclosures)] および IRM11.3.13.7 [レビューと伏字化 (Review and Redacting)] を参照のこと。

●IRM4.33.1.8.1 [PSD（携帯用保存装置）へのラベル貼りりと所在 (Labeling and Location of Portable Storage Devices (PSDs))] (2020年9月1日)

1 事例ファイルを格納するそれぞれの PSD（携帯用保存装置）にははっきりしたラベルを貼らなければならない。CD や DVD の場合は、以下のような情報をマーカーペンでディスクの（無反応面）の上部を書くものとする。CD や DVD のうに紙ラベルを貼ってはならない（not）。USB 保存装置（例えば、thumb drives）はより小型化している。ラベルは、直接その装置のうに書くよりもむしろテープで貼り付けるまたは添付するものとする。ラベルには、次のような情報が入っていなければならない。

- ・納税者名コントロール、
- ・納税者番号（TIN）の最後の4ケタ、
- ・MFT（Master File Transaction）コード、
- ・課税期間、
- ・PSD（携帯用保存装置）にワークペーパー番号。

【以下、IRM 規定の邦訳は一部省略】

●IRM4.33.1.8.2 [電子ファイルが PSD（携帯用保存装置）に格納された旨の記載 (Referencing Electronic Files Stored on Portable Storage Devices (PSDs))] (2020年9月1日)

- 1 事例ファイルにあるすべての電磁的記録が PSD（携帯用保存装置）に格納されている旨をワークペーパーに記載しなければならない。これは、電子ファイルの所在を容易に確認できるようにするためである。データの種類により、PSD（携帯用保存装置）に格納するか、RGS（Report Generation Software / 報告生成ソフトウェア）プログラムに保存することになるが、詳しくは IRM 4.33.1.8 を参照のこと。
- 2 PSD（携帯用保存装置）に格納されるすべての事例は、それぞれの PSD（携帯用保存装置）内容（コンテンツ）一覧を記載したワークペーパーに格納しなければならない。PSD（携帯用保存装置）内容の記載に関するガイダンスについては IRM4.33.1.8.3 を参照のこと。

●IRM4.33.1.8.3 [PSD（携帯用保存装置）内容（コンテンツ）の文書化 (Documenting Contents of Portable Storage Devices (PSDs))] (2020年9月1日)

- 1 各 PSD（携帯用保存装置）の内容（コンテンツ）一覧が記載されたワークペーパーが各事例ファイルに格納されなければならない。ワークペーパーは、印刷され、かつ、様式 4318 [調査ワークペーパーインデックス (Form4318: Examination Workpaper Index)] のなかに論点ごとの索引をつけて文書管理しなければならない。【以下、IRM 規定の邦訳は一部省略】
- 2 PSD（携帯用保存装置）に格納されるワークペーパーには、IRM 4.10.9.7.1 [ワークペーパー：ヘッダーやフッター (Workpapers: Headers and Footers)] が求めるヘッダーやフッターに加え、次の情報が入っていなければならない。
 - ・ディスクコンテンツの識別（例えば、PSD に格納された各フォイルの一覧）
 - ・ソフトウェアフォーマット（例えば、.xlsx、.pdf、.docx、.qbb）のようなメディア情報
 - ・使用する暗号の種類
- 3 電磁的記録用のパスワードをどこに記録しているのかの情報管理について詳しくは、IRM 4.33.1.5 (7) を参照のこと。

●IRM4.33.1.9 [電磁的記録の処分 (Disposing of Electronic Records)] (2020年9月1日)

- 1 電子データファイルがもはや必要ではないとする。この場合、あらゆる記録は適用要件および IRM4.33.1.8 に準拠して保存されるものとし、調査官のコンピュータのハードドライブから消去しなければならない。【以下、IRM 規定の邦訳は一部省略】

●IRM4.33.1.9.1 [PSD (携帯用保存装置) の処分 (Disposing of Portable Storage Devices (PSDs))] (2020年9月1日)

1 IRM 4.33.1.6.1 でふれたように、納税者、代理人または利害関係者から受領したすべての PSD (携帯用保存装置) は、調査官のコンピュータにデータを保存した後に、提出した個人、本人に返却しなければならない。

2 調査官が本人に不要なメディアを返却できないとする

a 暗号化された PSD (携帯用保存装置) : 納税者から求めがあった場合には、PSD (携帯用保存装置) は郵便で返却するものとする。配送について詳しくは、IRM4.33.1.7.1 (1) を参照のこと。

【注記】：パスワードで保護された会計ソフトウェアデータファイルは暗号化されたメディアとして取り扱われる。しかし、データファイルがパスワードで保護されるべきかどうかは、適用するソフトウェアによってそのファイルを開けるまで決定しないものとする。

b 暗号化されていない PSD (携帯用保存装置) : 暗号化されていないメディアは、IRM4.33.1.7.1 (2) に定めるように納税者、代理人または利害関係者 (例えば、IRS 職員、連邦および州機関) に郵送してはならない。IRS 職員は SBU [機微ではあるが機密指定されていない] 情報が保有している場合、それが紙/文書かコンピュータ装置やコンピュータシステムのなかにあるかにかかわらず、保護する責任がある。機微情報や SBU (機微ではあるが機密指定されていない) 情報をコンピュータ装置 (例えば、ラップトップや PSD (携帯用保存装置)) に保存または移転する場合には常に暗号化されなければならない。

3 納税者が提出した記録はいらぬもしくは返還を望まない、または PSD (携帯用保存装置) の返還が不可能であるとする。この場合には、そのメディア/媒体 (暗号化されているもの、暗号化されていないもの双方) は、IRS の IT (情報技術) メディア破棄手続に従って廃棄しなければならない。

開かれた税務行政が進んでいるアメリカでは、課税庁内部で納税者データの取扱いが多少粗末であっても、職員の守秘義務でカバーできるといった考え方は通用しない。IRS は、内部での納税者データの取扱事務を詳細にわたり徹底的にマニュアル化することで内部統制を固め

ている。同時にその取扱事務を外部に見える化する方針で税務行政のデジタル化/電子化策を進めている。

帳簿書類等の電子化をはじめとした IRS の税務行政のデジタル化/電子化策には光と影がある。納税者等 (IRS のカスタマー) の自発的協力を求めて収集した納税者データの IRS 内部での統制ルールを IRS の「事務処理のための手引」である内国歳入マニュアル (IRM) で詳細に定め、広く一般に公開する政策は「光」の面といえる。納税者等 (カスタマー) は自身が IRS に提供し電子データの行方 (トレーサビリティ) や使い途を事前に知ることができる。

とはいうものの、IRM に盛られた IRS での内部統制の仕組みは極めて煩雑である。

IRS は、企業納税者やその取引先などへのお尋ね/資料せんの電子媒体による提出のお願い (IDRs) を頻繁化させている。このため、IRS から電子媒体/ PSD 提出に応じる際の電子帳簿書類等のバックアップファイル/オリジナル電子データファイルの生成・送付するカスタマー側のテマ・ヒマが極端に増大している。カスタマー側は、データセキュリティ確保面から内国歳入マニュアルに盛られた電子データの暗号化などの煩雑な作業を強いられることになるからである。

IT の専門家でないとうまくこなせないような煩雑な作業を強いる IRS の税務のデジタル化/電子化策は、企業納税者間に存在するデジタルデバイド (情報技術格差) 問題をあぶりだす。とりわけ税務調査に自発的協力に応じる小規模企業や自営業者に大きな「影」を落としている。

8 IRS の SB / SE 発行『FAQs : 会計ソフトウェアで作成した電磁的記録の利用』(仮訳)

すでにふれたように、内国歳入庁 (IRS) の小規模企業・自営業局 (SB / SE= Small Business / Self-Employed Division) は、『FAQs : 会計ソフトウェアで作成した電磁的記録の利用 (Use of Electronic Accounting Software Records) [2021年4月12日更新]』と題するガイダンス (事務運営指針) を発出している⁵⁷。

このガイダンス (事務運営指針) は、IRS が、

⁵⁷ <https://www.irs.gov/businesses/small-businesses-self-employed/use-of-electronic-accounting-software-records-frequently-asked-questions-and-answers>

帳簿種類等を電磁的記録／電子データで備付け、保存している納税者に対する税務調査において電子帳簿書類等の提出を求める際に想定される実務的に重要なポイントをまとめたものである。エフエキュー／よくある質問回答 (FAQs=frequently accessed questions) 形式で分かりやすく説明をしている。

このガイダンス (事務運営指針) に盛り込まれた質問応答項目 (FAQs) は、多岐にわたる。また、このガイダンス (事務運営指針) では、扱う質問応答項目 (FAQs) を IIRS が電磁的記録／電子データ提出を求める納税者に関するものに限定していない。納税者を支援する各種税務専門職 [登録税務士 (EA=Enrolled Agent)、公認会計士 (CPA=Certified Public Accountant)、弁護士 (Attorney) など] に関する項目までカバーしている。

このガイダンス (事務運営指針) で扱う質問応答項目 (FAQs) は、広範に及んでいる。IRS に提出する帳簿書類等のバックアップファイル／オリジナル電子データファイルの基準期間、メタデータ、データ管理者名やパスワード、提出フォーマット、提出の求めに応じない場合の強制手続、さらには弁護士一依頼人秘匿特権として保護される通信や制定法により保護され非開示となる情報についてまで論じている。

このガイダンス (事務運営指針) は「課税庁 (IRS) ファースト」で書かれているとして、批判もある。司法の場で争われた手続もある。以下に邦訳 (仮訳) する。

● IRS FAQs : 会計ソフトウェアで作成した電磁的記録の利用

この『会計ソフトウェアで作成した電磁的記録の利用 (Use of Electronic Accounting Software Records / 2021年4月12日更新版)』と題するエフエキュー／よくある質問 (FAQs=frequently accessed questions) は、IRS の小規模企業・自営業局 (SB / SE=Small Business / Self-Employed Division) による税務調査において、会計ソフトウェアで作成された電磁的記録の求めや提出に関するガイダンス (事務運営指針) です。

問1 IRS は、税務調査において、どうして伝統的な紙の帳簿や記録を引き続いて使わないで、電磁的会計記録を使うのですか。

【回答】 民間部門では電磁的情報マネジメント

が普及していることから、今日 IRS も調査作業を効率化するために電磁的情報マネジメントを活用しています。電子フォーマットで会計記録を入手することは、次のような大きな利益につながります。

- ・納税者やその代理人は、記録を電子的に提出することにより、記録を印刷する必要がなくなり、事務作業を削減できます。
- ・納税者が完全な会計記録を提出することにつながり、当初のお尋ね／資料せん提出のお願いにおいて含まれるべき多くの項目が見つからない場合に行われる追加的なお尋ね／資料せん提出のお願いの送付を少なくすることができます。
- ・調査官／検査官 (examiner) *が帳簿や記録を分析しかつ検証する際に、効率性を高めることができます。

[* 訳注：IRS の税務検査官 (tax examiner) は、主に IRS の各キャンパスにおいて納税者等に対する書簡調査／お尋ね (correspondence examination / audit) の事務を担当する職員である。なお、日米比較の視点からは「調査官」と理解してよい。そこで、ここでは「調査官」と邦訳する。]

問2 IRS は、いつ、どのようにして、会計ソフトで作成された電磁的記録を求めるのですか。

【回答】 IRS は、調査を始めた当初に、お尋ね／様式 4564 [資料せん提出のお願い (Form 4564 : IDR=Information Document Request)] を送付して会計ソフトウェアで作成された電子データのバックアップファイル*の提出を求めます。加えて、IRS は、データファイルの読取りに必要とされる管理者のユーザー名とパスワードを求めます。

[* 訳注：「オリジナル電子データファイル (original electronic data files)」という名称も使われる。]

問3 IRS は、調査において、会計ソフトウェアの管理者名やパスワードを共有することについての懸念にどのように対処しようとしているのでしょうか。

【回答】 納税者は、「IRS 調査 (IRS Audit)」のように、管理者のパスワードを暫定的なものに変更することで、好みのパスワードを保存することができます。提出用のバックアップファイルを作成し、かつ、使用中の会計ソフトウェア内で当初の「好み」のパスワードに戻れるような形でパスワードを変更できます。管理者は、暫定的なパスワードで IRS に提出したバックアップファイルにアクセスできるようになっていないといけません。なぜならば、IRS は、管理者と同じ基準で当該ファイルにアクセスでき

ないといけないからです。調査官はファイルを管理しているパスワードを入手できなければ、調査の際に必要なデータを読み取ることができなくなるからです。

問4 納税者が、IRS が読み取りできない会計ソフトウェアプログラムを使用している場合には、どうなるのでしょうか。

【回答】 現時点で、IRS は、ほとんどの企業納税者が利用している市販の会計ソフトウェアプログラムで作成したデータファイルを受領し、かつ読み取ることができます。納税者は、いかなるタイプの電磁的ファイルもそれを提出するに先立ち調査官と相談をしてください。

IRS は、納税者に対するお尋ね／様式 4564 [資料せん提出のお願い (Form 4564: IDR=Information Document Request)] 発付の数を減らすために、できる限り納税者の電磁的会計記録について相談に応じます。しかし、調査官が電磁的会計記録を読み取ることができない場合には、調査を期間内に効率的な方法で終わることができるように最良の行動をする決定をします。

問5 現在 IRS は会計ソフトウェアプログラムから電磁的情報を読み取ることができるようですが、納税者がこの種のプログラムを使用して帳簿書類を備え付けている場合には、どの調査においても、バックアップファイルの提出を求めることになりませんか。

【回答】 電磁的記録を使って税務調査を実施することは、だれにとっても、より効率的に調査を進めることにつながります。調査官は、納税者がすでに会計ソフトウェアプログラムを用いて帳簿書類を備え付けている場合には、ほとんどの事例においてバックアップファイルの提出を求めることになりません。しかし、調査が、1つの特定の費用項目だけのように非常に限定された範囲である場合には、調査官は、会計ソフトウェアから作成された電磁的ファイルの提出を求める必要がないと判断するかもしれません。一方、収入金額 (gross income) を確認する事例のように、調査が広い範囲に及ぶ場合には、調査官はバックアップファイルの提出を求めることになると思います。

バックアップファイルの提出を求めるかどうかについては、事例に応じて、調査官や統括官による専門的な判断に委ねられています。

問6 電子データはどのように使われるのでしょうか。

【回答】 ほとんどの会計ソフトウェアプログラムでは、事前に手動で設定すれば数多くの報告を作成することができます。各報告は、調査官

の必要に応じて修正できます。調査官は、これらの報告を使って業務をし、調査事項を広げたり、必要に応じて基礎データや資料を「深読みする (drill down)」ことができます。

会計ソフトウェアは、調査対象の記録の信頼性を確認するために、会計記録の清廉性や信ぴょう性を検査することを可能とします。しかし、調査官は、申告事項または争点を適切に検査するのに必要な場合には、他の資料の提出を求めることができます。

問7 電磁的なファイルその他の会計記録の提出を求める IRS の法的根拠はどうなっているのでしょうか。レベニュープロシージャー 98-25 は、小規模企業納税者から電磁的記録の提出を求める IRS の権限にどのような影響を及ぼすのでしょうか。

【回答】 会計記録を電子フォーマットで求める法的根拠は、内国歳入法典 (IRC) 7602 条 a 項と IRC6001 条、および財務省規則 (Treasury Regulation) 1.6001-1 (a) から 1 (e) ならびに、レベニュールーリング 71-20 およびレベニュープロシージャー 98-25 です。

レベニュープロシージャー 98-25 は、一定の納税者に対して、このレベニュープロシージャーの適用を除外していることに注意してください。しかし、このことは、納税者が会計ソフトウェアプログラムを使って帳簿や記録を電子的に備え付けることを選択している限りにおいて、納税者に電子帳簿や記録を作成し提出することを免除するものではありません。

問8 納税者が、会計ソフトウェアで作成された電子的バックアップファイルまたはその他のタイプの電子データファイルを IRS に提出するのを拒否すると、どうなるのでしょうか。

【回答】 アメリカの税制は、納税者自らが納税申告書を提出し、かつ、帳簿や記録を備え付ける責任を負う形を取っています。

内国歳入法典 (IRC) 6001 条と財務省規則 1.6001-1 のもと、納税者は、自らの納税申告書に記載した所得や控除額を証明するために、十分な帳簿や記録を備付け、かつ IRS 調査でこうした情報を求められた場合それを提出する責任を負っています。

加えて、IRC7602 条 a 項 1 号は、IRS に対して、税務調査に関連し、かつ必要となる帳簿 (books)、書類 (papers)、記録 (records) その他のデータを調査する権限を付与しています。IRC7602 条 a 項 2 号は、IRS に対して帳簿 (books)、書類 (papers)、記録 (records) その他のデータを召喚するための権限を付与しています。

納税者は、会計ソフトウェアで作成されたオリジナル (原) データのバックアップファイル

を提出することに懸念がある場合には、統括官と話し合いをする権利があります。

納税者が任意で求められた資料の提出を拒む場合には、IRSは求めた情報を強制的に提出させるためにサメズ（召喚状）を発するか、推計方法を用いて所得を再構成するか、証拠資料を欠く場合には申告項目を否認することができます。

納税者または納税者の代理人が、提出を求められた記録に機微情報または秘匿特権にかかる情報が含まれている場合には、問・回答 15 および 16 のガイダンスを参照してください。

問 9 納税者の代理人が、会計ソフトウェアで作成された納税者の電子的バックアップファイルのコピーを提出するのを拒否するとどうなるのでしょうか。

【回答】 納税者の代理人が、任意で求められた情報ファイルの提出を拒否したとします。この場合、IRSはその情報を召喚する権限を有しています。また、代理人は、財務省サーキュラー 230 号 (Treasury Department Circular No.230) 違反となります。このサーキュラーの 10.20 条 a 項 1 号は、次のように規定しています。「専門職は、IRS の上級職員または職員が正当な権限に基づき適正かつ適法な要求をした場合、IRS に対していかなる事からについての記録または情報を速やかに提出しなければならない。ただし、当該専門職が善意かつ合理的な理由で当該記録または情報が秘匿特権を有していると感じるときは別である。」と。

納税者またはその納税者の代理人が、当該記録は機微情報または秘匿特権を有する情報であるとの懸念を有する場合には、問・回答 15 および 16 のガイダンスを参照してください。

問 10 納税者または代理人が、納税者の会社のバックアップファイルを提出することにしたものの、オリジナルなファイルの正確なコピーを提出するのではなく、IRS 用に新たに作成したファイルの提出に合意した場合にはどうなるのでしょうか。

【回答】 納税者または代理人が、調査されている年に取引を再入力するような、新たな会社ファイルを作成するまたは再構成する場合、新たなファイルは IRS の要件または要請を満たしていないこととなります。新たなまたは修正された会社のファイルは、オリジナルな記帳からなる帳簿や記録のコピーではありません。修正された電子ファイルは、お尋ね/様式 4564 [資料せん提出のお願い (Form 4564 : IDR=Information Document Request)] または召喚状/サメズの要件を満たさなくなり、かつ、財務省サーキュラー 230 号 (Treasury Department Circular No.230) 違反となります。

納税者または代理人は、調査されている年以前の古いまたは閉鎖された取引を圧縮 (condense) したい場合には、問・回答 14 のガイダンスを参照してください。

問 11 どうして納税者は、エクセルにデータを選択してエクスポートした単純な報告書ではなく会計ソフトウェアから作成したバックアップファイルを提出しないといけないのでしょうか。エクセルではなくバックアップファイルを使う利点は何なのでしょう。

【回答】 バックアップファイルは原始記入簿の正確なコピーであり、IRS はソフトウェアプログラムを使って作成されたオリジナルな電子記録をレビューしかつ清廉性を検査 (test) することができます。こうした検査はエクセル表計算ソフトウェアで集計表に転換された記録では十分に実施することはできません。調査官は、内国歳入マニュアル (IRM) 4.10.3.5 [納税者の内部統制の評価 (Evaluating the Taxpayer's Internal control)] および関連する条項のもとで、あらゆるタイプの事業者の申告書向けの会計システムであることという認識を得るように求められます。このプロセスに必須なことは、納税者の内部統制の評価です。調査官は、このプロセスで得られた情報を使って、調査プロセスで使うべき適切な調査手法を決定することになります。

調査官は、オリジナルフォーマットで電子記録を検査しかつ分析することを通じて、帳簿や記録の読取り可能性を点検するために (内部統制を含む) 会計システムの適切な評価をすることができます。このプロセスは、必ずしも電子会計記録の調査に特有のものではありません。

問 12 会計ソフトウェアで作成されたバックアップファイルは、調査対象外の数年間の取引データを含むこととなります。この場合、IRS はそうした情報についてはどう扱うのでしょうか。

【回答】 IRS に提出されたバックアップファイルに調査対象ではない年のデータが含まれているとします。この場合、IRS は、現行年の調査においては当該データを利用しません。現行年の調査結果に基づいて、その前後の年に調査範囲を広げる決定をしたとします。この場合、その旨は納税者に通知されます。通知後、記録を利用することになります。

しかし、調査官は、特定の課税年の前後の 1 か月間に行われた取引が、調査に関連する取引であると考えるときには、その取引をレビューすることができます。

例えば、調査している企業が、発生主義会計を採用しているとします。この場合、調査にお

いて、申告された収入や経費の確定日を検査するためには対象となっている課税年の前後1か月間の取引を調査する必要があります。これは、納税者が調査対象年の販売高の取引を記録している場合で、実際の取引が前後の年に行われていると思われる時も同様です。こうした場合、調査官は、どうして当該取引が調査対象年に適切に記録されなかったのかを納税者に質問することになります。

他の例をあげます。IRSが間接的な手法（例えば、銀行預金、または純資産方式）を使って所得を再構成するとします。この場合、明らかに調査対象の課税期間に前後する至近の課税年の情報が必要になります。調査対象の課税年に前後する納税申告書の検査は、帳簿や記録の調査にはあたりません。調査官は、全体的な調査においては、それらの申告書を検査し、かつ、調査している申告書と比較する必要があります。

問 13 IRSは調査対象となっていない期間の電子会計記録の提出を求めることができるのでしょうか。

【回答】 IRS調査官は、調査対象の課税年の前後1か月間を含む期間、したがって14か月間、の会計ソフトウェアで作成された電子データのバックアップファイルの提出を求めることができます。

調査官は、この求めをする場合、しばしば調査対象年の前後1か月間のデータを調査する必要があります。なぜならば、調査対象年における申告された収入や費用の適切な確定日を確認するためです。ときおり、調査官は、調査対象の課税年の前後1か月に関する他のカテゴリーのデータを調べる必要があるからです。

14か月の期間では、調査する年の実際の収入や費用、または他の項目の確定日を証明するには不十分であるとしてします。この場合には、調査官はもっと長期のデータを求めることができます。IRSは、この場合、提出を求める情報が調査する年に関連する問題に潜在的な関係を有している旨の理由を示せば足ります。

しかし、納税者または代理人は、調査官が求める記録が調査対象課税年や調査している問題に潜在的に関係がないのではないかと危惧しているとします。この場合、調査官または統括官と話し合いをすることができます。詳しくは、問・回答12のガイダンスやIRS主席法務官アドバイス201146017号（IRS Chief Counsel Advice No. 201146017）を参照してください。

問 14 納税者または代理人は提出前に会計ソフトウェアで作成された電子データファイルを圧縮（condense）または「整理（clean up）」することができるのですか。

【回答】 多くの会計ソフトウェアプログラムは、

例えば前年の終了時のように、手動で選択した日前に生じた古い停止した取引を圧縮します。これは、会社のデータファイルのサイズを小さくするために行われます。このプロセスは、本来的に、データファイルからこれらの詳しい取引データを削除する〔邦訳中略〕ものです。

進行中のデータファイル（稼働中のファイル）には、手動で選択した日前に生じ停止した古い取引は含まれていません。しかしながら、圧縮プロセスにおいて、会計ソフトは、会社のデータファイルのバックアップを作成するまたはコピーを記録します。この記録のコピーは古い取引に関するオリジナルの詳しい記録を提供します。自己のソフトウェアの圧縮機能をよく理解できない場合は、利用する前にソフトウェアのプロバイダーにコンタクトして助言を受けてください。

圧縮されたデータは、調査対象の課税年においては受け付けられません。しかし、あなたが、望む場合、調査対象以前の分については、データファイルを、（データ削除機能（purge feature）を使って整理（clean up））圧縮することができます。ただし、圧縮されたデータには、調査対象年に作成または変更された取引、または調査対象年に影響する以前の年の取引を含んではなりません。

調査の範囲が拡大されたとします。この場合、IRSは、会社のファイルが圧縮された日以前に作成された他のバックアップファイルの提出、または圧縮プロセスにおいて作成された記録ファイルを求めることとなります。

問 15 会計ソフトで作成されたバックアップファイルに顧客、取引先その他の機微（センシティブ）情報が含まれているとします。この種の重要な情報の開示は事業に損害を与えます。こうした情報を安全にするために、IRSはどのような保障をしているのでしょうか。

【回答】 IRSは、納税者情報やプライバシーの保護に慎重に対応しています。内国歳入法典（IRC）6013条は、税務調査過程で入手した情報（機微な事業情報を含みます。）の法認されない開示を禁止しています。IRS職員は、納税者の情報を法認されない開示から保護するための研修を毎年受けています。また、法認されない開示を行った職員は（解職を含む）懲戒処分を受ける可能性もあります。加えて、IRC7213条は、IRC6013条に故意に違反した職員に対しては刑事制裁を規定しています。

IRC6013条の開示制限に加え、IRSは、納税者の機微情報を格納した持ち運びできる電子媒体をどのように保護するかについて調査官向けの手続を定めています。IRSが持ち運びできる電子媒体がもはや業務上必要でないとしてします。

この場合、調査官は、当該データを納税者に返却するか、または持ち運びできる機微な電子媒体の廃棄に関する内部手続に従って処分することができます。加えて、事案が完全に終了した場合には、調査官のコンピュータから納税者の電子ファイルから作成されたあらゆるコピーを消去することになっています。

問 16 会計ソフトウェアで作成されたバックアップファイルに、秘匿特権情報または制定法により開示から保護される情報が含まれている場合にはどうなるのでしょうか。

【回答】 秘匿特権として保護される通信(privileged communications)問題は、IRSが求める情報が電子記録でも文書記録でも同じです。内国歳入マニュアル (IRM) 25.5.4.3 [秘匿特権とサメンズ (Privileged communications and Summons)] は、秘匿特権として保護される通信の請求があった場合の調査官へのガイダンスを定めています。当該 IRM のパラグラフ 2 は、「秘匿特権として保護される通信はサメンズの発出によっても入手することはできない。」としています。

納税者は、電子バックアップファイルに秘匿特権として保護される通信が含まれている場合、または情報に制定法により開示から保護される情報が含まれている場合には、調査官と話し合うように奨励されています。納税者が秘匿特権として保護される通信であるとか、医療保険の携行性と責任に関する法律 (HIPAA=Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996) のような制定法で保護される情報である、したがって記録の提供の求めに応じる必要はない、と主張してきたとします。この場合、調査官は、IRS 法務官である弁護士に支援を求めるべきです。原則として、顧客リストは秘匿特権として保護されません。しかし、他の情報と結びついた場合のように、特別な状況下では秘匿特権として保護される可能性もあります。

問 17 IRS は、医療保険の携行性と責任に関する法律 (HIPAA=Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996) のもとで発出された規則によって開示から保護される情報にあたる場合、納税者または第三者から健康情報を入手できるのでしょうか。

【回答】 できます。IRS は、HIPAA のもとで保護される健康情報を入手することができます。IRS の首席法務官室の職員向けのガイダンスである IRS 首席法務官ノータイス 2004 - 034 号 (IRS Chief Counsel Notice 2004-034) を参照してください。このノータイス (告示) は、IRS が納税者または第三者から保護された健康情報の提出を求める場合の HIPAA の影響に関

する情報が盛り込まれています。

2021 年 4 月 12 日更新

9 連邦電子帳簿書類保存規制をめぐる裁判例の分析

連邦税法 (IRC) 上の電子帳簿書類保存規制をめぐるのは、その合法性や合理性がしばしば司法 (裁判) の場で問われている。その多くは、IRS が民事 (行政) の税務調査 (課税処分のための質問検査) の一環として納税者等 (カスタマー) に対して電子データの提出を求めたことに端を発している。加えて、租税犯則調査・査察の一環として被疑者である納税者などから電子データを押収されたことに端を発しているケースも散見される。

連邦税法 (IRC) は、IRS が納税者に求めることができるのは、「調査に関連したまたは調査にとり必要と思われるあらゆる帳簿、書類、記憶その他のデータ」(例えば、IRC7602 条 a 項 1 号) と定めている。このことから、IRS が、納税者に電磁的記録/電子データのコピー/バックアップファイルのみならず、それを読み取るソフトウェアプログラム、さらにはソフトウェアソースコードなどの提出を求める場合、それらが、「必要性 (materiality)」や「関連性 (relevance)」の要件を充足しているのかに加え、「帳簿、書類、記録その他のデータ (books, papers, records, or other data)」にあたるのかが司法判断の際のポイントとなる。とりわけ、IRS がソフトウェアプログラムやソースコードの提出を求める場合は知的財産権の侵害となる可能性もある。なぜならば、ソフトウェアのプログラムやソースコードは、ソフトウェアの所有者であるソフトウェア開発企業の専有情報 (proprietary information)、つまり「知的財産権の保護の対象となる秘密情報」にあたるからである。このことから、納税者等 (IRS のカスタマー) が、ソフトウェア開発企業から許諾を得ずに、IRS にソフトウェアプログラムやソースコードのコピーを作成・提出し、IRS がそのファイルを基にデータの利活用をするのは、専有情報の権利侵害にあたるのではないかと問題視されている。

この「帳簿、書類、記録その他のデータ」の言葉を拡張解釈すれば、「電磁的記録 (electronic records)」、「電子データ (electronic data)」は、

コラム

「ソフトウェア」、**「プログラム」**、**「ソースコード」**とは何か

納税者が、帳簿書類等を電子データで保存することにしたとする。この場合、まず、税務・会計ソフトウェアをネットストアで購入し、自分のパーソナルコンピュータ（PC／ハードウェア／物理的機器）にそのソフトウェアをインストールした（読み込ませた）うえで、PCのスクリーンで開き、記帳をはじめ、電子データで備付け・保存することになる。

電子帳簿書類等の対する税務調査では、納税者に対して電子帳簿書類等のコピー〔バックアップファイル／オリジナル電子データファイル（original electronic data files）〕をCDやUSBのようなPSDs（携帯用保存装置）に格納して課税庁に提出を求めることになる。さらに、課税庁は、必要に応じて、納税者に対して、ソフトウェアやプログラム、ソースコードのコピーの提出を求めることもある。そこで、文系の読者の便宜のために、「ソフトウェア」、「プログラム」、「ソースコード」とは何かについてやさしく説明しておく。

誤りをおそれずごく簡単に一言でいうと、ソフトウェアは、プログラム〔コンピュータに対する命令・処理を記載したもの〕を持ち、プログラムの元（ソース）になるソースコードがある。ソースコードをコンパイル（変換）してできたものがプログラムである⁵⁸。

ソフトウェア ⇐ プログラム ⇐ ソースコード

通例、プログラムといえば、ソースコードではなく、コンパイル済みの実行可能なプログラムを指す。ソースコードは、ソフトウェア開発にかかる企業秘密が詰まっているので、オーダーメイドのソフトウェア開発契約の場合でも、通例、納品においては、システム設計書、開発プログラム、概要説明書、操作手順書などは含まれるが、ソースコードは含まれない。ところが、アメリカでは、課税庁（IRS）が、税務調査の際に、カスタマーに対して企業秘密が詰まっているソースコードのコピーの提出を求めてくる。このため、裁判で争われている。連邦議会は、1998年に、ソースコードを保護するための立法措置を講じた。内国歳入法典（IRC）に、新たな7612条〔コンピュータソフトウェアに対する召喚状に関する特別手続〕を設けた。確かに、この規定では、原則としてソースコードの召喚を禁止するとしてはいる。しかし、例外（適用除外）の間口が広すぎるのではないかと批判されている。

*なお、アメリカの法令や裁判例を読むと、コンピュータソースコード（computer source code）、コンピュータプログラムソースコード（computer program source code）、コンピュータソフトウェアソースコード（computer software source code）などの表記が使われている。いずれも、ほぼ同じ意味である。

IRSが税務調査の際に納税者に提出を求められることになる。逆に、この言葉を厳格に解釈すれば、IRSは、この条文の書き方では、電磁的記録／電子データでの帳簿書類等の提出を求めることはできなくなる。

すでにふれたように、連邦課税庁（IRS）は、税務調査の一環として、納税者等（IRSのカスタマー）に対して、任意で、または任意では応じない場合に召喚状／サメズを発付して帳簿書類等の提出を求めることができる。この手続をめぐる課税庁（IRS）と納税者間での争いでも、リアル一辺倒からデジタル領域へと踏み込む傾向がみられる。

デジタル化／電子化された帳簿書類等の課税庁（IRS）への提出めぐる争いの内容は多様である。注目される事例としては、IRSは、紙／文書媒体ではなく、電磁的記録／電子データや

それを読み取るソフトウェアプログラムやソフトウェアソースコードなどの提出を求めることができるかどうかをあげることができる。

以下にいくつかの裁判例を取り上げ、点検してみる。

(1) 帳簿種類等の言葉の拡大解釈

～合衆国 対 ユージ事件判決

1980年代に、裁判所は、合衆国 対 ユージ（U.S. v. Euge）事件判決で、連邦最高裁は、「帳簿、書類、記録その他のデータ」の言葉を拡大解釈する方向に舵を切った。

●合衆国 対 ユージ [446 U.S. 913 (1980)] 事件判決

・本件において、原告である合衆国／IRSは、税務調査で、被告である納税者（Euge）が自分の氏名で銀行口座を開設していないことを発見した。そこで、IRSは、納税者に対して署

⁵⁸ See, Xuan-Thao Nguyen, Jeffrey A. Maine, "Taxing Facebook Code : Debugging the Tax Code and Software," 60 Buff. L. Rev. 1 (2012) .

名入りの銀行カードと筆跡標本 (handwriting exemplars) を持参して IRS に来署するように求め、召喚状／サメズを発付した。

- ・納税者は、筆跡標本などは、IRC7602 条 a 項 1 号にいう「帳簿、書類、記録その他のデータ (books, papers, records, or other data)」にはあたらないという理由で、IRS の求めを拒否した。そこで、合衆国は、その執行を認めるように求めて連邦地裁に訴訟を提起した。
- ・連邦地裁は、IRS の訴えを認めた。しかし、連邦控訴裁判所は、筆跡標本は、IRC7602 条 a 項 1 号にいう「帳簿、書類、記録その他のデータ」にはあたらないとして、IRS の訴えを認めなかった [587 F. 2d 25 (8th Cir 1978)]。
- ・IRS は、連邦最高裁に上告した。連邦最高裁は、7602 条は、明示的に「筆跡標本」を列挙していないが、「その他のデータ (other data)」の範囲内であると解釈することで、控訴審判決を破棄し、IRS の主張を認めた [446 U.S. 913 (1980)]。

合衆国対ユージ [U.S. v. Euge [446 U.S. 913 (1980)] 事件連邦最高裁判決は、IRC7602 条 a 項 1 号にいう「他のデータ (other data)」という言葉を広大解釈することで、IRS が納税者に提出を求めることができる帳簿書類等の範囲を拡大する水先案内人の役割を演じることになった。

(2) IRS は会計ソフトウェアの提出を求められるのか

～合衆国対ノルウェスト社事件判決

今日 IRS は、調査に必要な帳簿書類等を、紙／文書ではなく電子データ媒体での提出を求めることができることについては、争いはない。しかし、提出を求める電子データの種類ないし内容によっては、調査の「必要性 (materiality)」や「関連性 (relevance)」の要件を充足せず、かつ知的財産権を侵害し、違法との主張もある。

問題となるものの 1 つに、ソフトウェアプログラムがある。裁判で争われた事例を取り上げ検討してみる。

合衆国対ノルウェスト社 [U.S. v. Norwest Corp., 116 F3d 1227 (8th Cir. 1997)] 事件では、連邦課税庁 (IRS) が、金融持株会社である納税者【本件訴訟ではソフトウェア開発・

販売企業であるアーサーアンダーセン社 (Arthur Andersen & Co.) も訴訟参加】に対して、法人所得税申告書作成に使用している申告ソフトウェアプログラムの提出を求め、召喚状／サメズを発付したことの是非が争われた⁵⁹。

●合衆国対ノルウェスト社事件控訴審判決

【本件の概要】

- ・本件において、原告である合衆国／IRS は、税務調査で、被告である納税者 (金融持株会社 / bank holding corporation) 【本件訴訟ではソフトウェア開発・販売企業であるアーサーアンダーセン社 (Arthur Andersen & Co.) も訴訟参加】に対して、召喚状／サメズを発付して連邦法人所得税確定申告書の作成に使用している税務申告ソフトウェアプログラム (tax preparation software program)、その概要説明書や関連データの提出を求めた。
- ・しかし、納税者は、任意提出に応じなかった。そこで、IRS は、裁判所に強制提出を命じるように求めた。納税者は、裁判で、課税庁 (IRS) にはソフトウェアプログラムの提出を求める法的根拠がなく、召喚状／サメズの発付は無効であり、かつ、ソフトウェアの所有者であるソフトウェア開発企業の専有情報 (proprietary information)、つまり「知的財産権の保護の対象となる秘密情報」を侵害すると反論した。
- ・第一審の連邦治安判事 (Federal magistrate's court) や連邦地裁 (Federal District Court) は、IRS の召喚状／サメズは、強制執行できるとの判断を下した。
- ・この判断を不服として納税者は控訴した。連邦控訴裁判所は、次のように判示し、第一審の判断を支持し、納税者の主張を認めなかった。①納税申告ソフトウェアは、IRS が召喚できる「記録その他のデータ (record or other data)」にあてはまる。②ソフトウェアは IRS の調査と関連性がある。③本件召喚状／サメズは正当な法的目的に基づいて発せられている。④ソフトウェアの著作権は、納税者または著作権保有者に対して召喚状／サメズを執行することの妨げにならない。よって、原判決を支持する。すなわち、IRS の召喚状／サメズは執行できる。

【本件の分析】

- ・IRS から税務調査の一環で、提出を求められた税務申告ソフトウェアプログラムは、「タックスダイレクタープログラム (The Tax

⁵⁹ See, Tanya A. Pilipshen, "The IRS Has Summons Authority to Compel Production of Tax Preparation Software: United States v. Norwest Corp.," 51 Tax Law. 413 (1998) .

Director Program／税務部長プログラム)」（以下「本件プログラム」ともいう。）という商標で、アーサーアンダーセン社と、被告ノルウエスト社との間での使用許諾（ライセンス）契約に基づいて、ノルウエスト社傘下の300を超える子会社の税務会計や連邦税の連結申告書の作成用に提供されているものである。ちなみに、本件訴訟が提起された当時、アーサーアンダーセン社は、本件プログラムについてノルウエスト社を含む約700社とライセンス契約を締結していた。

- ・ノルウエスト社は、1990年に3年間のライセンスに基づき、1990年および1991年の納税申告書を作成した。

《ノルウエスト社への税務調査》

- ・1992年4月、IRSは、ノルウエスト社に対し1990課税年分についての税務調査を実施した。その後、この調査は、1991年分にまで拡大された。IRSは、お尋ね／資料せん提出のお願い（IDR）を発付し、ノルウエスト社に対して次々と資料提出を求めた。
- ・1993年10月、IRSは、お尋ね／資料せん提出のお願い（IDR）を発付し、ノルウエスト社に税務申告ソフトウェアプログラムは、「タックスダイレクタープログラム（The Tax Director Program／税務部長プログラム）」（「本件プログラム」）を提出するように求めた。しかし、ノルウエスト社は提出を拒否した。しかし、本件プログラムに代えて、2枚のフロッピーディスクを提出した。これらのフロッピーディスクを使えば、IRSはある程度の経理データの読取りはできることを認めた。しかし、申告書項目の数字が正確なのかどうかを確認することはできないと反論した。
- ・1994年に、IRSは、お尋ね／資料せん提出のお願い（IDR）を発付し、ノルウエスト社に本件プログラムや本件プログラムに関するマニュアル、概要説明書の提出を求めた。しかし、ノルウエスト社はIRSの求めを拒否した。代わりに、ノルウエスト社とアーサーアンダーセン社は、調査官と会合を持ち、本件プログラムの概要や取扱い方を説明した。加えて、両社は、本件プログラムを使った作成されたデータをIRSのコンピュータで読み取れるデータの変換し互換性を持たせダウンロードできるようにするブリッジプログラムをIRSに提供したしかし、IRSは、ブリッジプログラムの受領を拒否した。

《IRSによる裁判所への召喚状／サメズの強制執行命令の申立て》

- ・IRSは、1990課税年分に対する更正処分ができる期限【更正・決定は原則として申告書の提出から3年以内（IRC6501条a項）】が迫っていたことから、それを中断するねらいから、

ノルウエスト社に対し本件プログラムの提出を求める召喚状／サメズを発付し、連邦地方裁判所に提出を強制するための命令を求めて申立てを行った。

《治安判事の判断・連邦地裁の判断》

- ・本件において、最初に、連邦治安判事（U.S. magistrate judge）が、IRSからのノルウエスト社への召喚状／サメズの強制執行命令の申立てが適正なものかどうかを判断した。同判事は、本件プログラムの所有者であるアーサーアンダーセン社の当該プログラムにかかる専有情報（proprietary information）、つまり「知的財産権の保護の対象となる秘密情報」を保護することを前提に、ノルウエスト社に本件ソフトの提出を求めるIRSの召喚状／サメズは、強制執行できるとの判断を下している。
- ・連邦地裁は、連邦治安判事の強制執行を認める命令に対して、一定の修正を施したうえで、当該判断を支持した。

《ノルウエスト社は地裁判断を不服として控訴》

- ・ノルウエスト社とアーサーアンダーセン社は、次の理由から、地裁の判断は受け入れられないとした。①本件プログラムのようなソフトウェアに対し、IRSは召喚状／サメズを使ってその提出を強制する権限を有しない、②本件プログラムは、調査にとり必要性はない、そして③IRSは悪意を持って行動している。第8巡回区連邦控訴裁判所に控訴した。

《控訴審で審理されるべき論点整理》

- ・IRSは、IRC7602条に基づき納税者に対して「調査に関連しまたは調査にとり必要と思われるあらゆる帳簿、書類、記録その他のデータ」（帳簿書類等）の提出を求めるために召喚状／サメズを発付する権限を有する。また、IRC6503条j項のもと、IRSは特定召喚状（designated summons）を発付する権限を有する。【ちなみに、「特定召喚状」とは、法人または法人が書類を移転した者の対してのみ発付される召喚状である。その事案を担当するIRSの運営局（operating division）の長や首席法務官（division's Chief counsel）による事前審査や文書による承認を得たうえで、当該法人の納税申告書の調査に関して発付される。特定召喚状の発付は、各納税申告書につき1回に限られる。】いずれにしても、裁判所は、司法審査において、まず、「IRSが納税者に提出を求める電子データの内容・範囲が調査の「必要性（materiality）」や「関連性（relevance）」の要件を充足しているのか」をチェックすることになる。この場合、裁判所は、IRSが発付した召喚状／サメズが、連邦最高裁の先例である前記パウエル4要件を充足しているかどうかを中心に精査することになる。次いで、提出した電子データを読み取るための

会計ソフトウェアプログラムなどの提出を求めることができるのかを点検することになる。
 ≪控訴審判断：論点①IRC7602条の解釈・適用≫
 ・連邦控訴裁判所は、本件で、論点①について、次のような判断を示した。

①IRC7602条は、「調査に関連または調査にとり必要と思われるあらゆる帳簿、書類、記録その他のデータ」（帳簿書類等）の提出を求めるために、納税者に対して召喚状／サメズを発付する権限をIRSに与えている。

②ノルウエスト社やアーサーアンダーセン社は、本件プログラムには、ノルウエスト社に関するいかなる財務情報も含まれていないことを理由に、IRC7602条にいう「記録(records)」ないし「その他のデータ(other data)」にはあたらない、と主張した。なぜならば、本件プログラムは、他の同様のコンピュータソフトウェアプログラムと同様に、コンピュータにデータを保存したり、引き出したりするだけで、プログラムにはノルウエスト社のいかなる財務情報も納税申告書データも保存されていない。こうしたデータは完全に分離されたデータファイルに保存されている。このことから、本件プログラムは「小型計算機(calculator)」のようなもので、この種のツールや知的財産は、IRSの召喚状／サメズの対象外にある。

②しかし、連邦控訴裁判所は、IRC7602条の適用・解釈の拡大する引き金となった合衆国対ユージ[U.S. v. Euge [446 U.S. 913 (1980)]] 事件連邦最高裁判決を引用したうえで、IRSがノルウエスト社に提出を求めた本件プログラムはIRC7602条にいう「その他のデータ(other data)」にあたることとした連邦治安判事や連邦地裁が下した判断を支持した。

≪控訴審判断：論点②パウエル4要件を充足するかどうか≫

・控訴審において、ノルウエスト社およびアーサーアンダーセン社は、IRSがノルウエスト社に発付したアーサーアンダーセン社から使用許諾を受けて使用している本件プログラム提出を求めた召喚状／サメズが、パウエル4要件【①召喚状／サメズは、正当な法的目的に基づいて発せられていること。②求められた情報は、当該目的に関連しているまたは関連していると思われること。③求められた情報は、すでにIRSが占有していると思われるものでないこと。④内国歳入法典(IRC)に定められた適切な行政手続を踏んでいること。】のうち、とりわけ①「正当な法的目的(legitimate purpose)」や②「関連性(relevance)」の要件を充足していないとの申立てを行った。すなわち①IRSは、1990課税年分に対する更正処分ができる3年の期限が迫っていたことから、それを中断するねらいから、ノルウエ

スト社に対し本件プログラムの提出を求める召喚状／サメズを発付し、連邦地方裁判所に提出を強制するための命令を求めて申立てを行っている。これは、正当な法的目的とはいえないと主張した。加えて、②調査との「関連性」もないと主張した。なぜならば、本件プログラムはアーサーアンダーセン社が所有する知的財産であり、IRC7602条に基づいてIRSが召喚状／サメズで提出を強制できる帳簿書類等にはあたらないからである。

・連邦控訴裁判所は、パウエル4要件を充足していないとするノルウエスト社側の申立てを認めなかった。

≪控訴審判断：論点③著作権を有する知的財産召喚の適否≫

・ノルウエスト社は、IRSはアーサーアンダーセン社が著作権を有する製品のコピーを作成し、それを提出するように求めるが、このIRSの求めはアーサーアンダーセン社の知的財産権を侵害することにつながると主張する。裁判所は、IRC7602条は著作権とぶつかる召喚状／サメズの執行強制をすべきではないと申し立てた。

・この点について、ノルウエスト社は、著作権と召喚状／サメズの執行強制する権限とがぶつかる場合には、著作権が優先すべきであると主張した。この問題の対処するために使える先例はない。

・連邦地裁は、IRC7602条に定める調査に関連ある資料の提出を求めるために召喚状／サメズを正当に発付できるのは、著作権がない資料に限られると解することはできないとする。著作権の保護が、当該著作権所有者または占有者に対し、IRSが発付した召喚状／サメズに応じて求められた特定のものの作成を禁止することになるとは解しえない。

・召喚状／サメズの強制により、本件プログラムの所有者であるアーサーアンダーセン社の当該プログラムにかかる専有情報(proprietary information)はある程度脅威にさらされることになるかもしれないが、裁判所が課した制限によりIRSによる本件プログラムにかかる権利はしっかりと保護されるものと解することができる。

・以上の論点整理に基づき、連邦控訴裁判所は、IRS召喚状／サメズを執行する地裁の命令を支持した。

(3) IRSはソースコードの提出を求められるのか
 通例、コンピュータソフトウェアプログラムといえば、コンパイル(変換)済みの実行可能なプログラムを指す。ソースコードは、ソフトウェア開発にかかる企業秘密が詰まっている。このため、ソースコードの取扱いは、ソフトウェア開発企業(ライセンス)も、使用許諾を得

てソフトウェアを使う企業も極めて慎重である。ところが、アメリカでは、課税庁 (IRS) が、税務調査の際に、納税者等 (IRS のカスタマー) に対して企業秘密が詰まっているソースコードのコピーの提出を求めてくる。ソフトウェア開発企業にとっては、経営を行き詰まらせる危険な税務行政実務のように映る。

課税庁 (IRS) が本人調査や反面調査においてカスタマーにソースコードの提出を求めることは、税法 (IRC) に規定する調査の「必要性 (materiality)」や「関連性 (relevance)」の要件を充足しているのか大きな疑問符がつく。ソフトウェア開発企業の知的財産権を侵害する疑いもある。ソフトウェアプログラムのソースコードの提出を求めることができるのかどうかについては裁判で争われている。いくつかの事例を取り上げ点検してみる。

①合衆国 対 カルテクス石油会社事件判決

合衆国 対 カルテクス石油会社 [U.S. v. Caltex Ptroliem Corp., 12 F.Supp.2d 545 (ND Tex. 1998)] 事件は、課税庁 (IRS) が、納税者であるカルテクス石油会社 (以下「カルテクス社」という。)【本件訴訟ではソフトウェア開発・販売企業であるコンピュータ言語調査会社 (CLR = Computer Language Research, Inc.) も訴訟参加。当初、プライスウォーターハウス (Price Waterhouse, LLP) も訴訟参加していたが、1997年4月16日に協議のうえ参加を辞退した。】に対して、法人所得税申告書作成に使用している申告ソフトウェアプログラムのソースコードの提出を求め、召喚状/サメズを発付したことの是非が争われた。

●合衆国 対 カルテクス石油会社事件判決

【本件の概要】

- ・本件において、原告である合衆国/IRSは、税務調査で、被告である納税者カルテクス社 (石油会社) に対して、召喚状/サメズを発付して連邦法人所得税確定申告書の作成に使用している税務申告ソフトウェアプログラムのソースコード (source code for tax preparation software program) の提出を求めた。
- ・しかし、納税者は、召喚状/サメズの送達を受けたのにもかかわらず任意提出には応じなかった。そこで、IRSは、裁判所に強制提出を命じるように求めた。
- ・納税者は、裁判で、課税庁 (IRS) にはソースコードの提出を求める法的根拠がなく、召喚状/サメズの発付は無効であり、かつ、ソフトウェアの所有者であるソフトウェア開発企業の専有情報 (proprietary information)、

つまり「知的財産権の保護の対象となる秘密情報」を侵害すると反論した。

- ・第一審の連邦地裁は、次のように判示した。① IRSは召喚状/サメズを用いて納税者にソースコードの提出を求める法的権限を有する。② IRSの召喚状/サメズは効力を有する。③しかし、召喚状/サメズの執行は、手続の濫用にあたる。よって、納税者の無効の申立てを認める。すなわち、IRSは召喚状/サメズを執行できない。

【本件の分析】

- ・本件被告である納税者、カルテクス社は、原油を精製して石油製品として販売する多国籍企業である。同社は、11の完全所有子会社、17の一部所有子会社92の被支配外国会社を有している。カルテクス社は、国際二重課税を回避するために連邦の連結法人所得税申告書において、みなし外国税額控除を含む外国税額控除を行っている。伝統的に、同社の申告書ではこの種の税額控除が中核を占めてきた。1990課税年を例にすると、1兆4,127万5,301ドルの課税所得に対する外国税額控除額は1兆2,579万5,115ドルにも達する。同社の実効的租税負担率は、3.73%である。今回の争点の核心は、この外国税額控除の計算にかかわるものである。
- ・1986年の税制改正法は外国税額控除の計算を複雑にした。
- ・この改正に対応し複雑な計算を支援するために、カルテクス社は、2つのコンピュータソフトウェアプログラムを使うことにした。それらは、国際課税管理システム (ITMS = International Tax Management System) および外国税額管理システム (FTMS = Foreign Tax Management System) (以下、双方を一括して「ITMS/FTMS」という。)である。ITMS/FTMSは、プライスウォーターハウスが開発しかつカルテクス社に使用許諾を与えているものである。カルテクス社は、ITMS/FTMSを使って1987年申告書を修正し、かつ1989年と1990年の申告書を作成した。加えて、同社は、他のソフトウェアプログラムを使い、必要に応じて手動の計算も行っている。
- ・連邦課税庁 (IRS) は、カルテクス社に対する5年分の税務調査を実施した。この調査では、同社の1987から1990課税年における外国税額控除が主なターゲットであった。IRSは外国税額控除額を証明するには、原始データを使って納税者が納税申告書に表記した数字を検査する必要がある。このためには、IRSは、同社の「監査証跡 (audit trail)」をチェックする必要がある。IRSは、監査証跡 (オーディットトレイル/audit trail) をチェックす

るために、通例、納税者にお尋ね／様式 4564 [資料せん提出のお願い (Form 4564: IDR = Information Document Request)] を発付し、情報の収集に努める。IRS は、1993 年 5 月から 1995 年 8 月まで、カルテクス社に対して 297 件の IDR を発付した。同時期に、IRS の税務調査チームは、カルテクス社の納税申告書に対して 80 を超える修正の提案をした。

- 1993 年 12 月 6 日に、IRS の調査チームは、カルテクス社に対して ITMS / FTMS ソフトウェアのコピーの提出を求めて IDR を発付した。カルテクス社は、当該ソフトウェアを開発・販売したプライスウォーターハウスとのライセンス (使用許諾) 契約と秘密保持協定に従い、IRS の提出要請を拒否した。代わりに、カルテクス社は、IRS の調査チームに対して当該ソフトウェアの取扱い方を実演した。そのうえで、ソフトウェアプログラムを使って 12 冊にも及ぶ 1990 年納税申告書の報告書を生成した。カルテクス社は、同様に、1987 年の修正申告分および 1988・1989 年の申告分についても報告書を提出した。しかし、IRS は、受取を拒否した。
- 1994 年から 1995 年 1 月にかけて、カルテクス社は、再び同社のデータを使って ITMS / FTMS ソフトウェアの取扱い方を実演した。プライスウォーターハウスも、1994 年 6 月から 9 月にかけて IRS の調査チームに対して当該ソフトウェアの取扱い方を実演した。プライスウォーターハウスによる実演後、IRS の国際課税担当副局長が、監査証跡 (オーディットトレイル) を行うには ITMS / FTMS ソフトウェアにアクセスすることが不可欠であるとの理由を記した報告書を発付した。その報告書には、ソフトウェアの提出を勧奨するとともに、「システムエラーが発見されれば、[ITMS / FTMS ソフトウェアを] 使用するすべての納税者が調査対象になる」旨が記されていた。
- 1994 年 10 月 21 日に、IRS は、カルテクス社に召喚状 / サメズを発付して ITMS / FTMS ソフトウェアと概要説明書のコピーの提出を求めた。カルテクス社は、プライスウォーターハウスとのライセンス契約を示して、その提出を拒否した。
- その後も IRS とカルテクス社、プライスウォーターハウスとの間では、何度も話を重ねた。しかし、事はうまく運ばなかった。この背景には、カルテクス社の調査を担当している IRS のコンピュータ調査専門官 (CAS=computer audit specialist) がどうしても ITMS / FTMS ソフトウェアのソースコードを入手したいという事情があった。なぜならば、「ソースコード」は、人間がわかる言葉で書いたソフトウェアプログラムが元ネタであり、ソフトウェアプログラムの解読に

は必要不可欠であるからである。また、IRS が、この事例は、「ソースコード」が召喚状 / サメズの対象となるのかどうかをはかる「テストケース」となると考えている事情があった。

- 他の 2 人の IRS の副局長も、本件に関する覚書を公表し、ソフトウェアプログラムの解読に関心を持っていることを明らかにした。
- 1995 年 10 月末に、IRS は、今度は、プライスウォーターハウスに召喚状 / サメズを発付して ITMS / FTMS ソースコードと概要説明書のコピーの提出を求めた。プライスウォーターハウスは、これらは、知的財産権の保護の対象となる秘密情報であることを理由に、召喚状 / サメズに従うことを拒否した。同時に、ソースコードは、内国歳入法典 7602 条 a 項に定める「帳簿、文書、書類その他のデータ」にあたらなないと反論した。
- その後、プライスウォーターハウスは、ITMS / FTMS ソフトウェアの権利を、コンピュータ言語調査会社 (CLR = Computer Language Research, Inc. / 以下「CLR 社」ともいう。) に譲渡した。
- 1996 年 5 月 8 日に、IRS は、カルテクス社、プライスウォーターハウスおよび CLR 社の 3 者に対して、召喚状 / サメズを発付して ITMS / FTMS ソースコードと概要説明書のコピーの提出を求めた。これら 3 者はいずれも召喚状 / サメズに従うことを拒否した。とりわけ、CLR 社は、厳格な制限を課すことなしには、ソースコードの実効可能なコピーを提出することはできないし、また、いかなる条件においてもソースコードの提出はできないと申し立てた。
- 1996 年 9 月 27 日に、政府 / IRS は、3 者を相手に召喚状 / サメズに従うように命令するように求めて合衆国治安判事の法廷に申し立てた。カルテクス社は、1996 年 12 月 16 日に、召喚状 / サメズ無効の申立てを行った。

≪ IRS 側の主張の概要 ≫

- IRS は、裁判所に審理において、庁内のコンピュータ調査専門官 (CAS) や外部専門家を証人に立てて、カルテクス社の外国税額控除が適切に計算されているかどうかをチェックするには、あくまでも ITMS / FTMS ソフトウェアプログラムのソースコードの提出が必要不可欠であることを主張した。

≪ 被告側の申立て概要 [事実問題] の要旨 ≫

- カルテクス社の税務調査の最中、CLR 社 (コンピュータ言語調査会社) は、プライスウォーターハウスから ITMS / FTMS ソフトウェアの所有権の譲渡を受けた。そこで、IRS は、CLR 社に対してソースコードの提出を求めた召喚状 / サメズを送付した。しかし CLR 社は、提出を拒否した。その理由として、CLR 社は、本件審理において、ソースコードは最

も重要な資産で、他の納税申告ソフトウェア開発企業との関係では市場競争上の利益がからむものであると主張した。

- ・CLR社の社長は、法廷で、次のような証言を行った。本件ソフトウェアプログラムをブライウォーターハウスからおおよそ1,500万ドルで購入した。本件プログラムのソースコードにアクセスできた者は、わが社より安い価格の納税申告ソフトウェアを開発でき、競争相手になり得る。これは、CLR社が事業から放逐されることを意味する。
- ・CLR社は、カルテクス社の調査を完了させるためにIRSがソースコードを必要としたかどうかについて疑問を呈した。なぜならば、IRSは、ソースコードなしでも過年度分の外国税額控除に関する問題を解決できているからである。また、CLR社は、STAR (System for Tax Audit Review) という調査ソフトウェアプログラムを開発し、IRSとライセンス契約を結び、使用許諾を与えている。IRSは、STARを使えば、ITMS / FTMSと同様に外国税額控除の計算および正確性を検証できる。これらSTARプログラムとITMS / FTMSプログラムとの間では互換性がある。
- ・CLR社は、さらにコンピュータソフトウェアのデザイン・開発の専門家であるポール・ゴールドバーク (Paul Goldberg) 氏を法廷に証人として呼び、次のような証言をさせた。①ソースコードを使ってソフトウェアプログラムを検証するのは、非効率で最も時間を浪費する作業である。②例えば、ITMS / FTMSソフトウェアは、77万を超えるソースコードを搭載しており、これらのほとんどは、外国税額控除の計算とは関係がない。また、他の証言者も、IRSが問題としている数字は、手動の小型計算機や租税コード (tax code) を使えば、検算できると指摘した。
- ・CLR社は、IRSの召喚状 / サメズに依拠するのは現実的でない旨主張した。①IRSは召喚状 / サメズで、ITMS / FTMSソースコードと関連する概要説明書 (related documentation) の提出を求める。しかし、プログラミングデータだけでも23巻の量に及ぶ。その他の資料も入れれば、提出量は膨大になる。②CLR社が納税申告書を作成で使用するソースコードは、必ずしもカルテクス社のものと同じとは限らない。なぜならば、カルテクス社は、オリジナルなソフトウェアをアップデートしているかもしれないからである。

《被告側の申立て概要 [法の適用・解釈問題]の要旨》

- ・CLR社は、1995年10月23日および1996年5月8日にIRSから送付を受けた召喚状 / サメズに依拠することはできないと主張した。

その理由をまとめると、次のとおりである。①ソースコードは、内国歳入法典7602条a項に定める「帳簿、書類、記録その他のデータ」にあたらぬ。②召喚状 / サメズは、正当な法的目的 (legitimate purpose) に基づいて発せられておらず、関連性 (relevance) の要件を充足していない。③本件での召喚状 / サメズの執行は過重な負担であり、手続の濫用であり、連邦憲法修正5条に定める財産権の保障を侵害し、かつ、連邦商標・著作権法に明記された政策に抵触する。

《治安判事の判断の要旨》

- ・法廷に提出された大量のエビデンスから、本件における召喚状 / サメズは不適切な目的で発付されたことがわかる。IRSは、カルテクス社の申告書を調査するにITMS / FTMSソースコードを必要としていない、むしろ、あらゆる納税申告ソフトウェアプログラムのソースコードに無制限にアクセスすることが最初の狙いになってしまっている。IRSは、カルテクス社が召喚状 / サメズを使ってソースコード情報を集める「テストケース」にしようとしている。また、IRSの副局長が、本件に関する覚書を公表し、IRSはもっぱらソフトウェアプログラムの解読に関心を持っていることを吐露している。以上のような出来事が、本件召喚状 / サメズが発付されるほんの数か月前に起きている。
- ・IRSは、カルテクス社が1989年と1990年申告書で報告した外国税額控除をチェックする際に自らが使用許諾を得ているSTARソフトウェアの利用をしていない。ところが、1987年のカルテクス社申告書をチェックし、更正 (修正) する際にはSTARソフトウェアを使っている。これらの数字はカルテクス社によっても互換的に調整できている。
- ・本法廷は、IRS側の主張に同意しないわけではないが、IRSが本件のような状況にSTARを利活用しようとしなければ、どうしてSTARに投資しているのか疑問に思っている。以上が事実問題についての判断 (抜粋) である。次に法律問題について判断する。
- ・ソースコードは、内国歳入法典7602条a項に定める「帳簿、書類、記録その他のデータ」にあたる。
- ・政府 / IRSは、本件で問われた召喚状 / サメズの執行に関するパウエル要件を満たす旨の立証に努めた。本法廷は、IRSが発した召喚状 / サメズは、パウエル要件を充足しているが、CLR社が申し立てた③「手続の濫用 (abuse of process) の理由が手掛かり (dispositive) となる。よって、被告・カルテクス社とCLR社側の無効の申立てを認める。すなわち、IRSは召喚状 / サメズを執行できない。

以上が、合衆国 対 カルテクス石油会社 [U.S. v. Caltex Ptroliem Corp., 12 F.Supp.2d 545 (ND Tex. 1998)] 事件の概要である。

②合衆国 対 コックス事件判決

IRSがソフトウェアプログラムのソースコードの提出を求め、IRSのカスタマーに対して召喚状／サメズを発付したことの是非が争われた事例は、他にもある。合衆国 対 コックス [U.S. v. Cox, 73 F.Supp.2d 751 (SD Tex. 1999)] 事件である。

●合衆国 対 コックス事件判決

【本件の概要】

- ・本件において、原告である合衆国／IRSは、税務調査で、コンピュータソフトウェアの開発販売企業であるBMCソフトウェア会社(BMC Software Inc.／以下「BMC社」という。)の社長であるジョン・コックス税務部長(John Cox, Tax Director)などに対して、召喚状／サメズを発付してBMC社の1993課税年の税務調査に関連して、連邦法人所得税確定申告書の作成に使用している税務申告ソフトウェアプログラムのソースコード(source code for tax preparation software program)の提出を求めた。
- ・しかし、納税者は、任意提出に応じなかった。そこで、IRSは、連邦地方裁判所に強制提出を命じるように求め裁判で争った。納税者(BMC社)は、裁判で、ソースコードはBMC社の税務調査とは関連性がなく、課税庁(IRS)のソースコード提出を求めた召喚状／サメズの発付は無効であると主張した。
- ・連邦地裁は、納税者(BMC社)側の主張を認め、コンピュータソースコードは、ソフトウェア開発企業の税務調査とは関連性がないとして、IRSの召喚状／サメズは無効であると判示した。すなわち、納税者の無効の申立てを認め、IRSは召喚状／サメズを執行できないとした。

【本件の分析】

- ・BMC社は、IBMのような他の企業が製品製造に使うコンピュータソフトウェアなどを開発・販売する会社である。BMC社は、自社製品を「永久ライセンス(perpetual license)」契約に基づき販売している。この契約のもと、初期購入価格には、ソフトウェアの永久使用権とソフトウェア保守サービス料1年分が含まれている。購入者は、最初の12か月経過後に、ソフトウェア保守サービスを更新する場合には、年間契約の更新料が必要になる。年間のソフトウェア保守サービス料は、当該ソフトウェアの永久使用権の購入価格の20%(欧州は18%)である。
- ・BMC社は、1993年に、ヨーロッパ子会社

を設立した。この子会社は、「BMC Software Distribution B.V.(BMCソフトウェア販売会社、以下「欧州BMC販売」という。)と称し、オランダに本社を置く。BMC社と欧州BMC販売は、ソフトウェアの製造・販売でライセンス契約を締結した。この契約は、1992年4月1日に現存するBMC社のすべてのソフトウェア製品を再生産しかつ販売する包括的な権利を欧州BMC販売に付与する内容である。見返りとして、欧州BMC販売は、欧州での純販売額の35%を支払う。加えて、欧州BMC販売は、1992年4月1日以降に開発した製品や改良品の欧州での知的財産権を受け取ることを条件に、BMC社の新製品開発費を分担することに合意した。

- ・BMC社は、1993年納税申告書の作成において、1993年に欧州で発生したすべてのライセンス収入は1992年4月前の製品に帰属するものとして処理した。BMC社は、欧州BMC販売が支払ったこれらすべてのライセンス収入を35%ロイヤルティ項目に計上した。しかし、実際には1993年末に受け取ったライセンス料の一部は、1992年4月1日以降に費用分担して開発した技術から発生している。また、BMC社は、1993年に支払った保守サービス費をロイヤルティ項目から控除した。その理由は、これらの費用は費用分担契約による製品の改良や改善に伴い生じたものであるとのことである。
- ・連邦課税庁(IRS)は、1994年10月に、IRC482条[納税者間の所得や費用の配付(Allocation of income and deductions among taxpayers)規定に基づき、関連会社間での不適切な移転価格の問題、つまり国外関連者である欧州BMC販売とBMC社の取引価格に問題があるとして、BMC社の1993年納税申告書の調査を開始した。

≪ IRS、お尋ね(IDR)を発付≫

- ・IRSは、1996年9月に、BMC社に対し、お尋ね／資料せん提出のお願い(IDR)を発付して、1993財政年に欧州で販売している27BMC改良ソフトウェア製品のコンピュータソースコード提出を求めた。
- ・IRSは、提出を求める理由として、ソースコードは、1993年納税申告書において、BMC社が欧州の関連会社から受け取った収入がIRC482条の規定する配付ルールに従って適切に会計処理しているかどうかを確認するには不可欠であることをあげた。

≪ BMC社、ソースコード提出を拒否≫

- ・BMC社は、IRSのソースコードの提出要請は、税務調査におけるいかなる争点とも無関係である。BMC社のソフトウェアソースコードは、高度の企業秘密であり、このコードを開示することは、BMC社に取り返しのつかない損害

を及ぼすとして、IRSの提出の求めを拒否した。
《IRS、地裁にソースコードの強制提出を訴求》
 ・そこで、IRSは、BMC社のジョン・コックス税務部長に対してBMC社のソフトウェアソースコードの提出を求めて召喚状／サメズを発付した。しかし、BMC社は、任意提出に応じなかった。そこで、IRSは、連邦地方裁判所に強制提出を命じるように求め裁判で争った。

《地裁でのIRSの主張》

・IRSは、BMC社と欧州BMC販売との費用文体契約のもとでなされた改良でどれくらい新技術が存在したのかを精査するにはソースコード情報が役立つと主張した。その理由として、1992年4月前の製品のソースコードの数と1993年改良品のソースコードの数を比較すれば、その進捗状況を検査できることをあげた。しかし、担当判事は、そうした比較検査が、BMC社が欧州BMC販売に移転した権利の評価にどのように役立つのかをIRSは立証していないと指摘した。

《地裁でのBMC社の反論》

・納税者（BMC社）は、裁判で、ソースコードはBMC社の税務調査とは関連性がなく、課税庁（IRS）のソースコード提出を求めた召喚状／サメズを発付は無効であると反論した。
 ・加えて、納税者（BMC社）は、裁判で、次のような主張をした。

- ・ソースコードの提出を求めるIRSの召喚状／サメズは、裁判手続の濫用である。
- ・ソースコードの提出を求めるIRSの召喚状／サメズは、不当な重圧になる。
- ・ソースコードの提出を求めるIRSの召喚状／サメズは、企業秘密保護政策とぶつかるものである。
- ・ソースコードの提出を求めるIRSの召喚状／サメズは、過大な事務負担を求めるものである。
- ・ソースコードの提出を求めるIRSの召喚状／サメズは、連邦憲法修正5条に定める「財産権の保障」に抵触するものである。
- ・ソースコードの提出を求めるIRSの召喚状／サメズは、制定法上の権限を越えるものであり、ソースコードは内国歳入法典7602条a項に定める「帳簿、書類、記録その他のデータ」にはあたらない。

・連邦地裁は、これらの争点について、BMC社側の主張には同意しなかった。

《連邦地裁の判断》

・連邦地裁は、納税者（BMC社）に対してIRSが召喚状／サメズを強制執行することを認めなかった。逆に、納税者（BMC社）の無効の申立てを認めた。
 ・連邦地裁は、BMC社側の主張を支持して、コ

ンピュータソースコードは、本質的に現在の税務調査とは何の関連性もないと判示した。

(4) 小括

1997年の合衆国対ノルウエスト社 [U.S. v. Norwest Corp., 116 F3d 1227 (8th Cir. 1997)] 事件では、連邦課税庁（IRS）が、金融持株会社である納税者【本件訴訟ではソフトウェア開発・販売企業であるアーサーアンダーセン社（Arthur Andersen & Co.）も訴訟参加】に対して、法人所得税申告書作成に使用している申告ソフトウェアプログラムの提出を求め、召喚状／サメズを発付したことの是非が争われた。

第一審の連邦治安判事（Federal magistrate's court）や連邦地裁（Federal District Court）は、IRSの召喚状／サメズは強制執行できるとの判断を下した。

この判断を不服として納税者は控訴した。しかし連邦控訴裁判所は、次のように判示し、第一審の判断を支持し、納税者の主張を認めなかった。

①納税申告ソフトウェアは、IRSが召喚できる「記録その他のデータ（record or other data）」にあてはまる。②ソフトウェアはIRSの調査と関連性がある。③本件召喚状／サメズは正当な法的目的に基づいて発せられている。④ソフトウェアの著作権は、納税者または著作権保有者に対して召喚状／サメズを執行することの妨げにならない。よって、原判決を支持する。すなわち、IRSの召喚状／サメズは執行できる。

1997年の合衆国対ノルウエスト社事件に続く1998年の合衆国対カルテクス石油会社 [U.S. v. Caltex Petroleum Corp., 12 F.Supp.2d 545 (ND Tex. 1998)] 事件や、1999年の合衆国対コックス [U.S. v. Cox, 73 F.Supp.2d 751 (SD Tex. 1999)] 事件では、IRSがコンピュータソフトウェアプログラムの「ソースコード」を召喚状／サメズを発付して提出を求めることができるかどうかの是非が争われた。

ソースコードは、ソフトウェア開発企業にとり最も重要な資産である。同時に、他のソフトウェア開発企業との市場競争上の利害がからむデータである。外部に流失することのないように企業秘密として厳正に管理する必要がある。ソースコードは、ソフトウェアの所有者であるソフトウェア開発企業の専有情報（proprietary information）、つまり「知的財産権の保護の対象となる秘密情報」である。これまでのところ、

司法はソフトウェア開発企業にとり重要な知的財産であるソースコードの課税庁への開示には消極的である。しかし、こうした司法のソフトウェア業界寄りの姿勢がいつまで続くかは定かではない。急に姿勢を変え、IRSに寄り添う法の適用・解釈を取るかもしれない。IRSが召喚状／サメズを使ってソースコードの提出を求めることが容易に認められることになれば、ソフトウェア開発企業の営業利益に重大な脅威となりうる。司法に信頼性が感じられないとすれば、何らかの立法的な対応が必要になる。

10 税務申告ソフトウェア保護立法

1997年の合衆国対ノルウエスト社事件連邦控訴裁判決は、コンピュータソフトウェア業界に衝撃を与えた。IRSが召喚状／サメズを使ってソフトウェアプログラムの提出を求める道を開いたからである。業界団体であるソフトウェア販売者協会(SPA=Software Publishers Association)⁶⁰は、コンピュータソフトウェア保護に向けて連邦議会にロビイング(立法のための政治的働きかけ)をはじめた⁶¹。IRSの調査業務効率化のためには企業秘密や競争環境を犠牲にするのはやむを得ないという行政や司法の考え方から脱却することを立法に求めたのである。実質的に行政が法律をつくる日本とは異なり、三権分立の原則が鮮明なアメリカでは、行政府や司法府が市場原理に逆らう、財産権をむしばむ動きをすると、立法府が機敏に動く。

SPAの要望に応じて、連邦議会には【表14】の2つの法案が提出された。

(1) 1997年ソフトウェア企業秘密保護法案

1997年10月9日に、サム・ジョンソン(Sam Johnson)下院議員[共和党/テキサス州選出]は、連邦議会下院に、下院法案2657号1997年ソフトウェア企業秘密保護法案[H.R. 2657: Software Trade Secrets Protection Act of 1997]を提出した。

【表14】連邦議会提出の税務申告ソフトウェア保護案

①下院法案2657号

1997年ソフトウェア企業秘密保護法案[H.R. 2657: Software Trade Secrets Protection Act of 1997]サム・ジョンソン(Sam Johnson)下院議員[共和党/テキサス州選出]

②下院法案2676号

IRS再生・改革法[H.R. 2676: Internal Revenue Service Restructuring and Reform Act of 1997]

この法案は、「サードパーティ⁶²コンピュータプログラム(third party computer program)のソースコードの召喚および検査ならびにIRSが入手した実行可能なコンピュータソフトウェアの開示を禁止するために」内国歳入法典(IRC)に修正を加えることをねらいとしたものである。そのために内国歳入法典(IRC)に新たな条項を加えることにより実現を目指す。この法案のポイントを図説すると、次のとおりである。

【表15】1997年ソフトウェア企業秘密保護法案のポイント

- ・法案は、会計、納税申告書の作成もしくは納税協力(compliance)、租税計画(tax planning)用のいかなるソフトウェアプログラムのコンピュータソースコードまたは当該プログラムのデザインや開発に関する資料の召喚または検査を禁止するために、IRC7602条を修正すること。
- ・IRSによるコンピュータソースコードの召喚を原則として禁止すること。その一方で、例外的に①歳入法の運用または執行に関係する犯罪を追及する場合、②商業用に販売されておらず納税者がもつばら内部で利用するプログラムについては召喚できることとする。
- ・コンピュータによってのみ読み取りできる「実行可能なソフトウェア」を保護するためにIRC6103条を修正すること。
- ・法案では、納税者や知的財産権を保護するために、例外的にIRSにソフトウェアの召喚を認める場合、次の6つの要件を設けることを

⁶⁰ SPAは、1984年にソフトウェア業界の発展と北米地域の違法コピー摘発などを行う業界団体として設立された。1999年に他の団体と合併して「ソフトウェア情報産業協会(SIIA=Software and Information Industry Association)に名称を変更している。

⁶¹ See, News, "Software Publishers Seek Support for Bill Preventing the Service Access to Trade Secrets," Daily Tax Pep. (BNA) (Sep. 26, 1997) at D-10.

⁶² コンピュータ用語における「サードパーティ(third-party)」とは、PCなどにインストールして使用できるソフトウェア製品などの開発者やメーカーを指す。

提案している。

- ① ソフトウェアを納税者の申告書の調査に関してのみ利用されること。
- ② 検査権限を行使するために職務上ソフトウェアにアクセスせざるを得ない者に対してのみ開示されること。
- ③ IRS は提出を受けたソフトウェアを安全な場所に保管しなければならないこと。
- ④ IRS は検査を実施するに必要な場合にのみコピーができること。
- ⑤ IRS は検査終了後にはコピーを入手した者に対して返還すること、そしてIRSのコンピュータハードドライブその他の保存媒体にあるコピーを完全に消去しなければならないこと。
- ⑥ ソフトウェアは、変換、隠匿、リバースエンジニアリングしてはならないこと。

【表 16】RRA97 に盛り込まれたソースコード保護法案のポイント

- ・ IRS は、原則としてコンピュータプログラムソースコードの召喚を禁止される。
- ・ そのうえで、例外的に IRS が召喚できる条件を次に限定する。
 - ① IRS が、納税者の帳簿書類等またはコンピュータソフトウェアプログラムおよび関連するデータから申告書記載事項の正確性を合理的に確認できず、かつ、申告書項目の正確性を証明するために使えるコンピュータソースコードの一部に合理的に特異性を確認できること。
 - ② 歳入法の運用または執行に関係する犯罪を追及する場合
 - ③ ソフトウェアプログラムが、一般に商業用販売されておらず、納税者がもっぱら内部で利用するものであること。

(2) 1998 年 IRS 再生・改革法案

1997 年 10 月 21 日に、第 105 回連邦議会(1997 年～1998 年) 下院歳入委員会 (House Ways and Means Committee) に、「下院法案 2676 号 IRS 再生・改革法案 [H.R. 2676: Internal Revenue Service Restructuring and Reform Act of 1997]」(以下「RRA97」という。)が提出された。

RRA77 は、前記ソフトウェア企業秘密保護法案よりも規制範囲が広い。なぜならば、RRA77 は、IRS の抜本的な組織改革と IRS のカスタマーである納税者等の権利保護ファーストを目指す第三弾の納税者権利章典 (Taxpayer Bill of Rights III) (以下「T3」ともいう。)に関する項目がふんだんに盛り込まれているからである⁶³。すなわち、T3 にうたわれた納税者の権利保護措置の 1 つとして、IRS が召喚状/サメنزを発付し税務関連コンピュータソフトウェアプログラムソースコードの提出を求める権限に制限を加える規定が盛り込まれていたのである。

T3/RRA97 に盛り込まれたソフトウェアプログラムソースコード保護措置は、簡潔に示すと、次のとおりである。

連邦議会下院は、1997 年 11 月 5 日に、426 対 4 で RRA97 を通過させた。そして、RRA97 は、連邦議会上院財政委員会 (Senate Finance Committee) に送られ審議された。連邦議会上院は、翌 1998 年 5 月 7 日に、1998 年税制改正法として「IRS 再生・改革

法 (IRS Restructuring and Reform Act of 1998)」(以下「RRA98」という。)を 97 対 0 で通過させた。RRA98 は連邦議会上下両院協議会で審議され、協議会案は再び上下両院で可決された。1998 年 7 月 22 日に、当時のクリントン大統領が署名して成立した。

その後、この対応措置は、内国歳入法典 (IRC) の新たな 7612 条〔コンピュータソフトウェアに対する召喚状に関する特別手続〕に編入され、今日にいたっている。

(3) IRC7612 条を読む

連邦税法 (IRC) 上の税務調査を法認する根拠規定は、7601 条から 7612 条までである。これらのうち、7601 条～7611 条までの規定については、すでに抄訳・紹介した。そこで、RRA98 の制定に伴い IRC に 7612 条〔コンピュータソフトウェアに対する召喚状に関する特別手続〕として挿入された残りの規定を邦訳(仮訳)紹介する。

【表 17】IRC7612 条 (仮訳/未定訳)

(B) 通常の税務調査に関する規定

- 【①～⑨はすでに邦訳紹介済み】(102 頁)
- ⑩ IRC 第 7612 条〔コンピュータソフトウェアに対する召喚状に関する特別手続〕
第 a 項[原則] 本タイトル[IRC=内国歳入法典]

⁶³ 納税者権利章典法 (T1～T4) について詳しくは、石村耕治『アメリカ連邦所得課税法の展開』・注 7、321 頁以下参照。

のもと、

第1号 第b項に規定する場合を除き、本タイトルのもとではいかなる召喚状／サメズも発付されてはならず、かつ、は税務関連コンピュータソフトウェアソースコード (tax-related computer software source code) を生成または分析するための召喚状を執行するために7604条のもとでの行動を開始してはならない。加えて、

第2号 本タイトルのもと財務長官に対して提出されるいかなるソフトウェアや関連する資料にも、第c項に定める安全措置 (safeguards) が適用になる。

第b項 [コンピュータソフトウェアソースコードの提出を求められる条件]

第1号 [原則] 次の場合には、本条第1号a項は、税務関連コンピュータソフトウェアソースコードにかかるいかなるポジション、アイテムまたはコンポーネントに対しては適用されない。

A 財務長官が、次のiまたはiiから、申告書に記載されたいかなる項目の正確性を合理的に確認できない場合。

i 納税者の帳簿、書類、記録その他の資料、または、

ii 特定のアイテムの正確性を確認するためのアウトプット／出力を生成するためのコンピュータソフトウェアソースコード (およびその修正 (modifications)) や関連データ

B 財務長官が、合理的に特定された範囲内でのソースコードのポジション、アイテムまたはコンポーネントを持って申告書に記載された項目の正確性を確認する場合

C 財務長官が、企業秘密の法認されない開示につながる危険性よりも、特定のアイテムが関係するソースコードのポジション、アイテムまたはコンポーネントの必要性の方が高いと判断する場合

第2号 [適用除外] 第a項第1号は、次の場合には、適用しないものとする。

A 内国歳入法の運用または執行にかかる犯罪の調査

B 税務関連コンピュータソフトウェアソースコードで、納税者または関連者が、商業流通よりもむしろ本来的に内部利用供されているまたは開発されたもの

C 税務関連コンピュータソフトウェアソースコードの所有者と納税者または関連者との間での通信

D 本タイトル [IRC=内国歳入法典] の他のいかなる規定に基づいて提供または利用が義務づけられる税務関連コンピュータソフトウェアソースコード

第3号 [協力要請] 第1号のもと、財務長官は、次の場合には、本号AおよびBの要件を充足しているものとする。

A 財務長官が第1号A iiに規定されたコンピュータソフトウェア実行可能コードにアクセスすることなしには特定アイテムの正確性を確認することが不可能であると判断した場合

B 財務長官が、納税者に対して税務関連コンピュータソフトウェアソースコードやデータを正式に求め、かつ、実行可能コードにかかるコンピュータソフトウェアソースコードを正式に求めた場合

C こうしたコードやデータを求めたのにもかかわらず、180日以内に提出されなかった場合

第4号 [召喚状／サメズを争う権利] 本項の権限に基づいて発付された召喚状／サメズを執行するために第7604条に依拠して提起された手続において、裁判所は、当事者から求めがあった場合には、本項の要件を充足しているかどうかを決定するための審理を開催するものとする。

第c項 [営業秘密その他の秘匿情報を保護するための措置]

第1号 [保護命令のエントリー] ソフトウェアにかかる召喚状／サメズの執行する裁判所の手続において、裁判所は、証拠を受け取り、かつ、当該ソフトウェアに関する企業秘密その他秘匿情報の開示を防止するために必要な命令を発付することができる。この場合において、情報を封印し、裁判所が命じたときに限り開き見ることができるように求めることができる。

第2号 [ソフトウェアの保護] 財務長官は、本条の他のいかなる規定にかかわらずかつ第1号のもとでの保護命令に加え、納税者に対する調査手続において、長官が占有するまたは支配するソフトウェアに対して次のような対応をする。

A 当該ソフトウェアは、納税者の申告書の調査、納税者によるIRS独立不服審査局 (IRS Independent Office of Appeals) への申立て、司法 (および上訴) 手続、ならびに内国歳入法の運用および執行に関する犯罪の捜索に関してのみ利用することができる。

B 財務長官は、事前に、当該納税者およびソフトウェアの所有者に対して、当該ソフトウェアを分析、アクセスするあらゆる個人の氏名の名簿を提出するものとする。

C ソフトウェアは、安全な領域または場所に保管するものとし、かつ、コンピュータソフトウェアソースコードについては、

所有者の許可なしに、または裁判所の命令なしには、所有者の事業所から取り外せないものとする。

D ソフトウェアは、分析するために必要な場合を除きコピー（副本）を作成してはならず、かつ、コピーを作成した場合には、財務長官はすべてのコピーに付番しかつ他にコピーを作成していない旨を文書で証明するものとする。

E Aに基づき利用したソフトウェアは、利用期間終了時に、次のようにする。

- i ソフトウェアおよびそのすべてのコピーは、入手した者に返却し、かつ、Dに基づき作成されたコピーで、機械のハードドライブその他大容量保存装置のなかにあるものは永久に消去するものとする。
- ii 財務長官は、当該ソフトウェアで分析にあたった者その他当該ソフトウェアにアクセスした者から、すべてのコピーおよび関連する資料が入手した者に返却され、かつ、いかなるコピーも残っていない旨の確認書を偽証罪で裏打ちされた形で入手するものとする。

F ソフトウェアを、逆コンパイル (decompile) または分解 (disassemble) してはならない。

G 財務長官は、事例によっては、当該ソフトウェアに利害を有する納税者および所有者に対して、長官と合衆国の上級職員でないまたは職員でない者で当該ソフトウェアを分析にあたる者その他アクセスする者との間で、その者が次のことをしない旨に同意したことを記した協定書を提供するものとする。

- i 当該ソフトウェアを1603条のもとの税務行政目的で情報の開示が認められる者以外に対して開示すること。および、
- ii 調査に使っているソフトウェアと同類のソフトウェアの開発への2年以内の参加

H 当該ソフトウェアを1603条のもとの申告書情報として取り扱うものとする。Cのもと、ソフトウェアの所有者は、求めに応じたコンピュータソフトウェアソースコードの分析が自己の建物内で行われるときには、それに必要な機器または資材を提供するように求められる。当該ソフトウェアに利害を有する所有者は、Gにいう協定においては、当事者とみなすものとする。

第d項 [定義] 本条においては、次のように定義する。

第1号 [ソフトウェア]

「ソフトウェア (software)」という言葉は、「コンピュータソフトウェアソースコード」

および「コンピュータソフトウェア実行可能コード」を含む。

第2号 [コンピュータソフトウェアソースコード (Computer software source code)] とは、次のものを指す。

- A プログラマーがプログラミング言語を使うために書かれたコード。十分に研修を受けた者は理解できるが、コンピュータに直接指示を与えるためには使えない。
- B 関係するプログラマーのノート、デザイン資料、メモランダムおよび類似する資料
- C 関連する顧客の通信

第3号 [コンピュータソフトウェア実行可能コード (Computer software executable Code)] とは、次のものを指す。

- A コンピュータのメモリーに格納する場合やコンピュータに直接指示する場合に使うコンピュータで判読できるオブジェクトコード (object code)、マシンコード (machine code) その他のコードおよび、
- B 関連するユーザーマニュアル

第4号 [所有者 (Owner)]

「所有者 (owner)」という言葉は、ソフトウェアに関しては、ソフトウェアの開発者を含む。

第5号 [関連者 (Related Person)]

他の者と関係する者は、267条または707条b項のもとで関連者とされる場合には、関連者とする。

第6号 [税務関連コンピュータソフトウェアソースコード (Tax-related computer software source code)]

税務関連コンピュータソフトウェアソースコードという言葉は、会計、納税申告書作成もしくは納税協力/コンプライアンスまたは租税計画/タックスプランニングをするためのコンピュータソフトウェアプログラムにかかるコンピュータソースコードを指す。

[7612条は、1998年の税制改正により追加]

(4) コンピュータソフトウェアへの保護措置の概要

すでにふれたように、IRC7612条〔コンピュータソフトウェアに対する召喚状に関する特別手続〕は、1998年の税制改正で導入された規定である。この改正が行われる前までは、IRSが召喚状/サメズを使って納税者やその取引相手から入手したコンピュータソフトウェア、プログラム、ソースコード、オブジェクトコードなどの入手を制限し、かつ、入手した場合のこれら情報の保護のために取扱いを規制する規定は存在しなかった。

IRC7612条の規定の主な特徴は、納税者や

ソフトウェア開発者などから提出を受けたソフトウェア、とりわけ「税務関連コンピュータソフトウェアソースコード (Tax-related computer software source code)」とそれに関連する資料の IRS による利用を規制し、かつ、保護措置を講じることである。保護措置は、IRS が占有・支配するソフトウェア情報のみならず、司法手続中のものにまで及ぶ。

IRC7612 条を読み込んで、分かりやすく説明すると、つぎのとおりである。

【表 18】コンピュータソフトウェアソースコード召喚の特別手続の概要

《特別手続の特徴》

IRS は、原則として、納税者等 (IRS のカスタマー) に対して、召喚状/サメズを発して「税務関連コンピュータソフトウェアソースコード」の提出を求めることや、裁判所に訴えて提出を強制することはできない (7612 条 a 項)。

「税務関連コンピュータソフトウェアソースコード (Tax-related computer software source code)」とは、「会計、納税申告書の作成もしくは納税協力 (compliance) または租税計画 (tax planning) にかかるコンピュータソースコード」を指す。

このことから、例えば、IRS は電子申告ソフトウェアの 1 つであるターボタックス (TurboTax) に関するソフトウェアソースコードを入手したいと考えても、原則として納税者等 (カスタマー) に対して召喚状/サメズを発付することはできない (7612 条 d 項 6 号)。

《適用除外》

しかし、IRS は、「税務関連コンピュータソフトウェアソースコード」の提出を納税者等 (カスタマー) に絶対に求められないわけではない。7612 条 b 項 2 号は、提出を求められる例として、幅広く「適用除外」を定めるが、次のとおりである。

●租税関連コンピュータソフトウェアソースコードの強制提出が例外的に容認される例

- A 内国歳入法典の運用または執行にかかる犯罪の調査
- B 税務関連コンピュータソフトウェアソースコードで、納税者または関係者が、商業流通よりもむしろ本来的に内部利用に供されているまたは開発されたもの
- C 税務関連コンピュータソフトウェアソースコードの所有者と納税者または関係者との間での通信
- D 内国歳入法典の他のいかなる規定に基づいて提供または利用が義務づけられる税務関連コンピュータソフトウェアソースコード

以上のように、主な適用除外は、広く一般に販売されているレディメイドのソフトウェアのソースコードというよりは、オーダーメイド (custom-made) のソフトウェアのソースコード、さらには、租税犯則調査・査察に必要とされるソフトウェアのソースコードが対象であるといえる。

《召喚状/サメズを争う権利》

IRC7612 条 b 項 4 号は、IRS のカスタマーに対して「召喚状/サメズを争う権利 (right to contest summons)」を制度的に保障している。このことから、これらの適用除外のいずれかにあてはまり、召喚状/サメズでソフトウェアソースコードを強制的に提出させられるかどうかは、IRS か IRS のカスタマーか、いずれかの当事者の申立てに基づき、法廷で審理したうえで裁判官により判定されることになる。

《提出されたソフトウェアの利用目的の限定》

IRC7612 条 c 項 2 号 A は、次のように規定し、任意か強制かを問わず、IRS が納税者等 (カスタマー) から提出を受けたソフトウェアの利用目的を限定している。

当該ソフトウェアは、納税者の申告書の調査、納税者による IRS 独立不服審査局 (IRS Independent Office of Appeals) への申立て、司法 (および上訴) 手続、ならびに 内国歳入法の運用および執行に関する犯罪の捜索に関してのみ利用することができる。

《提出されたソフトウェアに対する保護措置》

IRC7612 条 c 項は、[営業秘密その他の秘匿情報を保護するための措置 (safeguards to ensure protection of trade secrets and other confidential information)] の表題で、召喚状/サメズを使ってソフトウェア情報の提出を求める訴訟のなかで①裁判所に証拠として提出された情報に対する裁判所側での保護措置、さらには②税務調査目的で課税庁 (IRS) 側に提出されたソフトウェア情報に対する IRS 側での秘密保護措置についても、詳しく規定する。そのポイントをまとめて列挙すると、次のとおりである。

●提出されたソフトウェアに対する保護措置の概要

①裁判所での保護措置

- ・裁判所は法廷審理をするための証拠 (エビデンス) として受領したソフトウェア情報を保護するために、封印するなどの保護措置を命じる。

② IRS 側での秘密保護措置

- ・税務調査目的で課税庁 (IRS) 側に提出され、IRS が占有・支配することになったソフトウェア情報に対しては、例えば次のような保護措置を講じる。
 - ・ソフトウェア情報の使用目的を特定する。

- ・ソフトウェア情報は安全な場所に保存すること。
- ・ソフトウェア情報にアクセスする IRS 職員の名簿を納税者とソフトウェアの所有者に提出する。
- ・ソフトウェア情報にアクセスする IRS 職員との間で秘匿情報の開示禁止や競合禁止を求める協定書を交わすこと。
- ・法認された使用目的以外でのソフトウェアのコピー作成を禁止すること。
- ・使用が終了した場合には、ソフトウェアのコピーを返還または消去すること。

確かに、IRC7612 条では、税務関連ソフトウェアソースコードの召喚を原則禁止としている。しかし、適用除外の間口が広く、あたかも例外が原則であるかのようにもみえる、あるいは例外こそ基本であるかのような書き方になっている⁶⁴。

1998 年の連邦議会における改正法案 (RRA98) の審議では、議員から IRS が召喚したソフトウェアソースコードを検査したプロセスを、納税者やソフトウェア開発者がモニターできる権利を付与する提案も行われた。しかしこの種の提案は改正法案には盛り込まれなかった。代わりに、IRS は、「事前に、当該納税者およびソフトウェアの所有者に対して、当該ソフトウェアを分析、アクセスするあらゆる個人の氏名の名簿を提出する」(IRC7216 条 c 項 2 号 B) ことに落ち着いた。

11 メタデータの提出の求め

「メタデータ (metadata)」は、しばしば「データのデータ (data about data)」と呼ばれる。一般に、メタデータは「変更履歴 (editing history)」のような、コンピュータファイルに関する情報を指す。

税務・会計ソフトウェアで作成されたファイルには、メタデータ (metadata)、つまり「データ目録、索引、ジャンル、タイトル、作成

日、記入者名、変更履歴など」が含まれている。IRS は、納税者等 (カスタマー) にバックアップファイル/原始電子データファイル (original electronic data files) の提出を求める際には、メタデータを含めて提出するように求める。一方、納税者等 (カスタマー) はメタデータを含めない形で提出しようとする。このため、しばしば争いになる。IRS は、納税者の申告内容を否認し更正処分をする場合には、こうしたメタデータを証拠として使うことも少なくないからである。

納税者が IRS からの帳簿書類等の提出には応じたものの、メタデータを抜いて提出しているとする。この場合、IRS はその納税者に改めてお尋ね/資料せん提出のお願い (IDR) を発付し、メタデータの提供を求める。しかし納税者が提出に応じないとする。この場合には、召喚状/サメズを発付してメタデータの提出を求め、納税者としてしばしば争いになることがある。

納税者等 (カスタマー) に対する IRS からのメタデータの提出の求めについては、税の専門職の間でも賛否がわかれる⁶⁵。

(1) メタデータの提出が嫌われる理由

IRS は、納税者が提出した特定の課税年の申告内容を調査するのが原則である。紙/文書の帳簿書類等に対する税務調査では、この原則がおおむね守られてきた。しかし、電子帳簿書類等に対する税務調査では、この原則が軽視される傾向にある。納税者や反面調査の対象となった人たち (IRS のカスタマー) が IRS にメタデータを提出すると、IRS は過年度のデータ項目にアクセスすることが容易になるからである。まさに、納税者等 (カスタマー) がメタデータの提出を嫌がる第一の理由である。

IRS が召喚状/サメズを使ってメタデータの強制提出を求めてきたが、納税者等 (カスタマー) は拒否したいとする。この場合、究極的に、納税者等 (カスタマー) は連邦地裁 (連邦治安判事も含む) で争うことになる。納税者は、法廷で「パウエル要件 (Powell requirements)」

⁶⁴ See, Note, "Additional protections against IRS disclosure of tax-related computer software and source code," Analysis of IRS Restructuring and Reform Act of 1998, RIA Complete Analysis (1998 CATA 416) .

⁶⁵ See, e.g., Jonathan Prokup, "IRS Wants Your Metadata: Who Else Might Want It, Too?," TaxBlawg post (Dec. 5, 2011) ; Philip Karter, "IRS Records Retention Requirements in the Age of Metadata," TaxBlawg post (Dec. 16, 2011) .

[Powell v. U.S., 379 U.S. 48 (1964)] を武器にし、IRS と対峙することになる。

この点に関して、IRS 小規模企業・自営業局(SB / SE= Small Business / Self-Employed Division) 主席法務官室 (OCC=Office of Chief Counsel) は、IRS 職員向けに、メタデータを召喚することはパウエル4要件に反しないとする「電磁的記録の召喚 (Summonses for Electronic Records)」に関する主席法務官助言 (CCA=Chief Counsel Advice) (2011年1月18日) を覚書 (Memorandum) の形で発出している。主席法務官助言 (CCA) は、先例としての法的拘束力は持たない。しかし、SB / SE局としての公式見解であり、税務訴訟実務には重みがある。連邦地裁には行政追従の判断をためらわない裁判官も少なくない。

納税者等 (カスタマー) は、IRS のメタデータの提出要求に徹底抗戦をすることになると、裁判に惜しみないカネ、テマ、ヒマをかけないといけなくなる。しかも思わしい判断が得られるとは限らない。税の専門職の間にも、納税者がメタデータ提出の是非で、この公式見解 (CCA) に抗して裁判で闘うのは得策ではないとする声が強い。

(2) IRS の税務調査でのメタデータ利用に関する考え方

IRS 税務調査官の間ではかねてから、税務調査に必要性があるとの理由で、納税者等 (カスタマー) にメタデータの提出を求めることができるのかどうかについては議論のあるところであった。納税者等 (カスタマー) によっては、メタデータの提出を避けるために、IRS から求められた資料の紙のプリントアウトを提出するからである。

この問題については、すでにふれたように、2011年1月18日に、IRS の小規模企業・自営業局 (SB / SE) 主席法務官室 (OCC) が、「電磁的記録の召喚 (Summonses for Electronic Records)」と題する覚書の形で、主席法務官助言 (CCA) を発出している⁶⁶。この助言 (CCA) は、IRS 職員向けに出したものであり、納税者等 (カスタマー) や税務専門職には法的拘束力はない。この CCA は結論ありきで、ソフトウェアのメタデータを召喚することはパウエル4要件に反

しないと回答する筋書きになっている。Q&A方式に近い形で、6つの論点 (issues) をあげ、各論点について法の適用・解釈を展開する形で回答を示している。

以下に、「電磁的記録の召喚」(Memorandum No. 201146017) を、簡潔に紹介する。

【表 19】 IRS の調査でのメタデータ利用に関する考え方

《論点&回答》

論点 1 調査官は、納税者がメタデータを含んでいないデータファイル (または当該データファイルから作成された表計算) の紙のプリントアウトを提出する場合、ソフトウェアと関連するメタデータを入手するために当該納税者のオリジナル電子データファイル (またはバックアップファイル) を召喚できるのか。

【回答】 メタデータ情報が、申告書の正確さを確認するために行われる調査の正当な目的と、IRC7602条a項2号にいう広い意味での「関連がありうる (may be relevant)」限りにおいて、IRS は、改変されていないメタデータを含んでいる納税者のオリジナル電子データファイルを正当に召喚することができる。

論点 2 調査官は、納税者が変更されたコピーを作成したときにオリジナルメタデータが削除または変更されたうえで作成されたオリジナルファイルの省略または変更されたコピーの提出の申出をする場合、それを断り、ソフトウェアと関連するメタデータを入手するために当該納税者のオリジナル電子データファイル (またはバックアップファイル) を召喚できるのか。

【回答】 論点 1 に関するのと同じ結論がこの論点 2 にも等しく適用される。

論点 3 調査官は、納税者が調査する期間に行われた取引に関するメタデータに計上された帳簿書類のみを示すデータファイルのコピーを提出する申出をした場合に、当該調査する期間の前後に行われた取引に関する計上された帳簿書類、それに関連する変更されていないメタデータを入手するために当該納税者にオリジナル電子データファイルを召喚できるか。

【回答】 IRS は、メタデータ情報が、調査の対象となっている課税期間に生じた問題に対して RC7602条a項2号にいう意味での「関連が

⁶⁶ 1146017.pdf (irs.gov)

ありうる (may be relevant)」限りにおいて、調査期間前後に生じた取引や業務に関し、当該メタデータを含む情報を召喚することができる。召喚状／サメズが執行されるまたは反論から防御されなければならない、そのために調査官は調査に前後する時期から召喚する情報の潜在的な関連性を宣誓供述書に記載する準備をしなければならない。

論点 4 IRS は、納税者の会計士が事業取引の記帳を電子取引で記録しかつ当該記録を保有している場合には、当該会計士からオリジナル電子データファイルを召喚できるか。

【回答】 IRS は、納税者の関与会計士のような第三者である証人を召喚し、証言をすること、および電子データファイルおよび関連する変更を加えていないメタデータを含め、調査に関連すると思われる情報の提出を求めることができる。

論点 5 納税者が IRS に CD その他の小型記憶媒体で電子データファイルを提出する場合、調査官は調査事案ファイルに CD その他小型記憶媒体を保存できるか。あるいは、調査官は、その事案が不調に終わり、当該データファイルが調査官の見解を支持する（または当該データファイルが別途の租税犯則調査にかかわる情報を含む）場合、そのファイルの電子コピーを作成し、当該調査事案ファイルに挿入してよいのか。

【回答】 納税者が IRS に対して（裁判所の命令なしに）自発的に帳簿書類の電子または文書のコピーを提出する場合において、当該納税者は IRS にそのオリジナルコピーを返却するように求めることができる。したがって、CD や小型記録媒体を受領したときには、調査官は、唯一利用可能なコピーが早期に廃棄されるのを防ぐために当該納税者が提出した電子的記録を速やかに調査ファイルに格納するためのコピーしておくべきである。

論点 6 連邦民事訴訟規則およびそのもとの裁判例は、電磁的記録の召喚とは損傷のないメタデータの入ったものの召喚を指すと解しているとみてよいのか。

【回答】 連邦民事訴訟規則 34 条 a 項および b 項は、メタデータを含む電子保存された情報の提出について扱っている。最近の裁判例では、規則 34 条は、原則として電子保存された情報は求められた特定の方法で生成できるようにしなければならない、との考え方を支持している。提出にあたり電子保存された情報を生成する方法が特定されていない場合には、当該情報は、通常維持管理できる方法または合理的に利用可

能な方法で生成できるようになっていなければならない。裁判例では、とくに電磁的記録にメタデータを含むように求められた場合、またはメタデータが一定の状況下で合理的に利用できる法定情報として必要な場合には、法定の生成方法とは電磁的記録に関連するメタデータも含めて生成できる方法であると解している。

むすびにかえて

連邦の電子帳簿書類保存規制は税務調査と連動するつくりになっている。その背景には、規制のための基本的なルールづくりが、連邦議会主導ではなく、行政 (IRS) 主導で進められたことにある。ルールづくりの作業は、2000 年代に入る前にすでに完了している。電子保存は企業納税者を中心に着実な伸びを示し、今は安定期に入っている。

IRS のよるルールづくりの手法には 1 つの特徴がある。それは、連邦税務行政のデジタル化／電子化は、納税者側の対応問題であると同時に、課税庁側の納税者データの内部統制の問題でもあるとの視点で進められたことである。開かれた税務行政が求められるアメリカでは、課税庁内部での納税者データの取扱いが多少粗末であっても、職員の守秘義務でカバーできるといった考え方は通用しないからである。

アメリカの電子帳簿書類等の保存規制を概観して感じることもある。それは、電子帳簿書類等の保存規制を税務調査と切り離して整備しようとする発想では事はうまく運ばなくなるのではないかということである。IRS のカスタマーである納税者や反面調査を受け入れる人たちは自己の提供した電子データのトレーサビリティ確保に敏感である。IRS 内部での自己データの扱いや使い途が不透明だと当然、カスタマーは自発的納税協力 (voluntary tax compliance) に消極的になる。課税庁にはカスタマー目線が求められる。すなわち提供した電子データのトレーサビリティを確保するとともに、収集したカスタマーの電子データの内部での扱いや使い途を徹底的に見える化しないといけない。カスタマーからすれば、見える化も進まず、自己データのコントロール権もあやふやな常態で、IRS に税務調査権限を振り回されるのはご免こうむりたい。事務の効率化をねらってせつかく帳簿書類等の電子化をしたことが裏目に出てしま

う。法的安定性／予測可能性 (legal certainty and predictability) を欠くデータ利用につながるような税務のデジタル化策では、カスタマーの信頼を得るのは難しい。

カスタマーの厳しい目は、高い期待値の裏返しでもある。まさに、IRS のカスタマーデータに対する実定法および手続法上の権利利益が護られてはじめて税務調査への利活用がゆるされる、といえる。

今日、アメリカにおいては、帳簿書類等の電子保存が是か非かの問題は一段落している。もはや対岸の国のようなカオス／ケイオス (chaos) 常態にはない。軸足は、電子帳簿書類保存やデータ移転に伴うサイバーセキュリティ、

サイバー犯罪対策などに移っている。

税務専門職の業務も、税務・会計ソフトウェアの革新により格段に進化してきている。記帳や伝統的な調査立会い業務などは次第に減少してきている。

税務専門職業務への顧客のニーズも大きく変わってきている。課税庁からの電磁的記録／電子データ提出の求めがあった場合の助言や争訟への対応、さらには税務情報の電磁的記録／電子データ化に伴い保存するデータの不正入手・なりすまし悪用対策、税務データのフィッシング詐欺の防止対策などが新たな職域となってきた。

通達による「業務に係る雑所得」区分の明確化と租税法律主義

— シェアリングエコノミー対応での「所得税基通 35-2 の改正」とは —

本村 大輔（環太平洋大学専任講師）

石村 耕治（JTI代表・白鷗大学名誉教授）

【内容目次】

はじめに～副業収入 300 万円以下は雑所得の怪！

I 「業務に係る雑所得」とは

- 1 確定申告書は変更済み
- 2 新たな雑所得区分の検証
(1) 働き方改革に伴う納税環境整備
(2) 現金主義による所得計算の特例

II 通達による「業務に係る雑所得」区分の明確化と租税法律主義の課題

- 1 通達改正案への意見公募を行った理由
- 2 パブコメを斟酌し修正された通達改正原案
(1) 意見公募（パブコメ）の結果を項目区分別に検証する

①問われる「名ばかりパブコメ」

②問われる「改正通達の解説」で闊歩する公定解釈

- (2) 「事業」と「業務」概念の違いは
- (3) 狙いは損益通算など納税者の権利利益の制限
- (4) 問われる通達による「業務に係る所得」区分明確化

①雇用類似の働き方で得た副業／兼業収入は給与所得では？

②職業選択の自由から見た副業／兼業収入にかかる「所得」の判定

むすび～通達課税、公定解釈の闊歩で揺らぐ租税法律主義

はじめに～副業収入 300 万円以下は雑所得の怪！

近年、「シェアリングエコノミー（共有経済）」やネット／デジタルプラットフォームを介した「デジタルエコノミー」（以下「シェアリングエコノミー等」という。）という言葉が流行っている。国税庁も、シェアリングエコノミー等の活発化に伴う「新分野の経済活動に係る所得」や「業務に係る雑所得」¹、つまり給与所得者などが「副業」、「兼業」など（以下、たんに「副業」ともいう。）で得た収入／所得の申告漏れに注目し出している。具体的には、片手間で作成した

物をアプリ販売して得た収入、アフィリエイト²で得た広告収入、休日にウーバーイーツで稼いだ収入などをターゲットに適正な納税申告を促そうと狙っている。

この種の所得の適正な納税申告ができていない背景には、確定申告時における所得区分の判定が難しいことがある。もっと納税者にフレンドリーな課税の仕組みを必要としていたこともある。そこで、数年前から、国税庁は、申告漏れが指摘される分野に、「業務に係る雑所得」というカテゴリーを設け、通達も総動員して漏れなく捕捉できるように様々な仕組みを整備してきている³。

¹ 本稿では、読者が理解しやすいように、「業務」、「副業」、「兼業」の言葉をほぼ同じ意味で使っている。

² アフィリエイトとは Web サイト（ブログやホームページ）でアフィリエイト広告（商品）を紹介する「紹介者」を指す。

³ 詳しくは、本村大輔「シェアリングエコノミーの課税問題：ギグワーカーの課税取扱いを中心に」国民税制研究 6号（2020年）73頁以下参照、国民税制研究 第6号 | 国民税制研究 (jti-web.net) 石村耕治・菊池純「アメリカのシェアリングエコノミー課税論議～問われる『オンデマンド労働プラットフォーム』の所在」国民税制研究 5号（2019年）131頁以下参照。国民税制研究 第5号 | 国民税制研究 (jti-web.net)

仕組み整備のポイントは、おおまかに分ける次のとおりである。

【表1】「業務に係る雑所得」をめぐる課税の仕組みの見直しポイント



例えば、会社員が「副業（業務）に係る所得」を得ているとする。この場合、これまで、法令上、帳簿の作成や帳簿書類の保存義務はなかった。しかし、2022（令和4）年分の副業（業務）に係る所得⁴については、2020（令和2）年分の副業（業務）収入が300万円を超えた場合には、帳簿（現金主義も可）の作成や作成した帳簿に加え請求書やレシートなどの保存が義務づけられる。

一方、1,000万円を超えた場合には、帳簿の作成・帳簿書類の保存に加え、収支内訳書の作成・添付が義務づけられる（所得税法120条6項）。法令で300万円という形式基準、（所得税法67条2項・所得税法施行令196条の2）が設けるのは、税務執行の便宜には資するかも知れない。しかし、納税者から見ると、こうした形式基準、の独り歩きも心配される。

例えば、300万円以下だから、「事業所得」ではなく、形式的に「雑所得」と判断されると、さまざまな税制上の特典を否定されてしまう。しかも、こうした判断基準／解釈基準を国税庁の税務通達で発出することは、実質的に行政立法を行っているに等しい。憲法に定める租税法律主義から派生する課税要件法定主義や課税要件明確主義のもとでは行政立法を禁じている。事例によっては、納税者の憲法上の権利利益が

むしばまれるのではないか⁴。

国税庁は、こうした憲法論とは正面から立ち向かおうとはしない。こうした議論を迂回し、形式基準や、通達を使った「社会通念」のような概括概念の採用による税務執行の公正さを取り繕うことを狙いに、2022年8月1日から8月31日の期間で、「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案）（雑所得の例示等）⁵を公表し、所得税基通35-2の改正（原）案に対する意見公募（パブリックコメント）を実施した⁵。

この意見公募は、近年注目のシェアリングエコノミー等の「新分野の経済活動に係る所得」や「業務に係る雑所得」、つまり、副業・兼業にかかる収入／所得、を主なターゲットに、課税庁／国税庁主導で、課税や申告の適正化を図ることが狙いである。

意見公募手続には、7,059の意見が寄せられた⁶。ネット上にも、この問題に対する様々な書込みが行き交い、関心の高さが伺える。

国税庁は、2022年10月7日に、寄せられた公募意見（パブコメ）も織り込んで、改正所得税基本通達35-2を発出し、「業務に係る雑所得」の判定方法、基準を明らかにした。同時に「雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説」（以下「改正通達の解説」ともいう。）⁷のなかで、自分らに都合のよい「業務」にかかる収入／所得に係る課税取扱いや法令の適用・解釈などを示した。

そこで、この報告では、まず、「業務に係る雑所得」の所在について点検する。次に、①形式基準の採用による税務執行、具体的には①収入金額300万円以下、②収入金額1,000万円超、②納税環境の整備／納税者のコンプライアンス（自発的納税協力）の仕組み、具体的には①帳簿作成・帳簿書類の保存、②収支内訳書の作成・

⁴ 形式基準、不確定概念と課税要件明確主義について詳しくは、石村耕治編『現代税法入門塾（第11版）』（清文社、2022年）177頁以下参照。

⁵ 国税庁「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案）（雑所得の例示等）に対する意見公募手続の実施について」（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000239211>）を行った。その後、2022年10月7日に「所得税基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達 <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/221007/index.htm>）を発出した。

⁶ 「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案）（雑所得の例示等）に対する意見公募の結果について（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000242043>）

⁷ 「雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説」（<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/221007/pdf/02.pdf>）

提出などについて点検する。その後、通達による「副業に係る所得」区分の明確化と租税法律主義の課題について点検する。

I 「業務に係る雑所得」とは

従来から、雑所得は、大きく①公的年金等の雑所得と②その他の雑所得とに区分されたきた⁸。課税は、課税対象となる種類の所得により、総合課税または申告分離課税の方法で課税されてきた【表2】。

【表2】これまでの雑所得の種類、対象、課税方法

雑所得の種類	対象	課税方法
①公的年金等の雑所得	国民年金、厚生年金、確定給付／拠出企業年金、恩給、一定の外国年金などの所得	総合課税
②その他の雑所得	他の所得にあてはならない所得	申告分離課税
	先物取引、外貨取引(FX)に係る所得、暗号資産(仮想通貨)に係る所得など	

これが、2022(令和4)年中の雑所得にかかる課税取扱いから、次のように正式に変更になる。

【表3】新たな雑所得の種類、対象、課税方法

雑所得の種類	対象	課税方法
①公的年金等の雑所得	国民年金、厚生年金、確定給付／拠出企業年金、恩給、一定の外国年金などの所得	総合課税
②業務に係る雑所得	原稿料、講演料、アフィリエイト収入その他ネットを使った個人取引またはギグワーカー／フリーランスの食事配達業務など副収入による所得	
③その他の雑所得	他の所得にあてはならない所得	申告分離課税
	先物取引、外貨取引(FX)に係る所得、暗号資産(仮想通貨)に係る所得など	

1 確定申告書は変更済み

2021(令和2)年分所得税確定申告書様式では、成立前の改正通達をすでに織り込み済みとした形で、雑所得のカテゴリーを、⑦「公的年金等」、⑧「業務」、⑨「その他」に3区分している。⑧「業務」とは「原稿料、講演料またはシェアリングエコノミーなどの副収入による所得」と説明されている。暗号資産取引に係る収入などがある場合には、⑨「その他」に記入することとされている。

【表4】2019(令和元)年までの確定申告書

The image shows a portion of the 2019 tax return form. The 'Income' section includes categories 1 through 12. Category 8, 'Income from part-time work, etc.', is currently empty. The 'Total' section shows the sum of categories 1-12.

【表5】2020(令和2)年以降の確定申告書

The image shows a portion of the 2020 tax return form. Category 8, 'Income from part-time work, etc.', is now highlighted in yellow, indicating it is a new category. The 'Total' section includes this new category.

2 新たな雑所得区分の検証

わが国では久しく、多くの企業が従業員の副業を原則として禁止してきた。ところが、厚生労働省は「働き方改革」の一環として大きく方針転換を行い、現在では積極的に副業・兼業の推進を図っている。これを受けて、大企業ではすでに副業を解禁する動きが出てきている。中小企業では副業・兼業を認める企業はいまだ少ないが、政府の方針としては今後も副業・兼業を推進していく方向である⁸。政府の方針に従うと、例えば、税理士事

⁸ 石村耕治編『現代税法入門塾(第11版)』(清文社、2022年)483頁以下参照。

⁹ たとえば、デジタル庁「シェアリングエコノミーの推進」URL: https://www.digital.go.jp/policies/sharing_economy/

務所の職員が、副業として記帳代行を有償で行うことを雇用主である税理士が認めていく方向に進まざるを得ないのではないか。

(1) 働き方改革に伴う納税環境整備

政府税制調査会（以下「政府税調」という。）は、ここ数年、納税環境整備の一環として、シェアリングエコノミー（共有経済）や暗号資産（仮想通貨）取引、ギグワーカー（フリーランスの食事宅配業務のような雇用類似の働き方をする人たち）のようなデジタルエコノミーにかかる納税環境のあり方の論議を深化させてきた。

とりわけ、働き方改革との関連では、「収入のあり方の多様化も踏まえ、事業所得等に対する適正・公平な課税を実現するための環境整備についても検討していく必要がある」[2019（令和元）年9月「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」]ことを強調している。

加えて、政府税調の「納税環境整備に関する

専門家会合」の報告[2021（令和3年）11月19日]¹⁰では、記帳水準向上・適正申告に関し「特に悪質な納税者への対応」をうたっている。これを受ける形で、本年度（2022年度）税制改正において、「証拠書類のない簿外経費の必要経費不算入・損金不算入措置」が導入された¹¹。この措置の導入に対しては、学会や在野の納税者団体などから反対の意見表明があり、国会審議においても法制化への懸念が示された。

(2) 現金主義による所得計算の特例

今般のシェアリングエコノミー等にかかる納税環境整備に先立ち、2020（令和2）年度税制改正においては、次のような改正が行われ、2022（令和4）年から施行されたことを織り込んで考えることは重要である。

なぜならば、2020（令和2）年中の副業収入が300万円、または1,000万円を超えた場合には、2022（令和4）年分の確定申告から

コラム

雑所得にかかる所得税法上の規定ぶり

①雑所得の意義および範囲（法35条）

法35条（雑所得の範囲）

① 公的年金等

(イ) 国民年金法や各種社会保険制度および各種共済組合制度に基づく年金（所得税法35条2項1号、所税令82条の2第1項）、(ロ) 恩給（一時恩給を除く）および過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金（所得税法35条3項2号）、(ハ) 確定給付企業年金契約に基づいて老齢給付金として支給される年金、確定拠出年金規約に基づき老齢給付金として支給される年金、適格退職年金契約等に基づいて支給を受ける退職年金、その他の各種の年金等（同項3号、所税令82条の2第2項）のことをいう。

② その他の雑所得

その他の雑所得とは、利子所得から公的年金等までのいずれにもあたらない所得で、他の種類の所得のように統一的なメルクマールがなく、積極的に定義することは不可能であるとされる¹²。このような意味でその他の所得と雑所得が重なる部分もあるため、その境

界線をめぐっては争いが絶えない状況にある。

②小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期（所得税法67条2項）

雑所得を生ずべき業務を行う居住者のうち小規模な業務を行う者として政令で定める要件に該当するもののその年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る雑所得の金額（山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上総収入金額及び必要経費に算入すべき金額は、政令で定めるところにより、その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができる（現金主義の特例）。

第3項 前二項の規定の適用を受けるための手続その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

③所得税法施行令196条の2（雑所得を生ずべき小規模な業務を行う者の要件）[2020（令和2）年度税制改正で新設]

法67条2項（小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期）に規定する政令で定める要件は、その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円以下であることとする。

¹⁰ 本会合の資料については、内閣府「第7回 納税環境整備に関する専門家会合（2021年11月17日）資料一覧」（最終閲覧日2022年9月25日）

¹¹ 詳しくは、石村耕治編著『現代税法入門塾（第11版）』（2022年、清文社）782頁以下参照。

¹² 金子宏『租税法（第24版）』（弘文堂、2022年）308頁。

手続が大きく変わるからである。

改正点をおおまかにまとめてみると、次のとおりである。

【表6】「雑所得を生ずべき業務」に対する現金主義による所得計算の特例

- ①「雑所得を生ずべき小規模な業務を行う者の収入及び費用の帰属時期の特例」（現金主義の特例）（所得税法67条2項）：「雑所得を生ずべき業務」についても、現金主義による所得計算ができる旨の特定を設けた。この特例は、前々年分のその業務に係る収入金額が300万円以下である小規模な業務を行う者に限り適用ができることされた（所得税法施行令196条の2）。

[要旨] 前々年の副業・兼業の収入が300万円以下の場合、現金の動きに基づいた経理方法である現金主義を取ることができる。（*ただし、届出が必要である。）

- ②「雑所得を生ずべき業務」を行う居住者でその年の前々年分のその業務に係る収入金額が1000万円を超えるものが確定所得申告書を提出する場合には、雑所得を生ずべき業務に係る収支内訳書を確定所得申告書に添付しなければならないこととされた（所得税法120条6項、所得税法施行規則47条の3/102条）。

[要旨] 前々年の副業・兼業の収入が1,000万円を超える場合、確定申告と一緒に収支内訳書を提出する義務がある。

このように、「雑所得を生ずべき業務」についても、現金主義による所得計算ができることとされている。

- ③「雑所得を生ずべき業務」にかかる収入金額が300万円を超えるものは、これらの雑所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額および必要経費に関する事項を記載した現金預金取引等関係書類を5年間保存しなければならない（同法232条2項、同法施行規則102条7項・8項）。

[要旨] 前々年の副業・兼業の収入が300万円を超える場合、5年間の領収書等の保存義務がある。

[適用例] 2022（令和4）年分の申告であれば、期限の2023（令和5）年3月15日の翌日から5年間となり、2028（令和10）年3月15日まで保存が義務づけられる。

- ④これらの改正は、2022（令和4）年分以後の所得税に適用される。

コラム

誰にでもわかる「副業（業務）に係る雑所得」税務

- ①2022（令和4）年分の確定申告から、2年前の副業収入（業務に係る雑収入）が、300万円を超えた者

2020（令和2）年	2021（令和3）年	2022（令和4）年
300万円超		

2022（令和）4年からの副業収入について帳簿の作成・請求書等の保存の義務化

■確定申告書記載欄



2021（令和3）年まで

2022（令和4）年から



- ②副業収入（業務に係る雑収入）が、1,000万円を超えた者

・これまでは、副業収入（業務に係る雑所得）の申告には、収支内訳書の提出は不要。しかし、2020（令和2）年分の副業収入が1,000万円を超えた場合、2022（令和4）年分の確定申告から収支内訳書の添付が必要。

2021（令和3）年まで

2022（令和4）年から



以上のような法改正は、シェアリングエコノミー等のエスカレートに伴い、ギグワーカー（雇用類似の働き方をする人たち）や、スマホアプリなどを活用した新たな副業／業務を行う者の納税申告の促進について、行政による対応では限界があることから、法改正で対応しようというものである。

この法改正の主なターゲットは、副業を行う給与所得者である。

また、こうしたターゲットは、事業所得者や不動産所得者とは異なり、副業収入／所得（「雑所得を生ずべき業務」）にかかる記帳、所得金額の計算、確定申告の経験の乏しい者が多いとの前提に立った法改正である。

加えて、副業収入／所得をより簡便に所得金額の計算をしたうえで確定申告ができるようにするために、副業収入／所得（「雑所得を生ずべき業務」）については、現金主義による所得計算ができる道を拓くことが狙いである。

II 通達による「業務に係る雑所得」区分の明確化と租税法律主義の課題

国税庁は、課税庁主導で「業務にかかる雑所得」区分を明確化することを狙いに、2022年8月1日から8月31日の期間で、「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)の一部改正(案)(雑所得の例示等)を公表し、意見公募(パブリックコメント)を実施した¹³。

この意見公募は、近年注目をシェアリングエ

コノミー等の「新分野の経済活動に係る所得」や「業務(副業)に係る所得」について課税の適正化を図ることが狙いである。

すでにふれたように、意見公募(パブコメ)手続には、7,059の意見が寄せられた¹⁴。

こうした意見を参考にしたうえで、国税庁は、2022年10月7日に、公募結果の公表と同時に、次のような通達(原)案(【表7】)を修正した改正通達を発出した¹⁵。

【表7】所得税基本通達の一部改正(案)の修正について

修正後【確定】	修正【原案】
<p>(その他雑所得の例示) 35-1次に掲げるようなものに係る所得は、その他雑所得(公的年金等に係る雑所得及び業務に係る雑所得以外の雑所得をいう。)に該当する。 (1)～(12)省略</p>	<p>(その他雑所得の例示) 35-1次に掲げるようなものに係る所得は、その他雑所得(公的年金等に係る雑所得及び業務に係る雑所得以外の雑所得をいう。)に該当する。 (1)～(12)同左</p>
<p>(業務に係る雑所得の例示) 35-2次に掲げるような所得は、事業所得又は山林所得と認められるものを除き、業務に係る雑所得に該当する。 (1)～(8)省略 (注)事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定する。 なお、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合(その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く。)には、業務に係る雑所得(資産(山林を除く。)の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得)に該当することに留意する。</p>	<p>(業務に係る雑所得の例示) 35-2次に掲げるような所得は、事業所得又は山林所得と認められるものを除き、業務に係る雑所得に該当する。 (1)～(8)省略 (注)事業所得と業務に係る雑所得の判定は、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定するのであるが、その所得がその者の主たる所得でなく、かつ、その所得に係る収入金額が300万円を超えない場合には、特に反証のない限り、業務に係る雑所得と取り扱って差し支えない。</p>

(注) アンダーラインを付した部分は、修正部分である。[] 部分は引用者加筆

【表8】パブリックコメントからの変更点

【パブリックコメント版】

収入金額	主 業	副 業
300万円超	社会通念で判断	社会通念で判断
300万円以下	社会通念で判断	事業所得 (反証がある場合) 業務に係る雑所得

【修正案】

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	社会通念で判断	社会通念で判断
300万円以下	事業所得に認定されることを通達で明確	業務に係る雑所得

¹³ 国税庁「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)の一部改正(案)(雑所得の例示等)に対する意見公募手続の実施について」(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000239211>)

¹⁴ 意見公募(パブコメ)の結果は、<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000242043>

¹⁵ 2022年10月7日に発出された「所得税基本通達の制定について」の一部改正について(法令解釈通達 <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/221007/index.htm>)の解説。雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説(PDF / 270KB)

1 通達改正案への意見公募を行った理由

今回の意見公募手続を行った理由を、「国税庁においては、シェアリングエコノミー等の『新分野の経済活動に係る所得』や『副業に係る所得』について、適正申告をしていただくための環境づくりに努めているところ、これらの所得については、所得区分の判定が難しいといった課題がありました。」と説明している。

意見公募を実施した通達改正（原）案の概要や理由をおおまかにまとめると、次のとおりである。

【表9】通達改正（原）案のあらまし

①通達改正案の概要

上記の課題に対応するため、所得税基本通達を次のように改正し、雑所得の範囲の明確化する。

②「その他雑所得」の範囲の明確化

「その他雑所得」（公的年金等に係る雑所得及び業務に係る雑所得以外の雑所得をいう。）の範囲に、譲渡所得の基因とならない資産の譲渡から生ずる所得（営利を目的として継続的に行う当該資産の譲渡から生ずる所得及び山林の譲渡による所得を除く。）が含まれることを明確化する

③「業務に係る雑所得」の範囲の明確化

「業務に係る雑所得」の範囲に、営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生ずる所得が含まれることを明確にする。また、事業所得と業務に係る雑所得の判定について、その所得を得るための活動が、社会通念上 事業といえる程度で行っているかどうかで判定する。その所得がその者の主たる所得でなく、かつ、その所得にかかる収入金額が300万円を超えない場合には、とくに納税者側が反証できない限り、業務にかかる雑所得と取り扱うこととする。

④適用時期

改正後の所得税基本通達の取扱いは、2022（令和4）年分以後の所得税について適用する。

2 パブコメを斟酌し修正された通達改正原案

今回の通達改正（原）案では、「その者の主たる所得ではなく、かつ、その所得に係る収入金額が300万円を超えない場合」で、「特に反証のない限り」、業務に係る雑所得として取り扱うことは「差し支えない」としていた。すなわち、300万円の形式基準の機械的な適用に不満な納

税者は、「反証」、つまり納税者に挙証責任を負わせる筋書であった。

しかし、意見公募（パブコメ）手続を経て改正された通達では、「反証」の言葉は消え、「社会通念（reason and common sense）」および「記帳・書類の保存」をベースに判断する姿勢に転換した。すなわち「社会一般論として事業といえるレベルなのか?」、「常識的に見て副業ではないのか?」といったアバウトな基準に差し換えられた。

(1) 意見公募（パブコメ）の結果を項目区分別に検証する

こうした差換え／変更にいたった理由を精査するために、パブコメに寄せられた意見対する「国税庁の考え方」[回答]を点検してみたい。国税庁がまとめた注目すべき公募意見とそれに対する国税庁の考え方（回答）をコピーして、項目区分別に掲げると、次のとおりである。

【表10】項目区分別の意見公募（パブコメ）の結果（国税庁）2022年10月7日

《通達改正の趣旨等》	
<p>公募意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の通達改正は、副業を推進する政府方針に逆行するものではないか。 ・事業所得と雑所得の区分は、実態を見て判断すべきであり、形式的な基準を設けるべきではない。 ・通達改正案は、過去の判例を無視したものとなっているのではないか。 ・今回の通達は、従来の裁判例の考えと齟齬をきたすのではないか。 ・今回の通達改正は、増税ではないか。 	
<p>国税庁回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税庁においては、シェアリングエコノミー等の「新分野の経済活動」について、適正申告のための環境づくりに努めており、今回の所得税基本通達の改正も、その一環として実施したものです。 ・今回の通達改正により、所得区分の判定が明確化され、申告しやすい環境が整備されることから、副業を推進する政府の方針に逆行するものではないと考えています。 ・また、今回の通達改正では、「その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかにより判定する」ことを原則としつつ、社会通念での判定で事業所得に該当しない場合を明らかにしたものです。 	

<ul style="list-style-type: none"> したがって、事業所得又は業務に係る雑所得に対する従来からの考え方に変更を加えるものではありませんので、税負担額が変更されるものではないと考えています。
<p>《主たる所得か否かを基準とすることについて》</p>
<p>公募意見</p> <ul style="list-style-type: none"> どのような所得が主たる所得に該当するのか不明確である。 本業か副業かで所得区分を判断すべきではない。 フリーランスの場合は、契約形態によって所得区分が分かれる場合があるが、この場合、主たる所得はどうなるのか。 会社を辞めずに起業した者は、給与所得を得つつ、事業収入が300万円を超えない場合が多いが、こうした者も業務に係る雑所得に区分されるのか。 真面目に記帳等をしている者は、収入金額300万円以下の副業であっても事業所得と取り扱うべきではないか。 今回の通達改正により、記帳・帳簿書類の保存を行っていた者が、記帳・帳簿書類の保存を行わなくなるのではないか。 開業届が提出されているのであれば、副業であっても、事業所得と取り扱うべきである。
<p>国税庁回答</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所得と業務に係る雑所得の所得区分の判定については、パブリックコメントにおける御意見を踏まえ、主たる所得かどうかで判定するという取扱いではなく、所得税法上、事業所得者には、帳簿書類の保存が義務づけられている点に鑑み、帳簿書類の保存の有無で所得区分を判定することとし、通達を別添のとおり修正いたしました。 この修正により、収入金額が300万円以下であっても、帳簿書類の保存があれば、原則として、事業所得に区分されることとなります。
<p>《収入金額を基準に採用することについて》</p>
<p>公募意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 収入金額は業種によって差がでることから、所得金額を基準とすべきである。
<p>国税庁回答</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所得と業務に係る雑所得の区分は、従来から、その所得を得るための活動が、事業的規模で行われているかどうかを社会通念で判定すると取り扱っています。 所得を得る活動の規模に関する基準については、所得税法や消費税法の規定を踏まえると、収入金額が適当であると考えています。

<p>《300万円を基準に採用することについて》</p>
<p>公募意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 通達では収入金額300万円以下の者について雑所得と取り扱うこととしているが、300万円という基準の根拠が不明である。 事業所得と業務に係る雑所得の判定について、収入金額300万円は大きすぎる。
<p>国税庁回答</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の税制改正においては、業務に係る雑所得について、前々年の収入金額が300万円を超える場合には、取引に関する書類の保存を義務づける改正が行われたところです。 今回の所得税基本通達の改正は、上記の改正において、収入金額300万円以下の小規模な業務を営む方については、取引に関する書類の保存を求めないこととされたことを踏まえ、収入金額300万円を基準としたところです。
<p>《反証について》</p>
<p>公募意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 反証の範囲や内容が不明確である。 帳簿書類の保存がある場合は、反証となるのか。
<p>国税庁回答</p> <ul style="list-style-type: none"> 所得税法上、事業所得者には、帳簿書類の保存が義務づけられているところ、一般に帳簿書類の保存がある場合には、営利性や有償性、継続性や反復性、自己の危険と計算における企画遂行性があると考えられることから、反証に代えて、帳簿書類の保存がある場合には、原則として、事業所得に区分することとし、別添のとおり通達を修正いたしました。
<p>《施行時期について》</p>
<p>公募意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の通達改正の適用時期を遅らせてほしい。 令和4年分の確定申告からの適用は遡及適用ではないか。 改正通達の周知のため、令和4年分からの適用を見合わせるべきではないか。
<p>国税庁回答</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の通達改正は、所得区分に関するものであり、所得区分は確定申告書の提出の際に判断するものであることから、遡及適用には当たらず、所得税法上、事業所得者には、記帳・帳簿書類の保存が義務づけられていることを踏まえれば、令和4年分の確定申告から適用したとしても、納税者に影響を及ぼすとは考えていません。

・なお、国税庁においては、近年、シェアリングエコノミー等の「新分野の経済活動」について、適正申告のための環境づくりに努めており、今回の所得税基本通達の改正も、その一環として実施したものです。国税庁としては、本通達を令和4年分の確定申告から適用する必要があると考えており、納税者の方が混乱しないよう適切な周知を行ってまいります。

①問われる「名ばかりパブコメ」

以上の公募意見（パブコメ）の「Q&A」を通読するとわかることがある。それは、実質はほぼ「ガス抜き」のための、名ばかりパブコメになっていることである。

例えば、通達改正の趣旨公募意見では、「事業所得と雑所得の区分は、実態を見て判断すべきであり、形式的な基準を設けるべきではない」、「今回の通達改正は、増税ではないか」という指摘もある。これらの意見に対して、国税庁は、「事業所得又は業務に係る雑所得に対する従来からの考え方に変更を加えるものではありませんので、税負担額が変更されるものではないと考えています」と反論する。しかし、雑所得に区分されて損益通算ができなくなる納税者には、増税になるのは自明のところである。

また、公募意見では、事業所得か雑所得かの判定基準について、「どのような所得が主たる所得に該当するのか不明確である」、「本業か副業かで所得区分を判断すべきではない」、「フリーランスの場合は、契約形態によって所得区分が分かる場合があるが、この場合、主たる所得はどうなるのか」、「会社を辞めずに起業した者は、給与所得を得つつ、事業収入が300万円を超えない場合が多いが、こうした者も業務に係る雑所得に区分されるのか」という指摘がある。これらに意見に対して、国税庁は、「主たる所得かどうかで判定するという取り扱いではなく、所得税法上、事業所得者には、帳簿書類の保存が義務づけられている点に鑑み、帳簿書類の保存の有無で所得区分を判定することとし」と説明する。

その結果、「この修正により、収入金額が300万円以下であっても、帳簿書類の保存があれば、原則として、事業所得に区分される」ことになる。「一般に帳簿書類の保存がある場合に

は、営利性や有償性、継続性や反復性、自己の危険と計算における企画遂行性があると考えられる」との考え方から、帳簿保存の有無を判定基準にすることにしたと説明している。

②問われる「改正通達の解説」で闊歩する公定解釈

その一方で、国税庁が発出した「改正通達の解説」（「雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説」）¹⁶では、「帳簿書類の保存」があったとしても、国税庁側の法の適用・解釈を押し付けるために、次の場合には、事業所得として取り扱わないことを明確にしている。

【表11】帳簿書類に保存があっても事業と取り扱わない事例

（注）その所得にかかる取引を記録した帳簿書類を保存している場合であっても、次のような場合には、事業として認められるかどうかを個別に判断することとなります。

① その所得の収入金額が僅少と認められる場合
例えば、その所得の収入金額が、例年、300万円以下で主たる収入に対する割合が10%未満の場合は、「僅少と認められる場合」に該当すると考えられます。

※「例年」とは、概ね3年程度の期間をいいます。

② その所得を得る活動に営利性が認められない場合

その所得が例年赤字で、かつ、赤字を解消するための取組を実施していない場合は、「営利性が認められない場合」に該当すると考えられます。

※「赤字を解消するための取組を実施していない」とは、収入を増加させる、あるいは所得を黒字にするための営業活動等を実施していない場合をいいます。

課税庁が、こうした帳簿書類の保存があっても事業と取り扱わない事例を明示するのは、納税者や納税者を支援する税務専門職などの便宜に資するためであるというかも知れない。しかし、法源性（法的拘束力）を有しないはずの税務通達でコンプライアンス（受忍義務）が伴う判定基準を策定ないし強化する姿勢には、大きな疑問符がつく。憲法に定める租税法律主義か

¹⁶ 雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説 (<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/221007/pdf/02.pdf>)

ら派生する課税要件法定主義や課税要件明確主義に著しく抵触する。

国税庁の「改正通達の解説」、とりわけ今回のケースでは「帳簿書類に保存があっても事業と取り扱わない事例」の原案に対する事前のパブコメ手続が必要であったのではないか。

(2) 「事業」と「業務」概念の違いは

税法では、一般には権利確定主義のルールが支配し、権利確定した段階で処理することになっている。しかし、雑所得を生ずべき小規模な業務を行う者の収入及び費用の帰属時期の特例（以下 {現金主義の特例}）（所得税法 67 条 2 項）が適用になる。この対応は、2022（令和 4）年分以降の所得税に適用するために、急ごしらえでつくった感がある。

こうした法改正は、シェアリングエコノミー等がエスカレートするなか「新分野の経済活動」に対する税の捕捉の強化を狙いとしている。兼業や副業を行う給与所得者は、事業所得者や不動産所得者などと比べると、記帳、所得金額の計算、確定申告の経験の乏しく、コンプライアンス（自発的納税協力）能力も劣ることが多いとの認識に基づきとられた改正措置であろう。簡便な所得金額の計算方法に基づき確定申告ができるようにしようとの配慮があることは伺える。

もう一つの問題は、「事業」と「業務」概念はどう違うのか、ということである。所得税法では、「事業」と「業務」の使い分けをしているが、それぞれの定義ははっきりしない。所得税施行令 63 条は、事業所得を生ずる「事業」の範囲を規定するとどまる（【表 12】）。

しかし、「事業」とは異なり、所得税法令には「業務」の定義はない。

(3) 狙いは損益通算など納税者の権利利益の制限

シェアリングエコノミー等がエスカレートするなか「新分野の経済活動への税務対応をするためのツール（道具）として「業務に係る雑所得」あるいは「雑所得を生ずべき業務」という概念がクローズアップされた。

もともと所得税法には、「不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を行うもののうち小規模事業者」（同法 67 条 1 項）という規定がある。この規定を補強することもかねて、新たに「雑所得を生ずべき業務を行う居住者のうち小規模な

【表 12】事業所得を生じる「事業」の範囲

（事業の範囲）

所得税法施行令 63 条 法第 27 条第 1 項（事業所得）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（不動産の貸付業又は船舶若しくは航空機の貸付業に該当するものを除く。）とする。

- ①農業
- ②林業及び狩猟業
- ③漁業及び水産養殖業
- ④鉱業（土石採取業を含む。）
- ⑤建設業
- ⑥製造業
- ⑦卸売業及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。）
- ⑧金融業及び保険業
- ⑨不動産業
- ⑩運輸通信業（倉庫業を含む。）
- ⑪医療保健業、著述業その他のサービス業
- ⑫前各号に掲げるもののほか、対価を得て継続的に行なう事業

業務を行う者」（同条 2 項）という規定が設けられた。ここで留意すべきは「業務」の概念である。

所得税法では、「事業所得」と「業務に係る雑所得」の使い分けがなされている。とはいえ、それぞれの明確な定義は存在しない、不確定な概念である。すでにふれたように、所得税法施行令 63 条は、事業所得を生ずる「事業」の範囲を規定するのみである。

「事業所得」、「業務に係る雑所得」のいずれにあてはまる場合でも、「総収入金額－必要経費」が所得金額になるという計算構造は同じである。しかし、税額の計算上では取扱いに差異がある。どちらにあてはまるかによって、納付する税額にも大きな違いがでてくる。

具体的には、「業務に係る雑所得」にあてはまると、「事業所得」には適用される「青色事業専従者給与の必要経費算入」や「損失が生じた場合の給与所得等との損益通算」、「純損失の繰越控除」などの適用ができなくなる。結果的に、副業収入が「業務に係る雑所得」にあてはまると、「事業所得」に該当する場合より税負担が増える可能性がある。

つまり、課税庁からすると、ある所得を雑所得に分類することが可能であれば、給与所得等他の所得からその所得の赤字分の控除を認める必要はなく、税収減を防げる。納税者は、雑所得の赤字はゼロとして申告することになるからである。この点が、課税庁側が「事業所得」と

「業務に係る雑所得」の区分、線引きにこだわる最大の理由といえる。

現実の事業所得と雑所得の区分が争われた争訟事例においても、納税者に生じた損失の取扱いを争点とするものが多い。

(4) 問われる通達による「業務に係る所得」区分明確化

雑所得は、10種類の所得区分のうち、利子所得から一時所得までの他の9種類の所得区分に該当しない様々な所得を一括したものである。一応、①公的年金等の雑所得、②業務にかかる雑所得〔副業にかかる所得：原稿料やシェアリングエコノミー等に係る所得など〕、③その他の雑所得〔先物取引などにかかる所得〕などに分類できる。しかし、雑多な所得の寄せ集めであり、事業所得、不動産所得、譲渡所得、山林所得など他の所得との関連性も強く、その区分の判断は至難である。今回の改正通達は、こうした事例にどちらかといえば課税庁側が有利に解釈・対応できるようにしようという提案であるようにも見える。

この改正通達は、「業務」か「事業」かの判断が問われる事例では、「社会通念」という基準で区分／線引きをしようと試みる。しかし、税法の事実認定や適用・解釈にあたっては、「疑わしきは課税庁の利益に (in dubio pro fisco)」のルールと、「疑わしきは納税者の利益に (in dubio contra fiscum)」のルールの対立がある。

【表 13】社会通念と租税法律主義



納税者は「疑わしきは納税者の利益に」のルールを社会通念と考える。一方、課税庁側は「疑わしきは課税庁の利益に」のルールを社会通念と考えているのではないだろうか。私たちリベラルな研究者は、憲法が保障する租税法律主義 (tax legality principle) のもとでは「疑わしきは納税者の利益に」のルールが社会通念だと考える。ということは、所得区分に、その金額の多寡や社会通念の基準を持ち込むことに対しては大きな疑問符がつく。

①雇用類似の働き方で得た副業収入は給与所得では？

例えば、そもそも、ウーバーイーツや出前館など就労仲介型デジタルプラットフォームとスマホアプリを使って雇用類似の働き方をしているギグワーカーが得る収入は、「事業所得」や「雑所得」ではなく、「給与所得」ではないか、との主張もある。

事実、イギリスの最高裁判所は、ウーバー社のスマホアプリを使ったライドシェアリング(自家用車の相乗り)サービスの運転者は、請負契約に基づく一人親方ではなく、雇用契約に基づくウーバー社の従業員であるという判決を下している【Uber BV and others (Appellants) v. Aslam and others (Respondents) 9 Feb. 2021 [2021] UKSC 5 UKSC 2019 / 0029】。この判決により、ウーバー社のデジタルプラットフォームやアプリを介して雇用類似の働き方をする運転者は、従業員としてのあらゆる保障、最低賃金、労災保険、健康保険、残業代、有給休暇などを保障されるにいたっている¹⁷。「業務」に係る所得は、給与所得という解釈もありうるのではないか。

ちなみに、東京都労働委員会は2022年11月25日、料理配達「ウーバーイーツ」の運営会社などに対し、配達員の労働組合と団体交渉に応じるよう命じた (https://www.torouei.metro.tokyo.lg.jp/image/2022/meirei2-24_besshi.html)。スマホアプリを介してオンラインで単発の雇用類似の仕事を請け負う「ギグワーカー」を労働組合法上の労働者とする法的判断は国内初である。ウーバー側は不服として再審査／訴訟をするではないか。

従来、主要国の労働法制は、雇用される働き手を標準とし、ギグワーカーは自営業者とみなしてきた。しかし、諸外国では急増するギグワーカーの不安定な身分や社会保障の脆弱さを問題視して労働者と同じ権利を与える動きが広がる。欧州連合 (EU) の欧州委員会は2021年に、一定条件でギグワーカーを労働者とみなす法案を公表している。わが国でも頭の切り替えが必要な時期に来ている。

ちなみに、雑所得について、発生主義ではな

¹⁷ コラム「イギリスの最高裁、『ギグワーカーは従業員』の判決」国民税制研究7号(2021年)119頁参照 (<http://jti-web.net/archives/1255>)。

く現金主義に基づく帳簿保存を可能とするとともに、業務にかかる収入金額が1,000万円以上の場合、収支内訳書の添付などを義務化したこと（所得税法120条6項、所得税法施行規則47条の3/102条）は、所得課税に加え、インボイス方式【適格請求書等保存方式】（インボイス+帳簿の保存）の消費税とのリンケージも視野に入れた対応ではないか。もちろん、最近はやりのアフィリエイトなどを除けば、業務にかかる雑収入が1,000万円以上の納税者を想定するのは至難であるが。

②職業選択の自由から見た副業／兼業収入にかかる「所得」の判定

また、例えば、現行の所得税基本通達35-2の例示のなかに、「(4) 原稿、さし絵、作曲、レコードの吹き込み若しくはデザインの報酬、放送謝金、著作権の使用料又は講演料等に係る所得」がある。これは、事業所得か雑所得かの区分について判別の困難な典型事例の1つである。

例えば、フリーランスの切り絵作家で親から受け継いだ不動産からの所得を有する事例を考えてみよう。コロナ禍で作家としての所得より不動産所得が多く、作家としての収入金額が300万円を下回る場合に、その芸術家としての職業を否定する判断を課税当局が行うことが許されるかどうか問われる。

こうしたケースで、反証は納税者の一方的な責務であり、その責務を果たさない限り、課税当局による憲法が保障する職業選択の自由（22条1項）や経済取引への不当な介入も許されるとすれば、もはや民主国家の税務行政とはいえない。状況によっては、公権力がその納税者の芸術家としての名誉を棄損することになりかねない。

改正通達では、こうした挙証責任の納税者側への転嫁は、結果的になしとなった。にもかかわらず、収入300万円基準（形式基準）による職業の特定や所得区分の特定は、職業選択の自由を否定し、不合理かつ差別的な公権力の行使にあたりかねない。「社会通念」という概括概念を用いることになったが、これでも不透明さは

解消できない¹⁸。むしろ、不透明さが増したのではないか。

今回の改正通達で、国税庁は、原則として「帳簿書類の保存がない場合」には、「業務に係る雑所得に該当する」との判定基準を採用する旨を明確にした。言いかえると、改正通達では、判定の基準を、「主たる所得」か否かに置くのではなく、原則「帳簿書類の保存」の有無に注視することに改めた。

加えて、形式基準（300万円や1,000万円）や概括概念（社会通念）を用いることにした。これにより、一見雑所得の範囲が明確化され、納税者の利益に資する方向に解決されたように見えるものの、実際はどのようなのだろうか。

副業の内容は、ますます多様化してきている。また、コロナ禍などの災害等により大きく左右されることもある。「業務」の法的定義が不明確なままでは、所得区分の判断においては、課税庁の専断が闊歩するのではないか。

ちなみに、裁判所は、事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有する所得をさす、と判示している（最高裁昭和56年4月9日判決・民集35巻3号672頁）。こうした司法判断との整合性も問われている。

むすび～通達課税、公定解釈の闊歩で揺らぐ租税法律主義

今回の通達改正は、通達による「業務（副業）に係る所得」区分を明確化しようとするものである。とはいっても、所得の種類についての本法（所得税法）そのものは改正されていない（所得税法23～35条）。通達を使って雑所得の区分適用に関する要件や取扱いの明確化を容認することは行政立法を放任するに等しい。通達は法源性〔法的拘束力〕を有しないと憲法に定める租税法律主義から派生する課税要件法定主義や課税要件明確主義とぶつかる。行政立法を当然視することにもつながり、実質的に立法権への侵害を意味する。

政府が副業を後押しする状況において、国税

¹⁸ 今回の改正通達に対する税の実務家からの有益な指摘として、岡田 俊明「事業所得を雑所得に？」税理士新聞1747号（2022年10月25日号）、同「収入300万円以下でも『事業』」税理士新聞第1752号（2022年10月25日号参照）。

庁は、副業にかかる所得税の納税環境の整備のために今回の通達改正を急いだ感がある。今回の改正通達は、2022 年年 10 月 7 日に発出されている。この改正通達を「2022 (令和 4) 年分以後の所得税について適用」とするのは、遡及適用の疑いがでてくる。税法の不利益適用を禁止する租税法律主義の原則とぶつかるのではないか。とりわけ、今回の改正は、納税者に対する受忍義務を強化する内容である。拙速な改正通達の施行で、法的安定性や予測可能性はほとんど担保されない状況にあり、違憲な遡及適用にあたるのではないか。

今回の拙速な雑所得の範囲の「明確化」により、逆に事業所得に分類されるべき所得を有する納税者への影響も小さくない。

一例をあげると、事業所得と雑所得の分類があいまいな所得を明確にすることを狙いに設けられた 300 万円という形式基準自体にどのような根拠があるのか不明確である。これが、事例によっては、所得の種類や区分の判定のみならず、行政庁である国税庁に対して、納税者の職業選択の自由を縛ることにつながる税務取扱いにお墨付きを与えることにもなりかねない構図になっている。

こうした例のほかにも、今回の改正通達には問題が山積している。再点検が必要である。

国税庁が、意見公募（パブコメ）手続を使って「名ばかり納税者参加」を PR する。国税庁は、寄せられたパブコメにはもぐらたたきをし、そのうえで、自らが作文した税務通達、解釈通達

を使い、自分らに都合のよい法の適用や解釈を納税者に押し付ける。こうしたパターンは、税務行政モデルは、立法府や司法府の軽視につながっているだけでなく、納税者の権利利益をむしばむことにもつながっている。まさに、国税庁が発出した「改正通達の解説」（「雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説」）¹⁹ の中身が問われている。国税庁（公権力）が自分らに都合のよい課税取扱いや法令の適用・解釈などの作文をすることで、納税者の自由な事実認定や法令の適用・解釈の抑制につながっているからである。

確かに、国税庁の改正通達解説などに盛り込んだ「公定解釈」に不服な納税者には司法救済の道が開かれているというかも知れない。とはいえ、とにかく「公定解釈」を「経典」としがちな行政追従の消極司法の土俵で納税者が勝つのは至難である。こうした現実も直視しないとイケない。

意見公募（パブコメ）手続は、外見的には納税者の手続的な権利利益につながる「光」のようにも見える。しかし、実質は、通達行政の「影」を覆い隠す役割の方が大きいのではないか。納税者が、とりわけ税法の適用や解釈において国税庁の「公定解釈」に縛られることなく、言いかえると立法府や司法府の役割にもっと期待が持てるように、「ガス抜き」に過ぎない現行の意見公募（パブコメ）手続を、納税者が主役の視点から抜本的に改革する必要がある。

¹⁹ 雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説 (<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/221007/pdf/02.pdf>)

時流を読む / Current topics

税務のデジタルシフトとゾンビ税理士

脱炭素社会化の大波をかぶり、自動車関連産業は大揺れだ。エンジン（内燃機関）車からモーターの電気自動車（EV）への大きな変革、つまり「EVシフト」が本格化しているからだ。自動車部品大手が破綻、ガソリンスタンドの廃業も相次ぐ。わが国の自動車関連就業人口はおおよそ530万人。EVシフトは、産業構造、就業人口に大きな影響が及ぶ。高性能の車載バッテリー開発事業への転換、急速充電スタンド経営に舵を切るなど、EVシフトで産業界全体の学び直し（リスキリング）は不可避だ。

経済が大きくデジタル／オンラインの空間に拡大している。税務専門職業もデジタル化／オンライン化（DX）の大波をかぶっている。電子帳簿保存、デジタルインボイス、AI（人工知能）を使った判断業務の拡大など、「税務のデジタルシフト」は止まらない。紙／文書に執着する税理士の職域を確実に浸食しはじめている。にもかかわらず、時代の流れに無知で、デジタルリテラシー〔最新のデジタルテクノロジーを使う資質〕を欠き、デジタルデバイド〔情報技術格差〕を権利として主張する税務専門職も少なくない。無償独占、既得権益で成り立ってきた殿様ビジネスが忘れられない。学び直しは嫌いだ。デジタル投資の効率化のための集団化は要らない。かといって、廃業もできない。いわゆる「ゾンビ税理士」である。

税理士は、政府規制でつくられた税務の専門職である。「資格」さえ取れば、税務署のお手伝いさんとして、生涯安泰で「理想」的な生活ができるはず・・・?? というので、正規の試験に合格しなくとも、税務署に勤めたり、大学院へ通ったり、いろんな方法で「資格」取りゲームが続いていた。ところが、「税務のデジタルシフト」で、「理想」の行先が不透明になってきた。ふり返って見ると、どの時代でも永続する「ユートピア（理想郷）」はなかった。「デストピア（暗黒郷）」の方が多かった。

1810年代のイギリスで、産業革命に反対し「機械打ち壊し運動／ラダイト運動」が起きた。

これをまね、税務のデジタルシフトに反対し、「ネオ・ラダイト運動」を続ける税務専門職も少なくない。しかし、子どもの頃からネットゲームやスマホを自由に操り、オンライン授業を受け育ってきた「デジタルネイティブ」が台頭する時代は間近だ。いずれ、税務専門職も、デジタルネイティブが主流の時代になる。ネット社会のなかで育ってきたデジタルネイティブが台頭するなか、「理想」に執着し、あぐらをかく者は、「現実」に復讐される・・・。

税理士の関与先（顧問先）の方が総じて、電子帳簿保存、デジタルインボイスの導入など「税務のデジタルシフト」に積極的だ。不本意でも、ついていけないと廃業しかないからである。中小零細事業者は概して、ゾンビ企業に転落しないように努力し、従業者の生活守るのに必死だ。「どんどこい税務のデジタルシフト！」でないと生き残れない。

ところが、その企業を指導するはずの税理士が、「赤信号、みんなで渡れば怖くない！」とか揶揄し、豪語している。「電帳法の施行がのびたとか、デジタルインボイスでも紙で保存できるんだから・・・」とか屁理屈をこねている。

「税務のデジタルシフト」で、税理士8万人弱＋従業者を抱える税理士界の行方に不透明感が増している。

税務専門職のほとんどは、零細事業者だ。税理士業の特徴は、政治の世界と似ている。「世襲」、「家業」型ビジネスで、一族を守る気概があっても、従業者を守る気概のない人も少なくない。税理士事務所は「企業」の体をなしていないところも多い。従業者も、希望がもてないからすぐ辞める。経費で会食し、高級車を乗り回す一方で、デジタル投資はケチる。これが原因で、ゾンビ税理士予備軍になっている人も多いのではないか。確かに税務のデジタルシフトには、かなりの投資が要る。退場するか、集約化で存続をはかるか、いずれかの方向に進むしかない。税務のデジタルシフトは、この業界の「土壌改善」の好機かもしれない。(W)

編集後記

『国民税制研究』第8号を無事発刊できた。執筆者各位に対し、心から謝意を表す。今号では、石村耕治 *JTI* 代表に時機を得た課題について執筆をいただいた。どの論説も、オリジナリティのある力作である。

「タックスインデクセーションと租税法律主義～アメリカでは常識の『物価スライド税制』」は、アメリカとわが国では税制の常識に大きな違いを見事にあぶり出している。日経新聞8月21日朝刊では「インフレ税」についてふれている。「国民には『見えぬ負担』」と書いてはいるものの、アメリカの物価スライド税制については一言もふれていない。インフレ税退治策の処方箋なし、取材力の貧しさが問われている。議論はもう要らない。わが国でも早急な物価スライド税制の導入が要る。

「アメリカ連邦電子帳簿書類保存規制～自発的納税協力と帳簿書類等の電子化」は、他国の帳簿書類のデジタル化の動向を知るためにも役立つ。アメリカの場合には、現実の税務調査や納税者の自発的納税協力と一体化した形で帳簿書類のデジタル化が進められているようである。この点、わが国では、受忍義務違反が青色承認取消しにつながるかなどで曖昧な対応も目立つ。「納税者の権利が護られてはじめてデジタル化はゆるされる」の精神とぶつかるのではないか。

「通達による『業務に係る雑所得』区分の明確化と租税法律主義～シェアリングエコノミー対応での『所得税基通 35-2 改正案』とは」は、憲法の面からも切り込んだ論考である。洞察力の良さを感じる。

(*JTI* 編集局長 中村克己)

【入会のご案内】

JTI のHP <http://jti-web.net/>

郵便振込口座番号：00280-7-135937

国民税制研究所（コクミンゼイセイケンキュウショ）

《他行からの振込の場合：(店番) 0 2 9 当座、口座番号0135937》

国民税制研究所

(*JTI* =Japan Tax Institute)

〒220-0004 横浜市西区北幸2-9-10 横浜HSビル4F (税)シンワ総合税務 横浜事務所内

【Tel 045-311-5162】【Eメール info ■ jti-web.net】※メール送信時には「■」を「@」に変えて送信ください

代表：石村耕治

事務局長：辻村祥造

発行日：2022年12月

編集／発行人：中村克己

Contact: *JTI* =Japan Tax Institute

C/o Shinwa Tax Accounting Firm., 4F Yokohama HS Bldg. 2-9-10

Kita-saiwai, Nishi-ku, Yokohama-city, Kanagawa, 220-0004 JAPAN

【Tel 045-311-5162】【Mail add : info ■ jti-web.net】※When mailing, please change 「■」to 「@」.

◎ 国民税制研究 第8号 < ISSN 2188-6970 >

® JAPAN TAX JOURNAL No.8
(Kokumin zeisei kenkyu)

December 2022

《ISSN 2188-6970》

《 Contents 》

【Preface】 Why the legality principle of taxes in the constitution of Japan matters

Shozo Tsujimura

【Article】 Why tax indexing matters: Taxation to fix inflation and tax legality principle in the US

Koji Ishimura

【Article】 The IRS regulatory implications of electronic records retention

Koji Ishimura

【Note】 Creating new income classification by ruling and tax legality principle

Daisuke Motomura / Koji Ishimura

【Current topics】

【Editor's Note】

Katsumi Nakamura

JAPAN TAX INSTITUTE, *JTI*
(Komumin-zeisei-kenkyuusho)

Yokohama, Japan
<http://jti-web.net>